

サステナビリティ研究 Vol.5

目 次

<特集論文1>

解題：復興支援・政策の課題とその持続可能性を問い直す —福島原子力災害からの4年を迎えて—	石井 秀樹	3
長期化する原発避難の実態と復興政策の現実	佐藤 彰彦	5
原発賠償の問題点と分断の拡大 —復興の不均等性をめぐり—	除本 理史	19
生産から検査までの持続可能で体系立った放射能対策の構築	石井 秀樹	37
原発事故被災地再生政策の転換 —地域政策からのアプローチ—	長谷部 俊治	51

<特集論文2>

解題：震災、原発事故とメディア	小林 直毅	67
操作された「記憶の半減期」 ～フクシマ報道の4年間を考察する～	七沢 潔	71
原子力政策における正当性の境界 —政治的象徴としての「平和利用」—	烏谷 昌幸	91
テレビアーカイブとしての震災、原発危機	小林 直毅	109
テレビが記録した「震災」「原発」の3年 —メタデータ分析を中心に—	西田 善行	125
生活情報番組における「放射」報道の変化 ～報道番組アーカイブのメタ・データよりみる人為時事性の考察～	加藤 徹郎	145
投稿規定		163

特集論文 1

解題：復興支援・政策の課題とその持続可能性を問い直す —福島原子力災害からの4年を迎えて—

石井秀樹

福島第一原子力発電所事故から4年が経過した。今日では、原子炉の再臨界リスクや、それに伴う“さらなる”放射性物質が漏洩する可能性は低下し、一時の国家存亡に関わるような危機的事態は回避された。空間線量も2011年当時に比べれば、確実に低下している。そして避難指示の出なかった地域では“一見”事故前と変わらぬ景観や日常生活が広がり、避難指示が出た川内村や広野町、飯館村や南相馬市などでも帰還が争点となるなど、復興は少しずつ前進しているかに見える。

ところが被災者の現実は今なお過酷である。福島県内外への避難を続ける人々は12万人以上おられる。避難はせずとも、放射能の健康不安、進まぬ除染、不完全で偏った補償や賠償、農林水産業や観光業の深刻な風評被害など、数多くの課題が山積している。原発事故がもたらした被害は、放射能による環境汚染という物理的被害を超えて、人的被害、社会経済的被害にも及び、被害の全体像の把握すら容易ではない。

先行き見えない現実を前に、被災者は“真綿で首を絞められるような感覚”、“ゴールのないマラソンを走り続けるような徒労”に苛まれ、この4年間、疲弊と消耗の日々が続いている。被災地からは、「問題に立ち向かう気力が減退した」、「もうあきらめるしかない」、「現実から逃れたい」といった声が聞こえてくる。被災者のこうした想いがさらに顕在化し、今の状況のまま放置されれば、被害が長期化・深刻化するばかりか、原子力災害の被害が社会化されずに過小評価され、やがては

風化・忘却してしまう。今はまさに、その瀬戸際にある。

これまで日本は、地震、津波、火山、台風、洪水、地すべりなど、数多くの自然災害を経験してきた。これらの災害は、時におびただしい数の尊い命を奪い、固有の文化と歴史をもった地域を根こそぎ破壊してきた。その過酷さ、悲惨さは繰り返すまでもないが、日本人はこれらの災害と向き合い、自然との折り合いをつけながら生活・生存基盤を構築してきた。災害被害をゼロにできないが、これらの災害に対して、長年の経験や蓄積、及び復旧、復興、再生に関わる多くの成果はある。

その一方、福島での原子力災害は未曾有の経験であり、私たちはこの災害（あるいは人災としての側面を意識するならば、事件・事故とも言うべきか）に対して、どのように向かい合い、復旧、復興、再生へと繋げてゆくのか、十分な蓄積も経験もない。

しかしながら先行きの見えない状況が続くことの原因を、私たちにとって原子力災害がはじめての経験であったことに帰着してはならない。被災者の苦悩と困難は続いており、一刻も早い救済を必要としている。なにより原子力施設が過酷事故を起こせば、大量の放射性物質の漏洩と、甚大な被害が及ぶことは以前から指摘されることであった。東京電力と、国策として原子力政策を進めてきた政府の責任は重大である点は言うまでもない。被災者の救済、ならびに事故の再発防止をするためにも、事故発生の原因解明と責任追及を徹

底しなければならない。また被災地の復旧、復興、再生に向けて、今日の政策や支援における失敗や機能不全があるならば、その問題を検証するとともに、これを謙虚に認め、改善を図らねばならない。そしてこの失敗を教訓とし、世界中の人々と共有することが、原子力災害が生じた日本で暮らす私達の大きな責務である。

事故から4年が経過した今日、『サステナビリティ研究』の特集で、なぜ福島原子力災害を問うのか。被災者救済と被災地再生の遅れを鑑みる時、遅きに失した事柄も少なくなく、「4年が経過して今更！」といったご意見もあるかもしれない。だが私たちは、必ずしもそうだとはいえない。被害は今も存在し続け、そればかりか、むしろ被害は多様化・複雑化し、その深刻さは高まっているとさえ思えるからである。今からでも手を打たなければならない課題が無数にあると考えているからだ。

そして我々は、こうした問題がある種の「人災」だと考える。原発事故が天災なのか、人災なのか？という議論もあるが、被災者の困難が維持・増大している現実、明らかに天災ではない。被害がなぜここまで多岐に渡り、複雑化し、長期化したのか。防げた被害はなかったか、あるいは政策や支援の失敗で被害が拡大した側面はなかったのか、その検証を始めなければならない。原子力災害における一次被害はむろん放射能汚染だが、被災地はこの一次被害に喘ぐだけでなく、場合によっては政策、および各種の復興支援の失敗や機能不全により、二次的、三次的な被害も被っているからだ。

本特集では、このような現実を踏まえて、原子

力災害の被災地再生の持続可能性を問うことを目的とする。その理由の第一は、放射能は人為的に無くすることができず、除染にも限界があることから、これから数十年、あるいは100年スケールの視野でもって、原子力災害からの復興を考える必要がある点である。第二の理由は、4年経った今だからこそ、顕在化した問題群があり、風化と忘却への崖っぷちにある今日、改めて原子力災害の現実に根本から焦点を当てる意義は大きいと考えるからである。第三の理由は、事故直後から試行錯誤の中で進められてきた“緊急時対応”を振り返り、その成果と失敗を検証しながら、中長期的視野での“恒常的対応”へのギア・チェンジが必要だと認識するからである。本特集では、こうした課題設定に対して現時点では十分な答えを出すことができていないかもしれないが、今この時期に提起しなければならない重大課題だと認識している。

本特集の構成は以下である。

佐藤彰彦（福島大学）「長期化する原発震災の実体と復興政策の現実」

除本理史（大阪市立大学）「原発賠償の問題点と分断の拡大―復興の不均等性をめぐって―」

石井秀樹（福島大学）「生産から検査までの持続可能で体系立った放射能対策の構築」

長谷部俊治（法政大学）「原発事故被災地再生政策の転換―地域政策からのアプローチ―」

展望の見えない原子力災害の現実に、本特集が一石を投じることができていれば幸いである。

石井 秀樹（イシイ・ヒデキ）

福島大学うつくしまふくしま未来支援センター

長期化する原発避難の実態と復興政策の現実

Actual situation of Nuclear Refugees and the Reality of reconstruction policies

佐藤 彰彦
Akihiko Sato

Abstract

In this paper, we will examine the life situation of evacuees following their evacuations based on the results of eight town meetings that TCF held between July 2012 and March 2013. To understand the problem structure, we will use the KJ method. We have reorganized resident comments from the town meetings into 1,052 statements on the meaning of problems and issues in their evacuation experiences. We performed KJ method analysis on these data. The most common expressions by evacuees concern the deprivation of life and livelihood that had existed in their home town. Though the evacuees' sense of loss has grown as their evacuation has been prolonged, their anxieties of livelihood and health due to radioactive contamination do not appear to have any easy way of being resolved. In this unstable environment, evacuees have faced various problems with regard to returning home and rebuilding their lives. A major concern is their sense of responsibility for and anxiety about their children's future. This concern is shared among many residents, regardless of gender or age. On the other hand, how have the evacuees accepted the policies developed by county and national governments? From the results of the labeling work using the KJ method, we can see that residents primarily believe that "Zone restructuring is due to convenience for policymakers and the supplier side, and was not intended to be designed for town residents." In other words, people think that the national and county governments focused on reaching a quick settlement of the nuclear accident through compensation and the return of evacuees. Furthermore, many of the evacuees believe that the county government has given unfavorable treatment to evacuees living outside the prefecture. Evacuees are worried not only about the trends of county or national government but also that the reality of the primary damage has faded in the minds of the general public.

Keywords: Fukushima Daiichi nuclear power plant accident, town meeting, large-scale evacuation, KJ method

要 旨

本研究は、質的統合法（KJ法）を用い、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で避難を余儀なくされた人たちが直面している諸問題について構造的な分析を行ったものである。福島県富岡町の住民自助団体が

2012年7月から翌13年3月にかけて全国各地で開催したタウンミーティングで語られた住民の声をデータ化し分析作業を行った。その結果を概観すると次のとおりである。避難実態として住民のなかでもっとも共有されているのは、地域に存在していた「暮らし」や「人生」が奪われたことに対する喪失感である。避難生活の長期化に伴って避難者の喪失感が高まってくるが、それらは放射能汚染による健康不安や生活不安に起因しており容易に解決される問題ではない。住民はそうした不安定な環境のもと、生活再建と帰還の狭間でさまざまな問題に直面し続けている。自分たちの生活再建や将来的な帰還判断を左右する大きな要因のひとつとして、子どもたちの将来に対する不安と責任があるが、これは年代や性別を問わず住民間に共有されている。一方で、避難者にとって国県等による政策展開はどのように映っているのだろうか。質的統合法の分析結果からは、これまでの復興政策は帰還と賠償による原発事故の早期決着が重視され、被災地ならびに被災者のニーズに必ずしもかなっておらず、そうした復興政策の背景には、被災地の現状を十分に理解していない国民世論の存在があることなどが導出された。

キーワード：福島第一原発事故、タウンミーティング、広域避難、質的統合法

はじめに——問題の所在

東日本大震災とそれに起因する東京電力福島第一原子力発電所（以下「原発」）の事故からすでに4年近くが経過し、この間、国県レベルでさまざまな復興政策が展開されてきた。しかしながら、被災地や被災者が直面し抱えてきた問題の多くはその根本的解決に至っていないのが現実ともいえよう。多額の公的資金が投入されながら、従来の復興政策や支援策は必ずしも現場のニーズに合致しないまま急速に展開し、被災者や被災地が翻弄されている感が否めない。このことはたとえば、被災自治体主催で開催されてきた住民懇談会や説明会等の経緯からも説明がつきそう。すなわち、住民感情からすればその機能を果たしてこなかった行政や議会に対する不平・不満、あるいは、復興政策を牽引してきた国県に対する怒りが収まらないままに、自分たちがおかれている現実が——いくら声をあげても——改善されない状況が繰り返され、やがて懇談会等への参加者が低迷してきたことなどからも明白であろう。このことは後に明らかになるが、とくに国の政治・政策が地域の帰還・復興に大きな影響力を持ち続け、被災者や被災地の苦悩を増長し、結果的に彼らの生

活再建や地域復興を阻害する要因になっているのである。そこで本稿では、原発事故ならびに避難にかかる実態を整理し、政策的対応課題を明らかにすることを目的とし、以下論じていくこととする¹⁾。

1 原発避難等にかかる研究動向

原発災害をめぐり、避難生活の長期化にともなって被災者・避難地が直面している問題は事故後からさまざまな経緯をたどり複雑多岐に及んでおり（山下ほか2013、佐藤2013cなど）、先行研究でも扱われてきたところである。たとえば第一に、原発事故後の比較的早い段階から個々の被災自治体に焦点をあてた研究がある。いわき市における被災状況を扱った川副早央里・浦野正樹（2011）、楢葉町を対象として避難経緯や行政機能再編等に焦点をあてた大橋保明・高木竜輔（2012）、菅野昌史・高木竜輔（2012）、柳澤孝主・菊池真弓（2012）、飯館村における震災前後の政策過程を扱った佐藤彰彦（2012、2013a）などである。また、原発事故に伴う強制避難、自主避難、これらの受入れ支援など、震災後の原発避難の状況をさまざまな見地から扱った論集とし

て山下祐介ほか（2012）がある。さらに、福島県外への避難や避難先での受入れ支援にかかる研究として中越大震災の教訓と新潟での原発避難者受入れを扱った松井克浩（2012）のほか、山形、埼玉、和歌山、愛知、沖縄など各地での取り組みを対象とした研究が進められている。一方、複数の被災自治体を対象とした研究も進められてきた。原発事故後の避難状況を量的に分析した研究として、双葉郡八町村の全避難世帯調査を行なった丹波紀史（2012）のほか、警戒区域内外からの避難者を対象として継続調査を行っている今井照（2011a、2011b、2012）があげられる。これらの他にも、原発事故を法制度的なかわりから捉えた金井利之（2012）や除本理史（2013）の研究などは、社会学ほかとの学際的接合可能性を示唆するものといえよう。

こうした先行研究のなかでは、被災地域や当該の自治体、あるいはその背後にある法制度等の問題が扱われ、震災後豊富な蓄積がなされてきた。しかしながら、それらの内に潜む問題群を体系的に整理・分析した十分な研究は未だみられない。そこで本稿では、延べ千を超える避難者の発話データを質的統合法（KJ法）（以下「質的統合法」）によって分析した結果を用い、そこからみえる原発事故ならびに避難にかかる問題構造を紐解いていく。なお、質的統合法によるデータ分析は山浦晴男氏²⁾の協力を得て行った。

2 研究・分析方法など

2-1 タウンミーティング

本稿では、福島県富岡町の住民自助活動組織「とみおか子ども未来ネットワーク」（以下「TCF」³⁾）が2012年7月から2013年3月にかけて計8回にわたり全国各地で開催してきたタウンミーティング（富岡町から全国に避難している住民による意見交換会）（表1）から得られた発話データを用いて下記の質的統合法により分析した結果に依拠しながら論じていく。

タウンミーティングには2つの大きな特徴がある。1つは町民のみに参加を限定した「クローズド会議」を設け、参加者どうしが避難生活で抱えている不安や怒り、心配事など思いの丈を吐き出せる環境を重視している点である。もう1つの特徴は、たとえば高齢者どうし、子育て世代の女性どうしなど、できるだけ世代や属性の近い人たちどうしでグループ分けを行い、あえて「偏った議論」ができるよう配慮していることである。

こうして開催してきた毎回の会議から参加者すべての発言を書き起こし、次に示す「単位化」という作業を行うことで発言のセンテンスを個別データとして扱えるようにする。以下本稿では、これらデータの分析結果をもとに、原発避難者が置かれている現状を整理しつつ、そこに内在する問題を明らかにしていく。

表1 タウンミーティングの概要

年月日	タウンミーティングと関連事業	開催場所	
2012年	2月 11日 とみおか子ども未来ネットワーク設立総会	福島県 いわき市	
	6月 9日 プレタウンミーティング in いわき	福島県 いわき市	
	7月 8日 ①第1回タウンミーティング in 宇都宮	栃木県 宇都宮市	
	9月 8日 ②第2回タウンミーティング in いわき	福島県 いわき市	
	9月 22日 ③第3回タウンミーティング in 長岡	新潟県 長岡市	
	10月 27日 ④第4回タウンミーティング in 郡山	福島県 郡山市	
	11月 17日 ⑤第5回タウンミーティング in 横浜	神奈川県 横浜市	
	2013年	1月 12日 ⑥第6回タウンミーティング in いわき	福島県 いわき市
		2月 11日 ⑦第7回タウンミーティング in 飯田橋	東京都 千代田区
		2月 16日 とみおか未来会議	福島県 郡山市
3月 23日 ⑧第8回タウンミーティング in 大宮		埼玉県 さいたま市	

（注）表中の丸付き数字はタウンミーティングの開催回を示している。

2-2 質的統合法

質的統合法は、川喜多二郎氏が開発した KJ 法を基本に山浦氏が改良を加えた思考・問題解決・合意形成に用いられる質的調査手法のひとつである。地域課題の抽出やその解決に必要な施策・事業等を検討する際に現場で用いられることが多いが、本ケースのように収集された質的データを用いて分析を行うケースも少なくない。具体的には、タウンミーティングで得られた住民の声のなかから、避難生活上の問題・課題としての意味を持つ発言をすべて抜き取り、それぞれを独立したひとつの意味を持つセンテンスに分割する（1,052 センテンス）。分割された文章はそれだけでは意味をなさないものもあるため、前後の文脈からカッコ書きで補足説明を加え、独立した意味をもつセンテンスに整理する。この作業工程を単位化という。これら単位化されたデータのなかで類似する内容の個別データを統合化しながら相互の関係性から空間配置を行う。この作業工程を繰り返し階層的に積み上げ、樹形図のような階層構造図を作り上げていく。これらの作業を山浦氏の全面的な協力を得て行った。その最上位階層を整理した結果が図 1 である⁴⁾。

3 分析と考察

3-1 全体構造

以上の方法にもとづき、そこから得られた問題構造をみていくが、まず、被災当事者の発話分析から導出された原発避難をめぐる問題構造の全体像を俯瞰することからはじめたい。原発避難にかかる問題の全体構造のうちに通底して存在する問題は、(避難者が現在の状態から)いかに生活を再建するかにある。分析からは、その解決策として模索されるいくつかの方向性が明らかになった。その第 1 の方向性は「自力によって再建をめざす方向」である。しかし原発事故は住民から資産・職・住居……さまざまなものを奪い、避難者たちはこれら<失ったもの>を取り戻す難しさと、従来から描いていた人生設計とその安心感を喪失したことからくる閉塞感に苛まれている。ここには、いまなお強いられている避難生活の現状や当事者たちに対する世論の受け入れ姿勢が排除の方向に転じつつあることも拍車をかける結果となっている。

第 2 の方向性は、個人と社会という意味において第 1 の対極にある「社会的合意形成によって再建をめざす方向」である。しかしこれもまた、「本来役割を果たすべき機関や組織等が機能不全に陥

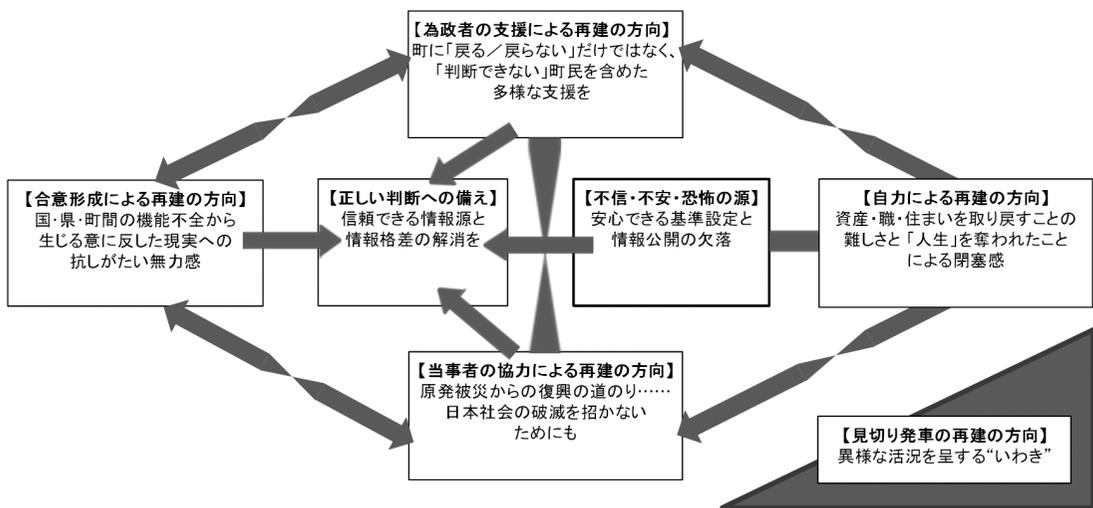


図 1 タウンミーティングから得られた原発避難問題にかかる構造図

り、避難者にとっては常に意に反した現実が繰り返し出現する」ばかりで、避難者たちはそれに対して抗しがたい無力感に陥っている。すなわち、避難者は、国県町のレベルにおいて議会制民主主義に基づく仕組みが機能せず、さらに町民側は避難によって皆の考えをまとめることが難しく、結果として意に反する現実が起こっても国県が示す方針に従わざるを得ず頼らざるを得ない状態が続いていることに抗しがたい無力感と被害者意識を強めていることが浮き彫りになった。

しかし、自力再建の道が困難を極め、そこから脱出するために彼らが直面している問題を社会的合意によって政策的に解決することすらままならない現状故に、そこからの打開の方向として為政者の支援を求めていることも明らかになった。第3の方向性はすなわち、「為政者の支援による再建の方向」であり、「帰還派・移住派・判断つかない派」に枝分かれしている被災者の状況に対して、避難者みずからが自由意思をもって将来を決定できる権利と選択肢が整えられることへの期待ともいえよう⁵⁾。

避難者が直面する複雑多岐にわたる問題の根本原因は、原発事故とそれにとまなう放射能汚染にあるが、原発を国策として推進してきた国のもと、政治・行政機構がうまく機能しないなかで、彼らは現在の混沌とした状況から抜け出せない状況にあることが浮かび上がってきた。次にこうした状況をもう少し紐解きながら解説していくこととする。

3-2 暮らしや人生の喪失——現状を打破できない閉塞感

3-2-1 はく奪された「暮らし」や「人生」

原発事故とその後の長期避難生活のなかで、避難者をもっとも苦しめている問題は「暮らし」や「人生」すべてを剥奪されたことだ。

仕事のために町内を車で通り抜ける際、自宅の様子をうかがっている40代男性は次のように語る。「毎日家の横を通ってくるわけですけど、ローンだけ払っている家ですね。『あ、無事だな』と

思いながら。いやー、つらいですね」。原発事故後の避難によって、このような負債を背負う人は少なくない。なかには事業ローンや新居ローンなどの多重債務を抱える避難者も存在する。「家」を追われることは「住まう」ことの奪取である。当たり前には家族が集い住まい、そこを生活の基礎として社会活動を営んでいた。その場所、行為から生まれる家族内外とのさまざまな関係性すべてが一瞬にして絶たれたのである。

家、仕事、暮らし……、そこにあった<生>の証。今回の震災と原発事故によって避難者は「本当にすべてのものを失ってしまっている状態が続いている」(40代男性)。したがって、復興や個人の生活再建は決してゼロからのスタートではなく、「マイナスから立ち上がっていかなくゃいけない現状」(40代男性)が彼らの前に立ちはだかっているのだ。しかも、この喪失感には性別や年代に関係なく共通して存在する。「すごく孤独を感じる時ってありますよね。本当に失ったもの、背負わされたものがある……」(30代女性)。このように、原発事故は避難者から有形無形のあらゆる資産を失い、その上すべての負債を個々人で背負って立ち上がらなければならない辛い現実を彼らに強いているのだ。

我が家を追われ、仕事を奪われ、社会的地位も失ってしまう……。平時の社会に暮らしている人間からすればその不安の大きさを想像することすら困難であろう。「5年後、もし町に帰るとなったとき、40歳を超えちゃっているから、転職できないし、どうしようもないです」(30代男性)。働き盛りで一家の大黒柱としての責任を全うしてきた世帯主も子どもや家族の暮らし、親の面倒、地域とのかかわりなどさまざまな問題の狭間で葛藤している。しかし明確な答えは存在しないのである。

こうして避難者は、事故によってすべてを奪われ、生活設計が狂ってしまった。しかし、放射能汚染という問題も起因して、もとの生活を取り戻すことも現在の暮らしを改善することも難しく、現状に戸惑いながらこの先の生活に不安を感じて

いるといえよう。

3-2-2 未来までもが奪われる

避難者のなかには、故郷で描いていた生活設計を失い、悲惨な状況に陥っている人たちが少なくない。たとえば、次の50代女性の言葉からは、その一端が読み取れるであろう。「自分が生まれたそういう素晴らしいふるさとで、仕事を辞めたらあれもやろう、これもやろうと将来思っていた夢も失ってしまいました……それが一番悲しいです」。また、高齢者でさえ、これからの人生をどのように選択し過ごしていくかの決定を迫られているのであり、これはあまりに重く、酷な仕打ちといえるかもしれない——「あとわずかな人生、どういうふうにしていこうかと一生懸命考えています。不安に思っていることがたくさんあります」(70代女性)。

原発事故の直後から、「福島県の人には結婚するな、結婚できないという話がでているが、親としては子どもたちを支える存在でいようと思っている」(30代女性)という発言にみられるように、「結婚」や「出産」といったイベントも単純に事を運べない状況にあるようだ。とくに子どもを持つ親世代の不安は大きく、その心配・不安は「死んで墓に入ってまでも背負い続けなければならない重荷」として親たちにのしかかる。「被災者同士の夫婦です。いずれは子どももできると思うんですけども、そういうのがやっぱり心配です」(30代夫婦)。こうした心配・不安を抱えていても、それを声に出したり親や家族、友人など周囲に相談することもはばかれるケースが多い。国や福島県の公的見解によれば、避難指示によって避難した人たちの放射線の積算被ばく量は「健康に影響を及ぼすレベルではなく」、避難指示区域以外の国土は安全な地域である故に、そうした不安を口にすることは、周囲の不安を煽る行為にも繋がりがかねないからだ。したがって、「健康の問題とか将来に対する不安などは、なかなか口にしにくいし、心配しないようにしている。でもきちんとした長い時間の中で、どうであったか考えた

いという(気持ち)、不安には答えてほしい」という30代女性の語りは、そうした状況への不安・不満を表した言葉ともいえよう。

このように避難者たちは、原発事故によって現在の、また、過去から脈々と積み上げられてきた歴史や文化といったものを奪われたにとどまらず、結婚、出産、子育て、長期にわたる心身の健康など、これから将来にわたってその地で当たり前が続いたであろう「未来」までも奪われた状態におかれているのである。

3-2-3 支援策が講じられず、避難者ゆえの制約も

原発事故によって、避難者たちは積み上げてきた過去と現在、これからの未来を奪われながら、いまなお先の見えない避難生活のなかで複雑多岐にわたる問題に直面し続けている。就学や就業の選択、健康の維持、帰還の是非……こうした諸課題に対して政策的な対応は十分に行われてきたのだろうか。

生活再建を図っていく上で就業は大きな問題であろう。「自分も一番仕事が気になっています。もし永住するんだったら。基盤がないと生活しようがない」「やっぱり契約(社員)なので、忙しいのは夏休みの期間中。それ以降はもう、めどがないんです。先が見えない。今年一年、いろいろな職場を探して、安定したところに就きたい」(いずれも30代男性)。避難先での就労をめぐる問題は重要かつ深刻なマターであることに間違いはない。にもかかわらず、避難先の現場では、「職業安定所に行っている」ケースでさえ、求人のある仕事は「避難者という仕事はあるんですけども、ひどいのね。鉄骨運びとか、そういうのだけ」(60代男性)という指摘も複数ある。避難先で職を得るためにハローワークに相談に行っても「どうせ帰るんでしょ」「住民票を移さないと雇えない」など、避難元地域に「戻ることを前提とした避難者では職につけない」と暗に不安がらせる対応をされたケースも目立った。また、住民票が避難先ではなく富岡町にあるため、「いずれ福島に帰るだろうから」という理由で大人をはじめ学

校を卒業する子どもまでが就職できないという問題も発生している。

自営業者等の事業者でも困難は多い。とくに、避難先で商売を再開しようと思っても、放射能問題が残る県内には母子は戻れず、かといって県内でないと資金の借入ができないために県内に帰らざるをえず一人で（仕事を）やるしかないという矛盾を抱えているケースは少なくない。この背景には、「企業の話なんですけれども、県内で開業しないと、借入れはできないですね。だから、（意に反して）どうしてもやっぱり福島に帰らざるを得なくなっちゃうわけです」（40代男性）というように、制度・施策上の構造的な問題による影響も無視はできない。

さらに、以上の就業上の問題とも関係するが、避難者にとって帰還の是非や居住地（＝住民票の登録先）の問題が、避難先での生活再建をも左右する大きな要素となっている場合が多い。しかし、こうした重大な問題に対応した政策や制度はまだまだ十分なかたちでは整っていない状況にあるといえよう。

3-3 深まる避難者排除

3-3-1 世間の受け入れ姿勢の変化

避難者（とくに県外避難者）の間では、「原発立地の時と同じようなやり方で」本人は事実をみつめてリスクを考え個人で判断して帰らないのに、「戻らない人が悪者扱いされてしまう方向に進んでいる」という指摘がある。避難にはそれぞれの個人や家庭の事情があり、「みんな好きで県外に避難したわけじゃない」のであり、「それに対して『出ていったからどうだ』とか、そういうのはない」（60代男性）と捉える人たちは多い。彼らがなかなか地元からは理解されない、受け入れられない現実もあるようだ。

しかし、「（帰還をめぐる）リスクはどっちでもあるはずなんです。出ていった人はリスクがないのという、実はそうじゃなくて、商売だってやるしかないべって賭けみたいな話、やっぱり覚悟を決めてやるというリスクを背負うわけですよ

ね、生活をするためには」（40代男性）という声もあるように、帰還する人だけがリスクがあるのではなく、出ていった人も仕事を確保しなければならないというリスクを背負うことがなかなか理解されない状況にあるといえるだろう。このような問題が生じている背景にかんし、当事者や受け入れ地域側の問題に加え、福島県の行政機構としての機能不全を指摘する声が少なくない。たとえば、「（県は県外での生活支援はみてくれないけど）『でも、帰ってくるならいいよ』みたいな、要は、こっちのやろうとしている、人が立とうとしていることをそいでいるというか、気持ちをそいでいるような施策しか考えられない」（40代男性）といった主張・指摘である。

さらに、原発事故の風化や世論の動向も避難者にとっては大きな影響を及ぼす問題として捉えられている。「県外もそうですけど、皆さんバラバラに生活していて、これから補償とかも打ち切りになったり全部終わったり。もちろん全国的には風化させられる印象になってきている」（40代男性）という指摘は、原発避難者に対する世論の受け止め方やその動向への不安・心配を表している。

原発事故後（約1～2年程度）は避難者に対して目立った好意的な対応も避難生活の長期化とともに変容し、「多くの方が、受け入れてくださっている地域の変化を最近ひしひしと感ずるようになって、それがまた別のストレスとしてかかり始めている」（60代男性）状況も顕著に指摘されるようになった。こうしたストレスは避難者に重くのしかかり、「長くストレスを受けてきているので、何かあると爆発、もうだめになりそうな危うい状況で来ている」という声すら聞かれる。したがって、「私たちは避難していることを大きく言えない状況がある。前は大変でしたねって温かく受け入れた部分が、周りのはだんだん厳しい捉え方で、今は少しずつ変化している」（30代女性）状態のなかで常に気を遣い、みずからが避難者であることを隠そうとする人さえ増加しているのが現状といえよう。

3-3-2 避難生活から抜け出せない心境

このような日々のストレスは耐えがたいものだ。「何かちょっと嫌なことがあっても、『まあ、いいや』と軽く流す習慣をつけないと、いちいち傷ついちゃう」(30代男性)という心境は避難者の多くに共通しているだろう。同様の思いや意識は次の発言からも明らかである「今は耐えるしかないかなと思って。現状維持でいこうかなと」「いろんなこと悩みながらも毎日思うけど、現実には現実として変わらないので、まず一日一日をがんばろうと」(いずれも40代男性)。すなわち、避難者は、避難生活において日々悩んだり傷ついたりしているが、現状のままを受入れたり軽く受け流したりして、自分で心をコントロールしないと、ストレスに押し潰されそうになるため、みずからそれを回避するよう努めている状況にある。

これまでの分析結果をふまえると、避難者は今回の原発事故によって、これまで当たり前存在し、将来にわたって続くはずであった未来までもを突如として奪われ、そこから抜け出す僅かな光さえも見いだせずに閉塞感に陥っている状況にあるといえるだろう。彼らの内側では心身ともに避難生活に限界を感じ、外側では地域や世論の受入れ姿勢が時間経過とともに避難者排除の方向に転じつつある。その狭間で避難解消に向け生活再建に踏み出しても自力での打開が難しく、閉塞感に陥り、本人たちは被災から精神的に立ち上がりとしても、避難生活の心境からは脱することができない状況が続いているのである。

しかし、こうした状況にもかかわらず、次に示すように、これまでの被災者支援政策の不十分さは当事者たちにさらなる苦悩を強いることになる。

3-4 自分たちの意に反する現実が起きても従わざるを得ない辛さ

3-4-1 ふつうの生活を取り戻したいだけ

避難者にとって、当たり前であった暮らしやそれが存在した空間・時間を失ったことの辛さ、不安感等は表現しようがなく、「経験のない国の人たち

をはじめ多くの人にその起こっている事の重大さをわかってもらえないことが一番の問題」である。「当たり前の暮らし／ふつうの生活」とは、「言葉では表せないというかね、何ていったらいいんでしょうね」という言葉にあるようにこれらは言語化することが難しいものである。しかし、当事者にとってかけがえのないものであることに間違いはなく、「避難したことで自分たちが失ったものっていうのが、お金では換算できない、いろんなものがある」。そのため、「こういうものは亡くした、避難している間に背負ってしまったなとか、そういうことを言語化していかないと(略)誰も理解してくれない」(30代女性)ことになり、ますます原発事故の風化が進むことが危惧される。

3-4-2 原発を推進した国の決定に頼らざるをえない現実への不満と無力感

避難生活のなかで当事者は理解し難い状況、辛い現実と向き合わなければならない。彼らのなかには「今回の原発事故の最終責任は、東電ではなく安全を保障した規制機関である国であり、自分たちが意見をいう相手は国である」という認識が一定程度共有されている。しかしながらそこに潜む大きな問題は、「町の施策として、いろんなことをやっていこうとしたときに、その予算はどこから来ているんですか。最終的には国の言うことを聞かなきゃいけない」との指摘のとおり、生活再建や地域復興のプロセスには国が強い影響力を持って関与しているという事実である。しかも、これまでの復興あるいは生活再建プロセスから得られた避難者たちの国に対する認識・理解は、次の語りに集約されている。「国はまるで責任を果たしてないというか、国民を守るというスタンスがとれてない、むしろ(我々を)見殺しにしようとしているとしか自分は思っていないけど、そこにどう抗っていけるか悶々としていた」(40代男性)。

今後の復興ならびに生活再建にあたり、避難生活の実態に即した政策を展開していくためには、どう「抗う」かが問題となるだろう。「住民単位

で生の声を上げていくのは非常に重要だが、意見をどうやって拾い上げるのか」(40代男性)という点が最大の課題だろう。「(県がきちんと対応できない以上)国が何かしらの手だてを取らないと解決できない問題が山積している。だから、町は多分、県を相手せずに国とやっています。(略)本来パイプ役の県が機能しないから」(40代男性)というように、これまでの復興過程において避難者の県の役割や機能に対する不満は大きい。こうした国地方関係のなかで、避難者は「国の動きとかで、住民の状況も変えざるを得ない。自分が思っていることとは相反することってというのが現実的に起きてしまうのが大きな問題」(40代男性)と捉えている。

こうした状況下で避難者は、これまで原発事故にかんする説明や謝罪がないまま避難させられ、さらに問題が長期に及ぶなかで、すでに精神的に限界をむかえており、為政者側や東電の動きによって自分たちの意に反することが起こっても従わざるを得ない現実に、現実打開への無力感と被害者意識を強めているといえよう。「精神的にも身体的にも疲れてしまった。本当に避難生活は限界ですよ。もうね、何もかも。今までは、我慢してればいつかはという浅はかでも希望がありましたけど、希望がなくなりましたから」(60代男性)という発言は彼らの心の叫びといえるだろう。

3-4-3 次々とさまざまな選択を迫られ、どうしてよいかわからない

では、こうした現実のなかで、被災地や被災者は復興や生活再建とどのように向き合えばいいのだろうか。すでに4年近くにわたり、避難者たちは少ない情報のなかで——避難、事業再開や就業、子どもの教育、住居選定など——人生の大きな節目にも相当する最大の判断を幾度となく迫られてきた。しかし、原発事故という未曾有の災害を目の当たりにするなかで彼らがとった判断にかんして、それらが果たして正しい選択だったかどうかは誰にも分からないのである。

選択をすればまた新たな選択を迫られるという

状況が続くなか、とくに区域再編や賠償という問題は避難者の間にすれ違いややかみさえ生み出してきた。「町民の意見をまとめるとか言われるけれども、これだけいろいろ、ばらばらになってしまった中で考えをまとめるルートというのは、何かすごく見だしにくい」(40代男性)状況のなかで、「個々人の心の中で震災被害との折り合いがつけられない状態」が創り出されてきた。こうした現実のさなかで避難者たちは「皆の考えをまとめて帰還、復興を進めていく道筋」を見出すことの難しさを感じている。

3-5 復興政策をめぐる国県の政策と避難生活の実態とのかい離

「帰還」の内実には「帰りたい」という感情とともに、時間経過に伴う意識変化も含まれ、それらを記述することは難しいが、避難指示解除に伴う帰還の是非をめぐる避難者の立場は、現時点でおおむね「帰還」「移住」「判断つかない」という方向に分類される。なお、復興庁が実施した住民意識調査の結果等を踏まえても、時系列で回答割合の変化はあるものの、ここ2年は概ね「判断つかない」>「移住」>「帰還」という順の意識となっている。

3-5-1 判断つかない派

現時点で「判断つかない」人たちの意識のなかには、「町が今後の指針を示すこと」を望む傾向がみられる。その一例をあげてみよう。

「子どもたちが成長して行って、その節目みたいところに当たったときにしか次の行動を考えることができないのが今の生活なので、もっと町自体が、富岡町はこうします、ああしますというものを示してくれば、その中でまた自分たちの生活を考えた上で、町として一緒に富岡町の住民としてやっていこうとか、やっぱり富岡町の住民じゃなくて、今住んでいるところに行こうとかというふうに決められるんじゃないかなと思う」(40代女性)

「町として帰りますとか帰りませんかというような話、基準というのではないんですけども、それがあると、そこに合わせてというか、そこを中心に考えられる、うまく表現できないんですけども、自分の家族に合ったよりよい方法というのを見つけれられるような」(40代女性)

このように、現状で「判断つかない」避難者は、町が富岡町の今後をどのようにしていくのか具体的な方向と対策を示してもらうことが先決で、それをもとに個々にどう行動するか判断したいと思っている。しかし、ここには、「あきらめていても、やっぱりどこかで富岡町はこうだって言ってもらいたいのにはありますよね、どこかでね」(30代女性)という発言にある「あきらめ」あるいは「絶ちきり」が深く関係している。それは、行政が示す将来の方向や内容にかんして、必ずしも避難者は期待していないということである。どういうことかということ、行政によって示された方向が自分たちが思い描く何らかの方向と違う——たとえば「やっぱり町の考えることは信用できない」「そんな将来像は非現実的で共感できない」というように——ことをどこかで期待しているとも言えそうだ。それは、帰還や移住の最終決断の責任を個人で担うのはあまりに重いからでもある。行政の決めた方針には「やっぱり従えない。だから帰還はしない」というかたちであれば、最終決定の理由を「行政のせい」にすることもできるからだ。

3-5-2 移住派

避難者のなかでは政府の復興政策をめぐる、とにかく早く避難指示を解除し帰還を促す「早期帰還」の取り組みと、賠償や復興にかかる国の「財政負担軽減」を基本としたなかでの実施可能な取り組みという2つの見方が中心に捉えられてきた。まず、「早期帰還」にかんして、富岡町は町中心部と人口集積エリアが区域再編によって分割されてしまうという大きな問題を抱えており、町の一体的な復興を考えれば、「政府が提示する富

岡町を3分割する区域再編問題では町の再生はとうていのぞめない」と捉えられ、「当事者の立場として町には受入れない方向で取り組んでほしい」という姿勢が示されてきた。そのため、「(避難指示解除準備区域、居住制限区域が完全解除になる今後については)帰る、帰らない、賠償とかにつなげないで、ただ人が住めるようになる準備段階の過程」(40代男性)とも捉えられてきた。

また、財政負担軽減策としての復興の捉え方としては、「3つの区域再編は、国と行政、業者側の都合によるインフラ整備と補償金支払い軽減のためのもので、町民が安心安全に戻れるためのものではない」という指摘のもと、「除染も何もしないで、ただ国が賠償金の支払いを減らすための措置」(60代男性)という声に代表されるような捉え方がなされてきた。さらにもうひとつの見方は「5年後の帰還宣言をするまでの間にインフラ整備で区域再編するのであって、町民のための区域再編ではない。業者側の要望から出た区域再編ではないか」(30代女性)という考えに代表される捉え方である。

このことはたとえば、「現場に行くと原子力安全保安院の人間だったり、東電の放射能を管理する子会社の人間が『除染なんかしても無理なんだよ』と公に言っている(略)ことを聞いて(略)、『こいつは本当に他人事だな』としか思わないんです」(40代男性)という指摘にも表れている。すなわち、避難者は、「区域再編と除染作業は、国と行政、業者側の都合によるインフラ整備と補償金支払い軽減、利益誘導、住民の慰めのためのもので、本気で町民が安心安全に戻れることを意図したものではない」と捉えている。

震災以前の町には、町民にとっては「いくら賠償金をもらってもそれには替えがたい素晴らしいふるさと」が存在していたのであり、それを失ってしまったいま「本当に悔しい思いでいる」。しかし、放射能汚染によって何ものにも替え難いふるさとを失ってしまい、悔しさや悲しさや執着が残るが、かといって、彼らは同時に今回の事故を、そこにとどまっても何も始まらない程の事故

だと思っている。

したがって、移住派の町民は富岡町を消滅させたくないという思いをもっているが、現実的には「住民がいなくなり、町はなくなっていく」なかで、町の存続は非常に難しいであろうとも感じている。

3-5-3 帰還派

これまでの復興政策のなかで議論にあがった「仮の町」にかんする指摘は多い。もともとの「仮の町」に対する批判的な意見は、「仮の町構想といっても、実際に『仮の町って何?』というのが、まだ議論も進んでないし……」(40代男性)という発言に代表される。すなわち、「仮の町とは一体どんな町なのか」「どんな理念のもと、誰がどのようなかたちで暮らすのか」「将来的な帰還との関係は……」といったまちづくりの根本的な考えや理念の追求であった。しかし当時国からはその具体的内容の提示はほとんど無く、したがって避難者からは「単なる住宅団地の開発」というハコモノ整備こそが国県の考える「仮の町」に違いなく、それは人間が住む町ではなく、人生さえ「仮の人生」になってしまうとの強い批判が相次いだ。以下、「仮の町」「復興公営住宅」のあり方にかんして言及された内容をあげてみよう。

「遠くでそれなりの職を見つけて、子ども達も学校に慣れて、地に足を付けようとしている時に、富岡町の仮の町が県内のいわきとか郡山とかにできたとしても、そこでまたやり直すという人がいるのかな?と思う。もしそういうのができたとしたら行きたいと思いませんか」(40代男性)

「仮の町ができて、高齢者しかこないようなところで、自分でなかなか自立できないような人は仕方なく来る。受け入れ先としてそういうところが仮の町みたいなかたちになって……。若い人がいないと、町自体は発展していかないし、衰退していくだけ。一時的な借り上げとか仮設の延長の町でしかなくなってしまう」(60代男性)

また、復興公営住宅にかんしては、「財力がなく自前で家が建てられない弱者の受入先としての構想なのではないか」という捉え方がなされている。

3-5-4 多様な選択肢を

町への帰還や地域の復興に対しては町民のなかにさまざまな立場や考えが存在するが、町民の暮らしの復興あるいは生活再建という観点から、「避難者は、現在の避難先や新天地への転居によって、富岡町の汚染問題と一線を画して生活する道筋を選択する人がいてもよいのではないかと感じている。その背景には次の発言に代表される主張がある。

「(転出してしまえば)富岡町がこれから除染してどうのこうのっていうのも別に関係なくなっちゃうわけだね。だから、そういうふうに逆に思えば楽なのかもしれない」(30代女性)。

「普通の生活をしたい、そこかなと思ったんですよ。それを取って、今は普通の生活になっているのに、何でまた違う、昔に戻らなければいけないのかというのが親御さんのにもあるんじゃないかと思うんですよ」(30代女性)。

これまでみてきたように、住民のなかには移住派と帰還派のほか、現時点で判断できない人たちがいる状況にある。そのため、彼らは現在の帰還を前提とした取り組みだけでなく、さまざまな立場の町民が生活再建可能な支援を、国、行政、あるいは第三者機関などで取り組む必要があると思っている。

4 まとめにかえて

4-1 避難者の生活実態と急速に展開する復興政策との乖離

避難元自治体・住民から聞こえる国県に対する主な批判は、原発事故問題の早期解決と財源問題への偏向であるが、そこには賠償スキームに深く

関与する東電、避難元自治体の政策決定に介入する国の作用が大きく働いている。警戒区域の解除と避難指示区域の再編は、「安全性にかかわる判断には、自治体や住民が参加でき」ないまま、国が主導するかたちで行なわれ、そこに生活再建のための手段に置き換えられた賠償が政策と連動して進められてきた(山下ほか 2013: 258)。一方で、多くの避難者が賠償金で潤っているとも捉えられる誤情報が流布し、避難先や国民意識のなかには避難者バッシングさえ生まれてしまった。前節でみたように、こうした状況下で避難者は声をあげることすらはばかれる。そんななか、国は避難元自治体・住民の実態と乖離した一部住民の声や世論さえ利用することによって早期帰還政策を押し進めてきた。

本稿でみてきた避難者の声は、こうした国県を中心に進められてきた復興政策の現状、あるいはそれらに対する批判でもあった。被災地・被災者が直面している実態と復興にかかる現行政策との間の乖離が見て取れただろう。

4.2 今後に向けて——研究上の課題

本稿では、タウンミーティングの声を拾う作業を通じて、原発避難者を取り巻く問題構造を読み解いてきた。しかし、その内容は富岡町の主に住民の立場からみた限定的なものであり、他の質的調査においても同様の傾向が観察されているとはいえ、記述内容ならびにその根拠の弱さは否めない。また、質的統合法という手法は川喜多二郎氏、さらには、山浦晴男氏によって社会科学的なデータ分析手法として位置づけられ、活用されてきたところであるが、従来の民主主義における合意形成手法と比較した際のメリットがある一方で、社会学における調査法という観点からは不十分あるいは十分に説明しきれない部分もあることは否めない。したがって、今後はさらなる実証研究の蓄積に加え、質的統合法の量的分析化や量的調査との併用等についても検討・検証を加えていく必要がある。

【謝辞】 本稿の成果は TCF ならびにタウンミーティングに参加いただいた富岡町民のご協力によって得られたもので、社会学研究者(社会学広域研究会富岡班)の先生方のご尽力のもとにまとめることができたものである。関係各位の皆さま方に感謝する。

注

- 1) なお、本稿で用いる定性データはその対象範囲が限定的であり、かつ、パネル調査のように各時点における調査対象者が同一ではないため、同一の主体の心理的あるいは言動の変化をみることはできない。ただし、他の被災地行政や被災者に対して別途実施してきた質的調査の結果を鑑みれば、本稿で論ずる内容は(主体が同一ではないという課題を留保しても)同様の傾向・内容が観察されている点を申し添えておく。
- 2) 宥情報工房代表。約 20 年にわたり川喜田二郎氏とともに KJ 法の普及に努め、企業、行政、大学等での研修・指導、合意形成手法の研究開発等に携わっている。山浦氏が開発した質的統合法は現在、医療・看護の分野を中心に国内外で導入が進んでいる。
- 3) TCF の活動記録、タウンミーティング事業の開催経緯ならびに検討成果については、とみおか子ども未来ネットワーク・社会学広域避難研究会(2013)を参照。
- 4) 紙面の制約上、図中の説明文章は省略し、構造を表すラベル(表札)のみ用いている。
- 5) 図 1 には、第 4 としての「当事者の協力による再建の方向」、第 1 から第 4 の解決の見えない方向への対応課題としての「正しい判断への備え」等が含まれているが、本文では被災地・被災者が直面する実態の整理・分析に焦点を絞り、第 1 から第 3 の方向にかんする内容を中心に記述し、それ以外は省略している。構造分析の詳細な内容については、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター(2014)を参照のこと。

参考文献

- 今井照, 2011a, 「原発災害避難者の実態調査(1次)」『自治総研』(393): 1-37.
—, 2011b, 「原発災害避難者の実態調査(2次)」『自治総研』(398): 17-41.
—, 2012, 「原発災害避難者の実態調査(3次)」『自治総研』(402): 24-56.

- 大島賢一・除本理史, 2012, 『原発事故の被害と補償——フクシマと「人間の復興」』大月書店.
- 大橋保明・高木竜輔, 2012, 「東日本大震災における楢葉町の災害対応(3)——教育機能の維持・再編」『いわき明星大学大学院人文学研究科紀要』(10): 63-74.
- 金井利之, 2012, 『原発と自治体——「核害」とどう向き合うか』岩波書店.
- 川副早央里・浦野正樹, 2011, 「原発災害の影響と復興への課題: いわき市にみる地域特性と被害状況の多様性への対応」日本都市学会年報(45): 150-159.
- 菅野昌史・高木竜輔, 2012, 「東日本大震災における楢葉町の災害対応(1)——コミュニティの再生に向けて」『いわき明星大学大学院人文学研究科紀要』(10): 36-51.
- 佐藤彰彦, 2012, 「全村避難をめぐって——飯館村の苦悩と選択」山下祐介・開沼博編『「原発避難」論——避難の実像からセカンドタウン, 故郷再生まで』明石書店.
- , 2013a, 「計画的避難・帰村・復興をめぐる行政・住民の葛藤」『社会政策』4(3): 38-50.
- , 2013b, 「タウンミーティングから見てきたもの——多重の被害を可視化する」山下祐介・市村高志・佐藤彰彦『人間なき復興——原発避難と国民の「不理解」をめぐって』明石書店.
- , 2013c, 「原発避難者を取り巻く問題の構造——タウンミーティング事業の取組・支援活動からみえてきたこと」『社会学評論』, 64(3), 439-459.
- 丹波史紀, 2012, 「福島第一原子力発電所事故と避難者の実態——双葉8町村調査を通じて」『環境と公害』41(4): 39-45.
- とみおか子ども未来ネットワーク・社会学広域避難研究会, 2013, 『とみおか子ども未来ネットワーク活動記録 vol. 1』.
- 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター, 2014, 『原発事故広域避難者の発言を用いた質的統合法(KJ法)分析結果からみた問題と構造/今後の対応課題に関する報告書』
- 松井克浩, 2012, 『震災・復興の社会学——2つの「中越」から「東日本」へ』リベルタ出版.
- 柳澤孝主・菊池真弓, 2012, 「東日本大震災における楢葉町の災害対応(2)——避難先における福祉機能の維持と家族機能の再編に向けて」『いわき明星大学大学院人文学研究科紀要』(10): 52-62.
- 山下祐介・開沼博編, 2012, 『「原発避難」論——避難の実像からセカンドタウン, 故郷再生まで』明石書店.
- ・市村高志・佐藤彰彦, 2013, 『人間なき復興——原発避難と国民の「不理解」をめぐって』明石書店.
- 除本理史, 2013, 「原発賠償を問う——曖昧な責任, 翻弄される避難者」岩波書店.

佐藤 彰彦 (サトウ・アキヒコ)

福島大学うつくしまふくしま未来支援センター

原発賠償の問題点と分断の拡大
——復興の不均等性をめぐる一考察——

Problems with Nuclear Damage Compensation and
the Expansion of Social Divisions:
A Study on the Unevenness of Reconstruction

除 本 理 史
Masafumi Yokemoto

Abstract

The purpose of this article is to identify, from the vantage point of compensation for damages from the Fukushima nuclear accident, the unevenness of the reconstruction of areas victimized by the disaster as well as the structures responsible for producing social division among the disaster's victims. Unevenness here refers specifically to the way in which the results of reconstruction policies manifest unevenly for the region's communities and victims. In order to prevent the further expansion of social divisions, it is essential to eliminate the disparities in compensation by carefully attending to specific local circumstances, and to respect the diversity of evacuees' preferences. The paper proceeds as follows. I first provide a general overview of the damages to local communities and individuals stemming from evacuation. Then, based on these basic facts as well as with specific consideration of evacuee compensation, I identify the frameworks through which nuclear damage compensation is conducted and their problematic features. The important point to be emphasized here is that social division among victims has been brought about by disparities in compensation. Accordingly, it is important to consider victim's own efforts to reduce disparities in compensation and to overcome social divisions. Finally, I am drawing on previous research on the unevenness of reconstruction after the Greater East Japan Earthquake to consider the ways in which unevenness manifests and social divisions are created in the areas affected by the nuclear accident. The national government considers compensation to be a means of rebuilding victims' daily lives. If daily life rebuilding is seen an essential first step towards reconstruction then it is likely that these steps will achieve continuity. However, continuing to overcome social divisions and linking the rebuilding of evacuee's daily lives with regional reconstruction is no easy task. This paper provides a preliminary discussion useful for further consideration of such tasks and strategies.

Keywords: nuclear compensation, rebuilding daily life, unevenness of reconstruction, compensation disparities, social division

要 旨

本稿の目的は、福島原発事故の賠償という切り口から、被害地域における復興の不均等性と、被害者間の分断が生み出される構造を明らかにすることである。復興の不均等性とは、復興政策の影響が地域・個人間で不均等にあらわれることをさす。分断の拡大を防ぐためには、地域の実情を踏まえ賠償格差を是正するとともに、必要な賠償を継続すること、そして避難者の多様な選択を尊重することが不可欠である。

本稿では次の順序で考察を進める。まず、原発避難による地域社会と住民の被害について基本的な事柄を述べ、それを踏まえて、避難者への賠償を念頭に、原発賠償の仕組みと問題点を明らかにする。とくに重大な点として、賠償格差を通じ、被害者の分断がもたらされていることなどが挙げられる。したがって、賠償の格差を埋め、分断を乗り越えようとする被害者の取り組みについても言及する。最後に試論として、東日本大震災における復興の不均等性に関する既存研究を踏まえつつ、原発事故の被害地域においてはどのような形で不均等性があらわれ、分断が生じるのかについて考察する。

国は、賠償を被害者の生活再建手段と位置づけている。生活再建が復興の前段階だとすれば、両者は連続性をもつであろう。しかし分断を乗り越えつつ、個々の避難者の生活再建を地域の復興へとつなげていくのはそれほど容易でない。本稿はその課題と方策を検討するための予備的考察である。

キーワード：原発賠償、生活再建、復興の不均等性、賠償格差、分断

はじめに

原発事故の賠償と、復興はどのような関係にあるのか。賠償は本来、被害を与えたことへの償いだが、国はこれを被害者の生活再建手段と位置づけている（山下ほか2013：103）。生活再建が復興の前段階だとすれば、両者は連続性をもつであろう。ただし、復興の要である住民帰還が進めば、避難にともなう被害は終了することになり、賠償は打ち切られていく。つまり、賠償金による生活再建から、復興へと徐々にステージが移行していくのだと考えられる。

賠償から復興へというこの一連の流れは、被災者・被害者に不均等な影響を及ぼす。賠償の格差や、帰還をめぐる意思決定の相違などによって、人びとの間に分断が生まれる。分断は被害者の結集を阻害し、運動を通じた被害回復を遅らせる。

本稿の目的は、原発賠償という切り口から、復興の不均等性と分断の構造を明らかにすることである。本稿では、復興政策の影響が地域・個人間で不均等にあらわれることを、復興の不均等性と

呼ぶことにする。

本稿の構成は、次のとおりである。第1節では、議論の前提として、原発避難による地域社会と住民の被害について基本的な事柄を述べる。第2節では、避難者への賠償を念頭に、原発賠償の仕組みと問題点を指摘する。そして、現行の賠償の枠組みが、賠償格差を通じて、被害者の分断を引き起こしていることを明らかにする。第3節では、賠償の格差を埋めることで、分断を乗り越えようとする被害者の取り組みについて紹介する。第4節では、今後の検討のための試論として、原発事故の被害地域における復興の不均等性と、住民の分断が生み出される構造について考察する。

1 原発避難による地域社会と住民の被害

福島原発事故による避難者数は、震災発生から5年目を迎えようとする現在も、約12万人に及ぶ。ピーク時の避難者数は16万人以上で、他の自治体に役場機能を移した自治体は9町村にのぼる。

ある地域の全住民が避難しても、それが一過性

のもので、汚染の影響が残らなければ、地域レベルの被害は比較的容易に回復可能であろう。しかし、避難が長期化すれば、回復はそれだけ難しくなる。建物は劣化し、土地は荒れていく。

また、地域を構成する複数の個人・世帯の間で、居住地への帰還や生活再建に関する意思決定（たとえば移住先）が多様化すれば、住民が離散していく。地域コミュニティが崩壊すれば、そのなかで継承されてきた伝統や文化なども失われてしまう。自治体も存続の危機に直面する。

住民が主体となり地域発展を進めてきた自治体にとって、このことは、地域づくりの担い手と取り組みの成果の喪失を意味する。同時に、過去の取り組みの延長線上に展望されていた、地域の発展可能性あるいは将来像も失われようとしている。そうした自治体として、1980年の冷害を機に内発的な地域づくりに転換し、取り組みを進めてきた福島県飯館村が挙げられる。村長は著書で、「私が口にした未来へのプロジェクトは道半ばにして、すべてが止まってしまった」と書いている（菅野 2011：131）。

こうしたなかで原発避難者が失ったものは何か。ある当事者は「人生がなくなった」と表現している（山下ほか 2013：221-222）。人びとが積み重ねてきた、あらゆるものの喪失である。

避難者が失ったのは、住居や家財など、個人・家族に帰属するものだけではない。人びとが暮らす「地域」と密接にかかわる要素も失われた。具体的には、地域コミュニティや景観などが挙げられる。それらは、人びとの暮らしにとって非常に重要な意味をもっていた。

東京のような大都市では、地域における人間関係が希薄なため理解されにくいのが、被害地域における人びとの暮らしは、さまざまな場面で地元のコミュニティと深くかかわっていた。たとえば子育ても、各世帯内で完結するのではなく、地域のなかで行われるという面がある。

避難者が失ったもののなかには、所得や居住空間など、事後的にある程度回復できる要素もある。たとえば土地は、経済活動や居住のスペースとし

ては、元手さえあれば避難先で回復可能である。

しかし、失ったものを完全に取り戻すのは難しい。福島原発事故の被害地域では、土地は先祖から引き継がれ、次の世代へと受け渡していくものだという意識が強い。代々受け継がれる土地や家屋は、避難先で代わりものを容易に入手することはできない。

「戻りたいけれど戻れない」という苦悩が、避難者の口からしばしば語られる。「戻りたい」という言葉は、居住地に固有で、代替性のない要素への思いを表現している。避難者は、それらから切り離されたことで、「生きがい」の源であった諸活動（農作業など）を奪われ、コミュニティや地域環境から得ていた各種の「便益」を喪失したのである。

国は、除染を行い、住民を元の土地に戻す帰還政策を進めてきた。しかし、自治体が役場を戻し、廃炉や除染などの作業で人口が流入したとしても、住民が入れ替わってしまえば、すでに元の自治体ではない。震災前の地域コミュニティが回復するわけでもない。帰還しても事故前の暮らしを取り戻すのは非常に難しい。

原発避難者は「ふるさと」を奪われたのだといえる。「ふるさと」は、かけがえのないものだ。かけがえのなさは個人的な愛着を含んでいるが、それだけではない。たとえば長い間、丁寧に管理されてきた農地は、生産手段として客観的に見ても他に代えがたい（再生産が容易でない）。

さらに、かけがえのなさは、他のものに代えがたいという意味での固有性とともに、普遍的な「価値」をも表現している。たとえば、地域ごとに特色のある農村景観は、「歴史的・文化的価値」をもつものとして都市住民に評価され、「消費」の対象となっている。飯館村でも、自家畑の作物と周辺の景観を活かしたカフェが村外からのリピーターを獲得し、経営を軌道に乗せていたという例があった（市澤・市澤 2013）。こうした「ふるさと」の価値を回復し、賠償していくことも重要な課題である¹⁾。

2 原発賠償の仕組みと問題点

2.1 「加害者主導」の賠償

原発事故の賠償は、「原子力損害の賠償に関する法律」(以下、原賠法)にしたがって進められる。原賠法は、原子力事業者の責任を規定しているが、賠償の対象となる損害の範囲については、とくに定めていない。

原賠法によれば、賠償すべき損害の範囲に関する指針を決めるのは、文部科学省に設置される原子力損害賠償紛争審査会(以下、原賠審)である。原賠審は2011年8月5日に「中間指針」(原子力損害賠償紛争審査会2011)を定め、その後、

2013年12月までに同指針に対する4つの追補を公表している。その概要を表1に示した。

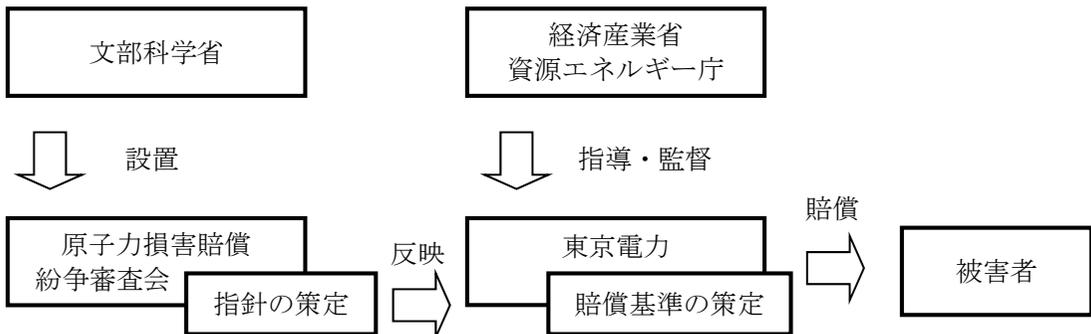
加害者と被害者の間で争いがある場合、通常は、司法のような第三者に判断が委ねられる。ただ、裁判では時間や費用がかかるので、それを避け、当事者間の自主的な解決を促進するため、原賠審の指針によって、最低限賠償すべき損害の範囲が示される。今回の事故では、東京電力(以下、東電)が指針を受けて賠償基準をつくり、被害者からの請求を受け付けている(図1)。

ここで注意すべきは、原賠審の指針が、裁判等をせずとも賠償されることの明らかな損害を列挙したものであり、賠償の範囲としては最低限の目

表1 原賠審による指針の概要

国の指示等による損害	当該区域外等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等にもなう損害 避難、一時立入、帰宅費用 生命・身体的損害 精神的損害(慰謝料) 財物価値の減少・喪失等 住居確保損害 営業損害 就労不能損害 検査費用(人、物) ・ 航行危険区域等、飛行禁止区域設定にかかわる損害 ・ 農林水産物、食品の出荷制限指示等にかかわる損害 ・ その他の政府指示等にかかわる損害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的避難等に関する損害 ・ 風評被害 ・ 間接損害 ・ その他(被曝による健康被害、自治体の損害など)
除染関連の損害	

出所：文部科学省ウェブサイト(「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針について」)より作成。



出所：除本(2013a:16)の図4に一部加筆。

図1 原賠審の指針と東電の賠償基準

安だということである。指針に書かれていないからといって、賠償がなされないというわけではない。

にもかかわらず、加害者たる東電は、これを賠償の「天井」であるかのように扱ってきた。それだけでなく、指針よりも賠償の範囲を限定しようとする場面すらあった。これには被害者や世論の批判が大きく、国会などでも取り上げられたため、東電は一部撤回を余儀なくされている。とはいえ全体としてみれば、加害者側が賠償の枠組みを定め、それを被害者に押し付けてきたといえる。一言でいえば「加害者主導」である（除本 2013a）。

こうして進められている東電の賠償は、表1で示したように、国の避難指示等の有無によって、住民に対する賠償の内容に大きな格差が設けられている。国の避難指示等があった区域では、避難費用、精神的苦痛、収入の減少などに対する賠償が、それなりに行われている。他方、国の避難指示等がなかった場合、賠償はまったくなされないか、あるいはきわめて不十分である。実際にはもう少し複雑だが、おおむね以上のように理解しても大過ない。不動産についても、賠償の有無が、避難指示区域の内・外でははっきりと分かれている（本稿で、避難指示区域とは、福島第一原発20km圏と旧計画的避難区域をさす）。

2.2 「中間指針」の策定と「自主避難」問題

そのため、「中間指針」の策定を受けて、いわゆる「自主避難」（区域外避難）をどう扱うかが、最大の問題の1つになった。政府の避難指示等がなくとも、放射能から逃れようと「自主的に」避難をした場合、避難費用等の補償が認められるのか。「中間指針」は、その判断を示していなかったのである。

しかし、事故直後、放射能汚染の危機が急迫していた時期に、住民が「自主避難」をしたのは、およそ軽はずみな行動ではなく、相当な理由があると考えべきである。では一定の期間が経過し、汚染の状況が明らかになってきた段階ではどうか。

これについて日本弁護士連合会は、年間被曝量が少なくとも5.2mSvを超える地域に住む子どもや妊産婦が避難することには、次のとおり合理的な理由があるとしている（政府による避難指示の目安は年間20mSv）。まず、3カ月あたり1.3mSv（つまり年間5.3mSv）を超える放射線が検出される場所は、電離放射線障害防止規則により管理区域とされ、必要のある者以外は立ち入ってはならない（同規則第3条1項1号、同4項）。また、18歳未満の者を管理区域で労働させてはならない（年少者労働基準規則第8条35号）。そもそも、通常時の一般市民の年間被曝量が1mSvで規制されているのだから、これを超える場合には、個別の状況に応じて避難の合理性が認められる可能性がある（日本弁護士連合会編 2011：136-140）。

「中間指針」策定の頃から、「自主避難者」たちは、自らの被害（被曝、避難費用、精神的被害等）について声をあげはじめた。そして、被害者らの働きかけが、ついに原賠審を動かすに至る。2011年10月20日、原賠審は「自主避難者」らからヒアリングを行い、同年12月6日、この問題に関する「中間指針」の追補を決定したのである。

これにより、福島市など県内23市町村（自主的避難等対象区域と呼ばれる）の住民が、実際に避難したかどうかにかかわらず、新たに補償の対象となった。該当者は約150万人におよび、補償額は18歳以下の子どもと妊婦が1人あたり40万円、その他は8万円とされた。

追補の定めた賠償額は、およそ十分とはいえない。とはいえ、被害者らの運動が原賠審の議論に「風穴」をあけたことは、非常に大きな意味をもっている。

なお、区域外の人びとへの支援策については、2012年6月に「原発事故子ども・被災者支援法」が成立したが、国による施策の具体化は進まずに放置され、1年以上たった2013年10月、基本方針の閣議決定にこぎつけた。しかしその内容は、多くの問題点と課題をはらんでいる。今後、対象地域を広げ、住宅や健康などの面での支援を拡充していかなければならない。

2.3 賠償打ち切り、格差と分断の拡大

避難指示区域は、2012年4月から2013年8月にかけて、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域という3区域に再編された（以下、これを区域見直しという）。国は、そのうち汚染が比較的少ないところから、段階的に避難指示を解除し、住民を戻していくという方針を立てている。

前述のように、原賠審は国の指示の有無を、賠償範囲の「線引き」をする基準の1つとして採用している。この立場からは、避難指示が解除されれば、避難によって生じていた被害もなくなるはずだから、賠償の打ち切りが必然的に浮上してくる。といっても、賠償額を突然ゼロにするというわけではない。避難慰謝料や減収への賠償を数年分まとめて、いわば「手切れ金」のように支払い、賠償を終わらせていくのである。

区域見直しが進む2012年7月下旬、経済産業省（以下、経産省）と東電によって、その詳細が発表された。経産省が賠償の「考え方」を示し、東電がそれを受けて、より具体的な基準を公表するという形をとっている。

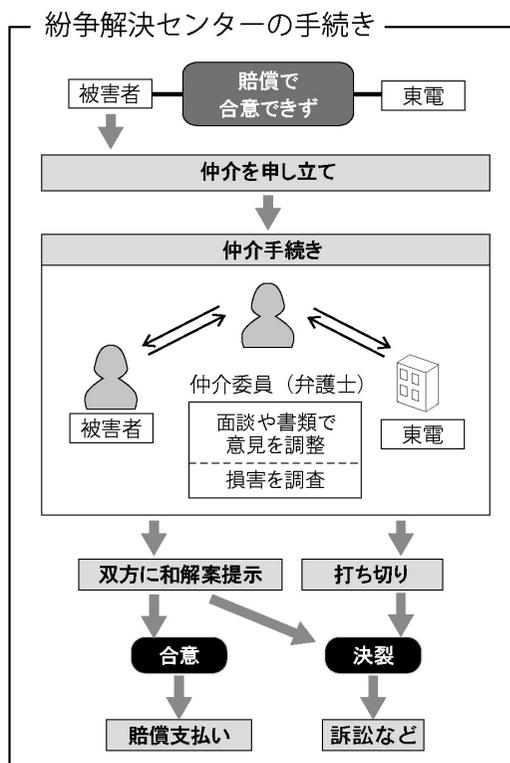
公表された賠償基準には、避難元に残された家などの不動産に関する内容が含まれていた。しかし、経産省と東電の定めた基準では、賠償額が少なくなり、避難先で住居を再取得できないという批判が強まった。

そのため原賠審は、2013年12月、不動産の賠償上積みや帰還困難区域の避難者への慰謝料などに関する指針（「中間指針」への第4次追補）を決定した（原子力損害賠償紛争審査会2013）。賠償の増額じたいは評価することができるが、区域見直しにより設定された3区域の間で、賠償の格差がよりいっそう拡大し、地域間で住民の分断が強まるのではと地元自治体から懸念も表明されている（『福島民友』2013年12月21日付）。

ここでは避難慰謝料を取り上げ、その問題点をみよう。「強制避難者」に対する慰謝料は、1人月額10万円である。この金額は、自動車損害賠

償責任（自賠償）保険の慰謝料に基づいているが、避難者からは反発が大きい。被害実態を踏まえていないためである。自動車事故では、車を運転していれば、誰でも加害者、被害者になりうるが、原発事故はそうではない。

たとえば福島県浪江町では、町民の7割にあたる約1万5000人が、東電の謝罪や除染、慰謝料の月額の見直しを求めて、裁判外の解決機関である原子力損害賠償紛争解決センター（以下、紛争解決センター）に集団申し立てを行っている（図2）。紛争解決センターは2014年3月、慰謝料増額を認める和解案を出し、町側は受け入れたが、6月に出された東電の回答は、和解案をほぼ拒否する内容だった。紛争解決センターは8月25日、東電が和解案の趣旨を正確に理解しているとはいえないとして、補足説明のための「和解案提示理由補充書」を出した。これに対して、東電は



出所：『朝日新聞』2012年9月2日付より作成。

図2 紛争解決センターの手続き

表2 「強制避難者」に対する賠償額（4人家族の場合のモデルケースによる試算）

単位：万円

	損害項目	避難指示解除準備区域	居住制限区域	帰還困難区域
第2次追補	精神的損害（避難慰謝料月額10万円）	1,440	2,400	3,000
	給与の賠償	957	957	957
	住居の賠償（宅地、建物、構築物・庭木）	837	1,393	1,671
	家財	505	505	675
第4次追補	住居確保損害 宅地	330	330	440
	住居確保損害 住宅	1,055	1,055	1,055
	帰還困難区域等の慰謝料（追加額）	-	-	2,800
	避難指示解除後の慰謝料（1年分）	480	480	-
計		5,604	7,120	10,598

注：下記出所の原賠審資料で、住居確保損害の試算に誤りがあり、文部科学省に照会して訂正した。
出所：「原子力損害賠償の世帯当たり賠償額の試算について」(第39回原賠審資料、2013年12月26日)、第4次追補より作成。

9月17日、改めて和解案を拒否する姿勢を示した。何らかの決着をみるのはまだ先になりそうである。

慰謝料の算定にはこうした問題点があるものの、時間が経てば累計の賠償額はそれなりの大きさになる。また、原賠審の第4次追補では慰謝料「増額」も盛りこまれた。原賠審に出されたモデルケースの試算によると、帰還困難区域では、4人家族の慰謝料が最大で5800万円、住居などの賠償を含めると約1億円になる（表2）。

この金額をどうみるか。大きいには違いないが、ふるさとを追われ、大切な家や人生を奪われた代価として、多すぎるとは思えない。しかも、そのうち4000万円（表2で、帰還困難区域の精神的損害3000万円のうち1200万円と、第4次追補の2800万円の合計）は、「故郷喪失慰謝料」とも呼ばれるが、実際には、慰謝料の将来分を一括払いするものと解するのが妥当である（除本2014b）。4人家族なので1人1000万円、月10万円と考えれば、この先、8年以上の避難慰謝料に相当する。しかし戻れるまで、もっと時間がかかる地域もあるはずである。

一方、将来分の先払いによって、見た目には賠償額が大きくなる。そのため、「法外な賠償金をもらっている」という的外れの非難が勢いを増す

だろう。避難者の間では、風当たりがいつそう強まるのではとの懸念が生まれている。

3 分断を越えて——「加害者主導」に抗する被害者の取り組み

「加害者主導」の賠償と、それによる分断を乗り越えようとする被害者側の取り組みも強まっている。紛争解決センターへの申し立てでは、前述した浪江町の事例などがある。また、事故被害者（避難者だけでなく、早期帰還者や避難しなかった人を含む）による集団訴訟も全国に広がった。2012年12月の福島地裁いわき支部を皮切りに、北海道から福岡まで20件以上の訴訟が提起されている（ほぼすべての訴訟で東電と国が被告）。

これらの取り組みが課題としているのは、主に次の2つである（今後、賠償の打ち切り時期、すなわち終期問題も焦点になると思われるが、次の2点に深く関連することもあり、本節では触れない）。

第1は、区域間格差の是正である。避難者に対する現行の賠償は、避難元の地域によって格差が設けられている。区域見直しにより新たに設定された3区域の賠償格差は、前掲表2のとおりである。さらに表3で、避難指示区域外を含め、慰謝

表3 慰謝料の区域間格差（4人家族の場合の試算）
単位：万円

帰還困難区域	5,800
居住制限区域	2,880
避難指示解除準備区域	1,920
特定避難勧奨地点	1,000
緊急時避難準備区域	720
自主的避難等対象区域	168

注：1. 避難指示解除見込み時期は、避難指示解除準備区域で事故後3年（自治体によるが、実際より期間が短いため、本表の賠償額はそれだけ過少になっている）、居住制限区域で5年と想定。
2. 特定避難勧奨地点は、伊達市、川内村のケースを想定（相当期間2013年3月末まで）。
3. 自主的避難等対象区域の賠償額は、他の区域と同質の慰謝料ではない（対象となる被害が異なる）。家族4人（うち子ども2人）が避難した場合の金額を示した。
出所：「原子力損害賠償の世帯当たり賠償額の試算について」（第39回原賠審資料、2013年12月26日）、原賠審の指針、東電のプレスリリースなどをもとに作成。

料を例に、賠償格差の実情を示した。大雑把に言えば、第一原発から遠ざかるほど賠償が減額されていくイメージである。

第2は、被害実態に即した賠償の実現である。東電の賠償基準は、被害の実情に照らして、重大な欠落がある。被害者の異議申し立ては、この点を問題にしているのだ。

以下では、これら2つの焦点について、紛争解決センターへの集団申し立ての事例に基づき説明する。さらに被害者の取り組みが、賠償にとどまらず、国の帰還政策や「復興」を問う射程を有することも指摘したい。

3.1 賠償格差と分断を越えて

まず、第1の焦点である区域間格差の是正についてみよう。

1つ目の事例として、福島県伊達市の特定避難勧奨地点（以下、勧奨地点）周辺の住民による集団申し立てを取り上げる（表4の事例2）。勧奨地点は、住居単位で指定され「区域」ではないが、指定の有無により地域内で賠償条件がまったく異なるため、この集団申し立ては地域内の格差是正を求めたケースとみることができる（指定された世帯は、1人月額10万円の慰謝料などが支払われ、指定のない世帯は自主的避難等対象区域の賠償のみ）。

申し立てをした住民の暮らす地区では、放射能汚染がひどいため、勧奨地点に指定されていなくても、農業などが深刻な被害を受け、一時避難や外出を抑えるなどして日常生活が阻害された。さらに、健康被害への恐怖や将来への不安といった精神的苦痛を強いられた。しかも、地域内に賠償条件の大きく異なる世帯が併存するため、住民間の分断が深刻化した。

そのため住民は、最低限の賠償とコミュニティの修復を求めて、紛争解決センターに集団で申し立てをしたのである。請求は、損害項目を慰謝料のみに絞り、少なくとも勧奨地点に指定された世帯同様の賠償を求めるという趣旨で、1人月額10万円の支払いを求めた。

紛争解決センターは2013年12月20日、和解案を提示した。その内容は、勧奨地点の設定から、解除後相当期間が経過するまで（2011年6月30日～2013年3月31日）、1人月額7万円の慰謝料の賠償を認めるものだった。和解案の提示から1カ月半以上たった2014年2月、東電はついに和解案を受諾した。住民が求めた勧奨地点と同額には届かないが、格差を埋める効果は大きい。また紛争解決センターが、放射線被曝による恐怖・不安、生活上のさまざまな制約を認めた点も、住民側は評価している。

もう1つの事例は、飯舘村蔵平地区の住民によ

表4 区域間格差の是正などに関する紛争解決センターの和解案

事例番号	和解案の時期	地区	区域	人数	和解案の概要	総額	諾否
1	2013年5月	飯館村長泥地区	①	約180人	被曝慰謝料50万円(妊婦・子ども100万円)	※9000万円	受諾
					水道代月1500円(3年と仮定)	972万円	受諾
2	2013年12月	伊達市霊山町小国地区	④	330世帯、1008人	慰謝料月7万円(2011年6月30日～2013年3月31日)	15億5232万円	受諾
3	2014年2月	川俣町山木屋地区	②③	39世帯、119人	住居などの財物を全損扱い	22億2523万円	受諾
4	2014年3月	飯館村蕨平地区	②	33世帯、111人	住居などの財物を全損扱い	非公開	受諾
					被曝慰謝料50万円(妊婦・子ども100万円)	※5550万円	拒否
					帰還困難区域なみの慰謝料	※1億3320万円	拒否
5	2014年3月	浪江町全域	①②③	1万5000人以上	慰謝料月5万円増(2012年3月11日～2014年2月28日)	※186億5520万円	拒否
6	2014年8月	葛尾村全域	①②③	68世帯、205人	住居などの財物を全損扱い	約30億円	受諾

注：「地区」はすべて福島県内。「区域」の①は帰還困難区域、②は居住制限区域、③は避難指示解除準備区域、④は自主的避難等対象区域。「総額」の※は、高齢者や妊婦・子どもなどの追加増額分を含まないことを示す。

出所：『毎日新聞』2014年9月14日付の表に加筆。

る集団申し立てである(表4の事例4)。参加したのは33世帯、111人である。震災前の同地区の世帯数が約50だから、その3分の2が参加したことになる。蕨平地区は居住制限区域だが、帰還困難区域の長泥地区に隣接し、放射線量も高い。しかし、蕨平の避難指示解除見込み時期は長泥より早く、事故発生後5年とされた。東電の賠償基準では、解除までの期間が短いと、それだけ慰謝料や住居などの財物の賠償が減額される。そこで、蕨平の住民は、慰謝料や財物について長泥と同様の賠償を求めた(表4の事例1に示したとおり、長泥でも先行して紛争解決センターへの集団申し立てが行われていた)。

紛争解決センターは2014年3月、蕨平の申し立てに関する和解案を出した。和解案は、住民の主張を認め、国が蕨平地区の避難指示解除見込み時期としている2016年3月(事故後5年)以降も、「帰還して社会生活を営むことは困難であるといわざるを得ない」と指摘し、帰還困難区域と同等の賠償を東電に求めた。

これに対して東電は、回答の延期・留保を繰り返し、2014年5月27日に至って、住居の全損評価は受け入れるが、帰還困難区域なみの慰謝料は拒否する旨、回答した(先行2世帯について。他の世帯についても7月に同様の回答)。蕨平では、長泥のように事故後6年が経過するまで帰還が困難だと今の時点では断定できない、というのが東電の説明である。紛争解決センターは2014年12月10日、さらに「和解案提示理由補充書」を出して東電に受諾を促しており、日本弁護士連合会も12月17日、受諾を求める会長声明を発している。

もともと蕨平地区は、集団申し立て以前から、地区を帰還困難区域に指定するよう求めており、2012年5月、行政区の総会での合意に基づき、要望書を村に提出していた(『福島民報』2012年5月8日、12日付)。結局これは実現しなかったのだが、集団申し立ての前段に、こうした住民の動きがあったことは重要である。

3.2 被害実態に即した賠償を求めて

次に、被害実態に即した賠償を求める動きについてみよう。

大きな争点になっているのが、原発事故による精神的損害（慰謝料）の評価である。原発避難者の受けた精神的苦痛には、少なくとも、①放射線被曝による恐怖・不安、②避難（生活）にともなう精神的苦痛、③将来の見通しに関する不安、④「ふるさとを失った」ことによる喪失感、という4つの構成要素がある。にもかかわらず、東電が支払っている1人月額10万円の慰謝料は、このうち②と③の一部にしか対応していない（除本2014b）。

第1の問題は、慰謝料の算定根拠である。原賠審は当初、自動車損害賠償責任保険の慰謝料額に基づいて、上記②の精神的損害を月10万円と算定した（その後、上記③の精神的苦痛の一部を含め月10万円と評価）。しかし、自動車事故と原発避難では問題の構造がまったく異なる。自動車事故を参考にするとしても、いわゆる裁判所基準（日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準』別表Ⅱ）によれば、入院慰謝料は月額35万円であり、こちらの評価の方が適切だという指摘もある（浦川2013）。

第2に、放射線被曝による恐怖・不安（上記①。以下、被曝による不安と略）について、原賠審は賠償対象としてこなかった。これに対して紛争解決センターは、飯館村長泥地区、伊達市の集団申し立て（ともに前述。表4の事例1、2）で、この類型の精神的損害を認めた（『福島民報』2014年2月8日付）。東電は、被曝による不安を認めた紛争解決センターの考え方は受け入れられないとし、「本申し立て限りの解決金的性格を有するもの」として慰謝料を支払うと表明している。

原賠審が被曝による不安を賠償対象から外したのは、被害者が余計な不安をもつことのないよう健康管理の仕組みをつくるのが先決、という委員の意見があったからである。そのため、福島県が実施する県民健康管理調査の結果を待って、被曝

による不安については改めて判断することとされたのである。しかし周知のとおり、同調査にはさまざまな疑問や批判が出され、一定の見直しを余儀なくされている。調査の実施によって、被曝による不安が収まったとは考えられない。

第3に、筆者が「ふるさとの喪失」として論じてきた被害も賠償の対象から外れている。これは純粋な精神的苦痛（上記④）にとどまらない。第1節で述べたように、住民が戻れず離散していけば、地域コミュニティが失われ、住民はそこから得ていた各種の「便益」を失う。避難前にコミュニティの成員が享受していた「便益」として、少なくとも5つの機能——生活費代替、相互扶助・共助・福祉、行政代替・補完、人格発展、環境保全・維持——が挙げられる（淡路2013：6）。

浪江町の集団申し立てにおいても、住民側はふるさとを奪われ、地域コミュニティが破壊されたことを被害として主張した。ところが紛争解決センターは、この点について特段の判断を示さなかった。紛争解決センターは被害実態を受けとめ、賠償に反映するよう努めているとあってよいが、同時に、原賠審のもとに設けられた組織だという制度上の制約がある。そのため紛争解決センターの判断は、原賠審の定めた指針の解釈によって対応できる範囲にほぼ限定され、それを踏み越えることはなかなか難しいというのが現状である（小島2013）。

なお、原賠審第4次追補の「故郷喪失慰謝料」は、「ふるさとの喪失」被害を賠償するものではなく、前述のようにそれまでの月10万円の慰謝料と基本的に同じ中身であり、将来分を一括払いするにすぎない（除本2014b）。

3.3 被害者が問う賠償と「復興」

以上で述べた集団申し立てや訴訟は、区域間格差の是正や被害実態に即した賠償を求めるものであるが、それにとどまらず、国の避難指示や帰還政策の枠組みに対抗するという側面がある。

伊達市の申し立てで住民側の弁護団は、紛争解決センターの和解案について「金銭賠償を受ける

ことにより、失われたものが完全に戻るわけでも、被ばくへの不安が完全に解消されるわけでもありません」としつつ、「崩壊したコミュニティが修復されることに期待を寄せ」るがゆえに、受け入れるのだと述べている（東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団 2014）。住民にとって、和解の意味は単に「金目」の問題ではない。

賠償格差は避難や帰還に関する国の「線引き」と連動しているので、是正を求めることは、前提にある「線引き」それ自体を問うことにつながる。帰還に関する「線引き」とは、前述の区域見直しである。区域見直しは、段階的に避難指示を解除し、住民を戻していくための作業である。国の帰還政策は、後述するように 2013 年末に一定の見直しがなされたとはいえ（帰還困難区域等を対象とする「移住」支援の導入）、基本的には継続されていると見てよい。

したがって、伊達市や蔵平での被害者の取り組みは、国の「線引き」に対する異議申し立てでもある。帰還政策は福島復興の根幹をなすから、賠償というチャンネルを通じて、国が進める「復興」が問われているといっても過言でない。

当然のことだが、そもそも住民の意思は、国の帰還政策と必ずしも合致しない。表 5 は浪江町の例であるが、区域により住民の帰還意向に変化がなく、避難指示解除準備区域や居住制限区域でも、4 割弱がすでに「戻らない」ことを決めている。浪江町の「復興まちづくり計画」（2014 年 3 月）は、この調査結果にしたがって、避難指示解除直後の居住人口を想定している。紛争解決センターも、現地の実情を踏まえ、国の「線引き」にとら

われずに和解案を出しているのだといえる。

また、複数の集団訴訟で「ふるさとの喪失」被害が賠償請求の対象として取り上げられているが、この被害を認めることも、国の帰還政策と対立する。「ふるさとの喪失」は、事後的に回復・代替することが不可能な被害（絶対的損失）の存在を示している。他方、帰還政策は被害地域の回復を目的としており、絶対的損失が被害回復を困難にするほど大きくないことを含意する。

しかし、原発避難でひとたび住民が離散してしまうと、コミュニティを元どおりに回復するのは不可能である。役場を戻し、事故収束、廃炉、除染などの作業で人口が流入したとしても、住民が入れ替わってしまえば、事故前のコミュニティは回復しない。筆者は「復興のフロントランナー」を自認する福島県川内村の調査を行っているが、いち早く役場を戻した同村も、やはりコミュニティ回復の難しさに直面している（除本ほか 2014）。

にもかかわらず東電は、自らの賠償基準とその前提にある国の「線引き」を死守しようとしている。これが崩れれば、賠償が長期化し拡大していく可能性を否定できない。だからこそ、東電は紛争解決センターの和解案を容易に受け入れないのだろう。支払いに同意しても、前述のように「解決金的性格」だと述べて、和解案の考え方については認めようとしない。

こうした対応は、東電が「3つの誓い」の1つとして「和解仲介案の尊重」を掲げていることに反する。2014 年 6 月に東電が浪江町の和解案を拒否した際、各紙（『朝日新聞』『毎日新聞』『福

表 5 浪江町における区域別の帰還意向

単位：%

	戻りたい	判断がつかない	戻らない	無回答
帰還困難区域	19.4	33.1	39.8	7.7
居住制限区域	18.4	39.0	36.8	5.8
避難指示解除準備区域	19.4	37.9	37.0	5.7

注：調査対象は浪江町 9656 世帯の代表者。有効回収率 63.5%。2013 年 8 月実施。出所：復興庁ほか（2014：86）より作成。

島民報』など)が社説で批判したのも当然である。

本節では、すでに成果の積み重ねがある紛争解決センターへの集団申し立てを中心に述べてきたが、訴訟では2014年8月、自ら命を絶った避難者の遺族が東電を提訴した事件で、原告勝訴の判決が出され、確定している。判決は、原発避難がきわめて深く大きな精神的苦痛をもたらすことを詳細に明らかにした。避難者たちは、地域コミュニティや家族との暮らし、仕事など一切を奪われた。原賠審による指針の枠を越えて、これらの被害が認められた意義は大きい。福島事故の「風化」が進み、原発再稼働に向けた動きが強まるなかで、私たちは深刻な被害の実態を改めて直視する必要がある。

4 復興の不均等性に関する試論

4.1 復興政策による影響の不均等性に関する既存研究

東日本大震災全般については、これまでも復興の格差や不均等性が論じられてきた。たとえば岡田知弘は、発災後3年目における「復興格差」の顕在化を指摘している(岡田2013:17-20)。ここでは、岩手・宮城・福島の3県で復興に関する諸指標が比較され、福島の遅れと人口流出、宮城とくに仙台市の人口増加、などの特徴が明らかにされている。

復興過程を通じた仙台市の人口増加は、藤本典嗣によっても指摘されている。震災以前から仙台市は、東北地方の中心都市であったが、これは公共事業を発注する省庁の出先機関が多く所在するためである。こうした公共事業依存の地域経済構造は、震災によっていっそう浮き彫りになった。復興予算の多くがインフラ復旧や除染などの土木事業に充てられ²⁾、その結果、震災以前からの都市間の階層構造が強化されている(藤本2014:149-158)。

復興予算が土木事業に偏れば、産業への影響も不均等な形であられる。福島県でも、産業構造における建設業の割合は、構造改革がはじまっ

た2002年以前の水準に戻っている(藤本2014:162)。

ハード中心の復興政策は、もともとあったコミュニティや地域社会の維持可能性(サステナビリティ)という視点が弱い。小熊英二は、三陸地方の復興について論じるなかで、「このままでは、公共事業によるコンクリートで覆われたゴーストタウンが出現しかねない」と警告している(小熊2014:174)。

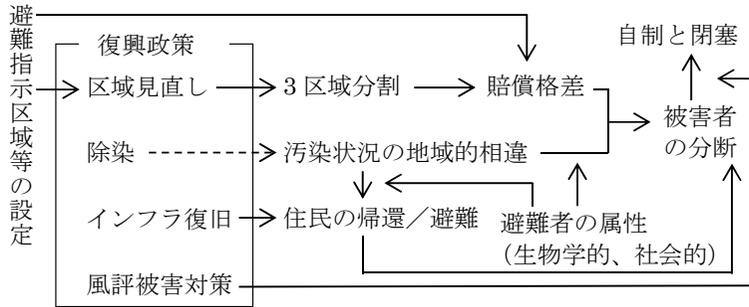
4.2 原発事故の被害地域における復興の不均等性

以上は、東日本大震災の被災地全般を見渡した場合の、復興の不均等性である。そのなかで、原発事故の被害地域の特徴は何か。図3にしたがって説明しよう。

第1に、顕著な特徴として、震災前からの地域経済構造が強化されるという形ではなく、原発事故を受けて設定された避難指示区域などの「線引き」により、地域間の不均等性がつくりだされている点が挙げられる。第3節で述べた賠償格差は、その代表的な例である。

第2は、それらの区域設定が、被害実態とずれていることである。区域の違いが必ずしも放射能汚染の実情に対応していないために、区域間の賠償格差と、放射能汚染の濃淡とが絡み合って、住民の間に分断をもたらしている。前述した伊達市の勸奨地点周辺や、飯館村蔵平地区の集団申し立ては、この分断を乗り越えようとする試みである。また、避難によって、ひとたび地域社会の機能が停止してしまうと、その影響(つまり被害)は長期にわたり継続する。したがって、放射能汚染の程度に応じて避難自治体を3区域に分割しても、必ずしも被害実態を反映していることにはならない(これは下記第4の点に関連する)。

第3に、放射線被爆による健康影響は、将来あらわれるかもしれないリスクであり、その重みづけが、個人の属性(年齢、性別、家族構成など)によって異なる。たとえば、年齢が低いほど放射線への感受性が高いことは、広島、長崎の被爆者調査でも明らかにされている。また、若い人は余



注：矢印は因果関係をあらわし、点線は結果が原因を必ずしも前提としないことを意味する（汚染状況の地域的相違は、原発事故後の放射性物質の降下によるもので、除染はそれを変化させる要因である）。さしあたり本稿の議論に必要なと思われる内容を図示したため、重要だが省略した事象もある。
出所：筆者作成。

図3 原発事故の被害地域における復興の不均等性

命が長く、その間にさらに被曝を重ねることになる（国会事故調 2012：435）。したがって、若い世代、子育て世代は、汚染に敏感にならざるをえない。こうした事情から、同じ放射線量であっても、そのもとの避難者の意識と行動は同一ではなく、個人の属性により多様化する。

この点に関連して重要なのは、「風評被害」という言葉のもたらす作用である。その対策は、福島復興政策において重要な位置を与えられている。「風評被害」という語は、本来は無害とされるものを、消費者が回避する状況への非難性を含んでいるため、原発事故を引き起こした加害者を抜きにして、それ以外の主体どうしを対立させる方向に作用する。被害地域の生産物にまったく汚染の影響がないのであれば、文字どおり風評被害だが、汚染がゼロでないのであれば、そこに「風評被害」の語を充てることは、基準値内の汚染は無害であるという言説にほぼ等しい。

ところが、上記のように被曝によるリスクの重みづけは、個人の属性により異なる。したがって、基準値内であってもその健康影響を懸念する人はいるのだが、評価の異なる他者（しばしば家族である場合もある）との対立を避け、あるいは「風評被害」を懸念して、口を閉ざす傾向がある。つまり、被害を語ることへの自制と抑制が生み出され、被害地域に閉塞感をもたらすのである。これ

によって全国的にみれば、むしろ事故被害の忘却・風化が進む可能性すらある（藤川 2014：34-36）。そもそも、風評被害の本来の意味からすれば、今回の事故のように「科学者同士でも議論が分かれるような汚染が存在する以上は、もう、それは風評被害の範囲を超えている」（関谷 2011：197）というべきであろう。

第4に、インフラの復旧が進んでも、避難者ごとの事情により、インフラへのニーズが異なる。復旧が遅れたインフラへの依存度が大きい人は、戻ることができない。そのため復興政策の影響は、不均等にあらわれる。他の住民が戻らなければ、コミュニティへの依存度が大きい人びとは、帰還して暮らしていくことが困難である。その結果、帰還を進める自治体では、原住地と避難先との間で住民の分断が起きてしまう（また、避難先は1つではないから、その違いによる分断も生じる）。

原発事故の被害地域では、以上で述べた複数の要因によって、復興政策の影響が地域・個人間で不均等にあらわれるとともに、複雑な分断構造が生じている。次に、筆者らが共同研究者とともに調査を行っている川内村を事例として、上記第4の点を中心に、住民の帰還率が伸び悩んでいる要因について述べる。

4.3 避難と帰還をめぐる住民の選択——川内村の調査に基づいて

川内村は「復興のフロントランナー」を自認しているが、それは、避難自治体のなかで広野町とともに2012年3月にいち早く役場機能を元の地に戻したためである。広野町は全域が、川内村は役場庁舎を含む大半が、旧緊急時避難準備区域に含まれ、同区域は事故発生後約半年の2011年9月末に解除された。これにともない、避難慰謝料は2012年8月末で打ち切られている。

川内村によると、2014年4月1日の人口は住民票ベースで2739人であり、2014年7月1日時点の帰還状況は、村内居住者が1396人、避難者が1348人である。およそ半数が帰還したことになる。ただしこの帰還者数は、村が主たる生活の場となっている人の数であり、避難先を完全に引き払っていない人も含まれる（土井2014：15-16）。なお、この時点では、村東部の旧警戒区域で避難指示が解除されておらず、住民約300人は帰還できない状況にあった。同区域の避難指示は、2014年10月1日に大半が解除された。

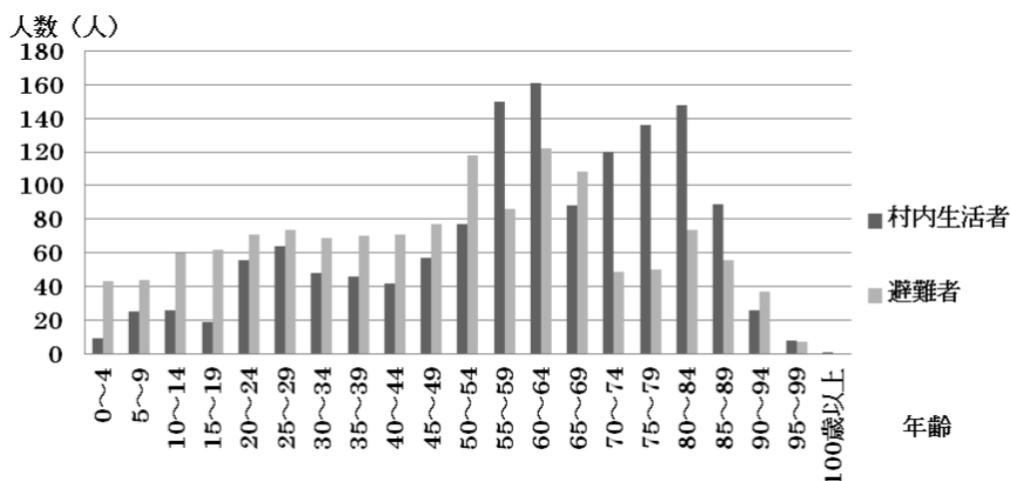
図4は、村役場の資料をもとに、帰還者と避難者の数を年齢階層別に示したものである。これに

よると、帰還者の割合が多いのは50歳代後半以降であり、それより下の、子どもまたは子育て世代と重なる年齢階層では、避難者の方が多い。さらに、90歳代前半でも、避難者の方が多くなっている。

住民の帰還率が伸び悩んでいる大きな理由の1つは、次の点にある。川内村は、病院や高校などのインフラを浜通り沿岸部に依存していたが、原発事故後、その機能がストップしており、回復のめどが立っていない。また、それに代わる中通りやいわきの諸施設までは、必ずしも村からのアクセスがよくない。したがって子育て世代や、健康に不安のある人は、帰還をためらう傾向がある。

筆者とともに川内村の調査を継続している土井妙子は、子育て世代の意識や置かれた状況を、次のようにまとめている。①学齢期の子どもがいる家庭では、子どもの学校を家族の生活の中心に考えている。②村で居住した場合、高校の選択幅が極端に少ないため、帰還への影響が大きい。③そもそも村での親の仕事がなくなり、村での生活が困難な家庭もある（土井2014：22-23）。

同じく共同研究者の藤川賢は、「帰村への意志は年齢と共に高まるのではなく80代90代の高齢者になると、その割合が少しずつ減ってい



出所：川内村資料より土井妙子作成（土井2014：17）。

図4 川内村の村内生活者、避難者数（2014年7月1日時点）

く。とくに高齢者のみ世帯の帰村はまだ進んでいない。住民基本台帳による65歳以上独居世帯は175戸だが、村内独居高齢者数は56名になっている」という点を指摘している（藤川2014：26）。

筆者も、多くの川内村の高齢者が、いまだに仮設住宅での避難生活を継続している現実をみてきた。その要因に関する藤川の分析を、筆者なりにまとめると次のとおりである。

高齢者が村に戻れない理由は何か。①まず、村で生活する意味が損なわれたことが挙げられる。とくに、農業をする意味の喪失（生産物を孫に食べさせられない）は大きい。②また、村に戻った場合のマイナス面が大きいことがある。家族や近隣住民が避難したままで、頼れる人がいなかったり、あるいは上記のように、生活が不便ななかで、これまで以上に周囲に世話をかけてしまうことへの遠慮がある。③さらに、健康面で万が一の場合の心配がある。ドクターヘリを呼ぶほどでなくとも、大きなけがなどは想定されるし、何かあった時に家族が集まりやすいかどうかにも影響する。④仮設住宅では、人口密度が高いために、近隣どうしのコミュニティがすでに形成されている。他方、村に戻っても近隣住民が避難していれば、元のコミュニティは失われている。

高齢の避難者が経済的困窮に見舞われている主な理由は、①生活費の上昇（事故前には食品は自給か、近隣との相互融通が多かった）と、その一方で②賠償が打ち切られていることにある。国民年金の月数万円で生活している人もおり、生活保護の申請を検討する人も出ているようである（藤川2014：26-30）。

他方、川内村に戻っている人の典型的なイメージは、比較的高齢で、村に仕事があり、あるいはすでにリタイアしていて、健康の心配があまりなく、自分で車が運転できる人である。川内村のとくに中心部は汚染が比較的軽微だといわれるから、こうした諸条件が満たされれば、自宅に戻って暮らすことを選ぶ人が多いのは理解できる（もちろん事故前の暮らしが完全に回復するわけでは

ないが）。

4.4 避難者の多様な選択と地域の復興

川内村の事例からも明らかのように、避難者ごとの事情によって、同じ地域内でも避難と帰還をめぐる選択はさまざまである。したがって、政策目標を早期帰還に一元化するのではなく、個々の避難者の多様な生活再建の延長線上に、被害地域の復興・再生を実現していく必要がある（日本学術会議 社会学委員会 東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会2013：10）。

国は2013年12月、帰還困難区域等については「移住」支援を打ち出し、帰還政策の大枠は保持しつつも見直しを行った（原子力災害対策本部2013）。たしかに、早期帰還への一元化に比べれば改善されたといえる。しかし、帰還か移住かという二者択一の枠組みでは避難者の意識を捉えきれない。なぜなら、比較的若い世代では、今は戻らないという選択と、いずれ戻りたいという希望とが両立するからである。

そこで、帰還でも移住でもない第3の道として「長期待避」があることを明らかにし、その選択を保障しようよう施策を拡充すべきだという主張がなされている（船橋2013；今井2014）。具体的には、「長期待避」期間における住まいの保障や、現住地と避難元（原住地）の両方の自治体に参加できる仕組み（「二重の住民登録」）などである。この議論は、長期にわたり帰還できず、かといって移住（避難先への定住）にも踏み切れないという人びとに、第3の道をひらくという点で、重要な意味をもつ。

一方、国の帰還政策はすでに進行している。旧緊急時避難準備区域の川内村や広野町は、いったん役場も含め避難したものの、現在は帰還を進めている。これらの自治体では、「待避」をしていた住民が次第に戻りつつある。しかし、完全に戻ったのではなく、家族は避難を継続していて、週末は家族とともに過ごしたり、あるいは近傍の避難先から通っている人もいる。つまり、これまで「待避」をしていた住民が多様な形態の「二重生活」（二

地域居住)を開始しているのである。この背景には、避難者ごとに前述のようなさまざまな事情があると考えられるので、帰還自治体からすれば、避難が継続する要因を具体的に明らかにし、それを踏まえて住民が戻れるような条件づくりを丁寧に進める必要がある³⁾。

まとめにかえて

本稿では、原発賠償の仕組みと問題点を明らかにしたうえで、復興の不均衡性を視野に入れつつ、被害者間の分断が生まれる構造を明らかにしてきた。分断の拡大を防ぐためには、地域の実情を踏まえ賠償格差を是正するとともに、必要な賠償を継続すること、そして避難者の多様な選択を尊重することが不可欠である。

最後に今後の課題として、さしあたり次の2点を記しておきたい。

第1は、環境社会学の知見を踏まえた考察である。環境社会学における水俣病の研究では、原因物質の排出という「直接的加害」とどまらず、被害者の精神的・肉体的苦痛、不利益を拡大する行為・言辞の総体を、「広義の加害過程」として把握することが提唱されている(船橋2006)。本稿の内容は、賠償と復興政策の問題点によって被害が拡大するプロセスだということができる⁴⁾。したがって「広義の加害過程」という視点から、本稿の内容を捉えなおす意味があろう。ただし、健康被害が将来あらわれるかもしれないリスクであることなど、従来の公害と異なる点があるので、慎重な検討が必要である。

第2は、多様な生活再建を地域の復興へと架橋する方策の具体化である。本稿冒頭で、原発事故における賠償と復興との関係について述べた。ただし、本稿で述べた避難者の多様な選択を踏まえれば、賠償、生活再建から復興へとという流れは自明ではない。

一般に、災害発生後の対応は、応急対策にはじまり復興、防災・減災へと至る複数の段階に分けられる(これは「災害サイクル」と呼ばれる)。では、

原子力災害における「生活再建」「復旧」「復興」とは何か。これら3つの課題は重なり合いつつも、その“主語”が異なっている。「生活再建」は個人や家族、「復旧」はインフラなどの施設が主語となるだろう。また「復興」は、福島復興などというように、しばしば地域が主語とされる。

地震で一定の範囲の建物が倒壊したようなケースを想定すれば、これら3つの連続性は比較的イメージしやすい。しかし今回のように、放射性物質による深刻な環境汚染が生じた場合、「生活再建」「復旧」「復興」の間には、避けがたい矛盾が生じてくる。

それはまず時間軸においてあらわれる。避難者たちにとって、生活再建というまでもなく待たなしの課題である。他方、放射能汚染の影響は長期に及ぶ。汚染が事故前のように低減しなければ、住民は安心して戻れず、原住地の復興にも多くの年月を要する。人びとの当面の生活再建の場は、避難先とならざるをえない。時間軸でのずれが、上記3つの課題を空間的に切り離してしまうのである⁵⁾。

そもそも、復興とは「人間の復興」であるべきだ。そう考えれば、被害者の生活再建の延長線上に、地域の復興がなければならない。「移住」「長期待避」「帰還」のいずれを選択しても生活再建が可能になるよう、条件整備をすることが求められる。そこからさらに地域の復興へと架橋する道筋を探らなくてはならない。地域の実情を踏まえ、方策を具体化していくことが求められる。本稿はそれに向けた予備的考察である。

(2014年12月25日脱稿)

付記

本稿は、次の研究費による成果の一部である。旭硝子財団法人文・社会科学系研究奨励、科研費基盤研究(C)課題番号25516010(以上、研究代表者:除本)、三井物産環境基金2012年度研究助成(研究代表者:藤川賢)。

注

- 1) 筆者は原発避難者からの聞き取り調査を続けるなかで、早い段階から「ふるさとの喪失」被害に着目してきた(除本 2011, 2013a, b, 2014a; 大島・除本 2012)。なお、齋藤(2013)が論じる「場所の喪失/剥奪」も、筆者の関心にかかなり近い。
- 2) この点に関する財政学的研究として、宮入(2013)、川瀬(2013)などがある。
- 3) 福島県弁護士会(2013)が「避難住民の円滑な帰還」と呼ぶのは、こうした取り組みである。ただし、川内村の事例から明らかなように、単独の町村で解決することが困難な課題も少なくない。
- 4) この問題は、災害復興における二次的被害の一形態(福島原発事故におけるあらわれ方)とみることができる。復興施策の誤りや不作為による被害については、塩崎(2014)などがある。
またこの論点は、船橋(2013)のいう「社会制御能力の欠陥」とも関連する。こうしたより広い文脈での位置づけも検討しなくてはならない。
- 5) 高木(2014)はこれを「避難自治体のジレンマ」と呼ぶ。

参考文献

淡路剛久, 2013, 「福島原発事故の損害賠償の法理をどう考えるか」『環境と公害』43(2): 2-8.

市澤秀耕・市澤美由紀, 2013, 『山の珈琲屋 飯館「樞久里」の記録』言叢社.

今井照, 2014, 『自治体再建——原発避難と「移動する村」』ちくま新書.

浦川道太郎, 2013, 「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」『環境と公害』43(2): 9-16.

大島堅一・除本理史, 2012, 『原発事故の被害と補償——フクシマと「人間の復興」』大月書店.

岡田知弘, 2013, 「東日本大震災と復興政策をめぐる対抗」岡田知弘・自治体問題研究所編『震災復興と自治体——「人間の復興」へのみち』自治体研究社, 13-40.

小熊英二, 2014, 「ゴーストタウンから死者は出ない——日本の災害復興における経路依存(下)」『世界』856: 163-177.

川瀬憲子, 2013, 「被災者・被災地支援と市町村合併——宮城県石巻市財政を事例に」岡田知弘・自治体問題研究所編『震災復興と自治体——「人間の復興」へのみち』自治体研究社, 65-86.

菅野典雄, 2011, 『美しい村に放射能が降った——飯館村長・決断と覚悟の120日』ワニブックス【PLUS】新書.

原子力災害対策本部, 2013, 「原子力災害からの福島

復興加速に向けて」12月20日.

原子力損害賠償紛争審査会, 2011, 「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」8月5日.

原子力損害賠償紛争審査会, 2013, 「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」12月26日.

小島延夫, 2013, 「原子力損害賠償紛争解決センターでの実務と被害救済」『環境と公害』43(2): 17-24.

国会事故調(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会), 2012, 『調査報告書【本編】』6月.

齋藤純一, 2013, 「場所の喪失/剥奪と生活保障」齋藤純一・川岸令和・今井亮佑『原発政策を考える3つの視点——震災復興の政治経済学を求めて③』早稲田大学ブックレット, 1-24.

塩崎賢明, 2014, 『復興〈災害〉——阪神・淡路大震災と東日本大震災』岩波新書.

関谷直也, 2011, 『風評被害——そのメカニズムを考える』光文社新書.

高木竜輔, 2014, 「福島第一原発事故・原発避難における地域社会学の課題」地域社会学会編『地域社会学学会年報(第26集)』ハーベスト社, 29-44.

土井妙子, 2014, 「川内村への帰還と高校進学をめぐる諸課題」除本理史・土井妙子・藤川賢・尾崎寛直・片岡直樹・藤原遥『原子力災害からの生活再建と地域の復興——旧緊急時避難準備区域の実状を踏まえて』OCU-GSB Working Paper No.201409, 13-23.

日本学術会議 社会学委員会 東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会, 2013, 『原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言』6月27日.

日本弁護士連合会編, 2011, 『原発事故・損害賠償マニュアル』日本加除出版.

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団(原発被災者弁護団), 2014, 「伊達市霊山町小国・坂ノ上・相霞地区集団ADR申立て和解案の報告」1月28日.

福島県弁護士会, 2013, 「福島第一原子力発電所事故による避難住民の円滑な帰還へ向けた喫緊の支援に関する提言」7月22日.

藤川賢, 2014, 「避難と帰宅にかかわる生活困難と再建への道——川内村のコミュニティ再建をめぐって」除本理史・土井妙子・藤川賢・尾崎寛直・片岡直樹・藤原遥『原子力災害からの生活再建と地域の復興——旧緊急時避難準備区域の

- 実状を踏まえて』OCU-GSB Working Paper No.201409, 24-39.
- 藤本典嗣, 2014, 「福島県の地域構造の変遷——震災前と震災後」星亮一・藤本典嗣・小山良太『フクシマ発 復興・復旧を考える県民の声と研究者の提言』批評社, 123-174.
- 復興庁・福島県・浪江町, 2014, 「浪江町住民意向調査報告書」3月.
- 船橋晴俊, 2006, 「加害過程の特質——企業・行政の対応と加害の連鎖的・派生的加重」飯島伸子・船橋晴俊編『新潟水俣病問題——加害と被害の社会学(新版)』東信堂, 41-73.
- 船橋晴俊, 2013, 「震災問題対処のために必要な政策議題設定と日本社会における制御能力の欠如」『社会学評論』64(3): 342-365.
- 宮入興一, 2013, 「復興財政政策と復興財源問題」岡田知弘・自治体問題研究所編『震災復興と自治体——「人間の復興」へのみち』自治体研究社, 41-64.
- 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦, 2013, 『人間なき復興——原発避難と国民の「不理解」をめぐって』明石書店.
- 除本理史, 2011, 「福島原発事故の被害構造に関する一考察」OCU-GSB Working Paper No.201107.
- 除本理史, 2013a, 『原発賠償を問う——曖昧な責任, 翻弄される避難者』岩波ブックレット.
- 除本理史, 2013b, 「福島原発事故がもたらした絶対的損失——『ふるさとの喪失』を中心として」『環境経済・政策研究』6(2): 50-54.
- 除本理史, 2014a, 「『ふるさとの喪失』被害とその救済」『法律時報』86(2): 68-71.
- 除本理史, 2014b, 「原発避難者の精神的苦痛は償われているか——原子力損害賠償紛争審査会による指針の検討を中心に」『法律時報』86(6): 84-89.
- 除本理史・土井妙子・藤川賢・尾崎寛直・片岡直樹・藤原遥, 2014, 『原子力災害からの生活再建と地域の復興——旧緊急時避難準備区域の実状を踏まえて』OCU-GSB Working Paper No.201409.

除本理史 (ヨケモト・マサフミ)
大阪市立大学大学院経営学研究科

生産から検査までの持続可能で体系立った放射能対策の構築

Sustainable integrated policies for radioactivity from production to inspection

石井 秀樹
Hideki Ishii

Abstract

One of the major effects of the nuclear accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant was the radioactive contamination of agricultural fields, and foods made in contamination Area. The chapter first explains the mechanisms whereby rice plants absorb cesium, a major radioactive substance released by the accident. This chapter then discusses the importance of the measurement and mapping of radioactivity in soils, the implementation of cultivation methods that reduce the transfer of radioactive substances to crops, and the development of radioactivity monitoring systems for agricultural products. In particular this chapter highlights the importance of linking the cultivation-level strategies, including mapping and radioactive absorption mitigation, with the distribution-level strategies, such as agricultural product inspection.

Keywords: Radioactive Cesium, Foods system from Production to Consumption, Sustainability, Synergy between Policies

要 旨

本論考の目的は、稲作を事例に事故から4年の放射能対策を検証し、その成果と課題を検証しながら、「緊急時対応」から「恒常的対策」への質的転換を図るための視座を獲得するとともに、持続可能で体系立った放射能対策をトータルに提案する事である。特に、本研究では今日の放射能対策が機能不全に陥っていることの原因を、食料循環系における①物質循環過程、②食料生成過程、③流通消費過程が、それぞれ個別分断的に捉えられ、対策の中での「連続性」や「連動性」が欠如しているという構造的要因に求め、食料循環系内での連続性や連動性を高め、真に持続可能な対策へと質的転換を遂げるための課題を明らかにする。

キーワード：放射性セシウム、食料循環系、持続可能性、相互連動性

0. 原子力災害からの再生を展望するにあたって

福島第一原発事故による放射性セシウムの国土的拡散で、東日本各地の第一次産業は甚大な被害を受けた。事故から4年経った今日でも、キノコや山菜類、イノシシなどの森林採取物に加えて、汚染が顕著な地域ではユズ・クリなどが基準値100Bq/kgを超える可能性があり、出荷停止が続く。2013年8月には原発内の瓦礫処理で飛散した放射性セシウムが南相馬市や宮城県丸森町へ到達し、それが原因だと考えられる基準値超えのコメが南相馬市で確認された¹⁾。漁業も底生魚を中心に基準値を超えることがあり、魚種を限定した小規模な試験操業が続き、漁業再開の目処が立たない。内水面漁業も停滞している。また汚染が軽い地域でも風評被害が深刻である。

それでもなお、この4年で食品の放射能検査や試験研究が進展し、数多くの成果がもたらされた。社会全体を鑑みれば、確かに基準値を下回る食品が大半を占め、実際にその殆どは放射性セシウムが不検出 (ND:Not Detected) であり、リスクは総体的に低く抑えられている。

しかしながら現状の放射能対策は持続可能ではない。第一に「食品放射能検査」や「作物の放射能吸収を抑える低減対策」に膨大な社会的費用や労力を要する点である。第二に膨大な費用や労力を投じているにも関わらず、万全な対策が組織できていない点である。たとえば稲作では、1) 溜池等のセシウム濃度が高い水で生産されたコメの汚染、2) 低減対策の不徹底によるコメの汚染、3) 原発内瓦礫処理で再拡散された放射性物質によるコメの汚染、など“少数だが高リスク”な事象が存在し、それに十分に対処できていない (図1)。また福島県外の放射能汚染地では、未だ食品検査、低減対策、汚染実態の把握が不十分であり、東日本全体の風評を助長する火種となる。“少数だが高リスク”な事象は、メディアに取り上げられることが多い。その一方、放射能汚染地で生産される食料の多くが実際には基準値以下で、かつ不検

出 (ND) が大半であり、リスクが相対的に低く抑えられている現実には十分に消費者に伝わっていない点は、風評被害を増大させる。

そして対策に費用や労力がかさむ最大の要因は、“少数だが高リスク”なケースと一般的事例の違いを考慮せず、国や自治体が進める施策の多くが、食料循環系の特質や多様性に対応できず、画一的な方針や計画の下、進められるからである。国や福島県は、放射能対策の合理化を検討し始めているが、「そもそも何の対策をどれだけ実行すればいいのか」、あるいは「一体いつまで続ければいいのか」、専門家の間でも多様な意見があり、社会的合意には程遠い。仮に十分な根拠と説明もないまま、放射能対策が縮小・停止されれば、新たな風評被害も生じるであろう。

このような問題を受けて、本論考の目的は、稲作を事例に事故から4年の放射能対策を検証し、その成果と課題を検証しながら、「緊急時対応」から「恒常的対策」への質的転換を図るための視座を獲得するとともに、持続可能で体系立った放射能対策をトータルに提案する事である。特に、本研究では今日の放射能対策が機能不全に陥っていることの原因を、“食料循環系における①物質循環過程、②食料生成過程、③流通消費過程が、それぞれ個別分断的に捉えられ、対策の中での「連

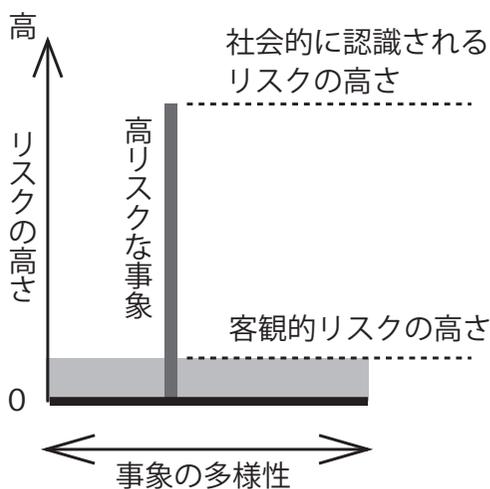


図1 社会的認知されるリスクと総体的リスク

「連続性」や「連動性」が欠如しているという構造的な要因に求め、食料循環系内での連続性や連動性を高め、真に持続可能な対策へと質的転換を遂げるための課題を明らかにする。また「食料生産工程管理」の概念提起をし、実際に稲を事例として「食料生産工程管理データベース」の構築を目指しながら、その概念の有効性や課題を現場で検証し、食料循環系に根ざした持続可能な放射能対策のあり方を実践的に提示する。

1 「生産段階の対策」と「食品中の放射能検査」の違い

安全・安心な食料を生産し、流通するためには、まず農地汚染実態の把握を行い、食物の形成過程や放射性物質の吸収メカニズムに基づいた対策を講じ、続いてリスクの性質や、その低減効果や実績を示して、食料を手にする人が消費するかを判断するための信頼できる情報を提供することが不可欠である。

特に食料の生産・流通・消費の一連のプロセスを「食料循環系」として捉える時、図2のモデルにある①物質循環過程、②食料生成過程、③流通消費過程、の諸過程が相互に連動する事により体系だった対策として機能する必要がある。膨大な費用と労力をかけた割りに、基準値を超える食品が生産される可能性があるのは、食料循環系の各過程が、それぞれ個別断片的に捉えられ、対策の中での「連続性」や「連動性」が欠如しているという構造的な要因が背景にある。

放射能汚染下で安全・安心な食料を生産・消費・流通するためには、「生産段階での対策」と「食品中の放射能検査」の二つの次元での対策がある。生産段階での対策には、①放射能汚染マップによるゾーニング（放射能汚染を踏まえた生産物の決定）、②生育時の吸収抑制対策（土や水、餌などの生産環境の制御）、がある。食品中の放射能検査には、③国や県、流通業界によるモニタリング検査、④消費者による生活圏での自主検査、がある。消費者の自主検査は、家庭菜園で栽培したもの、贈与されたもの、山野で採取するキノコや山菜など、市場を介さない食品を計測する。これは国や県によるモニタリング検査の補完と検証をする意義があり、消費者が納得しながら食品を手にする上で不可欠である。

「生産段階での対策」と「食品中の放射能検査」は「車の両輪」である。どちらを重視するかは、食品毎の生産様式に応じて検討すべきである。図3は、横軸に「食品中の放射性物質の含有量」、縦軸に「食品の存在量」をとり、実線は一つの食品についてその分布をモデル化したものである。「食品中の放射能検査」は、基準値以上の食品を流通前に除去することで安全を担保するものであり、図3の「流通不可」の領域が除外対象となる。一方、「生産段階からの対策」は、放射能汚染の程度に応じて栽培品目を選定し、できる限り食品に移行しない条件で生産するものである。例えば5Bq/kgの食品が生産される圃場で、然るべき対策をすることにより1Bq/kgの作物を生産してゆくといった形で、放射性物質の食料への移行を予

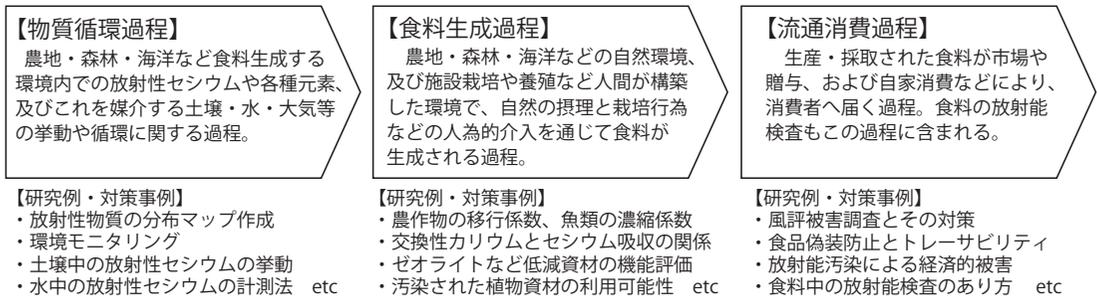


図2 食料循環系の構造とその対策

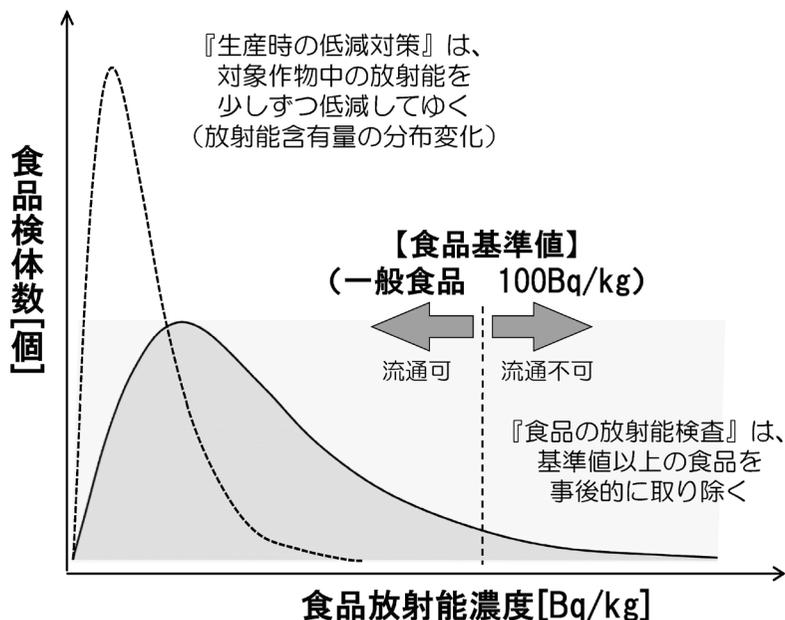


図3 「食品中の放射性物質の濃度とその分布」

防的に制御する。図3のモデルに従えば、「生産段階での対策」は、実線の分布から点線の分布へとシフトさせることに他ならない。

農産物、畜産物、林産物、水産物は、それぞれ生産様式が違うため、それぞれ放射能対策が変わってくる。農産物や畜産物の生産は、どこで何を育てるのか、どのような土作りや施肥をするのか、あるいは何の飼料を与えるのか…、生産条件を制御する余地がある。つまり汚染されていない土壌や水、飼料を用いれば、放射性物質の移行は基本的に抑制できるのである。また農産物の場合、土壌の化学性や物理性でも作物への移行が変わるため、土作りや施肥による制御の余地がある。このように“育てる”ものは、生産段階からの対策ができる。福島で生産される農産物の多くは基準値 100Bq/kg を超えるものは限られ、かつその殆どが不検出（数 Bq/kg 以下）である。こうした農産物の対策をさらに徹底するには、食品検査を強化するよりも、生産段階からの対策をするほうが合理的である。

一方、天然の林産物や水産物は、基本的に“自然の恵み”を採取するものであり、生産段階から

の対策ができない。そのため食品中の放射能検査をしながら、基準値以下の林産物や水産物が生産できる環境を特定し、採取できるエリアを規制する対策しか取れない。つまり「採取する」生産形態をとるものは、生産段階からの放射能対策ができず、食品検査が重要となってくる。実際にキノコや山菜、イノシシやクマなどの野生動物、ならびに底生魚類では基準値 100Bq/kg を超える場合も多く、当面は食品検査を重視することが大切である。

2. 植物の放射性セシウム吸収メカニズム

農産物の放射性セシウム吸収は、作物の種類と、土壌の物理的性質・化学的性質などで決まる。水田の場合は、水中の放射性セシウムや無機イオン濃度の影響を受ける。土壌中の放射性セシウムがどれだけ移行するかは、

「移行係数」= 「作物中の放射能濃度 (Bq/ kg) / 栽培土壌中の放射能濃度 (Bq/kg)」

が一つの目安となる。その値は、作物の部位毎に求められ、一般に生産条件に左右される。日本の土壤の多くは、粘土鉱物に富んでおり、土壤のセシウム吸着能力が比較的高く、ベラルーシやウクライナの土壤に比べて、日本の土壤は作物への吸収が抑止される傾向にある。土壤中の放射性セシウム濃度が分かれば、移行係数から作物への移行がある程度予測できる。汚染度の高い場所では、移行係数の少ない作物を栽培すれば、汚染の少ない農作物が栽培でき、栽培計画を立てる上で参考になる。福島県の代表的な土壤における移行係数は、図4に掲げる。

2011年に暫定基準値500Bq/kgを超える農作物が確認された要因は、事故直後は土壤中の放射性セシウムが粘土鉱物などに吸着される途上であり、根から吸収される放射性セシウムが、今日よりも相対的に多かったことによる。

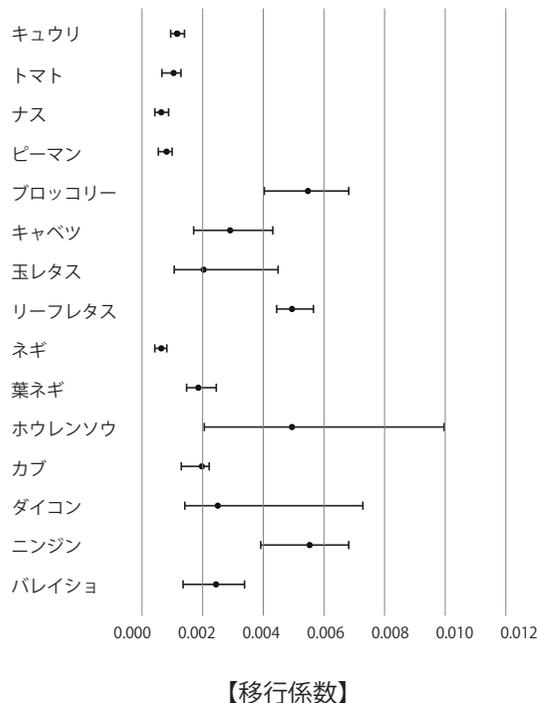


図4 「代表的野菜の移行係数」
農研機構「各種夏作野菜への土壤中の放射性セシウムの移行係数」のデータから筆者が作図
<http://www.naro.affrc.go.jp/org/tarc/seika/jyouhou/H23/tohoku/H23tohoku001.html>

2012年度からは、食品衛生法により一般食品の基準値が100Bq/kgとなった。2013年、2014年になっても、福島県内では、ソバ、ダイズ、ゆず、柿、栗などは、汚染が顕著な地域で基準値100Bq/kgを超えることがあった。2015年2月時点でも、野生の山菜・キノコ類に加えて、ユズ（福島市、伊達市、南相馬市、桑折町）、クリ（伊達市、南相馬市、二本松市）、ウメ（南相馬市）は出荷停止が続くが、その他の果樹や野菜などは基準値を下回り、大半が不検出（数Bq/キログラム以下）となるなど、汚染は低下してきている。

3. ヒマワリを用いた除染は可能か

土壤の放射性セシウムを植物が除染する方法として、「ファイトレメディエーション」(Phytoremediation)が2011年4月頃に注目された。ファイトレメディエーションとは、植物が根から水分や養分を吸収する過程で土壤中の汚染物質を吸収し、土壤を浄化する方法である。この方法は表土剥ぎ取りや深耕などの農業土木的アプローチに比べて即効性を期待できないが、生態系の力を活用する方法は、土壤の浄化が広範囲にかつ低コストで進められると期待され、福島県内でも多くのヒマワリが植えられた。しかし農林水産省による実証実験によれば、その除染効果は極めて乏しく、ファイトレメディエーションで除染をすることは困難であることが結論された²⁾。

仮にヒマワリの移行係数が生重量で0.02(2%)だとし、土壤中の放射性セシウム134、セシウム137の合計含有量が5000Bq/kgの圃場で栽培した場合、ヒマワリには100Bq/kgの放射性セシウムの吸収が見込まれる。ヒマワリの茎や葉は食べないが、その値は放射性セシウムの安全基準値に相当し、口にするには高い放射性セシウムの含有量である。

だが基準値に迫るセシウム吸収があったとしても、土壤の除染として十分な吸収は期待できない。土壤から放射性セシウムをどれだけ取り去ることができるかは、移行係数(=土壤と植物のセシウ

ム濃度の比)だけでなく、栽培される植物の総量も勘案する必要があるのである。この場合、ヒマワリを1kg生産するのに、一体どれだけの土壌が必要となるか。ヒマワリを植える密度にもよるが、ヒマワリの根が広がり土壌中の栄養分や放射性セシウムが吸収される範囲を考えると、重量換算で植物体の数十倍の土壌が必要である。仮にヒマワリを密に植えて、土壌50kgから1kgのヒマワリができるなら、土壌に含まれる放射性セシウムの総量は $5000\text{Bq/kg} \times 50\text{kg} = 250,000\text{Bq}$ となる。このうちヒマワリに移行する放射性セシウムの量は $5000\text{Bq/kg} \times 0.02 = 100\text{Bq}$ である。ヒマワリの根が広がる領域にあった放射性セシウムの吸収量は、1/2500に過ぎない。

セシウム134の半減期はおよそ2年、セシウム137の半減期はおよそ30年である。セシウム134は放射性壊変により一年間で約70%に減少し、二年間で約50%に減る。セシウム137は

一年間で約97%に減少し、二年間で約95%に減る。つまりヒマワリなど栽培しなくても、セシウム134は一年間で約30%、セシウム137は約3%、放射性壊変により勝手に減少してゆく。日本の土壌において、ファイトレメディエーションによるセシウム除去の効果は極めて限定的だといわざるを得ない。

逆に言えば植物はそれだけ放射性セシウムを土壌から吸収しない。これらは食糧生産にとって幸いな事実であり、深刻な放射能汚染の中でも農産物の汚染が抑制されていることにも繋がっている。安全な食物を得ることと、植物を用いた除染をする事は、相反するのである。

4. なぜ稲はセシウムを吸収したのか？

イネの移行係数は0.001前後と低い。そのため2011年度は、5000Bq/kg以下の地域では、暫定

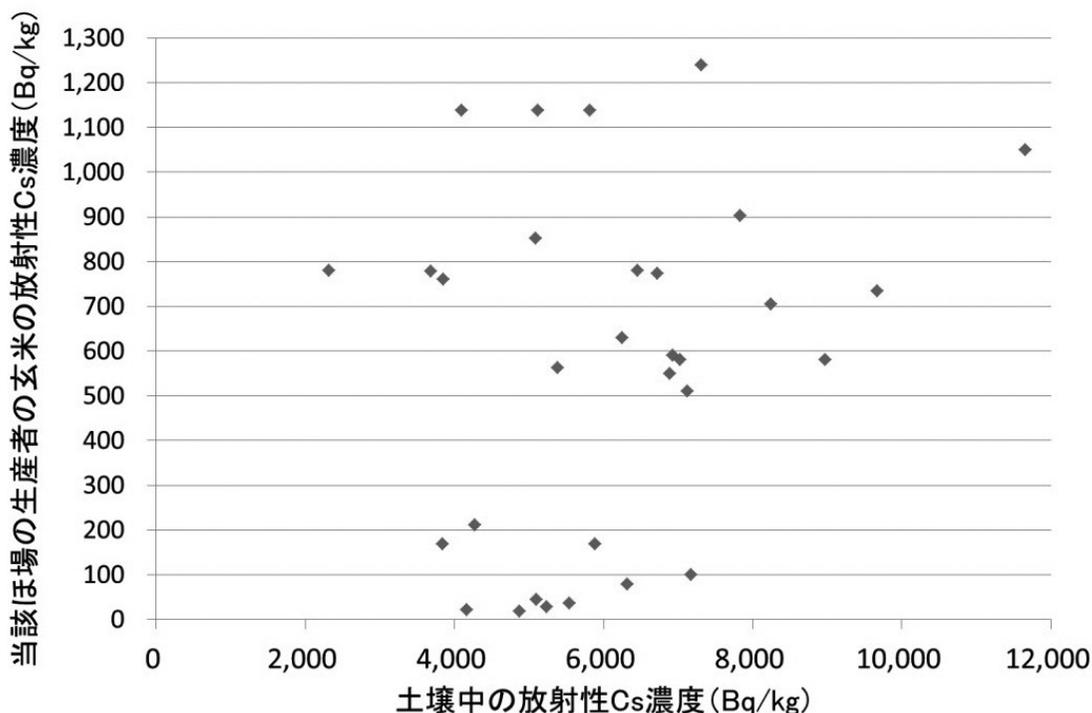


図5 「汚染米が確認された地域における玄米と土壌中の放射性セシウム濃度」

引用：福島県、農林水産省「暫定規制値を超過した放射性セシウムを含む米が生産された要因の解析（中間報告）」

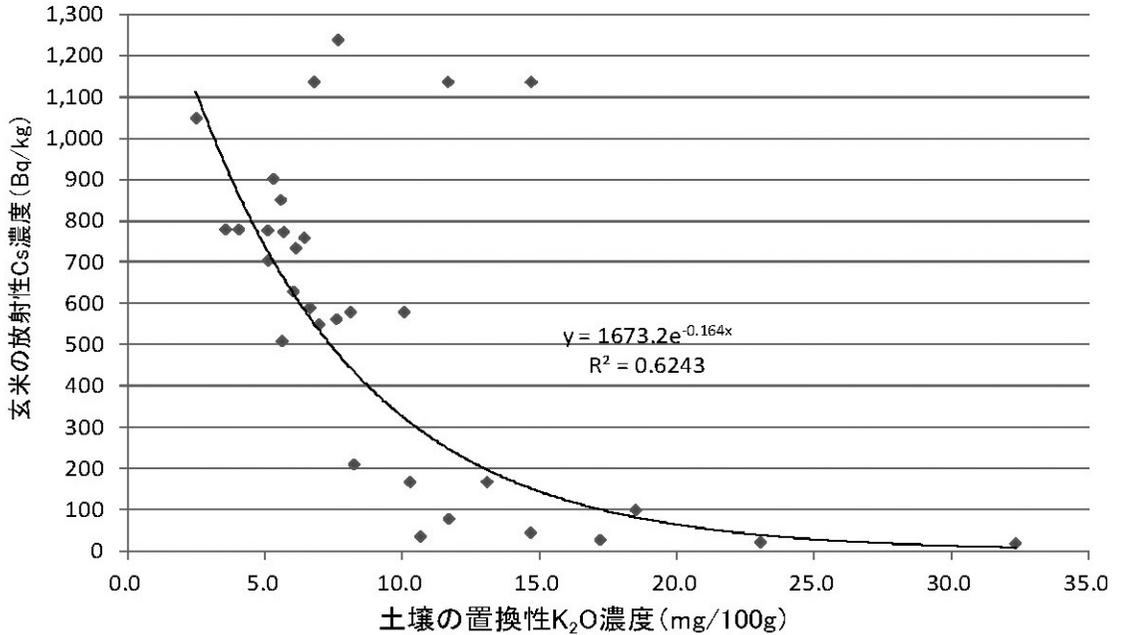


図6 「土壌中の交換性カリウムとコメのセシウム吸収」

基準値 500 ベクレル /kg を超えるコメは生産されないと見積もられ、避難指示が出なかった地域では作付けが認められた。ところが 2011 年秋に、伊達市や福島市などで 1000Bq/kg を超えるコメが確認され、生産者と消費者は大きなショックを受けた。

イネのセシウム吸収が顕著だった水田を調べると、土壌汚染とコメのセシウム吸収量には相関関係が認められず、“見かけ”の移行係数も 0.1 から 0.4 と極めて高かった (図 5)。また土壌中の交換性カリウムが低い水田でコメのセシウム吸収が顕著になる傾向が見られた。また暫定基準値を超えるような水田がある場所は、周囲が起伏に富んだ森林に囲まれた山深い地域であることが多く、ランドスケープに特徴があった。

植物は一般に、セシウムを含んだ状態で水耕栽培をした場合、セシウム吸収が顕著に起こる。東京大学の栽培学研究者の実験では、0.1Bq/ℓ の水で水耕栽培すれば 76Bq/kg、1Bq/ℓ の水では 560Bq/kg、10Bq/ℓ の水では 5600Bq/kg の稲ワラが栽培された³⁾。

汚染米が生産される環境の状況証拠や、水耕栽培の実験を踏まえて、土壌以外のセシウム吸収が存在することが推察され、「森林に囲まれた山深い水田では、水源のセシウム汚染が顕著で、稲にセシウムが移行する可能性がある」という仮説が構築された。

図 6 は、横軸に「土壌中の交換性カリウム」、縦軸に「コメ中の放射性セシウム」をとって、汚染米が確認された地域のコメのデータをプロットしたものである。土壌の交換性カリウムが欠乏すると、コメはセシウムを顕著に吸収する一方、交換性カリウムが保持されればセシウム吸収が抑制される傾向にある。そのため塩化カリウムや珪酸カリウムなどの肥料を用いて、土壌中の交換性カリウムが 25mg/100g を超えるようにすれば、玄米のセシウム吸収はかなり抑制できると結論された⁴⁾。2012 年以降に稲を生産する際は、この知見がベースとなって、土壌中の交換性カリウムを高める施肥が福島県内で広く推奨されるようになった。

その一方、交換性カリウムが 15mg/100g 前後

と比較的保持されているにも関わらず、セシウム吸収が高くなる「外れ値」タイプの水田も確認された。こうした「外れ値タイプ」の水田がなぜ生じるのか2011年度には判らず、その説明は2012年度以降の試験栽培に引き継がれた。

5. 水稲試験栽培

2012年度の稲作は、2011年度に暫定基準値を超えた地区では「作付制限」となった。また暫定基準値は超えなかったが、100Bq/kg以上の玄米が確認された地域では、1)生産者毎に管理台帳をつけること、2)深耕により空間線量を下げること、3)各自治体が定めた分量のカリウム肥料やゼオライトを圃場に投入すること、4)全てのお米の放射能検査をすること、を条件に栽培が認められた。そうした中、作付制限地域で試験栽培が実施された。試験栽培には主に3つの意義があった。第一は、作付制限の解除を判断するものであり、塩化カリウムなどのセシウム低減資材を投じた際に、基準値100Bq/kgを下回る玄米が生産できるかを見極めるものである。福島県内の作付制限地域396ヶ所で試験栽培をした結果、基準値100ベクレル超したのは一例だけで、残り395ヶ所では100Bq/kg以下の米が生産できることが確認された。そのため2013年度は、作付制限されていた地域の多くは作付制限が解除された。国や福島県による試験栽培の主眼は、ここに置かれていた。

一方、東京大学、福島大学、東京農業大学の研究者が参画した伊達市の水稲試験栽培では、第一の目的に加えて、第二に土質や土壌の化学組成の違いによる影響を調べること、第三に地形や立地の違いで生じる水の影響を調べること、も目指した。そのため当該試験栽培では、伊達市小国地区で55箇所の水田を用いて、カリウム肥料やゼオライトなどの資材を用いず、まずは“ありのままの水田生態系”で慣行的に栽培し、一部区画で珪酸カリウムを散布してその効果を検証する実験を行った。

福島県と農林水産省は、稲の試験栽培の結果を以下のように論じている⁵⁾。

- ①土壌の放射性セシウム濃度と玄米中の放射性セシウム濃度の間には相関関係はみられない。
- ②土壌中のカリウムは、作物が吸収する際に競合してセシウム吸収を抑える働きがある。土壌中の交換性カリウムの含有量が25mg/100gを目標としてカリウム肥料を施用した場合、玄米中の放射性セシウム濃度が大きく低減できる。

(同報告書から筆者が抜粋・要約)

また同報告書は水田の水源に含まれる放射性セシウムの影響について、「溶存態のセシウムは作物が直接吸収できるのに対して、懸濁態のセシウムは作物が直接吸収し難く、作物への移行は基本的に小さいと考えられる」と記されている。そして「福島県下における水路やため池などの水質検査の実測結果を踏まえると、一般的に水からの影響は限定的である」と論じている。

一方、伊達市小国地区の試験栽培⁶⁾では、土壌中の交換性カリウムが12～15mg/100gと決して低い値ではないのに、玄米に高いセシウム吸収が見られた“外れ値”水田が2011年と同様に確認された。本試験栽培では“外れ値”水田について、特に水源のセシウム汚染からも考察された。

- ①外れ値水田が引く水の中には、一部で4Bq/lもの放射性セシウム(大半が懸濁態)を含んだ水源が存在すること。
- ②葉茎の放射性セシウム濃度を7月中旬と8月中旬で比較した時、一般的な水田では7月の値の方が高い傾向があるのに対して、“外れ値”水田の場合は8月に吸収が顕著に伸びるケースがあること。

(同報告書から筆者が抜粋・要約)

放射性セシウムの稲の吸収メカニズムは、十分に解明されていない部分もあるが、その概要を纏めると、土壌中の放射性セシウムの移行は基本的に少ないが、1)土壌中の交換性カリウムの不足によりセシウム吸収が促進される可能性、2)水源の放射性セシウム汚染による可能性、の二つが



写真1 「AT6101DR コントロールパネル」



写真2 「AT6101DR 測定器」

存在し、現場の圃場ではこれらの条件が複合している。また水源の放射性セシウム濃度が高くなる理由も十分に解明されていないが、たとえば溜池などでは、放射性セシウムが付着した落ち葉が堆積している。それが分解して溶存態や懸濁態のセシウムになれば水源を汚染し、稲にセシウムが移行する要因となりうる。このように稲の汚染の問題は、農地や森林内での水を介したセシウム循環の視点からも検討しなければならない。とはいえ、事故から4年が経過した今日、溜池の除染なども進展しており、森林から水田へ流入するセシウムも減少しつつある。今後も継続的なモニタリングが必須だが、カリウム肥料を入れれば、稲のセシウム吸収が抑制され、基準値以下のコメが十分作れるのも事実である。

6. 放射性物質の分布実態の把握とそのマップ化

JA新ふくしまでは、ベラルーシのATOMTEX社が開発したNaIスペクトロメーター(AT6101DR)を用いて、JAが掌握する福島市内の全水田と全果樹園を圃場毎での放射能計測を

進めてきた。2014年12月末に、約20000の水田(測定数:約63500地点)、および約7500の果樹園(測定数:約27000地点)の計測が全て完了した。農地の放射能計測は、農協職員と、全国から集められた生協職員とが、協同組合間連携で進めるものであり、生産者と消費者という利害の異なる主体が協働することにより、調査の客観性が担保されるよう企図された。

本機は、土壤が発するガンマ線を検知し、土壤中のセシウム134・137、カリウム40等の濃度(Bq/kg)や沈着量(Bq/m²)が定量できる。またGPSが搭載され、緯度・経度・標高を特定し、Google Earth上の航空写真上で可視化ができる。本機の最大の特徴は、現地で土壤を採取することなく、およそ2分で短期間で計測することができ、膨大なエリアの放射性物質の分布実態が把握できる点である。

福島大学では、この膨大な測定結果を一同にコンパイルし、必要な情報を抽出・一覧化するソフトを開発し、GISやデータベースへの移行をできるようにした。それによりGoogle Earth上での可視化に止まらず、1)圃場一筆毎のデータ(地権者情報、耕作履歴、土壤の化学組成etc)と放

射能計測データとのデータベース上での統合、2) GIS や統計解析ソフトによる多様な分析、3) 測定結果の多様な地図表現、4) 地権者個人への情報還元、などが可能となった。放射能計測の結果を地権者に周知した後は、後述する全量全袋検査の結果と連動させることで、営農指導に活かせる。

7. 米の全量全袋検査

福島県は、2012年度より県内で生産された米の全量全袋検査を開始した。これは30kgの米袋をベルトコンベア上に載せて約15秒間（測定下限値は25Bq/kg）で計測するものである。表1

に2012年度から2014年度までの米の全量全袋検査の結果を示す。

2012年度は基準値100ベクレルを超える事例が71袋確認された。2013年、2014年と事故から時間が経つにつれて、放射能が検出されるコメの割合が減少し、2014年度は2月13日現在、基準値100ベクレルを超えるコメは確認されていない。2012年度は、50Bq/kgを超えるコメは、福島市や二本松市、伊達市など土壌汚染が顕著なエリアだけでなく、2000Bq/kg程度と比較的軽いエリアでも発見された。セシウムの吸収が顕著なコメが生産された理由の一つは、セシウムを吸収しやすい条件があるにも関わらず、自治体



写真3 「全量全袋検査の様子」

表1 全量全袋検査の結果

	【2012年度】	【2013年度】	【2014年度】
-25 (Bq/kg)	10,323,561 (99.78%)	10,999,206 (99.93%)	10,900,805 (99.98%)
25- (Bq/kg)	20,357 (0.2%)	6,484 (0.06%)	1,904 (0.02%)
50- (Bq/kg)	1,678 (0.016%)	493 (0.0045%)	12 (0.0001%)
75- (Bq/kg)	389 (0.0038%)	323 (0.003%)	2 (0.00002%)
100- (Bq/kg)	71 (0.0007%)	28 (0.0003%)	0
合計	10,346,086 (100%)	11,006,534 (100%)	10,902,694 (100%)

2015年2月13日時点

が定めるカリウム施肥対策を実施しなかったからである。一方、2011年に基準値500ベクレルを超える米が確認された伊達市では、基準値を超えるコメは確認されなかった。これは地元農協が、生産者と連携しながら、1000㎡あたり200kgずつ塩化カリウムを一枚一枚確実に散布したからである。これは低減対策の有用性と、確実な低減対策を実施することの重要性を示しており、低減対策を確実に実施するための“仕組み”がいかに大事であるかが分かる。

8. 「生産工程管理データベースの構築」

原発事故から4年が経過した今日、これからの課題は、試行錯誤の中で実施してきた緊急時対応を見直し、真に必要な対策を見極め、持続可能な恒常的対策への転換を図ることである。

「生産段階での対策」と「食品中の放射能検査」は、“車の両輪”である。これまで水稲試験栽培、放射性物質の分布マップ、コメの全量全袋検査の動向と成果を紹介してきたが、これらはそれぞれバラバラに進めるのではなく、“相互連動的”に体系立てて実施してこそ、より大きな効果が発揮できる。

たとえば全量全袋検査からセシウム吸収リスクの高い圃場が判明すれば、そこに注力し、対策漏れを無くすることができる。さらに圃場の土壌分析をすることで、土壌中の交換性カリウムの欠乏によってセシウム吸収が生じたのか、あるいは水源のセシウム汚染が想定されるのかが検討できる。そして圃場毎に個別の「カルテ」を作成すれば、生産者毎に生産環境に即した極細かな営農指導の展望が開ける。さらに、こうした知見を丹念に積み重ねれば、森林と農地のセシウム循環をはじめ、稲のセシウム吸収メカニズムの解明に繋がる。このように全量全袋検査の結果が生産段階からの対策に重要な知見を与えるのである。

逆に放射性物質の分布マップが作成され、米のセシウム吸収メカニズムの知見が蓄積すれば、全量全袋検査の確度や妥当性が検証され、食品検査

の信頼性が高まる。またある水田で数年間“不検出”が続き、かつ生産条件からセシウムが移行する要因がないと検討されれば、社会的コンセンサスを得た上で将来的に全量全袋検査の対象から外することも視野に入る。そもそも全量全袋検査をする必要に迫られたのは、どこで基準値100Bq/kgを超えるコメが生産されるかが判らなかつたからである。検査が必要な対象圃場を絞ることができれば、検査に要する労力や費用の抑制に繋がり、対策の持続可能性が高まる。既に全量全袋検査に資する計器は配備されており、リスクの高い圃場の検査に時間をかければ、測定下限値を下げた分析に繋がる。

昨今、カリウム肥料による低減対策や全量全袋検査をいつまで続けるべきなのか、こうした議論が出ている。2014年度のコメが、基準値を超えるものがなくなったとはいえ、低減対策や検査を根拠無く停止すれば、リスクの高い圃場で基準値を超えるコメが発生する可能性や、対策を停止したことによる不安増大や風評被害につながるおそれがある。低減対策や放射能検査に莫大な労力や費用がかかるからといって、安易に対策を停止してはならない。対策を緩和・停止するには、その確たる根拠が必要なのであり、その知見の集積もまた進めてゆかねばならない。

そのためには、放射能汚染の実態把握や、環境や作物内での放射性物質の移行メカニズムの解明を科学的に進めた上で、これらの知見を現場に応用するための仕組みづくりが不可欠なのである。そのためには図2で掲げたように、食料循環系における「物質循環過程」、「食料生成過程」、「流通消費過程」の諸過程での対策を体系立てて相互連動的に機能させる必要がある。より具体的には圃場一枚事に「生産工程管理」しながら、データの蓄積をはかり、対策の有効性や必要性を検証しながら、将来的に稲でいえばカリウム肥料による低減対策やコメの放射能検査を絶対に欠かしてはならない圃場の見極めを進めてゆくことが必要である。福島大学では、JA新ふくしまやJA福島中央会と連携しながら、「生産工程管理」（図7）を

データ管理と出力のスキーム

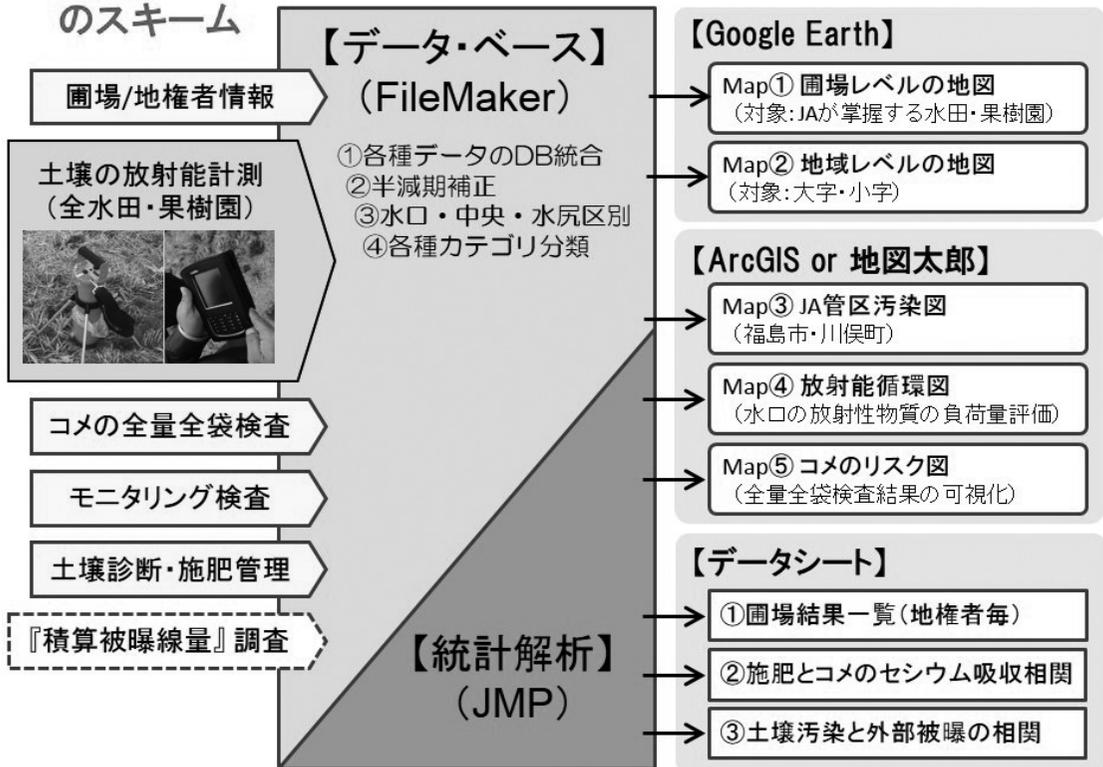


図7 「生産工程管理データベースの設計コンセプト」

進めるデータベースを構想している。

9. おわりに

福島原発事故から4年が経ち、試行錯誤の中から、さまざまな知見と経験が蓄積されてきた。原子力災害からの復興を遂げるには、放射能汚染の状況と被害を多角的に記載し、放射性物質の挙動を科学的に解明しながら、これを具体的な対策として社会的実装をする必要がある。この時、決して「農学栄えて農業廃れる」ことがあってはならない。

また放射能汚染の実態把握には当事者は少なからず“痛み”を伴うことを忘れてはならない。風評被害の助長や不動産価格が低下する懸念から、放射性物質の分布マップの作成や試験栽培をする

ことに否定的な方々もおられる。水俣病などの公害問題でも“被害者は被害を隠したがる”、“隠さざるを得ない”状況があった。こうした状況下では当事者が「正直者が馬鹿を見る」状況にならぬよう、彼らの救済、より具体的には医療や福祉、補償や賠償に繋がるように、被害実態を記録し、これを社会化する必要があったという。

福島の原子力災害も、その根底にはこれと同じ構造があると考えられる。食の安全・安心を担保に食品の放射能検査は重要だ。だが「検査」や「自粛」によってネガティブなものを除去するアプローチだけでは、福島県の農業や農村の復興にはつながらない。「検査」や「自粛」で消費者は守られても、生産者の救済にはつながらないからだ。筆者が「生産段階での対策」を重視する理由は、それが食品中の放射性物質を根本から減らす意義

があり、放射能汚染の中でも農業ができるエリアを押し広げ、福島の農業や農村の潜在性を高めるというポジティブな側面があるからである。「検査」や「自粛」では生産者は“受け身”の存在だが、生産段階での対策は農業者の力量や能動性が問われ、生産者自身が復興の主体となる一歩となる。

農地を汚染された生産者は一定の補償や賠償を受ける権利がある。だが彼らはそれ以上に暮らしや生業の再開を望んでいる。この原子力災害は、地域の文化や暮らしとのお金には代えることのできない“かけがえのない”価値も奪ってしまった。こうした価値を取り戻すためには、やはり被災者自らが新しい暮らし方を主体的に創造してゆかねばならない。食料循環過程に基づいて、生産段階から検査段階までの持続可能で体系だった放射能対策を構築する事は、福島の新しい農業のあり方を探求するものであり、農業者が復興の担い手になるための大いなる一歩だと考えられる。

注

- 1) 朝日新聞「がれき撤去で飛散、コメ汚染 福島第一の20キロ先」2014年7月14日記事
- 2) 農林水産省 農林水産技術会議「農地土壌の放射性物質除去技術（除染技術）について」、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/110914.htm>
- 3) Keisuke Nemoto and Jun Abe(2013) Radiocesium Absorption by Rice in Paddy Field Ecosystems, Tomoko M. Nakanishi, Keitaro Tanoi Editors. “Agricultural Implications of the Fukushima Nuclear Accident.” p19-28, Springer Open
- 4) 農研機構（2011）「玄米の放射性セシウム低減のためのカリ施用」
- 5) 福島県、農林水産省（2013）「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について～要因解析調査と試験栽培等の結果の取りまとめ～（概要）」、http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/youin_kome2.pdf
- 6) 小国地区試験栽培支援グループ（2012）「小国地区における稲の試験栽培について（平成24年12月8日）」、<http://www.a.u-tokyo.ac.jp/rpjt/event/2012120805-2.pdf>

石井 秀樹（イシイ・ヒデキ）

福島大学うつくしまふくしま未来支援センター

原発事故被災地再生政策の転換

—地域政策からのアプローチ—

The policy change for the re-form of the stricken area by Fukushima Daiichi nuclear disaster

長谷部 俊 治
Toshiharu Hasebe

Abstract

The enforced plan to re-form the stricken area by Fukushima Daiichi nuclear disaster has some serious disagreements with the real situation. It is necessary that the policy should be changed as the following: a) to convert the method of compensation for damages from payment for property and mentality loss to compensation for living reconstruction, b) to shift the aim of public works in the area from infrastructure restoring to community rebirth, c) to make the participatory system of victims with area re-forming planning, d) to regain the healthy ecosystem including agriculture. These policy changes are task for not only re-forming of the stricken area but also ensuring of Japanese local community's sustainability.

Keywords: Compensation for living reconstruction, Community rebirth, Regain of ecosystem, Local community's sustainability

要 旨

福島第一原子力発電所事故による被災地の再生施策の枠組みは、起きている事態とのあいだにいくつかの深刻な齟齬がある。これを解消し再生のための施策を実効あらしめるためには、i) 損害賠償の考え方を財産権等に対する補償から生活再建を図るための補償へと転換すること、ii) 被災地復興策の方針をインフラの復旧からコミュニティの再生へとシフトすること、iii) 復興のプロセスに被災者が深く関与し参加するしくみを整えること、iv) 農業などを視野に入れて生態系の回復を図ることが必要である。そしてこれらは、現在の日本の地域社会が持続可能性を確保するために取り組まなければならない課題とも軌を一にしている。

キーワード：生活再建補償 コミュニティの再生 生態系の回復 持続可能な地域社会

福島第一原子力発電所の事故発生から4年弱経過したいまも、被災地再生への展望を得ることが難しい状態が続いている。

たとえば、避難住民の帰還希望について調査した結果によると、「戻らない」と答えた世帯の割合は、南相馬市26.1%、大熊町67.1%、浪江町37.5%、飯館村30.8%などであり、しかも若い年齢層ほどこの割合が高い(復興庁2014)。地域の担い手の多くが帰還しないかもしれないのである。また被災地域も、除染が終了してインフラの復旧が始まった区域と、除染未着手で帰還できる時期が明らかでない区域とが併存し、地域の将来を展望する手がかりが見つからない状況にある。

これは、原発事故によって引き起された事態の深刻さの現れである。被災者は、生活基盤が根こそぎ失われ、長期の避難を強いられ、帰還可能な時期が不確定なまま生活を続けていかなければならない。また、帰還せず新生活を始める場合にも、それは強いられた選択というほかないであろう。

被災地域も、地域全体が放射能汚染を被り、住民不在の居住地が広がり、汚染状態や帰還可能な状態・時期が区域によって大きく異なる。土壌、植生などの生態的な基盤を初めとして多層にわたる地域環境が不安定なまま、地域社会を再構築していかなければならないのである。

このように、生活と環境とが丸ごと損壊し、その持続可能性が失われてしまう事態¹⁾に直面するなかで、将来に向けた展望を見通すのは容易ではない。「被災地の再生」は、事態に即して、損壊された被災者の個々の生活基盤と被災地域の多層的な環境の両方を十全なかたちで回復し、持続可能性を取り戻すプロセスである。直面している問題を解決するためには、このプロセスを展望あるかたちで展開する必要がある。

政府が中心となって進めている福島復興再生のための施策は、この必要に応えるものとして立案され実施されている。しかしながら、再生への展望を得ることが難しい現在の状況に照らすと、その実効性について疑問を抱かざるを得ない。とりわけ、起きている事態と実施されている施策とが

十分に噛み合っているのかどうかを吟味することは、政策のあり方そのものを問うことにもなる。

そこで、地域政策の視点からこの問題を検討し、再生への取り組みの方向を考察してみたい。ただし、健康被害など放射線被爆に係る問題については別途の考察に委ねることとする。

1 被災地再生施策の枠組み

現在進められている原発事故被災地を再生するための施策は、法的な責任を全うするための二つの基本的な施策と、それらを補完する支援策によって組み立てられている。

第一に、事故によって起きた損害の賠償である。これは不法行為責任(民法709条)として、東京電力が実施する²⁾。この場合に、被災者の救済を迅速、公平かつ適正に行う必要があることから、被災者に対する個々の賠償は、原子力損害賠償紛争審査会によって定められた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針」(原子力損害賠償紛争審査会2011-13)に即して実施されている³⁾。

その基本的な枠組みは、現実生じた費用負担と財産価値の喪失等を算定し、その金額を賠償することを基本に、精神的な損害に対して避難の態様に応じて定めた一律の価額を賠償することとされた。また、避難の長期化に対応すべく、住居確保のための費用について、従前の住宅・土地価額との差額を賠償することも定められている。

そのほか事故発生者の責任として実施されているのが除染である。実際に除染を実施しているのは環境省及び福島県であるが、緊急に除染を進めなければならないこと、被爆を防ぐことは国の責任でもあることなどの事情に即した措置であって、除染に要した費用は東京電力が損害賠償として負担することになっている(「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平

成 23 年法律 110 号) 44 条 1 項)。

第二に、被災地のインフラ復旧である。これは、地震・津波によって損壊したインフラの復旧と、原発事故によって維持管理ができず長期間放置されている施設の復旧とを合わせたもので、その実施責任は各インフラの管理者が負っている。その費用は各管理者が負担するが、不法行為による損壊の場合には原因者に求償することとなる。

この場合、復旧は損壊前の状態に戻すこと（原形復旧）を原則とする。安全性確保などの理由で従前とは異なる位置・構造で復旧する場合もあるが、機能的な同一性を維持する範囲で行われることになる。そして原形復旧であれば、その費用については国が手厚く補助し負担することとされている。

第三に、生活再建・被災地復興のための支援策が実施されている。その内容は多岐にわたるが、大きくは、避難者の帰還・定住のための支援と、地域整備のための支援の二つに分かれている。

前者は、早期帰還・定住プラン（復興庁 2013b）が典型的で、重点分野として生活環境の整備、産業振興・雇用の確保、農林水産業の再開の三つを定め、その推進のために事業の実施や補助金等の交付が措置されている。後者は、避難解除等区域復興再生計画（復興庁 2013a）に即して実施することになっているが、地域の将来像を描くのが困難であるなどから、広域的なインフラ整備計画はある程度固まっているものの、施策の具体化はあまり進展していない。

2 事態と対策のギャップ

原発事故によって起きた事態と進められている対策とが噛み合っていないばかりか、事態をより悪化させているのではないかと指摘がある。特に、避難者が置かれた状況に照らすと、そのギャップはリアルである⁴⁾。

なぜギャップが生まれたのだろうか。施策の運用における問題もあるが、施策の枠組みにさかのぼって分析すると、次のような問題が浮き彫りと

なる。

(1) 損害賠償と復興施策とが連結されていない

ギャップの第一は、損害賠償と復興のための施策とが連結されていないことである。対策の基本的な構造は、事態を被災者への対応と被災地の復旧に二分して、一方で被災者の被った財産的精神的な被害に対してその補填を図り（損害賠償）、他方で損壊した地域インフラを復旧するというものである。

しかし、被災者が失ったのは財産だけではないし、地域を再生するためにはコミュニティの回復が必須である。地域基盤を欠いたままでは生活再建は成り立たず、住民の生活再建が進まない限り地域社会が再生するはずもない。損害賠償と復興施策とが相互に補完し合っ初めて「再生」に結びつくのである。

ところが、いま進められている損害賠償は、財産価値の損失に対する補償をベースに、避難に伴う精神的な損失に対する慰謝料を加えるという考え方で構成されていて、失われた生活基盤を回復するという視点は非常に希薄である。一方、現在の復興施策は、災害復旧の考え方がベースとなっていて、これに生活・産業支援のメニューを加えて構成されている。インフラの復旧を急ぐからであろうか、コミュニティや地域の産業、文化をどのように回復するかという視点は無きに等しい。

起きている事態が要求しているのは、安全の確保、生活の再建、地域社会の回復、将来に向けての展望である。これらは相互に関連し、分離して対応すると問題の本質を見失うことになる。アプリオリに役割分担を決め、それに沿って事態を二分して対策を進めるという現在の方針は本末転倒であり、事態との齟齬を招くのは当然である。

(2) 再生の前提となる被災者・被災地の主体性の確保が顧みられていない

第二のギャップは、再生の前提となる被災者・被災地の主体性の確保が顧みられていないことである。生活の再生は被災者自らが果たすほかはない

し、住民の参加を欠いた地域整備が発展性に乏しいことは経験が教えるところである。

ところが、生活再建の出発点となる損害賠償においては、補償の考え方や水準について、被災者と損害賠償責任者とが直接に対話・交渉する場(団体交渉の場)が用意されていない。基本的には、原子力損害賠償紛争審査会の示した指針に沿って補償額の算定が事務的に進められている。あるいは、被災地の整備について住民の意見を反映するしくみが確立されないまま、インフラの復旧が進められ、国が示す支援メニューからの選択によって復興の計画や手法が固まっていく。いずれも、当事者は受け身の立場に置かれていて、自らのイニシアティブで事態を制御する権能が与えられていないのである。

その理由は二つある。一つは、損害賠償が、財産の損失に対する補償をベースとしたものとなっていて、生活再建を目指したものではないことである。生活再建補償であれば、生活の実態を吟味し、個別の事情を反映した対応が必要となる。被災者との対話・交渉は避けて通れない一方、被災者も自らの覚悟が問われる。しかし、財産権補償をベースにする賠償においては、基準に従って失われた財産価値を算定することが主要関心事となり、生身の人間を直視することがない。

もう一つの理由は、復興のしくみが、災害復旧をベースにして、従来の地域開発手法をそのまま踏襲していることである。地域の姿についての決定権は住民にあり、復興プロセスへの住民の参加が不可欠であるのに、当事者が置き去りにされたまま事業が推進されることになる。もっとも、復興プロセスに参加すべき住民は各地に分散避難しているから、参加のためのしくみの構築は難しい。しかし、参加を欠けば、帰還への関心が薄れていくのは当然である。新しい参加のしくみを考えなければならないのである。

15万人弱の避難者について、個別事情に配慮した補償と地域整備への参加を確保するためには、多大の労力と時間が必要となるであろう。だが、それを欠いた対策は起きている事態と噛み合

わず、絵空事に終わる恐れがある。

(3) 環境の回復という視点の欠如

第三のギャップは、環境の回復という視点の欠如である。事故によって損壊したのは、生活や資産だけではない。自然を含む地域の環境全体が変容したのである。生活再建や地域の復興は、多層にわたる環境に支えられている。その回復が見通せないとすれば、対策は上滑りなものとなる。とりわけ生態系の回復は重要である。

この問題は、安全確保の要請と密接な関係にある。除染は汚染された物質の位置を人為的に動かしているのであって、放射性物質が消え去るわけではない。残された放射性物質は物質循環に従って移動し、それに伴い汚染の状態が変化する。環境の回復は、そのもとの汚染と折り合うしくみを工夫していくことによって徐々に進展していくのではないか。たとえば、農業の可能性を探ること、水循環や土壌の挙動を踏まえて土地を利用すること、森林や里山の機能を充実することなどは、補償や振興と同等の重みがある課題である。ところが、施策にはそのような視点はほとんどないのである。

(4) 被災地再生と事故原子炉との関係の曖昧さ

被災地再生と事故原子炉との関係が曖昧で、新たなギャップを生む可能性がある。廃炉への見通しが不透明であることは、再生の条件も不明確にするからである。

事故原子炉の存在を地域の運営にどのように組み入れるか、廃炉事業を地域再生と関係づけるかどうかを明確にしなければならない。それが曖昧なままでは、安全への不安や現場の緊張関係を織り込んだ対策とはなり得ないのである。

その選択は地域社会に委ねるほかないが、事故炉の管理について地方自治体が関与するのは容易ではない。むしろ、事故炉周辺の土地を含めて特別な管理体制のもとに置き、廃炉事業を地域社会と分離する選択のほうが被災地再生の正道だと考える。廃炉事業を地域再生の手段としてはならな

いのである。

3 対策方針の転換とその方向

これらのギャップを埋めて、被災者の生活再建や被災地の再生を着実に進めるにはどうすれば良いのだろうか。その道筋は、事態と施策とのあいだにギャップが生まれている理由をみれば明らかである。

第一に、損害賠償の考え方を財産権等に対する補償から生活再建を図るための補償へと転換すること、第二に、被災地復興策の中心をインフラの復旧からコミュニティの再生へとシフトすること、第三に、復興のプロセスに被災者が深く関与し参加するしくみを整えること、第四に、農業などを視野に入れて生態系の回復に取り組むことである。そのほか、被災地再生と事故原子炉との関係についても方針を明確にする必要があるが、事故炉を地域社会から切り離して管理する方向が望ましいと考えるものの、現段階では考えを示すことはできない。これについては後日の課題としたい。

では、このような対策方針の転換とその方向について、順に見ていこう。

(1) 賠償の生活再建補償への転換

賠償を生活再建補償へ転換するためには、賠償の意味は事故によって失われたものの回復を図ることであると認識して、財産的・精神的な損失の補填ではなく、被災者が生活を建て直していく過程に責任を負うこととし（生活再建補償）、そのためのしくみを構築しなければならない。

損害賠償の法理のもとで生活再建補償が成り立つかどうかについては不法行為論に基づいて別途考察する必要がある。しかもその作業は容易ではないと考える。しかし、生活再建補償の考え方は目新しいものではない。それが根強く主張されているのは、ダム事業における用地補償においてである（長谷部 2009 p.11-14）。

ダム事業においては、従前と同等程度の生活が

継続可能となるよう措置すべしという要求（生活再建補償の要求）がよく見られる。その根底には、ダム事業によって失われる生活基盤を回復できるかどうかの不安がある。自発的な引越してさえも不安が大きいのに、「強いられた」住居の移転を受け入れる決断を迫られるのであり、しかも通常は、故郷を離れて異郷に移住することとなるのである。

このような要求に対応すべく、ダム事業においては、現物補償のかたちで生活の基盤となる代替地が提供されたり、事業特有の事情を反映した特殊な補償が行われる例が多い。その理由としては、ダム事業においては一般的に遠距離の住居移転を強いられること、ダム事業の実施地域において無償で享受していた自然の恵みを失う結果経済的な負担が生じること、生計を支えていた地域共同体の関係が失われ従来の生活基盤を継続することが困難となることなどが考えられる。つまり、財産権の損失に対する直接の補償ではなく、生活の基盤を回復するために必要となる経済的な負担を補償する措置がなされているのである。

このように、ダム事業によって居住基盤を失う被補償者については、その生活の実態に照らして、個人資産のほか、自然環境やコミュニティが失われることによる損失を補填することが不可欠であると考えられている。もちろん、自然環境やコミュニティの価値を定量的に算定することは極めて困難である。また、その喪失による損失は、個人差が大きいであろう。従って、公共事業に共通して適用される用地補償基準においては、補償の対象を個人財産に限定するとしううえで、特殊な補償項目によって可能な限りの損失補償を行い、それをはみだす部分は損失補償とは別途の措置で補完するというしくみが採用されているのである⁵⁾。

もちろん、公共事業の損失補償と、不法行為に伴う損害賠償ではその法的な性質が違う。前者は適法な行為による損失の補填、後者は違法な行為に伴う賠償である。だが、必要な損失補償の性質は、ダム事業によって移転を強いられる人々と、原発事故によって長期に避難生活を送らなければ

ならない人々とのあいだに大きな違いはないであろう。原発事故被災者に対して生活再建をベースに賠償することは、起きている事態への対応として自然な選択であると考えられる。

この場合に欠かせないのは、被災者が帰還と移転を自由に選択し、自己責任をベースに生活再建を進めることである。そうだとすれば、補償の方法は、個々人の意思と必要に即して、金銭の一時払いだけでなく、代替地の提供等の現物補償、年金方式での金銭支給、無利子資金の貸付け、コミュニティ再建のための基金（その運営はコミュニティ組織が担うことになる）への出捐など、多面的なものとなるべきである。

このような生活再建補償は、地方自治体による生活サービスの提供と重なることになる。しかもサービスを提供する自治体は、被災地の自治体だけでなく、避難先の自治体も含まれる。損害賠償と復興施策の連結は、このような関係のもとで促進されるのである。

(2) コミュニティの再生による復興

復興をインフラの復旧からコミュニティの再生にシフトするためには、復旧と再生が全く違うことを明確にしなければならない。再生とは、回復不能なものを冷静に見分けて決別し、時間とともに状態が変化していくのを受け容れるプロセスである。イメージで例えれば、壊れた機械を組み立て直すのではなく、生物が自分に備わっている能力を発揮して育っていくことに近い。目的を定めその実現に向けて手段を効率よく適用するという手法は、再生を目指す方針とは相容れない。取るべきは、被災者・被災地の自発的な変容を促し、必要に応じてお世話をする方法である。

もともと、政府の政策の枠組みのなかで展開される地域の再生・復興は、その特徴のひとつとして将来の「青写真」ありきを前提にしている。政策は、目標設定とその効率の実現という図式（目的・手段図式）のもとに構成されていて、青写真がないと具体的な行動が始まらないしくみとなっているのである。

しかしながら、コミュニティを成り立たせるうえで大事なものは、インフラや産業だけでなく、歴史や文化的な伝統、自然環境と生活の結びつきなど、青写真化するのが困難なものが含まれる。実際には、青写真そのものも、歴史文化や自然環境を背景に描かれていくのだが、目的を達成するために人々の行動をコントロールするという枠組みのもとでは、青写真を描くこととそれを実現する過程とが分離されてしまうために、「歩きながら考える」しくみの構築はほとんどなされていないのである。早期帰還・定住プランや避難解除等区域復興再生計画もその例外ではない。

さらに見逃せないのは、地域政策が中央政府の統制のもとにあることである。2000年4月の地方分権一括法の施行によって、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られたが、しかし、集権的な政策の統制は持続されているのである。

実際、予算による財政的な統制、統一的な基準の制定による事業の一元化、計画調整権限による施策の体的な運用という統制手法は、いまでも堅持されている。たとえば、復興事業を実施するときには、中央政府からの財源配分と引き換えに財政的な統制に服さなければならないし、各種の行政手続きをクリアするためには中央政府が定める計画標準や技術基準に適合することが求められる。また、地方自治体が作成する地域再生のための計画そのものについても、政府内で分掌された権限に沿って相互調整を図らないと認知されない。このような統制は、財源を有効に活用し、政策の整合性を確保して政策間に齟齬が生じないようにすることなどを目的としているが、地域社会の固有の事情を反映した復興や地域再生の展開の足かせになりかねない。

もうひとつ大事なものは、当事者の意思と事情を反映して復興・再生活動を自律的に展開するためには、土地利用や建築行為規制などについてローカルなルールを形成・運用することが必要となることである。しかもこの場合に、ローカルの範囲は市町村よりも小さな集落のような社会単位であ

るかも知れない。コミュニティの再生に当たっては合意形成が必要となるが、その社会的空間的な単位や合意形成の方法は一律である必要はないのである。ところが、そのようなローカルなルールの形成・運用は中央政府の強い統制のもとに置かれ、独自性を発揮することが許されない場合が多い。

このような枠組みのもとでは、コミュニティの再生による復興をすすめることは難しい。地域政策の枠組み自体の組替えが必要なのである。

この場合にヒントになるのは、「内発的な発展」という考え方である。発展の方向や筋道は地域が自らつくりだすのだから地域ごとに異なるのは当然であるが、自律的であるためには、ア) それぞれの地域の生態系に適合すること、イ) 地域の住民の生活の基本的必要と地域の文化の伝統に根ざすこと、ウ) 地域の住民の協力によること、という条件を満たさなければならないとされる（鶴見 1996 p.4-21）。そしてそれを支えるのは、土地利用やコミュニティ運営に関してローカルなルールを形成し、運用する社会的な合意である。

この内発的な発展という考え方は、従来の地域整備が依拠してきた近代化パラダイムに対する異議申立てとなっている。鶴見 1996 を参考にして両者を比較すれば、表 1 のとおりである。

原発事故被災地の再生に当たって内発的な発展論がどこまで有効かについては未知であるが、近代化パラダイムのもとで原発事故が起きたことを考えると、地域政策形成の基本的なパラダイムをそのまま踏襲することの是非について吟味する必要がある。

(3) 復興のプロセスに被災者が関与・参加するしくみ

生活再建補償への転換とコミュニティの再生による復興を図る場合に、復興のプロセスに被災者が深く関与し参加するしくみが必要なのはもはや自明であろう。地域社会が自らの責任とイニシャティブで運営するというしくみが整備されない限り、危機をバネとして自ら発展のための道筋を切り開いていくことは難しいからである。そしてこの取り組みは、新たな事業を起こすことと同様、経験的、現場的な色彩の強い人間的な挑戦である。地域社会に根ざさない限り、復興を達成することはできないということである。

ただ、これは容易ではない。被災者が被災地に結びついているというアイデンティティ（自己同一性）を持ち続けることができるかどうかは区々であろうし、避難生活のなかで地域社会の運営に手軽に参加できる環境は用意されていない。とりあえず着手すべきは、避難先での居住を一時的なものとして住民として認知し、同時に、被災地の運営に住民として関与・参加できる法的地位を保障することである⁶⁾。このことは、生活再建補償、コミュニティ再生、地域社会への参加とイニシャティブの確保のすべてを満たすうえでの鍵となる。

そのうえで、さらにイニシャティブの性質が問われる。被災地の再生に限らず、地域社会が自律的にその可能性を活かしていくためには、次のような注意が必要である。

- ① 第一歩のタイミング：最初の踏み出しが大事で、状況判断や事前調査は十分慎重でなければならないが、踏み出すには「賭け」の要素もある。

表 1 発展論の比較

近代化のパラダイム	内発的な発展論
単系発展モデル	複数モデル
国家・全体社会を単位に考える	具体的な地域という小さい単位の場合
経済成長を指標にする	人間の成長を最終目標とする

(注) 鶴見和子らの論考をもとに、筆者作成。

- ②ポイントワイズでの取り組み：全体ビジョンは柔軟でよい。むしろ、できるところから始めるという個別的な成果が次につながる。
- ③差異への着目：魅力は違いから生まれる。境目や縁辺部に着目すること、変化や危機に逃げず向き合うことなどによって創造性が発揮できる。
- ④経営手法の活用：公共的な仕事であっても企業経営の手法を活かして運営しなければならない。経営手法の本質は複雑なものを最適化する技術であるから、地域社会の運営に当たってもその技術を磨く努力が必要となる。
- ⑤社会的な関心の持続：地域社会が取り組みに関心をもち続けることが重要である。地域社会からの支持は、開かれた組織運営と参加機会を確保することによって持続するのである。
- ⑥地域自身によるファイナンス：ファイナンスにおいて、地域社会が負担するしくみが有効である。自ら負担して自らが成果を評価することが、自治力を鍛えるのである。
- ⑦ベンチャービジネスの精神：取り組みを進めるのは人である。挑戦の気概が不可欠で、ベンチャービジネス類似の精神を必要とする。
従って、被災地の再生には長い年月が必要となる。その間に社会経済環境が変化するであろうし、被災体験が薄れていくかも知れない。記憶の継承が果たす役割は極めて大きい（長谷部 2013 p.300-302）。

(4) 生態系の回復

放射性物質によって汚染された生態系の回復は、未知の分野への挑戦となる。そもそも生態系は代表的な複雑系であって、その挙動を正確に把握することさえ難しい。だが、汚染状態からの回復を図るためには、ローカルな自然生態を精緻に把握しなければならないし、さらには農業や林業など、自然と調和しながら営む産業の可能性も探らなければならない。

このとき同時に、放射線リスクの認識、リスク許容水準の判断、汚染状態におけるリスクの管理

などの難しい課題にも直面する。たとえば、低線量被曝の影響については様々な意見・学説が存在し、「科学的知見」に対する高い信頼感が獲得されるような広範な科学者の合意に支えられた「一つの声」が存在するとは言えないとされている（日本学術会議 2013 p.8）。寺田寅彦は、「正当にこわがることはなかなかむづかしい」と述べているが（寺田 1963 p.258）、原発事故被災地が必要としているのはまさにこの「正当にこわがる」状態である。

従って、生態系の回復を図る政策形成のための準備は整っていないと言わざるを得ない。起きている事態は、基礎的な調査研究から始めなければならないような、根の深い問題を孕んでいるのである。

ただ、現段階で言えることは、地域の再生を生態系に根ざしたかたちで進めるためには、原発事故の被災を招いたことの根源を問わなければならないということである。これもまた容易でない作業であるが、ヒントとなるのは生態系システムのもつ特徴である。

生態系システムを律している論理（エコロジーの論理）を経済システムのそれ（エコノミーの論理）と比較すると、エコロジーの論理が帯びている次のような特徴を見いだすことができる。

i) 適正規模

経済活動においては成長が豊かさをもたらすが、生態系は閉鎖された循環系であるから、適正規模の維持が重要である。相互連関の網の目とフィードバック機能が生態系の規模を制約し、規模を保つ収束力となる。

ii) 適応

経済活動の原動力は競争であるが、生態系においてそれに相当するのは適応である。自らを状況にあわせる柔軟性が不可欠で、適応によって「住み分け」が実現し、多様性の維持が可能となる。

iii) 固有性

経済の効率性は規格化によって向上するが、生態系で重視されるのは固有性である。生態系が

その強靱さを維持することができるのは、構成員それぞれの特性が十分に発揮されるからであり、希少種の保護や湿地その他の脆弱な環境の保全が強調されるのはそれゆえである。

iv) 均衡

近代社会をリードした理念は進歩への意思であろう。だが、生態系を支える原則は均衡の尊重である。生態系では、自己修復力により均衡が維持され、そのなかで自律的な組織化を果たす。一方向に一方的に進むことは危険で、カウンターバランスを失わないことが重要である。

v) 全体性

経済的な政策は、境界条件を定めて経済主体の行動を予測するというような、分析的なアプローチが一般的である。それに対して、生態系はフィードバック機構が強力に作用するので、現象を切り分けずにその全体を捉えて考察するアプローチが必要である。生態系に働きかける場合には、全体性をより尊重しなければならない。

これらを整理すると、表2のとおりである。

従って、原発事故被災地が取り組まなければならない生態系の回復という課題への挑戦は、エコノミーの原理によって運営されている現在の社会経済システムの潮流を、エコロジーの論理との均衡のもとで運営するよう転換することにつながるであろう。

4 持続可能性確保に向けた地域政策の形成

原発事故被災地を再生するための政策について吟味し、その方向を考えてきた。そして既に明らかかなように、事故被災地が取り組まなければならない課題は、事故被災地に限られた課題ではないことに気がつく。原因が自然現象か人為的なものかの違いや、損害賠償という要素の有無の違いはあるものの、東日本大震災の被災者・被災地も同様の問題を抱えているのである。

さらには、これらの課題に取り組むためのしくみの構築は、現在、日本の地域社会が直面している課題でもある。生活再建補償において必要となるしくみは、福祉の充実やニーズに即した公共サービスの提供と共通するところが多い。コミュニティの再生と参加の確保は、高齢化と人口減少のもとでどのように地域社会を維持するかという課題そのものである。生態系の回復は、持続可能な環境を形成・維持する課題と一致するし、農業や林業の可能性を広げることはこの課題と深く結びついている。リスク管理が必要なのは、放射性物質だけでなく、影響が不明な化学物質や遺伝子組み換え生物も同様である。そして、(この論考では方向を示し得なかったが) 特殊な施設の立地や、その施設と周辺との土地利用調整の問題は、多くの自治体が抱えている悩みでもある。

一方で、本稿では産業振興や地域経済の発展については言及していない。この課題を無視するつもりはないが、取り組みに当たっては生活と環境の再生を最優先すべきで、産業は、地域内の資源や人を活かし、地域内で経済循環する小規模なも

表2 エコノミーとエコロジー (システム維持のための論理)

	エコノミーの論理	エコロジーの論理
システムモデル	市場経済	生態系
管理目標	成長	適正規模
原動力	競争	適応
中心的運営手法	規格化	固有性
パフォーマンス評価	進歩	均衡
アプローチ手法	分析的	全体性

のが育てばとりあえずは十分であると考えからである。生活再建補償の一つとして無利子資金の貸付けをあげたのは、そのために有効だからである。そのなかから地域に根ざしたユニークな産業が芽生えることを期待するのであって、企業誘致などによる産業立地の促進は、再生のための実効性に乏しいと考える。

このように、原発事故被災地再生への道筋を展望することは、地域社会の将来を考えることにつながる。そして、この場合に導きの糸となるのは「持続可能性」という考え方である。

以下では、原発事故被災地の再生においても関係が深い地域整備に関する3つのテーマをとりあげ、持続可能性を導きの糸としてその政策形成のあり方を考察する。

(1) 地域社会の持続可能性

持続可能性という考え方は、地球環境問題に取り組むうえでの基盤となっている概念で、二つの要請から成り立っている。一つは、貧困の克服と環境の保全を両立すること、もう一つは、将来世代の必要に応えるように成長や開発を管理することである⁷⁾。つまり、環境破壊だけでなく、貧困の放置も社会の持続可能性を脅かすし、将来世代の必要に応じてこそ持続性を確保できるということである。そして、現在の地域社会が直面しているのも、持続可能性の危機なのである。

実際、森林の手入れができず、休耕地が拡大し、水循環の不全や災害の危険が増し、しかも高齢化が進む社会は、もはや持続可能とは言い難い。孤独な生活を強いられる高齢者や母子家庭の困窮などに接すると、GDP統計には現れない貧しさを実感する。環境問題への取り組みにしても、自然エネルギー、電気自動車、スマートグリッド、カーボンニュートラル等々への期待があるが、それが荒廃しつつある森林や農地の保全・回復に本当に寄与するかどうかは疑問である。政策が上滑りなのである。その証拠に、次の世代にその将来を託する自信がある地域は、それほど多くないであろう。

いま、覚悟を決めて取り組むべき課題が二つあると考える。第一は、森林や農地の管理を公共的に行うしくみを確立することである。林業や農業による資源管理が困難となっているからだ、それだけでなく、将来世代に健全な森林や農地を引き継ぐことこそが地域の持続可能性の基礎である。その重要性は、教育に匹敵する。健全な国土なくしては、健全な社会経済は育たない。そして、森林や農地を保全する活動は、それぞれの地域の特性を顕在化し、郷土愛を育むであろう。

第二は、地域社会に残されている産業化されていない資源や知恵を尊重し、活かしていくことである。「文化の創造性というのは元々、危機を排除するのではなく危機に直面する技術である」(ウンベルト・エーコの言葉として山口昌男が引用、山口 2009 p.175) という。危機に直面しているからこそ、地域の文化力を信頼しなければならない。文化と言え伝統工芸や行事を思い起こすことが多いが、それに限らない。たとえば、地域社会の運営は、拡大を追求するのではなく適正規模に収める、競争だけでなく適応するゆとりを持つ、というような知恵に支えられてきた。地域社会がそれぞれ独自の価値を再発見すれば、小さくとも持続可能なコミュニティを復活する道筋が生まれる。

このとき地域の発展を問い直すことが必要となる。地域社会の発展とはどのようなことなのだろうか。過去実際に目指されたのは、所得の増大、生活利便の拡大、人口増加などであり、ほぼ共通している。「豊かさ」「活力」「輝き」などスローガンのように唱えられた言葉も、具体的に問えばこれらに帰着するであろう。

しかし、地域の発展とは目標を定め、それを効率的に実現を図ることではない。地域社会は自然的環境や歴史・伝統を異にするのだから、目標もまた多様で、しかも目標は、与えられるものではなく社会の中でかたちづくられ、共有されるものである。発展とは、地域社会の可能性が自律的に展開していく過程なのである。所得、利便、人口などで発展を評価するのは単純過ぎる。

だとすれば、地域社会が発展するために必要なのは、経済活動の活発化や生活利便の向上ではない。まず、地域の可能性に根ざすべく、地域社会を構成する人々が地域と結びつくアイデンティティ（自己同一性）を持つことが必須である。それを育むのは、地域の自然環境や伝統・文化との触れ合い、そして、社会的な規範を共有することによる帰属感である。

次に、自律を支えるには自治への覚悟が求められる。日常生活の中で地域社会の運営に手軽に参加できる環境が必要で、たとえば、コミュニティを基礎に置いた、ボランティア精神の発揮、NPO等の活動、地域通貨やコミュニティビジネスの展開などは、日常生活を通じたコミュニティ運営への参加であり、自治能力を鍛え、自治への覚悟を促すことにつながる。

さらには、可能性を展開するうえで、何かを発信していく創造的なプロセス内包することが有効である。それによって緊張感が持続し、ダイナミズムが生まれ、求心力が働き、自治への関心が高まり、人間関係が鍛えられる。地域社会を運営するプロセスを、そのようなものとして構成することが大事である。

過去の地域発展モデルはもはや有効性を失った。目標、プロセス、方法、組織などを、地域自身が構築していくことになるし、それらには地域特性が色濃く反映化され、多様性に富むことになる。しかもその際に、地域社会相互のネットワークの強化・豊富化がなされるだろう。

(2) 地域政策の質的転換

現在、地方からの人口流出を防ぎ、若年者の定着を図るための施策が展開されようとしている。振り返ってみれば、過去にも類似の施策が数多い。産炭地域の振興、新産業都市やテクノポリスの建設、定住化と多極分散型国土の構築、リゾート開発、産業クラスターの形成、中心商店街の活性化、特区制度等々、いずれも地域経済の再生によって人口の流出を押し止める施策であった。だが、その多くは十分な成果を上げたとは言いがたい

なく、負の遺産を残した例もある。いままた「まち・ひと・しごとの創生」と謳われても、現実味に乏しい。

考えるに、ある程度の生活サービスが確保され、それぞれが生き甲斐を感じるができるならば、人口の減少そのものは脅威ではない。移住は自由であって、土地に縛られる必然性も無いのであるから、地域が盛衰するのは当たりまえである。地域を政策の道具とせず、その独自性と自己選択を尊重することが大事で、政府は地域を信頼して、自律的な変化に委ねる原則を保持すべきである。

このような「関心を持って見守る」政策は、目標を定めその達成のために手段を動員する手法はとらない。対症療法を施すのではなく自律的な努力による事態の展開に期待し、時間をかけたプロセスによって抱える問題が少しずつ変貌するのを待つのである。地域社会は、自らが置かれた状況をまずは受け入れ、そのうえで、何が問題か、起きているのは誰にとってのどのような危機なのかなどを自問自答し、その過程とともに自分の責任で行動を起こす。

そうすると、問題が解消するというよりは、その意味が変化する。地域の自律を妨げているものが明らかとなり、人間関係や持てる資源の再吟味に迫られ、場合によっては根の深い、無自覚であった課題に直面するであろう。しかし一方で、危機のなかにチャンスを見出したり、地域ストックの転換が起きたりする。比喩的にいえば、自己治癒力が働き出すのである。たとえば、越後妻有アートトリエンナーレには地域資源が見事に活かしているが、これは危機と取り組むなかで、それがチャンスに転換したのであって、政策とは無縁であった（北川 2010）。可能性の内発的な発現は、意図的な操作になじまないのである。

ただ、自律的に問題に取り組むとき、満たすべき共通の条件がある。第一に、開放性である。自律することと外に向けて閉ざすこととは違う。異質なものを受け容れる度量は簡単には育たないだろうが、人間と同様に、信頼され尊重される関係性が寛容さの培養基となるはずだ。第二に、誇り

である。人口が減り、高齢化が進むのを卑下してはならない。多くの地域社会は、自然災害や社会経済の変動に見舞われながら、国家体制の如何にかかわりなく存続してきた。地域施策の誤りは、地域を制度に組み込むことに力を注ぎ、誇りを顧慮しないことにある。

もう一つ大事なことは、地域の単位は市町村ではないことである。地域はそれぞれが独自の物語を紡いできたが、持てる可能性は、紡ぎ出す営為を受け継ぐことによって確かなものとなる。だとすれば、その主体は集落や街区である。1889年の市制・町村制のもとで発足した市町村の数は15,859であった。それがそのまま維持されているわけではないが、2014年10月1日現在の市町村（特別区を含む）の数は1,741、地域社会の単位とかけ離れている。

(3) 地域社会主導のエネルギーシステム

原発事故や気候変動の恐れを背景に、エネルギー政策の見直しがなされ、新たなエネルギー基本計画が策定された（経済産業省 2014）。しかしながら、その中心的な課題は相変わらず国家が需給の調整を図ることであり、従来の3つの目標、安定確保（Energy Security）、低コスト（Economy）、低環境負荷（Environment）という枠組みに、安全性（Safety）を加えただけである。オイルショック以降のエネルギー政策は3Eのベストミックスを追求する歴史であったが（橘川 2011）、このようなエネルギー政策をエネルギー産業政策の視点で捉える思考は、いまも引き継がれ、堅持されている。政策枠組みに踏み込む議論は見当たらないと言ってよい。

エネルギーは、常時あまねく供給されなければならないが、資源を公正に配分する必要もあるから、政府がその供給事業に介入することに異議はない。問題は、現在のエネルギー政策には、エネルギーシステムが公共インフラであるという重要な視点が欠けていることである。

エネルギーの供給システムは社会経済のあり方を左右する。このことは計画停電において露と

なった。地域の諸活動は、エネルギー供給システムを基盤として展開され、そのシステムのパフォーマンスが地域の姿に大きな影響を与えているのである。従って、それが地域インフラとして将来の課題に込め得るものであるか否かが問われる。エネルギー政策の枠組みとして、地域の運営という視点を導入しなければならない。

その視点から二つの課題が浮かび上がる。第一に、地域社会において、エネルギー消費と環境負荷とのバランスを保つことである。生活・生産水準の向上はエネルギー消費の増大を伴い、大きな環境負荷をもたらす。両者のバランスを保たなければならないのだが、その主役は地域社会である。

エネルギー消費と環境負荷のバランスを保つことは、省エネを強化することとは違う。例えば石炭火力と水力とを比較すればわかるとおり、エネルギーの種類によって環境負荷の程度やエネルギー効率が異なるし、自動車か電車かの交通手段の選択のように、エネルギー消費の構造とも深く関わる問題である。効率性や便利さを追求する限り、両者のバランスを保つのは難しい。だが、消費の統制は有効に機能しないから、供給の規律を確立しなければならない。環境負荷に伴うコストを内部化して負担するルールが必要だし、巨大供給者の独占に対して、小規模なエネルギー供給が対等に競争できるしくみを整備することも有効であろう。

このとき大事なことは、バランス確保のための手法の選択は、地域社会が行うことである。地域インフラの姿を決するのは地域社会であり、例えば自然エネルギーの活用は重要であるが、それに対して助成や支援を行う前に、その導入について地域社会が合意しなければならない。技術開発を独走させることの帰結は、原発事故が端的に示したところでもある。

第二の課題は、エネルギー供給におけるリスクとコストを明確にして、適切に調節することである。リスクもコストも、最終的に地域社会が負担せざるを得ないのは、原発事故や計画停電で明らかになったとおりである。リスクをコストに織り

込み、市場競争を促すことによって、交付金などに頼らない地域社会の自律が可能となるはずだ。この場合のリスクには、安全性や安定性だけでなく環境負荷リスクも含まれる。もっとも、リスクの本質は不確実性であることに注意が必要である。

このとき鍵となるのは、配電網などのエネルギー供給基盤を地域のインフラとして分離独立させ、エネルギー供給事業はそれを活用するしくみにすることである。市場機能が働くし、インフラの管理・運営に地域社会が関与することによって、第一の課題に答えることも出来るはずだ。

もうひとつの鍵は、総合的に優れたエネルギーシステムを開発することである。水素燃料（太陽エネルギーによって水素を分離し、その燃焼によってエネルギーを得る。水素は燃えて水になる。）又はアルコール燃料（繊維を原料に微生物によって生産できる。アルコールは燃えても環境負荷はゼロ。）を活用したエネルギー供給が有望で、地域ごとのエネルギーシステム構築にもなじみやすいと考える。

そもそも、石炭や石油、天然ガスは、エネルギー資源であると同時に、化学工業の原料、それも生物しか産み出し得ない有機物として唯一無二の貴重なものである。それを燃焼してしまうのは、長期的な資源管理政策として誤りである。長大で高圧の電力線を張り巡らし、大量に化石燃料を燃焼し続けるよりは、小規模な、できれば地域自給的なエネルギーシステムを構築していくほうが、将来の社会経済の姿を先取りすることになる。

エネルギー政策の転換は、エネルギーシステムを地域社会の公共的なインフラとして構築・管理するところから始めなければならないと考える。

注

- 1) たとえば、船橋晴俊「『生活環境の破壊』としての原発震災と地域再生のための「第三の道」『環境と公害』Vol.43 No.4 p. 62-67 (2014、岩波書店)は、この事態を、自然環境、インフラ環境、経済環境、社会環境、文化環境の「五層の生活環

境」の破壊だとしている。

- 2) 損害賠償方針の決定に当たっては、事故は「異常に巨大な天災地変」によって起きたのだから責任を回避できるのではないか（免責条項の適用）、無限の賠償責任を負うことによって東京電力の経営が破綻するのではないかなどの議論があった。そして、今回の事故については免責条項を適用せず、一方で東京電力の経営破綻等を回避するために原子力損害賠償支援機構の設立などの措置が講じられた。その経緯を含む詳細な分析は、遠藤 2013 を参照。

なお、原発事故損害の賠償責任については、国の関与の程度、受益負担関係の反映、技術的な安全コントロールの限界、国際標準との比較など考えなければならない重要な論点があるが、本稿の主眼は損害賠償の内容にあるので、ここでは触れない。

- 3) 指針は、2011年4月以降2013年12月までのあいだに順次7つが示されているが、「指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」としている。
- 4) たとえば、除本 2013 には、被災者に対する賠償と原発避難者の現実とのあいだに大きな齟齬があることがリアルに描かれている。
- 5) たとえば、2001年に土地収用法が改正され、生活の基礎を失うこととなる者は、宅地建物等の取得や職業の紹介等の生活再建のため必要な措置の斡旋を起業者の申し出ることができるとし、起業者はそれを講ずるよう努めなければならないという規定が追加された(同法 139 条の 2)。また、水源地域対策特別措置法 (8 条)、公共用地の取得に関する特別措置法 (46 条)、都市計画法 (74 条)、国土開発幹線自動車道建設法 (9 条ほか)、琵琶湖総合開発特別措置法 (7 条、ただし現在は法律が失効している)にも類似の規定がある。ただし、これらの規定はいずれも努力義務を定めるに留まる。
- 6) 長期避難者が避難先で生活を維持しつつ、被災地の復興プロセスに参加するしくみとして提案されているのが「二重の住民登録」あるいは「長期避難者に着目した特別な制度」である (今井・垣見・立岩 2012 p.61、日本学術会議 2013 p.17、船橋 2014 p.15 など)。しかしながら、政府は、二重の住民登録については否定的である。
- 7) 持続可能性という概念は開発の意味の問い直しから生まれ、持続可能な開発 (sustainable development) という文脈のなかで定義された。

その端的な表現は、1987年にWCED (World Commission on Environment and Development) がまとめた報告書「Our Common Future」(委員長の名前を冠して「Brundtland Report」と呼ばれることもある)のなかで、“development that meets the needs of the present without compromising the ability of future generations to meet their own needs”と記述されている。また、1992年に環境と開発に関する国際連合会議(UNCED)において合意されたリオ宣言(Rio Declaration on Environment and Development)のなかでも、ほぼ同様に、“The right to development must be fulfilled so as to equitably meet developmental and environmental needs of present and future generations. (Principle 3)”と記載されている。

参考文献

- 今井照・垣見隆禎・立岩信明, 2012, 「原発災害に伴う行政機能移転に関する調査研究」『福島大学研究年報別冊(平成23年度)』p.59-63(福島大学)
- 遠藤典子, 2013, 『原子力損害賠償制度の研究—東京電力福島原発事故からの考察』(岩波書店)
- 北川フラム, 2010, 『大地の芸術祭—越後妻有アートトリエンナーレ〈2009〉』(越後妻有里山協働機構)
- 橋川武郎, 2011, 『通商産業政策史1980-2000〈10〉資源エネルギー政策』(通商産業政策史シリーズ、経済産業調査会)
- 経済産業省, 2014, 「エネルギー基本計画(第四次)」(<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001-1.pdf>、2014年12月31日参照)
- 原子力損害賠償紛争審査会, 2011-13, 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針(第一次指針・第二次指針・中間指針・中間指針第一次追補・中間指針第二次追補・中間指針第三次追補・中間指針第四次追補)」(http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/、2014年12月31日参照)
- 鶴見和子, 1996, 『内発的發展論の展開』(筑摩書房)
- 寺田寅彦, 1963, 「小爆発二件」『寺田寅彦随筆集 第五巻』(岩波書店、初版は1948) p.254-260
- 日本学術会議, 2013, 『原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言』(社会学委員会・東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会) (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t174-1.pdf>、2014年12月31日参照)
- 長谷部俊治, 2009, 「「正当な補償」による生活再建—公共事業における損失補償の目標」『社会志林』Vol.56 No.3 p.1-29(法政大学社会学部)
- , 2013, 「危機に直面する技術—被災した三陸海岸に学ぶ制度的課題」『「3.11」からの再生—三陸の港町・漁村の価値と可能性』(御茶の水書房) p.289-315
- 復興庁, 2012, 「福島復興再生基本方針」(平成24年7月13日閣議決定) (<http://www.reconstruction.go.jp/topics/houshinonbun.pdf>、2014年12月31日参照)
- , 2013a, 「避難解除等区域復興再生計画」(2014年改正) (http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20140620_keikaku.pdf、2014年12月31日参照)
- , 2013b, 「早期帰還・定住プラン」(福島復興再生総括本部) (http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130307_kikanteijuplan.pdf、2014年12月31日参照)
- , 2014, 「平成25年度原子力被災自治体における住民意向調査結果」(http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/20140613_25zentaihokokusyo.pdf、2014年12月31日参照)
- 船橋晴俊, 2014, 「「生活環境の破壊」としての原発震災と地域再生のための「第三の道」」『東日本大震災の被災地再生をめぐる諸問題』p.1-19(法政大学サステイナビリティ研究所)
- 山口昌男, 2009, 『学問の春—〈知と遊び〉の10講義』(平凡社)
- 除本理史, 2013, 『原発賠償を問う—曖昧な責任、翻弄される避難者』(岩波書店)

長谷部 俊治 (ハセベ・トシハル)
法政大学社会学部

特集論文 2

解題：震災、原発事故とメディア

小林直毅

メディア環境における 震災、原発事故への問い

メディアは東日本大震災と福島第一原発事故の、何を、どのように描き、語ってきたのだろうか。巨大津波が金曜日の昼下がりの日常を、街もろとも飲み込む中継映像に人びとは立ちすくんだ。被害の全体像が見えないといわれながらも、テレビや新聞は被災者の困難を断片的ではあれ伝えた。原発の危機を危機として語れない報道に人びとは不信を募らせた。しかしほどなく、放射能汚染や原発事故の実態を明らかにするドキュメンタリー番組や特集記事となって調査報道が繰り返される。震災から1年ほどの間、震災と原発事故の「いま」を、マス・メディアはともかくもこのように数多く描き、語ってきた。ところが、時間の経過とともに、マス・メディアの語り、描く「いま」から、震災も原発事故もしだいに退いていく。

「マス・メディアでは震災、原発事故が忘却され、『風化』されている」といった「メディア批判」がしばしば聞かれる。しかしそこには、事態の叙述だけをもって「批判」とする安易さがある。メディアが描き、語ってきた震災、原発事故とは、人びとが見聞きしてきた震災、原発事故の記録にほかならない。しかも、今日のメディア技術は、震災以来のそれを保存し、蓄積し、召喚することを可能にしている。震災、原発事故の報道が縮減しているにしても、そうした報道の後退それ自体も含めて、メディア環境において震災、原発事故の何が、どのように描かれ、語られ、人びとはど

のような震災、原発事故を経験してきたのか。それを問うことこそがメディア批判なのだ。

東日本大震災によって、敗戦後日本社会が抱えつづけてきたさまざまな重要な問題が一挙に先鋭化されたといってもよい。それは、広島、長崎、ビキニ、東海村臨界事故、あるいはスリーマイル、チェルノブイリといった幾多の核惨禍にもかかわらず、「平和利用」を喧伝し、「安全神話」を騙りつづけた果ての原発事故に象徴されている。この震災が原発震災とよばれる所以もまたここにある。そしてこの国は、何世代、何十世代にもわたって放射能汚染と向き合いつづけなければならない。

そう考えると、メディア環境に描かれ、語られる震災、原発事故の「いま」は、過去と未来を橋渡しする持続的時間としての「いま」でなければならないだろう。メディア環境に立ち現れた震災、原発事故がどのような記録でありうるのか。そこに、この原発震災に至るどのような歴史が、どのように接続されるのか。そこから、どのような3.11後が見通されなければならないのか。本特集に寄せられたいずれの論稿も、震災、原発事故をめぐるこのようなメディア批判の試みである。

本特集は5編の論稿から成る。以下、それぞれの注目すべき論点を紹介しておこう。

原発事故報道とジャーナリズムの危機

「操作された『記憶の半減期』～フクシマ報道の4年間を考察する」の執筆者、七沢潔は、

2011年5月15日に放送されたETV特集『ネットワークでつくる放射能汚染地図～福島原発事故から2ヶ月』の制作者である。このドキュメンタリー番組は、発災後、原発危機を危機として報道できない状態がつづいていたテレビジャーナリズムを救ったと高く評価されている。ところが、原発事故を取り上げた番組は、震災後1年が経過した2012年になると急激に減少し、2013年には半減する。これを七沢は、ニュースバリューが時間とともに減少したことによるものではなく、「操作された『記憶の半減期』」と見る。そしてそれが、「政治的、経済的、科学的困難さの中で行われる何らかの『操作』の結果でもあることに自覚的であればならない」という。

では、どのような「操作」が行われているのか。それは露骨な介入ばかりではなく、いわば報道の「隙」をつくような操作が、感情的な反応を振りどころにしてなされる。論稿では、こうした「記憶の半減期」のなかで、どのような原発事故の様相が見失われつつあるのかが明らかにされていく。そのひとつを、2014年5月20日の朝日新聞のいわゆる「吉田調書」報道が「誤報」とされ、それが取り消された事件にかんする考察に見ることができるだろう。この事件で「記憶の半減期」が操作される具体的な力学と、それによって何が見失われたのかを七沢は明確に指摘している。

「記憶の半減期」に抗おうとする番組の制作や、「中小メディアやフリーランスのジャーナリスト」の手による継続的な原発事故報道の試みを見逃してはならないことも、この論稿で浮き彫りになる。従来のマス・メディアという枠を越えて、現在、広範に普及しているさまざまなメディアを駆使した報道活動の連携は、「マルチメディアでスクラムを組んだ情報公開運動」といってもよい。それに、七沢とともに、解題筆者も期待を寄せたい。

「記憶の半減期」を作り出しながら、原発再稼働へ向かうわが国の原子力政策の「盤石さ」を歴史的に明らかにしてくれる論稿が、烏谷昌幸の「原子力政策における正当性の境界—政治的象徴としての『平和利用』—」である。「留意すべきは、

ただ何が正しく何が間違っているかをめぐって異なる判断基準が存在しているということだけであり、自分と異なる『リアリティ』を抱いて生きる人間がそこにいるという動かし難い事実の重みである」とするこの論稿の基本的視座は、今日の原子力政策をとらえる上できわめて重要となる。

この論稿でとくに注目される論点のひとつは、1968年1月のアメリカの原子力空母エンタープライズ佐世保寄港に反対する主張を、当時の佐藤栄作首相が「核アレルギー」として反撃したその論理の分析だろう。論稿の冒頭では、1955年の「原子力基本法」制定にかかわった中曽根康弘の、平和利用と軍事利用の境界をめぐり、「原子力が普遍化して輸送船に一般的に使われるようになった場合は軍事用の潜水艦に使ってもいいという解釈を残しておいた」という証言が引用されている。その上で烏谷は、「非核三原則についてはしっかりと守る」としながら、この空母が「あくまでも核装備をしていない点に注意を喚起して、このエンタープライズが軍事利用と平和利用の混同から生じた」という佐藤の主張に注目する。佐藤は、艦船の動力としての原子力は平和利用の範囲内にあるというのだ。

論稿では、「基本法作成者が考慮していたことを踏まえるなら、佐藤首相の原子力基本法解釈は間違っただけのものではない。佐藤はこの細かな基本法解釈の裏付けの上に立って原子力空母は『平和利用』に該当するものであり、これを問題視するのは核であればなんでも大騒ぎしてしまう病氣、つまり『核アレルギー』に相違ないと断じた」と分析されていく。そして、こうした論理は、「道義的正当性の水準において絶対悪として否定される」原子力の軍事利用をめぐって、「合法的正当性に足場を置きながら敵対する道義的正当性の支持者を撃つという構図を隠し持っていた」と見るのである。

原発震災を経験した今日、多くの人が脱原発を主張し、原発再稼働に異議申し立てをしている。しかし、原子力規制委員会の新規制基準の適合性検査に合格した原発は再稼働させていくの

が、原発を重要なベースロード電源にしようとする今日の原子力政策である。ここに、烏谷のいう「合法的正当性に足場を置きながら敵対する道義的正当性の支持者を撃つという構図」が見出されるだろう。そう考えると、この論稿は、原発震災後のジャーナリズム研究の一助をはるかに越えたものといつてよい。

原発震災の「記録と記憶」としての テレビアーカイブ

原発震災のテレビ報道は、その制作者たちの間でも、人びとの評価にあっても毀誉褒貶相半ばしている。テレビは、原発震災の何を、どのように描き、語ってきたのか。人びとはテレビを見ることで、原発震災の何を、どのように経験してきたのか。そしてそのようなテレビが、原発震災のどのような記録となりえて、どのような記憶を想起させることができるのか。原発震災の記録と記憶としてのテレビの可能性と課題を考えようとする論稿が、小林直毅の「テレビアーカイブとしての震災、原発危機」である。

映像や音声を保存する技術は、それらを数多くの人びとと同時に送出する放送の技術とともに、テレビを成り立たせる基幹的技術である。保存の技術は、当初はもっぱら放送事業者に占有的なものであったが、ホームビデオの普及とともに、広範な人びとのテレビを見るという経験の領域でも顕在化するようになった。大容量の保存媒体を搭載した民生用の収録機器が普及した今日では、制度的にも、技術的にも固有の方法で出来事を記録し、記憶を想起させるメディアとしてのテレビの可能性が広く経験されるようになってきている。テレビアーカイブとは、そのような技術としてのテレビのありうる姿にほかならない。

テレビによる震災の初報の多くは、中継映像を多用した大津波警報や巨大津波の速報であった。しかし、テレビアーカイブでは、そうした映像と音声の「流れ」のなかに、福島第一原発だけではなく、各地にある原発の発災後の状態を伝える映

像と音声の「流れ」も見出されることを、この論稿は指摘する。そして小林は、それらが、「この国における、原子力、原発を語る言説と知の未成熟」の記録となり、原発をめぐるべき記憶を想起するようにもなるという。

さらに、テレビアーカイブでは、原発危機を危機として語れない、震災初日の原発報道の映像と音声の「流れ」を、その後に原発危機を取り上げたドキュメンタリー番組の映像と音声の「流れ」と接続することもできる。この論稿は、そのようにして接続された映像と音声の「流れ」が、「瓦礫の下で助けを求める人びとを残して、『念のための措置』といわれる一斉避難が決断される」という、「原発震災の始まりの破局的事態の記録と記憶」になりうることを明らかにしていく。

七沢は、その論稿でつぎのように述べている。「政治的操作で圧殺されそうな大切な社会的記憶が、ジャーナリストや研究者（に限らないが）の手で安全にどこかに『保存』され、状況に応じて社会に帰還する仕組みができれば、つまり短くなりがちな『記憶の半減期』を逆に伸ばすことに人間の叡智が注がれるシステムが誕生するのならば、この先絶望や不安の虜とならずに冷静な判断をしながら生きることが可能かもしれない」。小林の論稿は、七沢のこうした希望に応えるひとつの可能性をテレビアーカイブに見出そうとするものといえるかもしれない。

このような可能性が期待されるテレビアーカイブを、法政大学サステナビリティ研究所も構築している。西田善行の「テレビが記録した『震災』『原発』の3年—メタデータ分析を中心に—」は、その詳細を紹介しながら、被災地のひとつである南相馬のテレビによる記録の特徴を明らかにしようとする論稿である。西田もまた、「保存媒体の大容量化により、小規模な放送アーカイブであれば容易に設置可能な状況のなかで今回の震災・原発事故は発生した」ことを出発点にしている。その上で、「時間の経過のなかで報じられ続けてきたものと報じられなくなったもの、新たに報じられるようになったものについて、検証を行う時期

に差し掛かっている」という。

震災後の全国向けのテレビ報道で、「震災」と「原発」に言及するかたちで取り上げられた地域を都道府県レベルで見えていくと、すべての都道府県が取り上げられている。これを西田は、「テレビが『震災』や『原発』事故をネーションワイドな事象として構成し、日本全国に関わるものとして意味づけを行っていることの証左」と見る。そしてここでは、「『震災』に関する報道内容に大きな変化が見られない一方で、『原発』報道はその対象を目まぐるしく変えていることが確認された」という。各地の原発の立地自治体を中心にした原発危機の様相が、テレビアーカイブには記録されているのである。

ところが、「福島」に限って詳細に見ていくと、いくつかの地域の原発震災の時間が継続的に記録されていることをこの論稿は明らかにしている。南相馬は文字どおりの原発震災の被災地のひとつである。テレビアーカイブでこの南相馬の震災後の記録を見ていくと、全国レベルでは見えてこない、南相馬の「『震災』報道における変化と、『原発』報道のなかの変わらない地域の実態、そしてそこに生きる人々のありようが」記録されているというのだ。そこに西田は、南相馬における「『震災からの復興』を描きつつそれが必ずしも順調には進んでいない現状、そして原発周辺地域の『放射能による復興の妨げ』」を見る。

加藤徹郎の「生活情報番組における『放射』報道の変化—報道番組アーカイブのメタ・データよりみる人為時事性の考察—」は、生活情報番組もまた、このジャンルに固有の方法で震災、原発事故の記録になりうることを、テレビアーカイブによって明らかにしようとしている。

生活情報番組による原発震災の報道は、「その内容をドラスティックに変化させているわけではない。むしろ様々なトピックが同時進行的に取り扱われながら、その時々々の注目や関心度によって、扱われる振れ幅が変わってきている」。つまり、「その時々によって話題性のある関心事に強く関連しながら、内容を微妙に変えつつ取り上げられている」。

政治課題に発展しそうな汚染水問題、日常生活に直結する放射性物質と食の問題、身近な生活領域に影響しそうな放射性廃棄物の最終処分場問題などが、生活情報番組が記録する原発震災、原発事故の様相なのである。しかし、「その一方で、事故の現場である被災地やそこでの取り組みは、他のトピックに比べると極めて少なく、一定の割合でしか取り上げられていない」と論稿は指摘する。これが、人びとが生活情報番組を見ることで経験した原発震災の記録と、想起される記憶の際立った特徴なのだ。加藤は、つぎのように述べている。「『反復のなかの差異』に気づくこと、そこに眼を向けること、さらにはそうした差異が『同一的なもの』と見なされてしまうロジックを究明すること。こうした作業の積み重ねが、まさに出来事と、報道におけるアクチュアリティの人為時事性をつきとめる、端緒になっていく」。

テレビアーカイブとは、テレビ番組やシーンを、たんに何かの参考資料として蓄積するだけの保存庫ではない。それは、映像と音声の間断ない流れによって出来事を表象し、それを数多くの人びとが同時に視聴して経験することを可能にする、保存と放送というテレビの技術に立脚した「記録と記憶」の集蔵態なのだ。

小林 直毅 (コバヤシ・ナオキ)
法政大学社会学部

操作された「記憶の半減期」 ～フクシマ報道の4年間を考察する

Four Years of Media Coverage on Fukushima : Manipulated “the Half-Life of Memory”

七 沢 潔
Kiyoshi Nanasawa

Abstract

Four years have passed after Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant (NNP) accident, now people seems to lose their interests in the situation, as if they met “the half-life of memory.” A number of TV documentary programs featuring the accident has decreased from 166 in 2011 to 109 in 2013. This study examines the pressures from the authorities upon journalists which eventually lead the public indifference by illustrating four cases of media coverages on issues: (1) radiation contamination, (2) “voluntary evacuees”, (3) effects on people and (4) investigation on the accident.

The first case reports that three staffs were warned by NHK after participating in NHK’s documentary series “Collaborating to create a radioactive fallout contamination map,” and an argument over the series by the NHK management committee. The second case shows that “voluntary evacuees” from Fukushima is not much featured on TV since it is against the government’s policy. Third, this report analyzes a case which a group of nuclear energy scientists and technicians submitted a protest to Chairman of NHK regarding a TV program on low level radiation effects. Fourth, a case of Asahi Shimbun’s “Yoshida Transcripts,” the journalists severely criticized and the article over the transcripts has been retracted. In conclusion, the author emphasize the necessity of sustainable efforts to keep society’s memory of Fukushima nuclear accident despite the headwind towards journalism.

Keywords: manipulated, “Fukushima”, “the half-life of memory”, “voluntary evacuees”, low level radiation,

要 旨

福島第一原発事故から4年が経ち、人々の事故への意識は「記憶の半減期」を迎えている。メディアの報道姿勢にもそれが顕れ、2011年度には166本あった原発事故関連のテレビのドキュメンタリー番組が2013年度は約3分の2の109本に減少した。本稿では急速な意識の風化の背後にある権力による直接的、間接的「操作」の事例を(1)放射能汚染、(2)「自主避難」、(3)人体への影響、(4)事故プロセスの検証、をテーマとしたテレビ、新聞の報道を中心に検証した。

(1)では『ETV特集 ネットワークでつくる放射能汚染地図』のシリーズ6本目放送後に1年9カ月の「空

白」があった背景として番組スタッフがNHKから「厳重注意」となったこと、NHK経営委員会であった番組をめぐる議論を紹介。(2)については「自主避難」が「国の方針に背く行為」であるからか全国放送の番組化がほとんどなされなかった事実をあげ、(3)については原子力科学者・技術者が連名でNHK会長に送った『追跡！真相ファイル 低線量被ばく 揺らぐ国際基準』(2011年12月28日放送)への抗議の手紙を事例に、「避難者の帰還」を目指す国の政策に批判的な報道への圧力を分析、子どもの甲状腺ガンが増えている事実をテレビが番組化しようとしなかった背景を明かした。(4)では、「吉田調書」のスクープをした朝日新聞の記者たちが「記事取り消し」の汚名を着せられた事例を分析、原発報道に吹く政治的な逆風とそれに負けない粘り強い報道が必要であることを指摘した。

キーワード：「記憶の半減期」、「自主避難」、「低線量被ばく」、「事故プロセス」、「フクシマ」

はじめに

福島第一原発の事故からまだ4カ月に満たない2011年7月、筆者は都内の大学で開かれたシンポジウムにゲストスピーカーとして招かれ、チェルノブイリ原発事故の取材経験から「放射能の物理的半減期に比べて、人間の記憶の半減期は短い」と指摘した。「半減期」とは元来放射能(セシウムなどの放射性物質が放射線を発する能力)の量が半分に減るまでの時間を指すものだが、このとき筆者はあえて人間の記憶に援用して、その二つの時間(半減期)のギャップが原発事故で放射能に汚染された土地に生きる人々の将来の健康や生命を左右するファクターになることを伝えた。チェルノブイリでは人々の放射能への警戒が緩んだ事故後3年目あたりから、食物を通じた人体の放射能汚染が進んだからである。以来この「記憶の半減期」と言う含みをもつ言葉は、研究者やジャーナリストの間でひそかな流行となった。¹⁾

事故から4年がたついま、残念だがこのときの「予言」は当たったように思われる。まず人間の記憶の半減期が短いことは、福島県以外の土地ではすっかり証明済みになった。関東のホットスポットに暮らす人々や根強い関心をもつ一部の市民を除いては、事故の記憶はセシウム134(半減期約2年。セシウム137は半減期30年)並みか、それよりも早く半減期を迎えてしまったようだ。

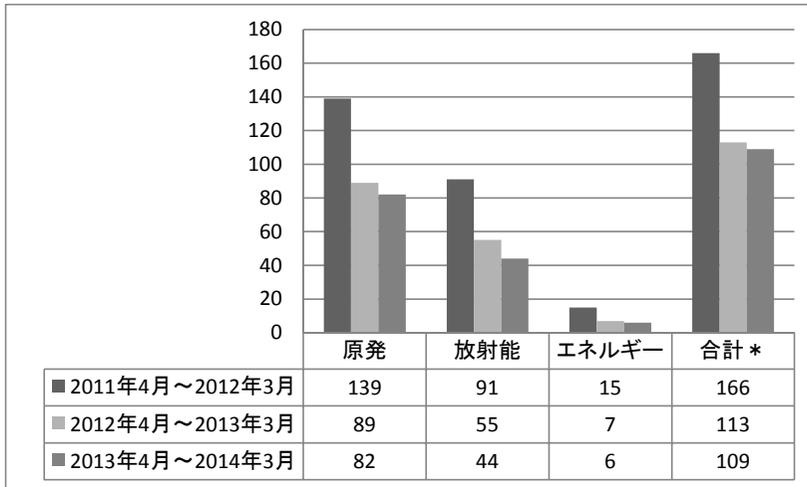
とくに2011年秋に石原慎太郎都知事が失閣諸島の買い上げを公言し、やがて民主党政権下で国有化に進んで中国との摩擦が激化して以降、日本列島の人々の目は北の震災被災地から南の国境紛争の海に向かった。追い打ちをかけたのが2013年9月の東京オリンピックの開催決定だ。もはや東京の人々が福島に寄せる関心は激減し、原発事故をテーマとする番組の視聴率が福島と東京で2倍以上違うことも珍しくなくなった。²⁾

テレビ番組の数はこうした事故の記憶の風化や半減を象徴している。図1が示すように、「原発」、「放射能」、「エネルギー」という3つのキーワードでひろったNHK、民放キー局の全国放送されたテレビのドキュメンタリー番組の数は、事故のあった2011年度には166本あったが、翌2012年度は113本、2013年度には109本と、初年度の3分の2近くに減少している。

内容的にも変化があったことが伺える。とくに「放射能」というキーワードを含んだ番組の数が3年目には半数以下に減少したことは(91本→44本)、当初報じられた「放射能汚染」の実態にふれる番組や、「放射線の人体への影響」をめぐる番組が停滞しているを感じさせる。

他方、福島では日常会話の中で放射能や放射線量、被ばくについて語られることは稀になった。もちろん福島にすむ人々がそのことを忘れたわけではない。とても気になりながらも、法定の年間

図1 原発、放射能、エネルギーをキーワードとする番組数



原由美子「震災後3年間テレビ番組で何が伝えられたか」(NHK放送文化研究所『年報2015』)のデータから作成
* 合計は重複を省いて計算した

被ばく限量1ミリシーベルトをこえる可能性のある場所に隣人たちと住み続け、そこで子どもを育てなければならない環境が、そこで流布される官製、非官製の言説が、彼／彼女に寡黙であることを強いているのである。最も気になる事柄が語られない中で、事故の記憶が、放射能がそばにあることの記憶の輪郭が、次第にあいまいになったことは否めない。もともと当たらず障らずになりがちな放送番組の数は自ずと減少した。事故原因など原発のサイトでの出来事を検証する番組になるとさらに少ない。

アジア太平洋戦争終結(1945年)、沖縄返還(1972年)、ベルリンの壁崩壊(1989年)のように、どんな社会的大事件でも、年月が経てば報道量は減少する。これは消費財としてのニュースの価値が時間と共に暫減することは止められないからである。

だが原発事故の記憶の風化や半減の場合は、必ずしもその情報やイメージ、焼きついたメッセージそのものの「記憶の半減期」や「賞味期限」だけに拠るのでなく、その問題が孕んでいる政治的、経済的、科学的困難さの中で行われる何らかの「操作」の結果でもあることに自覚的であればなら

ない。そこに権力が直接的に、間接的に、あるいは意識的に、無意識的に関わっている。すでに指摘した放射能汚染や健康調査をめぐる問題のみならず、住民の避難や除染や帰還をめぐる決定、事故処理の問題…政策によって住民間の利益が相反し、つながりが分断される「操作」もあれば、メディアコントロールという形の「操作」もあるかも知れない。

後で詳述するが、筆者は「権力」によるメディアコントロールは、福島事故から1年もたたない2012年1月頃から世論のモードチェンジが企画され、その約3年後の2014年の暮れをもって完成域に入ったと推測している。³⁾そしてそのプロセスを可能な限りトレースし、考察を行うことが言論と報道の自由を守る立場から必要とされていると感じる。

本稿では福島原発事故後の、社会的コンフリクト(摩擦)を孕んだ4つのテーマ

- (1) 放射能汚染
- (2) 避難(「自主避難」)
- (3) 人体への影響
- (4) 事故プロセスの検証

についてメディアはどのような報道を行い、そこ

に何らかの操作によって事実の隠ぺいや「記憶の半減期」の短縮が図られた痕跡はあるのか否か、テレビ、新聞の報道を中心に個別事例を通じて検証する。

因みに「福島報道」ではなく「フクシマ報道」としたのは、「広島」でなく「ヒロシマ」と表して単なる日本の一地域ではなく、人類初の被ばく体験をした街として世界に記憶を共有される「聖地」あるいは「遺産」であることを願う広島市民の想いに影響を受けている。

1. 放射能汚染の実態を伝える

チェルノブイリ事故以来の原発事故の取材経験をもつ筆者は福島原発事故発生から3日後にETV特集取材チームに招聘された。その頃日本列島ではすでにネットでは原発事故に関する様々な情報が飛び交っていたが、テレビや新聞は政府や東電の発表を伝えるだけで現地で何が起きているかの具体的な情報をあまり伝えない硬直的な報道を続けていた。現場で起こっていることを可視化して伝える—テレビ報道の原点に立ち返ろうと、ETV特集取材班は放射線衛生学の専門家とともに福島に向かい、測定器で空間線量を計り、土壌や植物をサンプリングして放射能汚染の実態を調査して番組化した。『ネットワークでつくる放射能汚染地図』と題して事故から2か月後に放送したその番組は教育テレビの土曜の夜10時⁴⁾という時間帯にも関わらず視聴者から熱烈な支持を受け、アンコール放送は1年で4回を数え、NHKオンデマンドにもアップされた。そして、一時は「大本営発表」と批判されたテレビや新聞、雑誌が、潮目が変わったかのように「実のある」ニュースや番組を量産するようになり、日本列島に一時的ではあるが“異次元状況”が生まれた。その頃の様子を筆者は次のように書いている。

しばらくしてようやく、この国は丸ごと放射能汚染地帯＝「ゾーン」に入ってしまった、という事実が気がついた。そこでは汚染レベ

ルの程度差は問題ではなかった。少なくとも東日本ではすでに、特に子をもつ人々の意識の中で放射能汚染の境目は焼失し、「あちら」も「こちら」もなくなっているのだ。(西日本ではまだ気づかれてないようだ)。雑誌を開けば、テレビをつければ、放射能汚染の話題で持ちきりだ。電車に乗れば、誰かが「ミリシーベルト」だの「もうじきイベントがある」だの、3カ月前までは誰も知らなかったような専門用語を使っている。普通の人々の意識もまた、「ゾーン」仕様にチェンジして、もはや3.11前の世界には後戻りできない雰囲気である。

拙稿「『放射能汚染地図』から始まる未来～ポスト・フクシマ取材記」(『世界』2011年8月号)から

筆者自身、事故後知りたい情報を知らされなかった人々が、自らの手で情報を集め、伝達しあう新しい社会のモードが姿を見せ始めたことに興奮していたことを思い出す。

だがここに書いた「後戻りできない雰囲気」はその後見事に四散した感がある。当時の高揚はいずこやら、いまや日本はすっかり3.11前に後戻りしたかのような有様である。事故後、原発推進行政から「独立」した原子力規制委員会ができ、活断層の調査を厳密に行うなど一時は期待がもたれたが、その後の人事で骨抜きになり、この2年間、54機すべてが停止していた原発も、新規規制基準の適合性検査に合格した川内原発を皮切りに再稼働が始まろうとしている。(それでも世論調査では50%を超える人がそれに反対し、週末になると、どこかで原発反対デモが行われる事実は、人々が未曾有の事故を忘れ去ってはいないことを示しているのだが…)

『ネットワークでつくる放射能汚染地図』はこの間シリーズ化して全部で7本の番組を制作、放送してきた。2011年6月の第2弾は取材班の土壌のサンプリング調査により東電敷地外でプルトニウムが発見された事実を伝え、8月の第3弾では二本松市を舞台に食べ物などを通じて迫る放射

能の影響から子どもたちを守る地元自治体の測定活動や除染実験などを伝えた。11月の第4回は「海のホットスポットを追う」と題して、原発から海に放出された放射能が流されて茨城や千葉の沿岸の海底にたまり、底魚を中心に魚介類の放射能汚染を招いている実態を伝えた。翌2012年3月に放送された第5回「埋もれた初期被ばくを追え」では、チェルノブイリでも深刻化した子どもの甲状腺ガンの原因を特定する上で欠かせない事故直後の放射性ヨウ素（I-131）などによる被ばく線量がきちんと測られていなかった現実を出発点に、政府からの情報提供がない中、事故で放出された放射性物質のプルームの流れる先に住民を避難誘導してしまった浪江町の苦悩とそこで始まった甲状腺被ばくの線量評価の試みなどを紹介した。2012年6月の第6回では福島を縦断する阿武隈川、福島から新潟を通り日本海にそそぐ阿賀野川流域で500点もの土壌サンプルを採って測定、川を通じて移動し、新たなホットスポットを形成する放射能の動きを追った。

ここまでは、放射能の動きを追う科学的な調査と、現地の人々の不安の中の暮らしが織りなされる独自の文体の番組が、入れ替わり立ち替わり多くのディレクターたちの手で連作されていた。だがここから2014年3月に7本目として『ネットワークでつくる放射能汚染地図～福島原発事故から3年』という、第1回番組の取材地で空間の放射線量や土壌の放射能濃度の再調査を行ない、当時出会った人たちのその後を追った番組を放送するまで、実に1年9カ月の間、1本の番組も放送されない「長い空白」が生じた。

その理由は定かではない。ETV特集では2011年4月からの2年間に24本の福島原発事故関連の番組が放送され『ネットワークでつくる放射能汚染地図』が受賞した文化庁芸術祭大賞や日本ジャーナリスト会議大賞をはじめ、内外のコンクールで17もの賞を受賞している。だが2011年度13本、2012年度11本あった原発関連番組数が2013年度は3本に激減しており、ひょっとするとこの間に制作者たち自身が「記憶の半減期」

に入っていたのかも知れない。⁵⁾しかし、それが「操作」された記憶の半減期であった可能性もあるので、確認できる事実だけでも記しておくことにする。

番組が「失速」するまでに起こった最初の出来事は、番組プロデューサーと筆者が2012年4月に「嚴重注意」を受け、取材をともにしたチーフ・ディレクターが「注意」されたことである。理由は取材の舞台裏を綴った番組スタッフの共同著作『ホットスポット』（講談社2012）に筆者が書いた記述が「上司を批判して傷つけ、日本放送協会の名譽を毀損した」こと、そして1年前の取材で「上司に無断で立ち入り禁止地域に入った」⁶⁾ことであった。

もう一つの確認できる事実は、NHKの最高意思決定機関、経営委員会の公開された議事録にある。2011年6月28日の議事録を読むとその約1か月前に放送された第1回の『ネットワークでつくる放射能汚染地図』が話題になったことがわかる。

(参考 <http://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1146.html>)

その日の経営委員会の席上、視聴者対応担当の理事がインターネット上でこの番組の話題が広がり、子育て世代の女性を中心に多くの反響が寄せられていることを紹介、国際日本文化研究センター教授の経営委員長代行が、原発事故の放射能汚染は国民の関心事なので「政治を変えていく」くらいのインパクトをもつ番組を作っていただきたいと要望した。するとJR九州会長の経営委員が「日本の原発54機が全部止まってしまうと、エネルギーの大危機がくる。これについてはどういふ番組を作っておられるのか」と発言、鉄鋼業界出身で後に東電会長となる経営委員長も「国際放送で、稼働している原発の停止について、日本はどう考えているかを国際的なスタンダードで世論をリードできるような、政治家や科学者の座談会のような番組をつくってもらえれば」と述べた。

さすがにこのときは記者出身の理事が「(放送法に照らして)個別の番組、放送内容について経

営委員の方々から注文を受けるというのはいかかなものか」と窺っているが、その後「それは別にしてどのようなものが出せるか検討したい」と付け足した。福島原発事故から3カ月しかたっていない時点で、NHKの経営委員会で「原発の停止」が問題視され、それに対して「世論をリードする」ような番組が要望されていた。さらにその後2012年暮れの選挙をへて「原発再稼働」を明言する自民党・安倍政権が誕生し、首相に近いとされる4人の経営委員と記者会見で「政府が右と云っていることを左と云うわけにもいかない」と発言した会長⁷⁾が就任したことは記憶に新しい。

ところで『ネットワークでつくる放射能汚染地図』にできた空白の1年9カ月で失われたものは何か。第一に関東の汚染状況に手がつけられなかったことがあげられる。群馬や栃木の山間部にある汚染地域で何が起きているのか、環境は、食べ物、子どもたちの生活はどうなっているのか。利根川の流域の茨城南部、千葉、埼玉にまたがるようにできたホットスポットでは事故後、市民が自主測定を行い、行政に除染するよう働きかけるなど対策を求める声があがっていた。その実情を伝えることができず、結果的に事故の影響は福島県内に限定されているかのような印象作りに加担してしまった。さらに後述する4万人ともいわれる「自主避難者」たちの抱える深刻な問題、福島県による甲状腺調査など原発事故の被災者にとって切実な問題に取り組むことができなかった。

2. 「自主避難」を伝える

テレビのフクシマ報道の中で、避難指示地域から避難した家族や個人はしばしば取り上げられるが、福島市や郡山市など避難指示の出ていない地域から県内、県外への「自主避難者」が取り上げられることは少ない。前述の全国放送されたNHK、民放キー局の原発関連番組の中で、「自主避難者」が登場する番組は数本にすぎない。

その理由を考えると第一に「自主避難者」は国が避難は必要ないとする地域から自分の判断で避

難をしているため、国の方針に従わない人々、「非国民」とさえ呼ばれる立場にあることである。それでも事故直後、多くの人が国の情報開示に不信感や不満を抱いていた時期にはシンパシーをもたれたが、やがて地元に残った肉親や隣人たちとの間にも溝が生じ、わだかまりが生まれた。筆者も沖縄や東京で会った「自主避難者」からそのことで心に負った傷、孤立感を打ち明けられたことや、逆に福島市内の居酒屋で「自主避難者」を露骨に「裏切り者」とよぶ老人に出会ったこともある。そのような立場の「自主避難者」を取り上げることが地元潜在する微妙な感情を逆なでしかねず、それにより番組に協力した「自主避難者」たちをさらに立場悪く追い込んでしまうリスクも抱えることになる。

そして第二に、「除染して避難者の故郷への帰還」を進めたい国にとって、福島に住むこと不安を煽る目障りな報道と見えるのではないかとテレビ局側が「付度」するからである。

しかし4万人におよぶと言われる「自主避難者」の問題は実は根深く、奥深い。

福島原発事故後、国は一般人の年間被ばく限度1ミリシーベルトの20倍の20ミリシーベルト以上を避難基準とした。これはICRP（国際放射線防護委員会）のガイドラインが示す緊急時の年間限度量20～100ミリシーベルトの下限をとった数字だが、法に定められた基準が突然に引き上げられ、しかも子どもや妊婦の立ち入りが制限される病院や研究機関の放射線管理区域の基準（3カ月で1.3ミリシーベルト）よりはるかに高い値に納得できない住民は少なくなかった。そしてこの基準値引き上げ自体が「放射線の人体への影響は未解明」のメッセージとなり、避難者たちに帰還をためらわせることになったとも言われる。

経済的な問題も重要である。一人当たり毎月10万円の慰謝料や休業補償が東電から支払われる避難指示地域からの避難者と違い、「自主避難者」は例外を除くと一人に8万円ほどの一時金しか支払われていない。⁸⁾ 災害対策基本法により避難先の自治体から住居費が支払われてきたがその

打ち切り期限が迫っている。夫を福島に残し、母子のみで避難を続ける家族も多く、二重の家計にひっ迫する姿は痛々しい。

事故後3年の2014年3月8日に放送された『NHKスペシャル 避難者13万人の選択～福島原発事故から3年～』は、避難指示地域の編成が変わり、一部が避難指示解除になることを期して制作された。そこでは田村市都路地区の避難指示が解除になるが、放射線の子どもへの影響が心配で帰還しない家族などが紹介される。そして指示解除後は彼らは慰謝料が支払われない「自主避難者」になることが示される。避難者に忍び寄る貧困と疲弊を予想するかのよう、妻子が山形市に「自主避難」した家族が登場する。平日を過ごす福島市から毎週末山形に車で通う夫には疲労がたまり、心身が擦り切れそうだ。この番組はNHKが「自主避難」の問題と向き合い、全国放送したほぼ初めての番組だった。放送後担当ディレクターのもとに多くの感想が寄せられたが、その中に「なんで3年もかかったんだ。遅すぎる」という声があったという。

一方「自主避難者」も原発事故被災者として救済しようという法律が2012年6月に超党派の議員たちの努力で成立した。「福島原発事故・子ども被災者生活支援法」⁹⁾と呼ばれるこの法律は、チェルノブイリ原発事故の5年後にウクライナ、ベラルーシ、ロシアの3国でできた通称「チェルノブイリ法」¹⁰⁾を手本とし、自主的に避難した人も、地元に残った人々も、ともに原発事故の被災者として健康診断や医療などの健康面で、住宅費などの生活面で国の支援を受けられることを本旨としていた。「理念法」とされ、成立時には基準となる線量や被災者が受ける具体的な援助内容は記されておらず、1年後に国が「指針」を出して具体策を示すとされていた。ところが1年以上たってから示された「指針」は県内33市町村を「支援対象地域」とは定めたものの、線量の特定がなされず、チェルノブイリ法と同じ「年間1ミリシーベルト以上」の地域設定を求めた市民団体などは失望した。そして最も関心の高い健康調査につい

ても福島県外での実施は盛りこまれず、関東など県外の汚染地域の住民や「自主避難者」たちには冷淡な結果となった。

民主党から自民党への政権交代があったとはいえ、いやしくも立法された法律が実質的に宙に浮く事態は由々しく、NHKではETV特集などが番組化を構想したが、結局「チェルノブイリ法」を詳細に紹介する番組を放送するに留まっている。¹¹⁾ この問題はいまだ未解決で、テレビを通じて国民に問題の所在が十分に伝えられないため、「記憶の半減」どころか「意識化以前」である。だが新聞では毎日新聞の日野行介記者らが綿密な取材を続け、「子ども被災者生活支援法」が政治家や官僚の思惑で換骨奪胎されていく過程を、政策担当者たちの腐敗ぶりも交えて検証している。¹²⁾

事故から時間がたつにつれ、一時青息吐息だった国の側の立ち直りが進むと、様々な内的、外的「操作」によりテレビのジャーナリストたちの活動は難航し、国家権力の誤りを正す姿勢や覚悟において、少数ではあるが新聞記者の存在が優って見えはじめています。

3. 人体への影響を探り、不安に寄り添う

原発事故で大気中に放出された放射性物質は雲に乗り風に運ばれ、雨や雪にのって地上に落ちて大地や森林など環境を汚染する。植物にははじめ表面に付着し、その後は土壌から移行して入り込み、汚染を招く。動物はその汚染された生物を食することで体内が汚染される。こうした放射能汚染の動きを追う番組は、よほどの事実の間違いがない限り、それほど神経質な批判や告発を受けなかった。正しく測定され表示される放射線量は否定のしようのない事実であるからだ。

だがテーマが、その放射線による被ばくが人体にもたらす影響に及ぶと、メディアの報道にはそれまでとは違うバイアス（圧力）がかけられる。29年前に起きたチェルノブイリ原発事故でも各国で報道内容がその国の保健行政に関わる放射線影響学などの専門家たちによって批判されたり、

否定されている。福島でもそれは起こった。

その原因の一つとして、放射線による被ばくが人体にもたらす影響を評価するには被ばく線量の特定が必要だが、そのために様々な計算が必要になることがあげられる。まず被ばくは環境中の放射線を身体の外側から直接受ける外部被ばくと、呼吸や食物摂取で体内に取り込んだ放射性物質が発する放射線による内部被ばくに分かれるが、滞在した場所の放射線量率に時間を乗じることを総計して得られる外部被ばく線量と違い、内部被ばくの場合、被ばく線量を割り出すのに特定の算出式や係数が用いられる。その妥当性をめぐり専門家間で論争がある。また被ばく線量が特定できても、発ガンリスクなど、低レベルの放射線による被ばくの影響の評価は、科学者間で大きな隔りがある。そんな中で、国は市民生活を規定する放射線防護の基準を決定し、それによる秩序を維持する責任をもつことになる。それは自ずとそのバックボーンをなす科学者たちを決めアドバイザーとして重用することにつながる。アドバイザーとなった科学者たちは国に成り替わり、秩序を保とうと異説を排除することになる。広く市民に影響をもつメディアが彼らの監視対象になるのはそのためである。

< NHK 会長への手紙 >

2012年1月、NHKの松本正之会長（当時）あてに一通の手紙が届いた。エネルギー戦略研究会会長など3名を代表とし、三菱重工、日立製作所、東芝など原子炉メーカーや電力会社のOB、日本原子力学会員など科学者、技術者112名が賛同者として名を連ねるこの手紙の冒頭には、「NHK総合テレビ 追跡！真相ファイル番組（2011年12月28日放映）『低線量被ばく揺らぐ国際基準』への抗議と要望について」と書かれていた。

前年の暮れに放送された当該番組は福島原発事故後市民の関心の高い低線量被ばくの人体への影響について、被ばく限度量の基準づくりなどで影響力をもつICRP（国際放射線防護委員会）は

「低線量被ばくのリスクを過小評価している」とし、加えてチェルノブイリ事故後のスウェーデンでガンが多発し、アメリカの原発周辺で脳腫瘍と白血病が増えていることを伝える内容であった。手紙の差出人たちは、番組がICRPを批判する根拠となったICRP事務局のインタビューは「低線量被ばくのリスクを半分にしていることが妥当なのか議論している」と日本語吹き替えされているが、実際に使われた英語「DDREF」は線量・線量率効果係数のことであり、番組の訳「低線量被ばくのリスク」とは意味が異なると指摘している。DDREFは線量（時間積算値）が同じでも、線量率（単位時間当たりの線量）が違うと「放射線の生物影響」が異なることから用いる係数で、原爆のような1度に大量被ばくしたケースでの線量評価を、総被ばく線量は同じだが長期間原発で働く労働者や放射能汚染された土地で長年にわたり被ばくした人たちの影響評価にあてはめる時の補正に使われるという。事務局でインタビューを受けた人は、「ICRPが1977年から2のまま据え置いているその係数が国際的に議論になっている」と述べたのに、番組は「低線量被ばくの影響が半分に過小評価されている」と伝える意図的な間違いを犯した、というのである。訴えは、番組後半のスウェーデンやアメリカのケースの報道の信憑性にも及んだが、中核はこのDDREFという言葉の「翻訳における意味のすり替え」批判であった。そして「最後に」として「今回のNHK報道はわが国における汚染地域の放射線防護の基盤を根底から覆す恐れのあるものであり、そのことは、環境修復や避難民（ママ）帰還のハードルを著しく高めることになり…（中略）…結果として年間放射線量が20mSv未満の区域に今なお住み続けておられたり、あるいは除染が済んで20mSV未満の避難指示解除区域になったら避難先から帰ろうと考えておられる福島県の住民自身を一層不安に陥れ、復帰を断念させることを大変危惧します」と書かれていた。

福島県の住民の名を借りているが、「除染と避難者の帰還」による問題解決を目指す国の政策に

反する報道でけしからん、「国益を損ねている」とでもいわんばかりの恫喝に見える。

これに対しNHKは手紙の差出人たちと直接会って「意見交換」をしたが、納得されず、差出人たちは5月には丹羽太貫・京都大学名誉教授(当時)を筆頭にした8人のICRP日本人委員の連名でBPO(放送倫理・番組向上機構)に提訴した。今度の文面ではNHKの番組がICRPの名誉を傷つけたことが問題視されていた。

BPOはこの提訴について審議入りをせず、却下した。従ってこの問題はそれ以上進展しなかった。しかし遠くからずの立場で見ていた目からすると、この件が現場の制作者たちに少なからぬ動揺をもたらしたのは確かである。成り行きが編集室などで噂になる機会は多かった。

あえて私見を述べるならば、もちろん正確さを欠く紹介の仕方には問題があり、より表現を工夫すべきであったが、作家・室井佑月がサポーターをつとめる夜10時からの30分番組で、放射線の影響に関心の深い子育て世代の女性たちにも理解してほしいとわかりやすい言葉に翻訳したことが攻撃対象になったことに後味悪さが残る。DDREFを35年近く「2」に据え置いてきたことは、ドイツはじめ諸外国がそれより低い値に変更する中で、結果としては長期にわたる低線量被ばくの影響を相対的に低く見積もることにつながる。それを簡略化して述べることは厳密な科学の言葉としては間違いかも知れないが、限られた時間の中で一般人も共有できる、煎じつめたところの大きな意味合いにおいて間違いではないのではないか、そんな思いで見守っていた。

それ以上に不気味なのは、2012年1月に連名状をNHK会長に送った112名のいわゆる「原子力ムラ」の人々の名前に見覚えのある名前が多かったこと。彼らは過去のさまざまな原発番組のたびにまるで誰かに動員されたかのように連名の手紙やメールを番組担当者に送りつけてきた「常習者」たちである。あくまで推測だが、「社会に影響をもつメディアの科学的誤謬を正す」という当人たちの思いとは別に原発事故の年が明けた新

年を期してこのアクションを企画した人間がいて、原発事故を報じ続けるメディアに反撃の狼煙を上げようとしたようにも思われる。

<健康調査をめぐる確執>

こうしたメディアへの「圧力」をよそに、福島原発事故による被ばくの影響を心配する声は県内、県外で高まっていった。それは前項でのべた放射線防護や放射線医学の専門家たちの説得にも関わらず静まらない。逆に権威を嵩にきた上から目線の言説への反発でさらに増幅されていた。その象徴は長崎大学から福島に向向き、福島県立医科大学の副学長、および福島県のアドバイザーに就任した山下俊一教授であった。甲状腺の専門医でチェルノブイリ原発事故の被災地で長年調査研究に携わった山下教授は、事故直後から福島各地で講演し、「100mSv以下の被ばくでは健康に影響は出ない」など県民を安心させるような言説を繰り返し、最初は受け入れる住民も多かったが市民が放射線の知識を持ち始めると、次第に子どもをもつ親を中心に「信用できない」「国に頼まれているのでは」「我々をモルモットにして研究データが欲しいだけ」などの声が広がっていった。

被ばくの影響を心配する県民の声にこたえるべく2011年6月、福島県が県民健康管理調査を開始し、その実行主体を福島県立医大が担うが、その調査結果を客観的に検討する第三者委員会の座長に医大の副学長でもある山下俊一教授が就任したため、検討委員会の中立性に疑問が投げかけられた。当初非公開だった検討委員会は次第に一般公開されるようになったが、前節でも紹介した毎日新聞の日野行介記者が公開の検討会に並行して秘密会が開かれ、情報公開に関して事前のすり合わせ、根回しをしていた事実を暴露すると、一層信頼を失うことになった。調査はまず住民の事故後の外部被ばく線量を推計するためのアンケート(基本調査)で始まったが、県民の反応は鈍く、回答率は20%を切った。(2014年10月末現在で26.9%)

やがて2011年10月、もっとも心配される甲

甲状腺ガンの検査が事故当時18歳以下だった住民を対象に始まった。検査は避難指示地域の大熊町、双葉町、浪江町などの13市町村、福島市、二本松市、郡山市など中通りの12市町村、いわき市や須賀川市、会津などの34市町村の順番で行われ、2014年12月31日現在、298,577人が受診(受診率81.2%)し、判定結果のでた子どものうち48.5%から「嚢胞」「結節」などが見つかり、86人からガンが発見された。¹³⁾ だが福島県はこれを「放射線の影響ではない」としており、それに対して疫学の専門家はじめ福島県内、県外で疑問の声があがっている。当事者でなくとも気になってしかたない問題が顕在化しているにも関わらず、テレビのこの問題への反応は鈍かった。NHKは2014年の暮れまでは全国放送で正面から取り上げてこなかった。¹⁴⁾ 健闘が光るのはテレビ朝日、『報道ステーション』が事故から3周年の2014年3月11日に放送した特集「わが子が甲状腺がんに…原発事故との関係は」であった。甲状腺がんにかかり手術をした当事者や肉親の姿が映らないのは可視化が求められるテレビにとって痛い、差別される怖れや周囲の目が気になる福島の現実がそうさせていると考えるべきだろう。この番組の優れた点は福島県や環境省が「原発事故後の放射線被ばくによるものではない」とする論拠をつぶしていった点にあった。たとえば「チェルノブイリでは事故から4年後から甲状腺ガンが増加している」という論拠に対しては現地の医療機関に向いて、「事故直後は医療機器が不足し、甲状腺を発見するのに触診に頼っていたが、4年目から外国の援助で超音波診断器が配備され、ガンの発見が進んだ」とする証言を撮ってきた。ガンの発生はそれ以前から進んでいた可能性があることを指摘したのである。何でもチェルノブイリを持ち出して反論に蓋をしようとする医療権威主義に疑問を投げかける、好リポートだった。

しかしこの問題を継続的にしっかりと報じてきたのはむしろ中小メディアやフリーランスのジャーナリストたちである。インターネットでドキュメンタリーなど動画を配信するOurPlanet

TVは、この福島県県民健康調査検討委員会の模様を毎回撮影してHPにアップ、環境省主催の「住民の健康管理に関する専門家会議」もふくめ、テレビが報じない地味だが重要な会議に誰でもアクセスできるようにしている。また代表の白石草は被ばくの影響が顕在化したウクライナに出向き、学校や家庭で子どもたちを守るためにどのような健康プログラムが行われ、国からどのような支援が行われているかタイムリーにリポートしている。¹⁵⁾ 知りたい情報をオンデマンドでとることができるOurPlanetTVはマスメディアの報道に物足りなさを感じる市民たちにとって、いまや重要なメディアになっている。

自主映画も敏感である。日本在住13年のアメリカ人イアン・トーマス・アッシュは事故から11日後から福島の伊達市や南相馬市に入り、放射能汚染におびえながらそこに住み続ける子どもたちや母親たちの毎日を小型のビデオカメラで撮影した。アッシュの映画『A2-B-C』はすでに国内でも海外でも公開された。映画に登場する、我が子の通う学校周辺のホットスポットを調べ、県の甲状腺検査の結果にも不安を隠せない母親たちの姿はテレビが描かない汚染地域の日常を映し出しており、テレビ制作者の端くれとして、見ていて恥ずかしく思った。

4. 事故プロセスを検証する

ここまでは、報道の対象は「事故により放出された放射能のもたらす被害」、つまり事故の結果に関するものであったが、「そもそも何故事故が起こったのか」、「事故はどのような経過をたどったのか」あるいは「事故処理はどのように行われたか」については、情報源、取材対象が東京電力や関連企業、当時の官僚や政府関係者などに限られるため、取材は一段と困難さを増す。

テレビでこの課題に込めているのはNHKスペシャルの『メルトダウン』シリーズだ。

2011年12月8日に最初の番組『シリーズ原発危機 メルトダウン～福島第一原発事故あのと

き何が』では、独自取材で様々なデータを入手し、津波がどのように発電所を襲ったか、核燃料のメルトダウンはどのように進んだかをCGなどで再現、さらに中央制御室のセットをつくり、電源を喪失し照明がない暗がり、通信機器が壊れ情報連絡が出来ずに苦闘する作業員たちの姿をドラマで再現した。

その後、2012年7月31日に『メルトダウンⅡ 連鎖の真相』を放送、バント弁が開けられずに原子炉圧力を下げられず、注水が遅れて炉心熔融を招いた失敗の連鎖を検証、2013年3月10日には政府事故調査委員会の報告書発表に合わせて『メルトダウンⅢ 原子炉“冷却”の死角』で1号機の非常用復水器が停止して最初のメルトダウンが始まった背景を追求、『メルトダウンⅣ 放射能“大量放出”の真相』（2014年3月16日）では無線ボートを使った科学者たちの実験などにより原子炉格納容器からの放射能放出のルートやメカニズムを解明し、『メルトダウンⅤ 知られざる大量放出』（2014年12月21日）では政府事故調の報告にはない、3月15日以降に起こり、関東に汚染をもたらした放射能大量放出の実態に迫った。¹⁶⁾

報道局科学文化部を中心にNHKが「総力」をあげたシリーズは依然として未解明の巨事故の真相に一歩ずつにじり寄る迫力がある。ただし、東電の情報公開も政府事故調の報告も中途半端にしている3月15日早朝に2号機であった「東日本が壊滅する」（後述する「吉田調書」中で使われる言葉）ような危機の真相など、事故の核心に触れる報道はまだこれからのようである。

<公開された『東電テレビ会議』の映像>

地震のあとの津波で全電源が喪失した後、1号機、3号機、2号機と次々と冷却不能となって炉心熔融が起こり、水素爆発が起こって迷走していく福島第一原発。事故を収束させるべく免震重要棟の対策本部に陣取って奮闘する吉田昌郎所長以下現地スタッフと東京の東電本店の幹部たち、ときどき響く首相官邸からの指示… 事故に直面

し、異様な緊張と焦燥に支配された人々の赤裸々な姿が映像と音声で浮かび上がるのが映画『報道ドキュメント 東電テレビ会議』である。東電が東京の本店、福島第一原発、福島第二原発、柏崎刈羽原発、大熊町にある福島オフサイトセンターを結んで行ったテレビ会議の録画映像で、東電が公開した映像の中で音声のある事故後の3月12日22時59分から3月15日0時6分までの49時間分をもとにつくられた。映画はOurPlanet TVの手で東京都内や新潟などで自主上映され、観客に強烈なインパクトを与えた。この映像は東電が2012年10月以降に公開した800時間をこえるビデオ映像の一部で、公開されたビデオ映像は事故プロセスを検証する重要な証拠として政府事故調査委員会や国会事故調査委員会でも用いられた。

筆者が取材したチェルノブイリ原発事故（1986年）や東海村臨界事故（1999年）では刑事訴追をめざす警察や検察の強制捜査が行われ、多くの証拠物件が集められた。東海村の場合、2年にわたる刑事裁判の後にそれらが公開され、事故直後に行われた政府の事故調査ではわからなかった事故の細部、事故の背景を明らかにできた。¹⁷⁾ 福島原発事故ではまだ東電への強制捜査も刑事訴追も行われていない。だが事故処理当事者の表情と肉声が刻まれた「テレビ会議映像」という前の二つの事故の時にはなかった第一級の資料が、ジャーナリストたちの粘り強い交渉の末に公開された。それはコックピット内の会話を記録したボイスレコーダーが航空機事故の原因究明の有力な証拠物件であるように、原発事故の解析に極めて有効な一次資料であった。その交渉の中心にいたのが動画投稿サイト「ニコニコ動画」の政治担当部長・七尾功¹⁸⁾と朝日新聞の記者・木村英昭¹⁹⁾である。木村が同僚でデスクの宮崎知己²⁰⁾と共に編んだ『福島原発事故 東電テレビ会議 49時間の記録』（岩波書店2013）によると、事故後すぐに存在が知られた「テレビ会議映像」は2011年5月にはじめて公開を求められたが東電は応じず、1年後の2012年6月の定例記者会見で木村や七尾が公

開を求めて押し問答しても渋っていたという。転機は6月末、東電株主訴訟の代表団がこのビデオ映像の証拠保全請求を東京地裁に申し立てたことだった。朝日新聞がそれを報じると翌日の東電記者会見では報道陣から公開を求める声が殺到、やがて経済産業大臣だった枝野幸男が朝日の単独インタビューに「従来、私は出せといていた。出さない意味がわからない」と答え、国会でも取り上げられたため、ついに東電は公開に動いたのだという。ただし東電は社員のプライバシー保護を理由に「ピー音」やモザイクをかけた。また公開も当初は報道陣に限ろうとしたが、木村たちがこれを押し返して全部の映像ではないが一般人にも視聴できるようになった。

木村は前掲書でこの仕事に取り組んだ動機として、まずこの頃に調査の期限が迫っていた政府事故調、国会事故調の調査内容に不満だったことを上げている。具体的には木村は前年から追っていた2011年3月15日早朝、福島第一原発2号機で格納容器の爆発が懸念され、多くの所員が原発から「撤退」していた事実で事故調が迫ろうとしないことに失望していた。木村の主張するこの事実はその頃、それを証言する菅直人元首相などと、「全員は撤退していない」と否定する東電の間で水掛け論になっていた。そこに切り込もうとしない二つの事故調は「触らぬ神に…」の及び腰に見えた。そこで木村はこう見得を切っている。

「事故調は事故調でおやりになればいい。私たちは私たちの手でこの事故の検証を進める」

この突破精神が次項で語る新たな報道と「事件」につながるのだが、次の木村の主張に筆者はジャーナリズムの新しい姿を感じる。

「これ（東電テレビ会議映像）を入手し、万人の目に晒すことで、見落とされたものが判明するだろう。私たちが身を置く朝日新聞社だけではなく、他の報道機関やフリーランスもこれを利用して、検証報道すればいい。何よりも事故に関心を寄せる数多の市民の目が入ることで、私たち報道機関の人間も気づか

なかったことが判明する。」

「特ダネ主義」という会社ジャーナリズムの陥りやすいタコ壺に甘んじるのではなく、広く他メディアや市民に開くことでそこから生まれるもっと大きな果実に期待する。アメリカでいま広がる、新聞社など旧来の枠を出た調査報道のプロがNPOに集まり、ネットを主戦場にラジオ、テレビ、雑誌、新聞など様々な既存メディアとコラボレートする非営利ニュースメディアを彷彿とさせる。²¹⁾ ニコニコ動画の七尾功や市民運動との連係で東電にビデオの公開を迫り、OurPlanetTVの白石草とのコラボで映画化し、岩波書店の渡辺勝之とともに書籍化して記録に残す。まさにマルチメディアでスクラムを組んだ情報公開運動だった。木村と宮崎はこの一連の活動で2013年度の石橋湛山記念・早稲田ジャーナリズム大賞の公共奉仕部門奨励賞を受賞している。そして木村と宮崎の仕掛けは、ここまでは、見えない事故処理の意思決定最前線を可視化したことで事故の底知れなさを再び印象付け、日本人の「記憶の半減期」を引き延ばすことに貢献していた。

<「吉田調書」報道と「記事取り消し」事件>

原発の事故処理過程の真実を追う朝日新聞の記者、木村英昭は2013年秋、ある文書を手に入れた。全文400頁と分厚いその文書こそ、後に「吉田調書」と呼ばれ、日本ジャーナリズム史におそらく残るであろう数奇な事件を招来することになる。

「吉田調書」（正式には「聴取結果書」とは政府事故調査委員会が事故当時に福島第一原発所長だった吉田昌郎（2013年7月死去）に対して実施した聞き取り調査の記録である。聞き取りは2012年の7月から11月にかけて延べ28時間にわたり行われた。全電源を喪失して制御不能になるという、未曾有の原発事故を前に悪戦苦闘する現場指揮官の「肉声」が記録されている。事故と事故処理プロセスを検証する上で欠かせない第一級の資料である。だがこの文書を政府は「非公開」の扱いにした。東電関係者や政府関係者を含む他

の771人の「聴取結果書」も同様に公開されなかった。

数奇な運命を招来したのは朝日新聞2014年5月20日付朝刊の一面トップに構えられた記事だった。「吉田調書」を入手したことを伝える記事で、紙面の横に張り出した見出しには「所長命令に違反 原発撤退」とあった。2011年3月15日早朝、福島第一原発2号機ではベントができず、前夜から高まる原子炉内の圧力を下げられないため、原子炉への注水ができない膠着状態が続いた。最悪、格納容器の爆発と大量の放射能放出も覚悟した吉田所長は15日朝6時すぎに「大きな衝撃音」を聞くと、前夜から計画していた通りに所員を第二原発に避難させる準備を実行に移した。ところが吉田所長がいた免震重要棟の緊急時対策本部では放射線量が上がらなかった。ここで吉田所長は指示・命令を変更した。つまり、すでに移動準備に取り掛かっていた所員に、第二原発ではなく、すぐに事故対応に戻れる第一原発周辺の線量の低い場所に一時退避することを「命令」した。ところが所員の9割にあたる650人がそれに反して約10キロ離れた第二原発に移動した、と指摘したのである。

福島原発事故最大の危機に際して東電が「撤退」した問題を、事故後3年越しで追ってきた木村と宮崎が放った渾身のスクープであった。

「原発事故では現場にパニックが起り、作業員たちが逃げ出すこともあるのだ」

筆者も記事を読み、あらためて人智が及ばない事故の深淵を垣間見る思いをした。

ところが記事掲載から約4か月が経った9月11日、事態は思わぬ展開を見せた。朝日新聞社の木村伊量社長（当時）が突然記者会見を開き、記事を「取り消し」したのだ。記事は木村社長から「間違いだった」と批判され、幻のスクープとなった。何が起ったのか、記事掲載後の動きを時系列で整理してみる。

- ①2011年5月21日 東電の広瀬直己社長が衆院経済産業委員会で従前どおり「撤退はなかった」として報道内容を否定。

- ②同年6月以降、ノンフィクション作家の門田隆将が朝日の報道を批判するブログを掲載、門田は生前、吉田所長にインタビューしたという。

- ③同年8月、産経新聞や読売新聞などが独自に「吉田調書」を入手したと報道。「(読んでみると)調書には違反も、全面撤退も書かれていない」と朝日新聞の報道への反論を展開した。

これに対して朝日新聞は当初は「記事は正しい」という姿勢を堅持した。批判するジャーナリストやメディアに抗議文を送り、抗議した事実は紙面でも公表していた。ところが、9月11日に開かれた記者会見では一転して木村伊量社長が「『命令違反で撤退』を取り消す」と発言、「謝罪」したのである。

社長のこの不可解な行動の背景には、見落としではない出来事が二つあった。

一つは記者会見のおよそ1か月前の8月5、6日に紙面で「過去の従軍慰安婦報道の誤り」の検証結果を発表したことである。このとき検証紙面で「謝罪」をしなかったために、

「長年誤報を放置して国際社会における日本の名誉を貶しめたことへの反省が足りない」と批判にさらされた。二番目の出来事は、朝日の対応を批判するジャーナリスト池上彰氏の9月2日のコラム記事を不掲載にして、広く世論の批判を浴びたことである。9月11日の木村社長による「吉田調書」の記事取り消しと「謝罪」は、この二つの失策が重なって追い込まれた末の、窮余の策であったといわれる。²²⁾

木村社長は記者会見で「吉田調書」報道について、「①記者の思いこみがあった②社内でチェック機能が働かなかった」ことの2点を挙げ、関係者を厳正に処分すると語り、社外の識者からなる第三者機関であるPRC（報道と人権委員会）²³⁾に検証を委ねた。そして「取り消し」会見から2カ月後の11月12日、PRCは「記事取り消し」は「妥当」との「見解」を報告し、「報道は（現場作業員などの）裏づけ取材がなく、公正で正確

な姿勢に欠けた」と指摘した。その後、木村社長は辞意を表明。11月の末には、「吉田調書」をスクープした記者たちの懲戒処分²⁴⁾が発表された。

朝日の木村記者たちの報道がつまづいた原因は、「命令違反」「撤退」という「吉田調書」で吉田所長が使っていない言葉を選択して3月15日早朝にあった所員の第二原発への退避をフレームアップしたことで、「あたかも所員が命令を無視して逃げたかのような印象を与えた」とする批判を招いたことにあった。ネットや保守系の新聞・雑誌に感情的な非難が集中したのである。

たとえば産経新聞8月18日朝刊で門田隆将は「朝日は事実を曲げてまで日本人をおとしめたのか」と主張し、読売新聞8月30日朝刊には「命かけて作業した」「逃亡報道悔しい」という第一原発所員の談話が掲載された。朝日の記事が電子版で英語訳もされ、ニューヨーク・タイムスはじめ海外の主要紙が引用して一斉に報じていたことが、この感情の嵐を激化させた。「慰安婦報道」問題とも絡みあってナショナリズム的な「朝日バッシング」は高揚し続け、次第に朝日の経営・編集幹部は抗しきれなくなっていった。そして社内調査を実施して、木村たちが当時第一原発にいた所員たちから報道を裏付ける証言を得ていない弱点を見つけ、それを口実にして「誤報」のレッテルを張ったのである。

しかし後述するように、こうした朝日の記事取り消し措置については弁護士やジャーナリストから、「記事の見出しに誇張や配慮に欠ける点があったにしても、取り消さなければならないほどの間違いではなかった」との異論が出されている。

そもそも朝日新聞が5月20日の記事本文でどのように吉田証言を引用しているかを見てみる。

「本当は私、2Fに行けと言ってないんですよ。福島第1近辺で、所内にかかわらず、線量が低いようなところで一回退避して次の指示を待てと言ったつもりなんです、2Fに着いた後、連絡をして、まずはGMから帰ってきてということになったわけです」

記事はこの発言と、東電のテレビ会議で吉田所長が同様な発言をしていたことを記録した東電の内部文書を根拠に「命令」に「違反」し、「所員の9割にあたる650人が」「撤退した」と報じた。そして2面の「解説」では「政府事故調は報告書に一部を紹介するだけで、多くの重要な事実を公表しなかった」と批判、「東電もまたこの事実を隠ぺいしてきた」と断じた。

ところが、この「命令違反で撤退」という事実認定に対しPRCは「吉田調書」にありながら朝日の記事では省かれた前後の語句をあげて疑問符を付けている。「ここが伝言ゲームのあれなところ」という言葉と「よく考えれば2Fに行った方がはるかに正しいと思った」という言葉だ。PRCはこの省かれた二つの言葉から、「指示が的確に伝わらなかったとの吉田氏の認識や、指示が適切でなかったとの吉田氏の反省を示している」と解釈し、吉田氏は「命令違反で撤退があった」とは認識していなかったと認定した。産経、読売および朝日新聞上層部の判断とまったく同じであった。

だが次の2点を考える必要がある。①東電の社員としてバイアスを受ける吉田氏の証言がすべて真実であるとは限らない②仮に吉田氏がそう認識していたからといって、それだけで「命令」への「違反」がなかったとは言い切れないのではないか。

PRCの記事は「誤謬」と認定するためには欠かせない作業があったはずだ。それは木村記者たちが「命令違反で撤退」と書いた根拠を否定することである。もちろんジャーナリズムの作法としては現場作業員への裏付け取材はなくてはならない。裏付け取材によって事実認識の幅が広がることもある。だがないからといってそれだけで記事を「取り消す」ほどの「誤謬」があったとすることはできない。木村記者たちには他の「裏付け」があり、その説得力についても検討がなされる必要があるからだ。

PRC見解に異議を申し立てた記者会見が11月17日に東京都内であった。会見者はこれまで原発事故情報の公開を請求してきた海渡雄一弁護士

らであった。その主張の核心を次に紹介しておく。「朝日新聞の記者は柏崎刈羽原発の所員が東電のテレビ会議のやり取りを記録した『柏崎刈羽メモ』の中で吉田氏が『構内の線量の低いエリアで退避すること』と指示を出し、東電のプレスリリースも『一時的に同発電所の安全な場所などへ移動』としていること、さらに記者会見で東電が第二原発への650人退避の事実を知りながら隠ぺいしたことなど他の証拠と『吉田調書』を突き合わせた上で、『命令に違反して撤退』の事実認定をした。PRCは見解にそれを記していながら、その内容の分析も考察もなしに『記事は誤り』とした。このような検討姿勢はとてども公正とはいえない」

筆者はこの一連の朝日バッシングをへて、「吉田調書」報道が単なる「誤報」事件にすり替えられたことで、日本人の福島原発事故に関する「記憶の半減期」はかなり短縮されたと考えている。それはこの騒動で読者の関心は朝日新聞社の迷走に移ってしまい、当初政府は公開しようとしなかったが報道によって公にされた「吉田調書」そのものや、その読み解きによって解明される事故の真相への関心が薄れてしまったからだ。さらに言えば、木村や宮崎が問題提起したこの事故の全体像をとらえる上でもっとも本質的なことが、再び忘却の闇に引き戻されてしまった。5月20日の朝日新聞2面の最後にはこう書かれていた。

「吉田調書が残した教訓は、過酷事故のもとでは原子炉を制御する電力会社の社員が現場からいなくなる事態が十分に起こりうるということだ。その時、誰が対処するのか。当事者ではない消防や自衛隊か。特殊部隊を創設するのか。それとも米国に頼るのか。現実を直視した議論はほとんど行われていない。自治体は何を信用して避難計画を作ればよいのか。その問いに答えを出さないまま、原発を再稼働して良いはずはない。」

しかしこの暗澹たる顛末にも関わらず、実は木村と宮崎は結果的に政府に「吉田調書」の全文と当時の菅首相はじめ閣僚や首相補佐官、東電や関連企業の作業員、福島県知事、福島県職員、原子力安全・保安院次長、大熊町長など210名（2015年2月3日現在）の「聴取結果書」も公開させた。その点で「東電テレビ会議映像」の公開に続く大仕事を果たしたといえる。

「記者失格」のレッテルを張られそうになり、「非国民」とまで言われそうであった彼らが、最悪の原発事故を起こした日本社会にとって未来への教科書になるかも知れない掛け替えのない宝をもたらした。そのことをいまジャーナリストや法律家などこの国の知識人たちが冷静に評価し、朝日新聞に「記事取り消し」の取り消しと懲戒処分撤回を求める運動を始めている。²⁵⁾ また様々な専門家が「吉田調書」をはじめ公開された「聴取結果書」を読み、あらためて福島原発事故の知られざる実像に迫ろうとしている。「悪貨に駆逐されなかった良貨」がしたたかに生き延び、社会の再生の芽となることに期待したい。

おわりに

福島原発事故からもうじき4年になろうとする2014年の暮れに書かれた本稿は、これまで社会的に議論を呼んだ4つのテーマ、放射能汚染、「自主避難」、人体への影響、事故プロセスの検証について、主にテレビ、新聞がどのような報道をしてきたか、そこに結果として世の中の人々の関心の希薄化につながるようなメディア内外からのバイアス（圧力）はあったのか、なかったのか検証してきた。本稿は結局、学術的な検証作業というよりは、筆者やジャーナリストの仲間たちがこの4年に経験し、見聞きし、伝えた事柄の記録作業であった。だがそこから曲折した川のような流れ、物語が見えてきたように思う。

手前みそのようだが、福島原発事故のメディア報道における初動はテレビの現前性、同時性が生かされた「放射能汚染された福島の実況中

継」、すなわち『ETV 特集 ネットワークでつくる放射能汚染地図』のインパクトで始まった。やがて被災地を歩いて知られざる実話を綴る朝日新聞の連載「プロメテウスの罫」が続き、「金縛り」が解けて正気を取り戻したメディアの攻勢が少なくとも1年は続いた。誰もがもはや「原子カムラ」の影におびえず、粛々と原発事故後の福島取材していた。だが2012年が明けてから沈黙していた「原子カムラ」の反撃が始まり、テレビは次第に失速していった。「自主避難」、人体への影響といった被災者の生活に密着しながらも政府の「除染と帰還」政策とつながった保健行政との葛藤を抱えたテーマにテレビは及び腰となり、新聞やOurPlanetTV、月刊誌『世界』やDAYS JAPANなどの中小メディア、フリーランスのジャーナリスト、お笑い芸人だが専門家並みの科学的知識を持つ、おしどりマコなどにトップランナーの座を譲った。

高度の専門性と取材力を要する事故プロセスの検証は、NHK、朝日新聞など大手メディアが担ってきた。だが2014年になってまず前半でNHKの会長人事、経営委員人事に政権の影響力が働き、後半で朝日新聞が政権と親和性の高い保守メディアの「朝日バッシング」に屈した。それは原発の再稼働を目指す現政権にとって好ましいメディア状況の展開であったかも知れない。そして特定秘密保護法が施行されたいま、原発関連情報がセキュリティに関わるという理由で非公開とされることが懸念され、それに「不正に」アクセスするジャーナリストは逮捕されるリスクを負うことになる。問題なのは「不正に」を認定するのが政府であることだ。「吉田調書」は朝日のスクープがもう少し遅れたら、永遠に陽の目を見なかったかも知れない。

本稿で、当初目指したように「記憶の半減期」が操作されている実態が十分にとらえられたかどうかは読者の判断に委ねたい。考えてみると「記憶」とは様々な情報や浸食力のある他のイメージで打ち消されたり、逆に強められたり、回帰してきたりする「生き物」のようなものである。物理

的半減期という絶対の基準がある放射能でも、その放射性物質が移動することで環境的、あるいは生態的には異なる様相の放射線量の減衰、“半減期の変異”とも錯覚する現実を生み出す。たとえば除染によって表土を削り、放射能をその土地の外へ運び出せば、その土地の環境中の放射線量は下がって、あたかも半減期が早まったかのように感じることになる。逆に表土を運び込まれた土地では半減期が伸びたかのように放射線量が増えたり、維持されたりする。

「記憶の半減期」にもそのようなことがあるのだろうか。除染により削られた土がどこかに移されても放射能を運び続けるように、誰かが記憶をとり除かれても、その記憶がほかの誰かの中で生き続けていれば、この世から無くなることはない。

とりあえずそう信じてみる。つまり政治的操作で圧殺されそうな大切な社会的記憶が、ジャーナリストや研究者（に限らないが）の手で安全にどこかに「保存」され、状況に応じて社会に帰還する仕組みができれば、つまり短くなりがちな「記憶の半減期」を逆に伸ばすことに人間の叡智が注がれるシステムが誕生するのなら、この先絶望や不安の虜とならずに冷静な判断をしながら生きることが可能かもしれない。

最後にサブタイトルに使ったフクシマという言葉について少しだけ触れよう。

かつて広島と長崎の被爆体験が海外に伝えられ、核の非人道性について人類共通の学びの場ヒロシマが誕生したように、フクシマとよばれる地が現れ、歴史に名を残すことがあるのだろうか。それはヒロシマの歩みを学ぶことからしかわからない。被爆後10年以上、ヒロシマは隠され続けた。原爆の被害を新聞やラジオ、雑誌に著すことは占領軍により禁じられた。捨て置かれた被爆者たちはやがて死者の慰霊と平和祈念の集会を開き、政府に働きかけて被爆者援護法を勝ち取り、被爆者健康手帳を交付されて医療費や健康管理手当や福祉を受けられるようになるまで、数十年にわたる血のにじむような努力を続けた。そして原爆投下国アメリカも含めて世界の国々に原爆の惨禍を伝え、

各国の大使が8月の平和祈念式典に出席するようになるまで、中国新聞をはじめとする広島メディア、ジャーナリストたちが市民とともに闘った。

福島県の浪江町はこの12月、4年にわたり続けたホールボディカウンターを使った内部被ばく検査や甲状腺被ばく線量調査をはじめとする町民の健康調査の結果を「浪江町健康白書」と題して刊行した。国や県からの情報がない中で、放射性プルームが流れる先に町民を避難誘導した失敗が、浪江町をしてどの自治体よりも積極的な町民の健康管理に駆り立てた。主導した町役場の担当者は、この先、事故に責任をもつ国に働きかけ、国が責任をもって健康管理に動くよう説得する。彼らの視線の先にはヒロシマが見えているはずだ。

福島はフクシマになるのか。福島で取材するジャーナリスト一人一人が、いまだ故郷に帰れず、心の傷が癒えぬまま暮らす被災者たちを訪ねながら、自らに問い続けなければならない。この先、どんなに原発報道への逆風が強くなろうとも。どんなに「記憶の半減期」の操作がなされようとも。

注

- 1) 例えば増田秀樹『「記憶の半減期」の短さにあらがい、福島原発事故を伝え続ける』『Journalism』2014年6月号
- 2) 例えば2014年3月8日放送の『NHKスペシャル 避難者13万人の選択～福島 原発事故から3年』は福島県内の平均視聴率は10.9%であったが、東京は4.9%だった。
- 3) 3節で述べるように2012年1月に『追跡！真相ファイル 低線量被ばく・揺らぐ国際基準』(2011年12月28日放送)に関する抗議文がNHK会長に届いた。それから2年10か月後の2014年9月11日には朝日新聞社長が記者会見を開き、同年5月20日に同紙が報道した「吉田調書」の記事が間違いであったとして謝罪し、記事取り消しと関係者の処分を言明した。11月末、社長の辞任と関係者の懲戒処分が発表された。
- 4) ETV特集は現在は毎週土曜日の23時からEテレで放送されている。
- 5) 2014年度は2月20日までに7本の原発関連番組が放送された。

- 6) 2011年3月15日NHKでは報道局長名で全部局長にあて「原発周辺の避難指示地域には引き続き立ち入らないし取材はしない」「20～30kmの地域では、国の指示に従って屋内退避し新たな取材などには入らない」などとする通達が出された。筆者とETV特集取材班はこの通達を守らず3月16日に原発から2.5キロの地点まで入り、その後も屋内退避地区への取材を続けた。
- 7) 2014年1月25日、舛井勝人NHK会長は就任直後の記者会見で、従軍慰安婦問題について「どこの国でもあったこと」と述べ、特定秘密保護法について「通っちゃったんで、言ってもしょうがない」、そして政府が国際放送で領土問題における日本の立場を主張するよう求めていることについては「政府が右と言ってることを左と言うわけにもいかない」と発言した。
- 8) 東電は2012年2月、事故発生時に「自主的避難」等対象地域(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉町、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市のうち避難等対象地域を除く地域)に生活の本拠としての住居があった人で、18歳以下だった人、妊娠していた人には定額として一人当たり40万円、それ以外には8万円支払うとした。さらにそこから「自主避難」した事故当時18歳以下だった人、妊娠中だった人には一人当たり20万円を追加支払いした。また同年12月、追加費用分4万円の支払いを認め、さらに福島県南地域(白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村)、宮城県丸森町に住み続ける人の中で18歳以下あるいは妊娠していた期間のある人に限り、定額4万円の一時金と追加費用として4万円の支払いを認めた。
<http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/120022803-j.html>
- 9) 正式名称は『東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律』
- 10) いわゆる「チェルノブイリ法」とはウクライナの場合、事故から5年後の1991年7月1日に施行された二つの法律「チェルノブイリ事故による放射能汚染地域の法的扱いについて」と「チェルノブイリ原発事故被災者の定義と社会保護について」の総称。
事故による放射能汚染地域を「年間1ミリシー

ベルト以上の被ばくをもたらし得る領域」と定義し、住民に対し放射線防護と正常な生活を保障するための対策が実施されるとしている。妊婦の移住の権利が認められる年間0.5ミリシーベルト以上の放射能管理強化ゾーン、年間1ミリ以上の移住権利ゾーン、年間5ミリ以上の移住義務ゾーン、そして1986年の事故直後にすでに避難済みの特別規制ゾーンと4段階の区分けがされている。汚染地帯に住み続ける住民の毎年の健康診断、医療の無料化、サナトリウムへの旅行などの健康を守る措置、公共料金や家賃の割引や公共交通機関の無料化などの生活保護措置、移住希望者に対する新しい家、仕事の提供、喪失財産の補償などの措置をとることが盛り込まれている。

参考：「ウクライナでの事故への法的取り組み」オレグ・ナスビット、今中哲二 1998

<http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Chernobjl/saigai/Nas95-J.html>

- 11) 『ETV 特集 原発事故・国家はどう補償したのか～チェルノブイリ法23年の軌跡～』(2014年8月23日放送 ディレクター：馬場朝子、山口智也、取材：石原大史ほか)
 - 12) 日野記者は「子ども被災者生活支援法」の指針の制定を求め交渉に来る市民団体に対し、ツイッターで「左翼のクソども」などの暴言を吐き続けた人物が復興庁の参事官であることを尾行調査などの末に特定、その問題行動の実態をスクープした。
(日野行介『福島原発事故 被災者支援政策の欺瞞』岩波新書2014より)
 - 13) 県民健康調査「甲状腺検査(先行検査)」結果概要「暫定版」2014年12月31日までの集計(福島県HPより)2014年4月からは2巡目にあたる「本格検査」が始まったが、12月31日までに受診したのは106,068人、全体の48.6%という低率であった。だが8人に新たに甲状腺ガンが発見され、そのうち5人は1巡目の検査では嚢胞も結節もないA1判定、残り3人も嚢胞20mm以下、結節5mm以下のA2判定であった。
 - 14) 2014年12月26日、『NHKスペシャル シリーズ東日本大震災 38万人の甲状腺検査～被ばくの不安とどう向き合うか～』が放送され、福島県の甲状腺検査の受診率が2巡目は低調なことが伝えられ、その理由として、検査に対する住民の不満と不信、放射線の影響を意識することに疲れた住民の意識の変化を上げた。
 - 15) 映像報告『チェルノブイリ28年目の子どもたち～低線量被ばくの現場から』2014年
 - 16) この番組に対しても前述の『追跡! 真相ファイ
- ル』に対して「抗議と要望」の手紙を送った原子力科学者・技術者たちが「科学的、技術的な事実認識の誤り」を指摘する手紙を2015年2月1日付でNHK会長に送り、同時にBPOに「審理願い」を提出した。
 - 17) 『NHKスペシャル 東海村臨界事故への道』(2003年10月11日放送 ディレクター 七沢潔、制作統括 桜井均ほか)、七沢潔『東海村臨界事故への道～払われなかった安全コスト』岩波書店2005
 - 18) ななおこう 1997年設立の日本のIT企業・株式会社ドワンゴ(2014年10月KADOKAWAと経営統合)に所属。一般登録者数3000万人を超す日本最大級の動画投稿サイト「ニコニコ動画」の事業本部政治担当部長。東電記者会見の中継などで、ユーザーのメールを代読する人として知られる。
 - 19) きむらひであき 1968年生まれ。朝日新聞記者。福岡勤務時代、炭鉱や水俣病事件を取材、原田正純医師と出会う。3.11後は2012年度日本新聞協会賞を受賞した連載「プロメテウスの罫」取材班としてシリーズ「官邸の8日間」を手がけ、後に『検証・福島原発事故 官邸の100日間』(岩波書店2012)を著す。
 - 20) みやざきともみ 1964年生まれ。バブル期の2年間住友銀行に在籍。朝日新聞記者となり水戸、青森支局で原発・核燃料サイクル問題を取材。経済部でトヨタ自動車、金融庁などを担当。2006年特別報道チーム記者として電機・精密産業の偽総請負問題に取り組み、翌年、石橋湛山記念・早稲田ジャーナリズム大賞を共同受賞。3.11後は連載「プロメテウスの罫」のデスク兼ライターを務め、2012年度日本新聞協会賞を受賞した。
 - 21) 例えばカリフォルニアに拠点を置くCIR(Center for Investigating Reporting 調査情報センター)はNYタイムズ、SFクロニクル編集局長だったロバート・ローゼンタールを代表に70人のスタッフが小口や財団からの寄付で運営している。カリフォルニア州の公立学校の耐震設計を問う調査報道ではテレビの公共放送PBSやラジオ、雑誌、新聞などと連携してキャンペーンを展開、州政府に新基準を設けさせ、ピュリッツァー賞候補になった。
 - 22) 座談会「いまどういう事態が起きているのか～朝日バッシングの舞台裏と行方」(『創』2014年11月号)におけるジャーナリスト青木理の発言など。
 - 23) 「報道と人権委員会」(PRC)は朝日新聞と朝日新聞出版の記事に関する取材・報道で、名誉棄損などの人権侵害、信用毀損、記者倫理に触れる行

為があったとして寄せられた苦情のうち、解決が難しいケースを審理する常設の第三者機関。現在の委員は、早稲田大学教授（憲法）長谷部恭男、元最高裁判事で弁護士の宮川光治、元 NHK 副会長で立命館大学客員教授の今井義典の三氏。

- 24) 朝日新聞社は 12 月 5 日付で「吉田調書」の記事を出稿した当時の特別報道部部長を停職 1 ヶ月、ゼネラルマネージャー（GM）兼東京報道局長、ゼネラルエディター（GE）兼東京編成局長、特

別報道部次長の 3 人を停職 2 週間、取材チームの二人（木村と宮崎）を減給とした。

- 25) たとえば 2014 年 12 月 16 日、弁護士の海渡雄一、ルポライターの鎌田慧、早稲田大学ジャーナリズム教育研究所所長の花田達朗、デモクラ TV 代表の山田厚史の各氏は日本外国特派員協会で共同で記者会見、朝日新聞社による「記事取り消し」の取り消しと記者たちへの懲戒処分の撤回を主張した。

七沢 潔（ナナサワ・キヨシ）
NHK 放送文化研究所

原子力政策における正当性の境界 —政治的象徴としての「平和利用」—

Constructing Policy Legitimacy On Nuclear Power: The Symbolic Politics Of “Peaceful Uses Of The Atom” In Japan

鳥谷昌幸
Masayuki Karasudani

Abstract

This article examines the process of constructing policy legitimacy on nuclear power in postwar Japan, with the objective of identifying new sociological implications for journalism studies. Since an early stage – particularly in the 1950s and 1960s – the concept of “Peaceful Uses of The Atom” has frequently been used as an influential political symbol to legitimize the policy of promoting non-military use of nuclear power. Before the debate over nuclear power safety emerged in the 1970s, while the majority of Japanese people had strongly opposed the concept of “Atoms for War” in light of the fact that Japan was the first nation in the world to be bombed with atomic weapons, they earnestly supported the idea of “Atoms for Peace”. That is why politicians, scientists and journalists had disputed over where to draw the line between peaceful and military uses, which constitutes the political spectrum over nuclear policy.

There are three findings in this article. First, politicians, scientists and journalists had conflicting perspectives about the definition of “peaceful uses.” On this, it is necessary to analyze where they draw the line. Second, negative labeling such as “nuclear allergy” and “pro-nuke agitator” often reflected the perception gap between those who attempted to broaden the definition of “peaceful uses” as much as possible and those who strongly opposed that broadened interpretation. Third, the process of constructing policy legitimacy on nuclear power depended not only upon the debate over “peaceful uses” as a legitimate symbol, but also upon recognition of the USSR as “friend /enemy.” The majority of strong proponents of nuclear energy development were also anticommunists and often condemned the fact that progressive intellectuals had avoided criticizing USSR’s nuclear tests.

In conclusion, the article argues that it is important for journalism studies to develop a theory to analyze how journalists define what is a legitimate policy scope.

Keywords: Journalism, Policy Legitimacy, Peaceful Uses Of The Atom, Border, Articulation

要 旨

本研究の目的は、原子力政策をめぐる正当性の境界について分析と理論的考察を加え、ジャーナリズム研究の一助とすることにある。日本の原子力開発政策の初期段階、1950年代から60年代にかけては、「平和利用」という概念が原子力政策を正当化する象徴として積極的に活用された。被爆国であった日本では「軍事利用」が絶対悪とみなされた一方で、「平和利用」政策が国民に好意的に受け入れられた。そのため、どこからどこまでが「平和利用」の範囲と認定されるかが政策の正当性を決定する上で大きな問題となったのである。

分析の成果は大きく分けて3つある。第一は、原発導入に関して積極論、慎重論、反対論が「平和利用」の概念の広がりに関して異なる認識をもっていたことを明らかにしたことである。その上でそれぞれの線引きの思想的根拠が異なるものであったかを説明した。第二は、「核アレルギー」や「核武装論者」などの政治的レッテルが、正当性の境界に対する異なった認識の落差から生まれてくるものであることを明らかにした。第三は、原子力政策の正当性が軍事利用か平和利用かという軸だけではなく、親米か親ソかという政治的イデオロギーに関わる軸によっても大きく左右されていたことを指摘した。

以上の分析を踏まえ、結論としては、ジャーナリズムの言論を分析していくうえで、正当性の線引きをどれだけ明快に行っているかが非常に興味深い論点であることを指摘した。

キーワード：ジャーナリズム 政策の正当性 原子力の平和利用 境界線 分節化

第1節 問題の所在

本研究の目的は、原子力政策をめぐる正当性の境界について分析と理論的考察を加え、ジャーナリズム研究の一助とすることにある。この小論では1950年代から60年代を中心に、「平和利用」という概念の外延が原子力政策の正当性の領域と一致していた時期を研究の対象とする。

研究テーマとしての「原子力平和利用とメディア」は冷戦崩壊後に大きな注目を集めるようになっていった。それ以前にも Hilgartnerら(1983)や、Weart(1988)など政治コミュニケーション研究や核のイメージ史の重要な業績が存在したことは確かである。しかし冷戦崩壊後一次資料の公開が世界中で進んだことによって冷戦史研究が世界的に大きな進展をみせたこと、また特に日本では柴田秀利の証言によって原子力が冷戦期心理戦の道具として利用されたことが広く知られるようになるなど、いくつかの重要な要因が重なりながらノンフィクション作品、テレビドキュメンタリー、メディア史それぞれの分野にお

ける力作が相次いで登場することになった(佐野1994、NHK総合1994、井川2002、武田2006、Osgood2006、有馬2008、土屋2009)。

福島原発事故後、メディア史の研究者たちが優れた研究成果を立て続けに生み出してきているのも(山本2011、土屋・吉見2012、吉見2012、加藤・井川編2013)、こうした研究の流れが原発事故に先じて存在していたからであろう。本研究はこれらの研究成果を踏まえながら、正当性の境界をめぐる理論と分析を推し進めようとするものである。

ただし紙幅も限られているので、原子力平和利用博覧会など既存研究が詳しく議論してきたメディア・イベントに関する論及は一切省略する。本稿で改めて考えてみたいのは、「平和利用」とは一体何だったのかという問題である。平和利用という場合、一般的には工業、農業、医療などの分野で原子力研究の成果を応用することを指す言葉と説明できる。だが、より重要なのは「軍事利用」の反対語として、原子力政策の正当性を象徴する言葉として用いられてきたという点である。

両者を簡単に切り離して考えることは不可能であり、実際に、上記の一連の先行研究においても「平和利用」の問題系と「軍事利用」の問題系をどのようにして関連付けて把握することができるかという点に各論者の力量が示されている。

本研究は、平和利用と軍事利用を別々の問題として取り扱うのではなく、それぞれの領域にまたがる原子力政策における一続きのスペクトラムを想定した時に、一体どこからどこまでが「平和利用」として考えられてきたのかという点を検証してみたい。それは同時に、原発導入期において、原子力政策の正当な領域がいかに確立されていったかを考えることを意味している。そして、その後原子力政策における正当性の領域と「平和利用」の概念的な外延の一致がいかにして崩壊していくことになったのか、また「安全性」の概念を中心として原子力政策の正当性の領域がどのような形で再編成され、それが福島原発事故後にどのように再定義されていくことになったのかというこの小論の中だけで扱いきれない大きな問題へと繋がっていく。

どこからどこまでが「平和利用」なのか？という境界問題の重要性を知る上で注目しておきたいのは、「原子力基本法」（1955年）の制定に中心的に関わった中曽根康弘（日本民主党・当時）による次の証言である¹⁾。

基本法をつくる時問題になったのは、どこまでが平和利用であるかということでした。言い換えれば軍事利用とは何かということで、それで、たとえば原子力が普遍化して輸送船に一般的に使われるようになった場合は軍事用の潜水艦に使ってもいいという解釈を残しておいたわけです（中曽根 1996：171）。

基本法の策定に当たった政治家がなぜこのような問題に頭を悩ませることになったのかは立ち止まって考える価値がある。「平和利用」が「軍事利用」の反対語である以上、当然のことながら、「軍

事利用」の定義の仕方によって「平和利用」の意味内容が変わってくることになる。また「軍事利用」そのものをどのように評価するかによって、軍事利用と平和利用の境界領域が持つ問題の重みも大きく変わってしまう。

例えばもし軍事利用と平和利用がともに正当な政策として社会的に認知されている国であれば、両者の境界について神経質に議論する理由はあまりないだろう。しかし軍事利用を絶対悪とみなしながら、平和利用に積極的に邁進しようとする国であれば、正当性の領域は「平和利用」の範囲に厳しく限定されることになるので、どこからどこまでが「平和利用」なのかという問題が特別な重みを持つことになるのである。この意味において戦後の日本社会は原子力政策の正当性の境界がもっとも深刻に問われた場所であったといえることができる。

本研究においては、正当性の境界問題に取り組むにあたっていくつかの理論的前提を踏まえているが、その説明に立ち入ることは避けたい²⁾。ただ1点だけ最初に断っておきたいのは、本研究の問題意識は虚偽意識論的な発想を相対比しようとするところに成り立つということである。例えば研究者の信念と喰い違うからといって、核武装論者や極端な原発推進論者の思想を「虚偽意識」であるかのように扱うところに正当性の研究は成り立たない。

留意すべきは、ただ何が正しく何が間違っているかをめぐって異なる判断基準が存在しているということだけであり、自分と異なる「リアリティ」を抱いて生きる人間がそこにいるという動かし難い事実の重みである。他者の「リアリティ」に接近し、そこにどのような正当性の線引き基準が存在するのかを丁寧に記述していく決意を持つ者だけが正当性の境界に関わる学術研究を遂行することができる。それはあたかも文化人類学者が未開の地に分け入り、「野蛮人」というレッテルを貼ることなくその土地の風習が本人たちにとって持つ意味を丁寧に読み解いていこうとする試みに似ている³⁾。本研究はその意味において、反核平和

主義者と核武装論者、原発推進論者と反対論者の言説を分析対象として等価なものとして扱うように目指したものである。

第2節 境界線を支える思想

1. 平和のための原子力

正当性の境界問題が日本の原子力政策で切実な問題として浮上したのは、米国のアイゼンハワー政権による「平和のための原子力」政策が打ち出されて以降である。これ以降「平和利用」は、米ソ冷戦の競争的領域へと変貌を遂げ、国益をめぐる熾烈な闘争的舞台となっていった。世界各国の政治、経済エリートにとってみれば、原子力「平和利用」は、国家が国益を最大化するために決死の覚悟で取組まねばならない重大な政策として認知されるようになったのである。

周知の通り、1953年12月8日の国連演説で、アイゼンハワー大統領は核兵器の破壊力が飛躍的に上昇し、米ソ二大国が核保有国として対峙する状況が生まれたことで国際社会を極度の緊張と不安が覆い尽くしている事態に懸念を表明した。そしてその状況を打破するために、核軍縮が必要であることを訴え、具体的な方法として核物質の利用を全て国際原子力機関のもつて平和目的の事業に置き換えていくことを提案した。この提案がもし本当に実行されたならば、平和利用が進めば進むほど軍事利用のための核物質が減っていくことになる。そのため平和利用を進めて各国の産業を発展させ人々を豊かにしようとする営みが、そのまま同時に核軍縮を進めることにもなるという夢のようなシナリオがここから引き出されることになった。

しかしこのような筋立てを当時真に受けた人間は少なかったであろう。アイゼンハワーの演説から3ヶ月後にビキニ環礁で大規模な核実験が実施されて日本の漁船第五福竜丸の乗組員たちが被災した事件は日本中に大きな衝撃を与え、国民規模の反核運動を出現させた。ところがその後も米ソの核開発の手は一向に緩むことがなく、核実験が

たびたび繰り返され、死の灰が日本中に降り注ぎ、「放射能雨」「放射能雪」が日常的な話題になっていった。「平和利用」が核軍縮の方法などではなく、単に原子力政策をめぐる競争的領域が軍事面だけでとどまらず民事領域にも拡大してきただけに過ぎないことは誰の眼にも明らかであった。理想的なシナリオを語る背後で、米国が原子力発電分野でイギリスに遅れを取り、さらにはソ連も原子力発電の開発を着々と進めているのを見て、原子力「平和利用」分野の世界的な事業展開において巻き返しを図ろうと目論んでいるのではないかと多くの人が考えたのである。

米国は国際機関を中心とした夢のような核軍縮案を提示する傍らで、現実的な二国間ベースの技術援助、核物質、原子炉の供給を同盟諸国に行うことも提案した。人びとはこの具体的な提案に接して米国が本気で「平和利用」分野の戦いに参戦したと実感したのである。また米国の本気さは国内の原子力法を改正し、民間事業者がより自由に原子力事業に参入できる制度的環境を整え始めたことから人々によく伝わった。法改正によって国内の原子力熱が少しずつ高まり始めた頃の米国社会を訪れた日本の政界、財界関係者が帰国後に原子力平和利用の積極論を展開していることは偶然ではない。

2. 反対論、慎重論、積極論の境界線

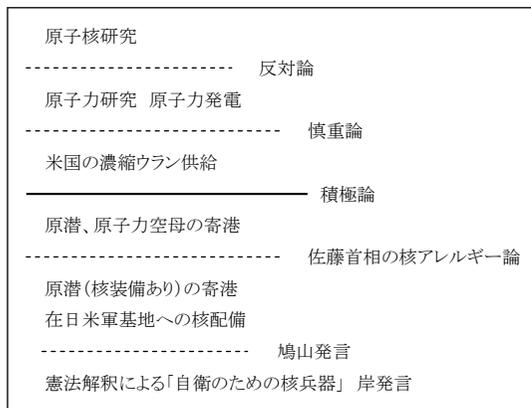
日本の原子力開発が唐突な原子炉予算の出現から始まったことはよく知られている。1954年3月、中曽根康弘、斉藤憲三、川崎秀二、稲葉修ら当時の改進黨若手議員たちが突如国会の終盤に予算修正案として2億6000万の原子力関連予算案（原子炉建造費2億3500万、ウランウム資源調査費1500万、原子力関係資料購入費1000万）を提出し、可決させた。以下に触れるように日本学術会議の場で科学者たちが2年ちかく議論を繰り返していることを政治家たちもよく承知していたが、議論が立ち往生しているのに業を煮やし、強引に政治主導で突破がはかられたのであった。

突如出現した原子炉予算は、自分たちこそ原子

力開発を先導する立場にあると自認していた科学者たちから大きな反感を生んだ。しかしここから企業の原子力熱が高まり、自治体が関連施設の誘致に動き、それらの動きを慌しく新聞記者たちが追いかけるようになった。原子力平和利用ブームがにわかに沸き起こっていったのである。

1950年代の原子力問題をめぐる正当性の境界線について、分析結果をまとめたものが図1である。これらのいずれの境界線においても、正当と逸脱の線引きが行われている。それぞれの線よりも上が正当な領域で、下側が逸脱的領域と考えられている。

図1 正当な政策の境界線



例えば「反対論」は、原子核研究までが正当で、原子力研究や原子力発電の開発は逸脱的であると考える立場である。これとは正反対の一番下の境界線を越えたところにある「岸発言」は、日本でも憲法解釈によっては核兵器を保有する余地が十分にあるという考え方を打ち出したものであり、核武装の判断も政策的に正当であるという立場である。

以下、それぞれの異なる境界線が生み出された基本的な背景について触れた上で、それぞれの境界線を支える基本的な論理がいかなるものであるかについて簡潔に検討してみたい。

3. 被爆者の反対論

まずは反対論からみていこう。反対論は、端的

にいて、「平和利用」など不可能であるという立場だ。平和利用と称しても、どこでどう軍事利用に巻き込まれるかは分からない。米ソ冷戦が緊張感を増し、核開発が冷戦の中心的対立の領域である以上、純粋な平和利用研究が存在する余地などあり得ないという考え方である。この立場を代表する見解として非常に有名なのが広島大学の物理学教授である三村剛昂による演説である。

三村の演説は1952年10月の日本学術会議の場で行われた。この会議では、占領下で禁止されていた原子力研究が日本の独立後解禁されることを受けて、いち早く研究に取り組もうと動いた伏見康治（大阪大学）と茅誠司（東京大学）が政府に原子力検討委員会を置くという提案を行った。伏見によれば彼ら提案者は四面楚歌のような状況に置かれた。その中で彼らの提案にとどめを刺したのが三村の大演説だったのである（伏見1989：225）。

広島で被爆した経験を持つ三村は、原爆の被害がいかに悲惨なものであるかを切々と語った。当時話題になった『アサヒグラフ』の原爆被害特集号（1952年8月6日号）を引き合いに出しつつ、原爆の地獄は写真などで分かるものではないと強調した。そして次のように原子力研究に反対したのである。

…伏見会員は、発電、発電というけれども、発電ができるほどウランを集めたら、一夜にして原爆ができるでしょう。文部省の研究費ぐらいで細々と研究しているあいだは安心だが、特別大がかりにやるのは、どう考えても危険だ。ソ連とアメリカが対立している現状では、日本がいつ戦争に巻き込まれないとも限らない。原爆を作れ、ということになったとき、科学者や技術者は政府の命令に抵抗できると思いますか。伏見会員のいう原子力検討委員会は悪夢への第一歩です。ソ米間の緊張がとけるまで、原子力の研究は絶対にやるべきではありません（木村1982：47）。

三村はさらに自らが原爆の被害にあつて病床に
いるあいだ、アメリカへの復讐の方法を考え続け、
その結果原爆の凄惨な被害を世の中に伝える反核
運動に関わることを決意し、その運動の皮切りに
いま原子力研究への反対の狼煙を上げていること
を語っている⁴⁾。つまり被曝者の立場に立った原
子力研究反対論であった。

ただしいくつか注意すべき点がある。ひとつは
被曝者だから原子力研究に反対するという必然的
理由は必ずしもないということ。事実被曝国の日
本であればこそ、他のどの国よりも原子力研究を
平和目的で行う意義があるという被曝者ナショナ
リズムに基づく原子力開発肯定論も当時しばしば
語られたことはよく知られている。

いまひとつ、三村も「平和利用」そのものは善
くないことだとは言っていない。あくまでも「平
和利用」のつもりでやろうとしても、冷戦が深刻
化する現状においてそれは不可能だと主張してい
るだけである。つまり、被曝者の論理に立つ強烈
な反対論においても、「平和利用」は正当性の領
域を示す象徴的な政治言語であることにはかわり
がないのである。

4. 慎重論における「公開性」の思想

これに対して、慎重論は平和利用があくまでも
可能だという立場に立つ。考えるべきは、平和利
用のために研究を行う科学者、技術者たちが、望
まない形で軍事利用に巻き込まれないようにいか
にして防御壁を築くことができるかという問題で
ある。そのために明確な原理、原則を打ち立てて、
この原則を徹底する方法が選ばれた。それが平和
利用のための「公開、自主、民主」の三原則である。

三原則をつくったのは誰かという点については
色々な説があるようだが、ここでは三原則が突如
国会に提出された原子炉予算に驚いた科学者たち
が、政治主導で慌しく始まった原子力開発に対
して危機意識を強めて急遽意思の統一をはかった
結果の産物であると理解しておけば十分である。直
接的な経緯としては、原子炉予算の登場に驚いた
伏見康治が直ちに「原子力憲章草案」を書き上げ、

この中に盛り込まれた項目から学術会議で共有で
きそうなものを三つ取り出したのが、「公開、自主、
民主」の三原則であった（伏見 1989：228-38）。

このなかで当時もっとも科学者たちによって強
調されたのが、公開の原則である。この原則が特
に重視されたのは、軍事利用に巻き込まれること
を防ぐためには、常に全てをオープンにしていく
方法がもっとも有効な防御手段であると考えられ
たからである。

公開の原則をいち早く唱え、その重要性を訴え
続けたのが武谷三男である。戦前日本の核兵器
開発プロジェクトに動員された経歴を持つ武谷
は、戦後「科学と政治」の問題について批判的
な立場から積極的な発言を続けた。批判的な科学
思想家として活躍した武谷の思想的土台には一種
の小国主義の立場があったといつてよい。公開の
原則には、彼特有の小国主義的思想から「大国の
論理」を相対化しようとする意図があった（武谷
1976：9）。

武谷によると、核兵器を国家安全保障にとって
決定的に重要な究極兵器とみなし、その開発に関
わる情報、技術、資源を独占的、排他的に所有
しようとする「大国の論理」こそが国際社会に恐
怖と不安を振り撒いてきた（武谷 1968、1976）。
例えば、米国が唯一の核保有国の地位を保ってい
る間は、核の威力を背景にした「恫喝外交」が人々
の懸念を生んだし、ソ連が核兵器の開発に邁進し
ていることが知られるようになると、ソ連の核開
発が成功する前に先手を打って攻撃をしようとい
う「予防戦争」の論理が登場した（武谷 1955：
110）。また実際にソ連が原爆の開発に成功した
際には、機密情報をソ連側に提供したとしてロー
ゼンバーグ夫妻が処刑された（同 168）。

こうした物騒な、あるいは陰惨な核のエピソード
を国際社会の中に次々と生み出していく「大国
の論理」を相対化するためには、すべて隠しごと
をなくし、何でもおおらかに議論できるような雰
囲気を原子力研究の分野で根付かせていくことが
必要であると武谷は考えた。現在にも通ずる非常
に重要な問題提起であったといえる。

興味深いのは、これが単なる根拠の無い理想論ではなく、具体的なモデルを踏まえての主張であったことだ。武谷は折に触れて、オランダと共同研究を行ったノルウェーの事例を引き合いに出しながらこの試みを熱心に紹介しようとしている。曰く、ノルウェーのキエラーにジープという名の重水原子炉がつくられ研究が進められている。そこでは特別な機密を設けず、諸外国の優秀な研究者を集めて開放的な議論のもとに順調に研究を進めている。責任者のランダースは、「一時的には得られたものを秘密にするのが有利であると考えられようが、長い目で見ればお互いに知識を分け合った方が有利である」と語っており、これぞまさにわれわれが見習うべき精神であると(武谷 1955: 82)。

機密なく、自由闊達にものをいい合える雰囲気大切に、国境を越えた人間同士の相互協力を大切に。武谷が理想とした科学のあり方は、同時にあるべき国のかたち、理想とする小国主義的な国家像の上に立脚したものであった。だがこのような国家像をもとにした慎重論は結局のところ日本社会で多数意見を形成することができず置き去りにされていった。原子力開発の体制が固まる 1955 年は、左右社会党の統一を契機に保守合同が実現し、いわゆる 55 年体制ができあがった年であり、加藤哲郎はこの政治的ダイナミズムと関連付けることではじめて原子力政策が「超党派」の国家的事業として成り立ちえた謎が理解できることを興味深く論じている(加藤 2013)。原子力政策をめぐる論争において、小国主義的な立場が置き去りにされていったという事実は、55 年体制を支えた国家観について考える上でもしっかりと踏まえておくべき点である。

5. 積極論における国力回復への使命感

原子力の平和利用は可能であり、なおかつできるだけ急いで開発に取り掛かる必要があると考えた立場を積極論と呼ぶとするなら、結局この積極論が日本の原子力開発体制をつくりあげたといつてよい。この積極論の立場を構成したのが、政界、

産業界、官界そして言論界の人々であった。

この立場を牽引した人々にはいくつかの共通点がみられた。ひとつには敗戦国日本の国力を回復することに使命感を見出す人々が多かったということである。資源小国でありながら科学技術の力で大きく劣っていたがゆえに戦争に敗れた日本の国力を回復する上で、原子力の開発は極めて重大な問題として意識されていた。いまひとつ、国力回復のためには、あまり悠長に構えていることはできず、世界の大勢から遅れを取ってはならぬという意識、「追いつけ、追い越せ」という意識が強烈に持たれていたということである。ここから原子力研究に対する科学者たちの慎重論に業を煮やし、三原則の厳格適用を白眼視する態度が生まれてくることになる。

以上の二つの特徴について、ここでは言論界で積極論の立場をもっとも鮮明に打ち出した読売新聞の記事を中心に取り上げてみたい。周知の通り、1950 年代の原発報道において読売新聞の存在感は極めて大きい。アイゼンハワー大統領の国連演説に素早く反応し、他紙に先駆けて大型連載「ついに太陽をとらえた！」を 1954 年の 1 月に掲載、その 2 ヶ月後には同連載を手がけた記者たちの働きによって第五福竜丸事件の世界的スクープをもたにした。第五福竜丸事件は日本全国に国民的規模の原水禁運動を引き起こし、その大きな反核運動の潮流の中で、書籍化された同連載はベストセラーとなった。社長の正力松太郎にいたっては、海外から原子力平和利用使節団を招き入れ、米国 USIS と共催して原子力平和利用博覧会を実施するなど言論界の原子力平和利用キャンペーンを先導するだけでなく、ついには政界に進出して原子力委員会の初代委員長を務めて「原子力の父」と呼ばれるまでに至った。連載を担当した辻本芳雄(当時・社会部次長)は、「原子力問題なら読売だ」という空気がこの頃の社内には漲っていたと後日述べている(辻本 1955: 71)。

さて、その連載記事「ついに太陽をとらえた！」には、次のような印象的なくだりがある。

ひょっとすると身のナベヤカマをちょっとひねりつぶしただけでドッと原子力が出てくるかも知れないという夢のような希望は捨てるべきではない。それを見つけ出した民族が、この人類史をどんでん返しさせるのである。日本人が小国の運命にあきあきしているならそういう方式の戦いをいどむべきであろう。これからはただ頭の競争だ（1954年2月9日）。

この時期の読売の原子力関連の記事は総じてこのように威勢がよい。いたって明快に国家が目指すべき道を断定して迷いがない。敗戦国日本は、「貧乏国家」の憂いをかこってきたが、一刻も早く「民族的自信」を取り戻さなければならない、そのためには科学技術の発展に力を注ぎ、国力を高めていくべきである。そして「小国の運命」から抜け出して「一等国」への仲間入りを実現するためには、「頭の競争」に勝たなければならない。

このような一等国願望は戦後日本の高度成長の大きな原動力となったものであるが、同時に原子力政策においてはしばしば慎重論を切り捨てる力としても作用してきた。読売新聞の社説では、科学者の慎重論を「神経質に騒ぎすぎる」と折に触れて手厳しく批判したが、その際常に科学者たちの言動に見え隠れする小国主義への志向性が嫌悪され、唾棄された。

例えば原子炉予算が突如登場して科学者たちが激しく抗議をしたときに、これを「いかにも感傷的な小国民心理」（1954年3月13日）と切って捨てた。被爆者の立場に立って原子力研究反対論を訴えた三村剛昂はマンハッタン・プロジェクトもほんのわずかな旅費から始まったというエピソードを紹介して原子炉予算に警戒を呼びかけたが、読売社説はたかが2億円の「呼び水程度」の金額をつかまえて大騒ぎする「インテリ理論」と呆れ果ててみせたのである（同日）。

その後も読売社説は日米原子力研究協力協定をめぐる論争などを経て、原子力基本法が制定されるまでのあいだ、「進歩的小児病者」（1955年3

月24日）「小児病的にゆがんだ所論」（同年4月18日）「三原則と心中する感傷」（同年12月23日）などという表現で科学者たちの意見にきつい表現で釘を刺し続けた。

毎回のようには説かれたのは、これ以上他国から遅れることは許されないという論理であった。敗戦後GHQの占領下で原子力研究を禁止されていた日本はただでさえ他の国から遅れた位置にいるのだから、「慎重」であることにばかりこだわり過ぎると、さらにより一層遅れをとることになってしまう。この場合単に西欧諸国から遅れるというだけではなく、アジアの中でも遅れをとることがより懸念されるべき問題として語られた。日本はアジアにおける原子力センターとならなければならない、インドや中国に先を越されるわけにはいかないという懸念が表明された。

こうした積極論の主張に対しては慎重論から有力な反論が提起されているが、ここでは割愛して次の論点に移ることにしよう。

第3節 正当性の境界をめぐる攻防

1. 道義的正当性と合法的正当性

正当性の境界は、政策をつくる政治家にとって自分たちの行動を規制するラインでもあるので、できるだけその外延を広げたいと考えるのが本音である。つまり自分たちが世論の制裁を受けることなく自由に動きまわることのできる領域はできるだけ広いほうがよいのであって、正当性の境界を可能な限り拡大しようとする試みは政治の営みにとって不可欠なものである。

平和利用の領域と同様、軍事利用の領域においても、日本の原子力政策は最初からその正当性の境界がはっきりと確定していたわけではない。政治家の側の正当性領域の拡大的意図に対して、野党勢力、報道機関の監視が抑制力となって境界線を押し戻す争いが続いてきた。これらの経緯をまとめるなら、軍事利用の領域においては、日本の核武装、在日米軍基地への核配備、米原潜の寄港、米英ソなど核保有国の核実験への対応などが境界

線をめぐる事例として問題化してきたことが分かる。

ここでは平和利用の実効的境界線を引くことに積極的に参加した読売新聞の記事を中心に、いくつかの主だった事例を取り上げてみたい。軍事利用の領域においても読売は明快な立場に立って歯切れよい主張を展開している。

まず在日米軍基地への核配備を認めるか否かという問題が早くも1955年3月に浮上してくる。これは太田昌克によるとアイゼンハワー政権の「大量報復戦略」に伴って、西側同盟国に核兵器を配備していく世界的な戦略が動き始めたことで浮上してきたものであった(太田 2011: 48)。当時は西ドイツへの核配備が実行に移され、国防総省は当然のように極東地域への核配備も望んだのであった(同 48)。この米側の意向を汲むようにして鳩山一郎首相は「原爆貯蔵」を容認する発言を行った。1955年の3月14日付の読売新聞夕刊は、外国人記者団と会見を行った鳩山首相が「原爆貯蔵容認せん」と語ったことを大見出しに掲げ、首相が次のように語ったことを紹介している。

アメリカが日本に原子爆弾を貯蔵するという問題があるが現在は力による平和の維持ということが必要な状況であるから認めざるをえないと思う。

2日後の3月16日付の社説紙面で読売新聞はこれに対して次のように釘を刺した。曰く、極東において台湾情勢が緊迫化する状況において、ダレス長官は中国が台湾を攻撃するようなことがあれば全面的な報復を実行し、その際「新精密兵器」を導入することを明言した。おそらくは最新の核兵器を想定した発言であり、もし本当に米国が中国に核兵器を使用するようなことがあれば、ソ連も報復に出るであろう。そうなったとき、700箇所以上の米軍基地を抱える日本が戦争圏外に立てることなどあり得ない。日本が原爆基地化している場合、真っ先に核攻撃の対象となることが予想

される。現在の核戦争は人類の存亡そのものが問われる水準に達しており、もはや勝者も敗者も存在しない戦争となってしまう。普通の飛行場でも貸すような軽い気持ちで原爆基地を提供するのは大きな誤りである。

しかし結局この時米国・国防総省は核配備を断念せざるを得なかった。駐日大使のジョン・アリスンの強い進言もあって、国務省が核配備計画に冷淡な対応を取ったため、結局、核兵器の中核部分である「核コンポーネント」と「非核コンポーネント」のうち、「非核コンポーネント」の部分だけを持ち込むことになった(同: 49)。太田はこれを「幻の核配備構想」と呼んでその断念の経緯を一次資料をもとに明らかにしているが、これによると第五福竜丸事件後に国民規模で増幅した日本社会の反核感情をみて諦めざるを得なかったのだという(同 49)。

憲法は核保有を禁じていないという考え方がはじめて示されたのも同じ時期であった。鳩山発言より1週間ほど前に記者会見で大村防衛庁長官は「鳩山内閣は吉田内閣とちがって必要なものはどんどん持つ、自衛のためなら憲法改正の必要はない、原爆攻撃には原爆で応戦できるわけだ」と発言した(読売新聞 1955年3月16日朝刊)。

さらにその後岸政権に移行してからの国会論戦においても岸首相が同様のことを述べている。1957年5月7日、参院内閣委員会の答弁において岸首相は「憲法解釈論としては、核兵器という名のつくもの一切が憲法違反だというのは言い過ぎだと思う。将来科学兵器の発達に伴い、自衛力の範囲なら原子力を用いた兵器でも持てる」という発言を行っている(読売新聞 1957年5月14日朝刊)。

憲法解釈論に問題が持ち込まれているという点は、正当性について考える上でも興味深い。というのも、核武装することに対して道義的な非難は生じるかもしれないが、しかしこれは合法的であるといっているからだ。政治的正当性について考える場合、社会の多数派が支持する道義、モラルに叶うという意味での正当性と、合法的であると

いう意味での正当性が一致しないケースが存在する (Schmitt 1968 = 1983)。つまり、場合によっては、道義的な正当性が無いと批判されても、合法的な正当性があるから問題ないのだと核保有へと強行突破できる余地を残そうと試みているのである。

だが、もちろん道義的正当性を軽んじてよいというわけではない。世論の怒りをかう場合、現代の民主政治では選挙で報復を受けることになるので、世論の多数派が強く反対することに取って挑戦する困難はしばしば避けられる。安保問題で強行な選択を取った岸政権も核保有の問題については、慎重姿勢を保った。憲法解釈論の次元で含みを持たせながらも、実際の政策においては核保有を行うことも「原子力部隊」が日本に駐留することもないと明言したのである。

当時の読売社説は、核兵器を持たず、原子力部隊の駐留も許さないという実際の政策上の変化が無いにも関わらず、得意げな法律書生のように憲法解釈を持ち出して内外に大きな政策変更があったかのような印象をもたせるのは外交上の政治感覚を欠いたものだとして批判している (1957年5月14日)。社説は被爆国である日本が核について発言する場合、その影響力は決して小さくないのだから、もっと注意深く行動しろと苦言を呈している。だが、これは正当性の境界という観点から見ると鳩山、岸政権が正当性の境界を拡張させようとした試みであったと評価できるのであり、無駄な一手を打って得意げになっていたというものではない。道義的正当性の水準において絶対悪として否定される核保有論であっても、合法的正当性の水準に議論を持ち込めば十分勝負できると見込んだ上での一手と考えるべきである。

2. 核アレルギー論争にみるグレーゾーンの攻防

1960年代中盤から後半にかけて佐藤政権下において生じた核アレルギー論争は、正当性の境界をめぐる大規模な争いであった。これまで「核アレルギー」は日本の国民性を示す言葉として理解されてきた側面もあるが、より一般的には核兵器

や放射能に対する「過剰反応」を意味する言葉として理解するのが望ましい。

大事な点は「過剰反応」の定義が常に相対的なものでしかあり得ないという事実である。問題は常に誰が誰の反応を指して「過剰」と定義しているかという点にある。そして本研究の観点に沿って考える場合、原子力政策の正当性の境界線がより緩やかな立場から、より厳格な立場をみるときに生じてくる「過剰反応」の定義と理解するとき、これがもっとも適切な理解であると考えられるのである。

つまり「核アレルギー」とは実体的な国民感情の特質というものではなく、常に相対的な意味づけの政治を通して出現してくる政治的言語なのである。このことは第五福竜丸事件の直後に米政府高官が日本人全員を指して「原子力アレルギー」と表現した事例⁵⁾と、60年代後半の核アレルギー論争においては日本国内の保守勢力が革新勢力に「核アレルギー」というレッテルを貼ろうとした事例とを並べればよく分かる。

佐藤政権は公然と「核アレルギーからの脱却」を掲げた。背景にあったのは沖縄返還問題である。佐藤政権のもとで最大の政治目標として掲げられた沖縄返還に絡んで、沖縄に大量に配備された核兵器の処遇をどうするかが一大争点となったのである。1960年代には最大1200発を越える核兵器が沖縄に配備されていたという (太田 2011: 62)。米国側が核兵器配備の継続的措置を望んだことから、佐藤は当初それを受け入れようとした。そのため日本国民の反核感情を懐柔する必要が生じた。当時の言葉でいうと、国民を核に慣らす必要性に迫られ「核ならし」を試みようとしたのである。

論争の直接のきっかけは、1968年1月、長崎県の佐世保に米原子力空母エンタープライズが寄港した折に生じた騒動であった。この騒動に前後して国会質疑や論壇で核アレルギー論争が勃発したのである。

佐藤のいう「核アレルギー」とは一体何なのか、この点については注意深い検討が必要である。当

時の国会質疑で佐藤は、非核三原則についてはしっかりと守る（核は製造しない、保有もしない、持ち込みも許さない）ことを強調している。その上でエンタープライズがあくまでも核装備をしていない点に注意を喚起して、このエンタープライズ騒動が軍事利用と平和利用の混同から生じたと主張したのである。

エンタープライズは他の航空母艦と何ら違うないのでありまして、ただ推進力が原子力であるというだけであります。したがって、他の航空母艦等がわが国に入っていると、エンタープライズが入っておるのは、原子力の推進力の相違だけでありまして、その他の点では同一であります。

・・・原子力平和利用について、基本法に御賛成いただいた皆さん方です。私は今日も変わらないと思います。ところが、その考え方である皆さん方が、どうも平和利用と軍事的利用を混同されるような議論をされる、この混同だけはひとつはっきりやめていただきたい⁶⁾。

空母や潜水艦における原子力利用の性格は「軍事利用」と「平和利用」のグレーゾーンにあるとあってよい。そして冒頭で触れた中曽根の指摘から分かるように、軍事的な潜水艦に動力で原子力を用いることまで「平和利用」の範囲に収めてしまうことを基本法作成者が考慮していたことを踏まえるなら、佐藤首相の原子力基本法解釈は間違ったものではない。佐藤はこの細かな基本法解釈の裏付けの上に立って、原子力空母は「平和利用」に該当するものであり、これを問題視するというのは核であればなんでも大騒ぎしてしまう病気、つまり「核アレルギー」に相違ないと断じたのである。これも実は合法的正当性に足場を置きながら敵対する道義的正当性の支持者を撃つという構図を隠し持っていたことは興味深い事実である。

これに対し、「核アレルギー」のレッテルを貼

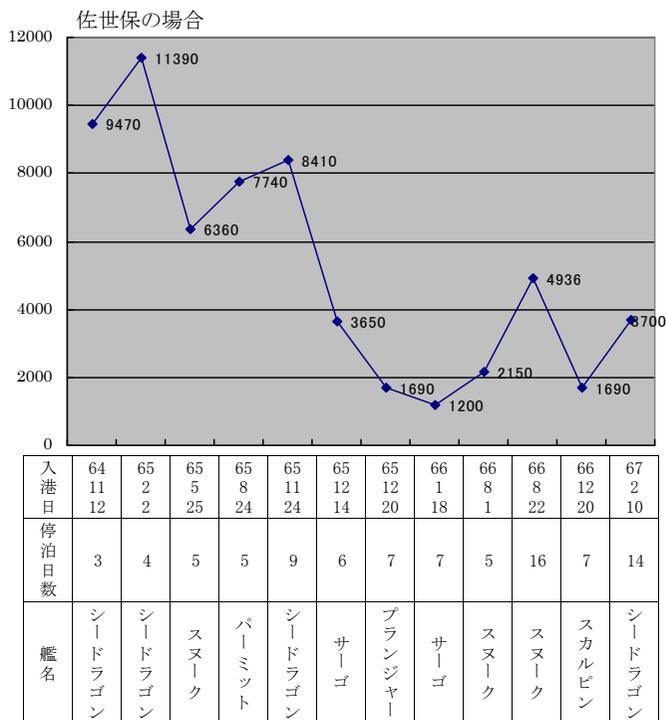
られた人々は、猛烈に、一斉に反論した。「アレルギー」とは、もともと人体に無害のはずの物質に対して過剰に反応してしまう身体の働きの指す言葉である。そのため、核アレルギーという表現は、あたかも核兵器を害の無い物質であるかのように思わせる危険性がある。また、核兵器廃絶を主張する人々をあたかもアレルギー「患者」と見なして、政治家たちが自らを「医師」の位置に置くというのはあまりに不遜に過ぎるという辛辣な批判も示され、強い抵抗が生じたのである。

当時の政府関係者が「核アレルギー」というきつい言葉を使い始めたため、そこに隠された意図や狙いを分析する動きも活発化した。朝日新聞の岸田純之助は、「核アレルギー」という言葉が、原潜寄港問題であれ沖縄返還問題であれ、アメリカの核戦略の要求に従わない者へのレッテルとして好んで用いられているという分析を行った（1968年2月1日）。

また、「核ならし」の意図を暴き出そうとする試みもしばしばみられた。読売新聞による68年の大型連載「アジアの平和と日本」は、原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に対して史上空前の動員規模（8万人）で反対運動が生じた点を踏まえながら、日本に寄港させる理由を問題にした（1968年1月17日）。表向きの理由と掲げられていた休養、補給、修理が日本に立ち寄る直前のハワイですでに終わっていること、しかもベトナムに派遣されるこの空母がわざわざ遠回りして日本に立ち寄る必然性の無さなどを指摘しながら、この記事はエンタープライズの寄港が「核アレルギー療法」であったと断じている。原潜寄港の回数を重ねるごとに、原子力船反対運動の動員数が減少してきた事実が雄弁に示すように（図2参照）、「原潜→原子力空母→ポラリス潜水艦の寄港→沖縄の核つき返還」というように、なし崩し的に本土に核が持ち込まれようとしているという踏み込んだ分析が、この記事によって示されている。

朝日も読売も共に政権の「核アレルギーからの脱却」に対して強い警戒の目を向けていたことが

図2 原潜反対デモ総動員数（停泊期間中に動員された人数）



出典 読売新聞1968年1月17日「米の極東戦略を解剖する③」核アレルギー療法」より

確認できる。核アレルギーという言葉をめぐる論争は原子力政策の正当性をめぐるグレーゾーンにおいて、少しでも自分たちの陣地を広げようとする与党政治家とそれを監視する野党・報道機関の戦いであった。

3. 分節化と他者理解

正当性の境界線がどれくらい分節化されているかという問題は、対話や論争の可能性について考える上でも重要である。分節化もまた人により、立場により様々なので、「原子核研究はよいが原子力研究はダメだ」という科学者の線引き（分節化）を当時多くの人の意味あるものとみなさなかったのと同じように、誰かにとって切実な意味を持つ線引きが他からみてほとんど価値を認められないという現象はしばしば生じる。「他者理解」の難しさとは、他者にとって重要な正当性の境界を共有できないところから生じてくるといってもよい。

したがって、反核運動家にとっては核兵器肯定論者の想定する正当性の線引きは許容し難いものであるし、逆もまた同じということになる。核兵器の全廃を願う人間からすれば戦術核はいいが、戦略核はダメだといったような区別（分節化）はほとんど意味をなさないどころか許し難い議論に映るであろう。逆に核兵器について安全保障上の戦略という観点から冷静に議論したいと考える立場からは、核兵器を絶対悪としてひたすら否定することにのみ徹しようとする人々はある種の思考停止に陥っているように映るかもしれない。

ここではひとつだけ例を取り上げておこう。1971年、7月19日、朝日新聞の「このふたり」という欄に大江健三郎と石原慎太郎のふたりが取り上げられた。ともに人気作家であったふたりに記者はそれぞれお互いをどう思っているか聞き出しながら、ふたりが核問題をめぐって正反対の思想の持ち主であることを示そうとした。

まず大江健三郎については「8月15日忘れるな」

という見出しをつけ、核兵器をめぐる石原慎太郎が根本的に間違った考え方をしている、核兵器の「威力」と「悲惨」という二つの側面のうち威力のほうにばかり想像力が向いて、悲惨について全く考えが及んでいないという指摘を紹介している。

石原慎太郎については、「核を持たねばダメ」という見出しをつけ、核兵器にも色々な種類があり、なかでも今日では「外交核」を持つことが国際社会の中で発言権を高めていく上で非常に重要であるという考え方を引き出している。

興味深いのは、これに対して後日石原慎太郎が著書の中で苦々しく「核武装論者」と決めつけられたと語っていることだ（石原 1999：68）。しかしこの石原の憤りは、大江健三郎に共感しながら記事を読んだ読者からみればおそらく分かりにくいものであったろう。あるいは平均的な日本人の感覚からみて大変分かりにくいものであったはずだ。

というのも例えば記事の中では「だから、一発だけ持ってたっていい。日本人が何するかわからんという不安感があれば、世界は日本のいい分をきくと思いますよ」という発言も紹介されており、普通に読めば核保有の必要性を述べているようにみえるからだ。

しかしこれは石原からすれば、いくつも細かく枝分かれしていく選択肢のひとつについて語っただけであり、自分自身核武装に固執しているつもりなど毛頭ないのという感覚であったのだろう⁷⁾。反核の立場からすれば、「外交核」であろうが、何であろうが、核保有を正当な選択肢のひとつに設定する考え方が許し難いものであり、それは実質的に核武装論者と同一のものに見えるわけだが、この同一視が石原には承服しかねるものであったということだ。

4. 友と敵の境界線

原子力政策の正当性を左右したのは、軍事利用か平和利用かという軸だけではなかった。共産主義との距離も無視できない重要な基準であった。

もっともこの基準をどれほど重視するかは立場によって随分と大きな違いがみられたようではある。政界、財界、言論界の積極論者たちの多くは、同時に非常にはっきりとした反共主義者であることが多かった。シュミット流に言えば彼らにとって共産主義者は「敵」であった。軍事利用をめぐるものであれ、平和利用をめぐるものであれ、敵が登場すれば戦わなければならない。

中曽根康弘は、政治主導で原子力開発を始めねばならないと決断した直接的な理由として、当時の日本学術会議が共産党系の民主主義科学者協会に「牛耳られ」ており、「あんな民科の連中なんかに引きずり回されるような学界では」到底原子力の開発が上手くいくはずがないと危機感を抱いたためであると証言している（中曽根 1996：167）。中曽根もまた筋金入りの反共主義者であった。彼にいわせれば左翼思想の持ち主というのは、本を読んで動かされている軽率な人間で、人間の行動原則というのは本来もっと身近な自然や生活の中から育まれるべきものであると折りに触れて語っている。本から影響を受けて大騒ぎする思想屋たちへの根本的な不信感が彼の反共主義の根にある。

読売グループの原子力平和利用キャンペーンを指揮した柴田秀利もまた筋金入りの反共主義者であった。彼の遺品の資料やメモの中には、原子力研究に携わる科学者の思想傾向を調査した記録が残されていたし（NHK 総合 1994）、第五福竜丸事件後に起きた国民規模の原水禁運動において共産主義者が主導権を握ることを異様なまでに警戒していた。またある時期から彼は、太平洋戦争がコミンテルンの仕掛けた陰謀によって日米が開戦へと仕向けられたという陰謀史観を支持するようになり、米国の諜報員や取引相手と初めて接触するときには必ずこの話を紹介し、日米は二度と共産主義の陰謀にはまって争うようなことをしてはいけないと語ってパートナーとしての結束を強めるよう働き掛けるようになっていった（柴田 1985）。

柴田の『戦後マスコミ回遊記』を読んで一読後

もっとも異様な読後感として残るのは、柔軟な発想力に満ちた洒落な自由主義者の顔とこうしたやや病的とも思える反共主義者の顔が同居していることである。その個人史的背景として位置付けられているのが、読売争議にまつわる経験である。柴田は読売争議の際、GHQの側について争議鎮圧のために大きな役回りを果たした。そのため争議妥結直後、恨みを買ったかつての職場の先輩記者らに通勤電車の中で凄まじい暴行を受けることになった。その時の様子を柴田は次のように描写している。

彼らは満員の車内の客に向かって演説をぶち、私が社長に媚を売って金を貰い、大量の同志社員の首を切った張本人だと、大声で叫んだ上、殴る、蹴るの暴力の限りを尽くした。腰掛けていた私の顔面めがけて、靴で蹴り上げられるのには、さすがに参った。顔面を上から殴り下ろすのにはまだ辛抱できたが、下顎へ来る靴蹴りには、何度も失心しかけた。

・・・満員の客もただ黙ってこの惨劇を見物しているだけで、だれ一人、血だらけの私に手を貸そうとする者は出て来なかった。のみならず鉄拳をふるっている最中に名刺を出して、その首魁に敬意を表し、降りていく時、「裏切り者は処断されるべきだ。反動は処断されるっ」と叫んで行った者までいた。古びた雨合羽に水筒を肩からかけた、引揚者風の男だった。当時の社会風潮とは、こんなものだった（柴田 1989：28-9）。

この事件の後から柴田の歯と歯茎はおかしくなり始め、40歳を過ぎた頃には既に総入歯となり、その後長らく苦勞することになったという。彼の異様とも思える反共主義を理解しようとするのであれば、「如何に悟りぶった気持ちであったとはいえ、公衆の面前で、殴られ蹴り上げられ、見世モノにされた屈辱感が、どこかに激しく灼きついている」（同 30）「今でも好きなステーキを噛み切れないたびに、この時の情景が浮かび上がって

くる」（同 32）という言葉が軽視するわけにはいかない。

そして読売争議がその後の読売の反共主義的な言論展開にどのような歴史的影響を持ったのかというジャーナリズム史における重要な研究課題は、本研究にとっても避けて通ることのできない課題として位置づけられる必要がある。

第4節 今後の研究課題

以上本稿においては戦後日本の原子力政策における正当性の境界について、「境界線を支える思想」「境界線をめぐる攻防」というポイントに焦点を合わせながら議論を進めてきた。最後に今後の研究課題について2点のみ指摘しておきたい。

一点目として、既存研究で詳しく論じられてきた原子力平和利用キャンペーンについては今回一切論及しなかったが、正当性の境界という問題にとっても重要な論点であることには変わりはない。境界線をめぐる攻防にとって日本中の新聞社が実施した盛大なメディア・イベントは間違いなく大きな意味を持ったはずであり、この点について詳しく論じる必要がある⁸⁾。

二点目、日本の反共主義的言論が原子力をめぐる論争においてもっとも精彩を放ったと思われるソ連核実験の事例について全く触れることができなかった。この点についても詳しく議論する必要がある。米国の核実験を強く非難する進歩的な識者たちがソ連の核実験にはなぜか口ごもってしまう事態に対し、読売社説では繰り返し批判が行われている。反核平和を唱えるのであれば、「いかなる国の核実験にも反対」するべきであったが、第五福竜丸事件以後、一度は国民的規模の運動にまで成長した日本の原水禁運動はこの点をめぐって分裂してしまった。

運動の中で主導権を握った共産党勢力が、核実験がもたらす環境破壊よりも米帝国主義の犯罪性こそが第一義的な問題であると主張し、「いかなる国の核実験にも反対」する主張は、この点を曖昧にしてしまうと訴えたのである（和田 2014：

59-78)。大事なことは「平和勢力」と「戦争勢力」を区別することであり、平和勢力であるソ連の核実験と戦争勢力である米国の核実験は同じものではない、前者は正当なもので、後者は不当なものであると主張したのである（同 76）。

このような党派的な主張が原水禁運動で大手をふってまかり通っていた事実がある以上、反共主義的な立場からの言論が積極的な役割を果たしたことを認めないわけにはいかない。正力と中曽根の罪を告発することだけに収斂してしまう「原子力平和利用とメディア」研究はいかにも脆弱なものであり、彼らが血肉化していた大衆論、国家論の頑強さを知らなければリアリティを欠いた研究にならざるを得ない。

不幸であったのは、平和運動におけるイデオロギー対立が原子力民事利用の次元にまで持ち込まれたことである。実際には革新陣営が当初ほとんど関心を払っていなかったはずの原発反対運動の現場で生活を守るために戦っていた漁民たちの行動は「無知」であるがゆえに、「左翼」の煽動にそそのかされて、原爆と原発の区別すら分からずに放射能というだけで大騒ぎする核アレルギーと決め付けられることになってしまった。初期立地紛争における反対派攻撃の論理的資源がどのようなどころから動員されていたかという検証は特に詳しく行われる必要があるだろう。

注

- 1) ただし軍事的な潜水艦に原子力を用いることについて、つまり原子力潜水艦をつくるか否かということについては、当時新聞紙上で賑やかに議論が行われた形跡はなく、社会党左派が深く関わった超党派の基本法制定作業の場で本当にこのような案件がおおびらに議論されたのかどうかも定かではない。ただ憲法を改正して自衛軍を創設することを強く心に誓っていた「青年将校」中曽根康弘が、このような秘めた野心をもって原子力「平和利用」政策の開発体制を構築していった事実を踏まえておく必要がある。
- 2) 正当性（正統性）概念の学説史をもっとも丁寧に検証した近年の重要な研究として湯本（2004）

がある。また、正当性の問題をジャーナリズム論において取り上げた近年の研究としては伊藤（2010）が興味深い。

- 3) この点については開沼博の『フクシマ論』から重要な示唆を得た。開沼がポストコロナル思想を背景にしながら「ラディカル・オーラルヒストリー」に注目し、原発を抱きしめて生きる人々のリアリティを細かく読み解いていくことで生まれた研究成果は、「虚偽意識論」的な扱いと断絶という点において注目すべき意義がある。外部から注入された「原発マネー」で立地地域住民に「虚偽意識」が植え付けられているかのように扱う従来の一般的な（社会的な）考え方と異なり、開沼は「原発マネー」を要求する側のリアリティを内在的に描き出すことにこだわった。

開沼の研究がなぜ新鮮であったかを考えることには意味がある。言うまでも無く内在的な描写という点に新しさがあったとは思えない。というのも現代の社会学者は外側からラベルを貼り付けることの暴力性をよく知っているはずであるし、常に他者理解のためには他者のリアリティを内在的に描くことが大切であることを本当はよく知っているはずであるからだ。開沼の議論が示唆しているのは、内在的な「他者理解」に値するものとして社会学者が目にする「他者」に選り好みが生じ易いという問題である。

- 4) 三村は次のように語ったという。「…私が原爆でやられて病床に二カ月おりましたときに考えたことは、どうしてアメリカにこのかたきを討ってやろうかということでありました。…ところが、ソミのテンションが非常に強くなって来る。そして原爆の問題になってきた…考えをちょっとかえた。それは何か。原爆の惨害を世界中に拡げる。しかも誇張するのではなく、実情そのままを伝える。これが日本の持つ有力な武器である…そういう機会の到来することを一生懸命まっとうした…ところが一昨年でありましたか、八月六日に広島市の平和運動が盛んになりまして、平和の何かをやろう、こういうことで私どもに呼びかけてきた人があります…幸い学術会議にこれが出たので、私はその第一の皮切りをやっている…。」（日本共産党（左派）中央委員会機関紙『人民の星』5575号 <http://ww5.tiki.ne.jp/~people-hs/index.htm> より）
- 5) 日本産業会議が作成した『日本の原子力—15年のあゆみ 上』には、ダレス国務長官が「日本人は原子力アレルギーにかかっている」と発言したエピソードが紹介されている（19頁）。ただしこの発言がいつどこで行われたものかについての

記述はない。米国の政府高官が反核運動に参加する人々を精神病理学的なターミノロジーで表現することについては、Hilgartnerら（1982）の著書に詳しい経緯の説明がみられる（特に「過度の不安（undue anxieties）」について書かれた8章の内容を参照のこと）。

またメディア史の領域においては井川（2013）がUSIAの世論分析を踏まえた米国側の報告書に「核ヒステリー」という表現が登場している点に注目し、考察を加えている（井川 2013：101）。

国民規模で盛り上った原水禁運動に示された当時の日本人の自意識としては、これは紛れもなく「平和意識」の発露であったはずだ。当事者にとっては「平和意識」や「命の大切さを尊ぶ」積極的な価値意識の発露であるものが、他の立場からみれば病理に映るといって根深いディスコミュニケーションの問題が常に内包されている点に核アレルギーという政治言語の重要な問題がある。

- 6) 昭和43年1月31日参議院会議録第3号国務大臣の演説に関する件（第2日）27頁より。
- 7) 石原の実際の政策的立場を知る上で参考になるのが、朝日批判を行った同じ文章の中で書かれている次のくだりである。これは1968年の参院選に出馬した際の演説内容を紹介したものである。端的に言えば「潜在的核保有能力」を高めるべきという考え方がここでは示されている。

「日本のエネルギーに関する活路は原子力開発にあって、この問題に関する無知に起因しているアレルギーをまず払拭する必要がある。平和利用のための原子力開発がプルトニウムの蓄積等で原爆開発の可能性に繋がるにしても、それが高じていって何かのきっかけで日本が核兵器を持つか持たぬかという選択はあくまで別のカードであり、それはその時点で国民的討議に晒したらいい。

大事なことは、このカードをめくったら日本はいつでも核の保有国になれるのだぞという、核に関しての技術的ポテンシャルを高めていくことは国際戦略の上からも利口な手だてではないか。

特に日本にはない高価なプルトニウムを完全燃焼出来る、機械として高効率の高速増殖炉は日本が世界に先んじて開発すべきなのだ。それがもしもいち早く日本で完成されたならば、日本のアメリカを含めての対外関係も著しく変わってくるし、それはすなわち日本の真の自立性に繋がるはずだ」（石原 1999：66-7）

- 8) 原子力平和利用博覧会の展示内容を改めて検討

すると、論争的な問題についてはあまり言及がなかったことが分かる。本稿で取り上げた「反対論」や「慎重論」は、平和利用そのものの価値を否定してはおらず、いま急いで原子力開発を始めるべきか否かをめぐって論争が行われたという点を思い起こす必要がある。つまり原子力平和利用への夢と期待という誰も反対する余地のない次元で盛大にイベントを打ち上げながらも、そのお祭りムードを、「積極論」の立場に沿った原子力開発体制の急速な整備に上手く動員していったことが読み取れるのである。この点実に巧妙であった。

とりわけ「慎重論」の立場に立った湯川秀樹のような科学者の功績が展覧会の中で大いに讃えられていたことや、武谷三男のような慎重論の科学者たちが主張した「三原則」が原子力基本法の中にしっかりと取り込まれていたことは意味深長である。つまり国家的事業としての原子力開発にシンボリックな次元では「反対論」「慎重論」の科学者たちの業績や主張が巧みに動員されいながら、開発政策の内実をみれば科学者たちの批判的な主張は軒並み蚊帳の外に置かれていたのである。こうした国策を遂行する上での政治的象徴操作がいかに行われたかという点については詳しく論じておく必要があるだろう。

参考文献

- Osgood, K. (2006). *Total Cold War: Eisenhower's Secret Propaganda Battle at Home and Abroad*. Kansas: The University Press of Kansas.
- Schmitt, C. *Legalität und Legitimität*. Duncker & Humblot, 1968. 田中浩・原田武雄訳『合法性と正当性』、未来社、1983年。
- Hilgartner, S., Bell, R. C., & O'Connor, R. (1982). *Nukespeak: Nuclear language, visions, and mindset*. Penguin.
- Weart, S. R. (1988). *Nuclear fear: A history of images*. Harvard University Press.
- 有馬哲夫（2008）『原発・正力・CIA—機密文書で読む昭和裏面史』新潮新書
- 井川充雄（2002）「原子力平和利用博覧会と新聞社」『戦後日本のメディア・イベント1945年－1960年』世界思想社。
- 石原慎太郎（1999）『国家なる幻影—わが政治への回想』文藝春秋。
- 伊藤高史（2010）『ジャーナリズムの政治社会学』世界思想社。
- NHK総合（1994）「現代史スクープドキュメント

- 原発導入のシナリオ」
- 太田昌克（2011）『日米「核密約」の全貌』筑摩書房。
- 開沼博（2011）『フクシマ論—原子カムラはなぜ生まれたのか』青土社。
- 加藤哲郎・井川充雄編（2013）『原子力と冷戦—日本とアジアの原発導入』花伝社
- 木村繁（1982）『原子の火燃ゆ—未来技術を拓いた人たち』プレジデント社。
- 柴田秀利（1985）『戦後マスコミ回遊記』中央公論社
- 武田徹（2006）『「核」論—鉄腕アトムと原発事故のあいだ』中公文庫。
- 武谷三男（1955）『科学者の心配』新評論社。
- （1968）『原子力と科学者 武谷三男著作集 2』勁草書房。
- 辻本芳雄（1955）『原子力班誕生』原四郎編『読売新聞風雲録』鱒書房。
- 土屋由香（2009）『新米日本の構築』明石書店。
- 土屋由香・吉見俊哉編（2012）『占領する眼・占領する声 CIE/USIS 映画と VOA ラジオ』東京大学出版会。
- 中曾根康弘（1996）『天地有情—五十年の戦後政治を語る』インタビュー・伊藤隆、佐藤誠三郎、文藝春秋。
- 伏見康治（1987）『原子力と平和 伏見康治著作集 7』みすず書房
- （1989）『時代の証言 原子科学者の昭和史』同文書院。
- 山本昭宏（2012）『核エネルギー言説の戦後史 1945-1960』人文書院。
- 湯本和寛（2004）『政治的正当性（正統性）論再考：象徴理論からのアプローチ』修士学位論文、慶應義塾大学（法学）。
- 吉見俊哉（2012）『夢の原子力—Atoms for Dream』ちくま新書。
- 和田長久（2014）『原子力と核の時代史』七つ森書館。

烏谷 昌幸（カラスダニ・マサユキ）
武蔵野大学法学部

テレビアーカイブとしての震災、原発危機

Great East Japan Earthquake and Crisis of Nuclear Power Plant as TV Archive

小林直毅
Naoki Kobayashi

Abstract

The TV archive can summon a certain program from “flow” of TV programs. The “flow” of events to constitute a TV program and the “flow” of images and sounds representing such events are summoned then. And it comes to be examined what kind of the “flow” events is represented by what kind of the “flow” of images and sounds. Furthermore, the time and space of event that the “flow” of images and sounds represents spread out by connecting other “flows” of images and sounds, and thereby the possibilities of “flows” of images and sounds are developed as a record and memory of events.

The first TV report about Great East Japan Earthquake was a shocking event of tsunami represented by the “flow” of live images mainly. In the TV archive, the “flow” of such live images is connected to some “flows” of images and sounds representing events after the earthquake. And such “flows” of images and sounds become a record and memory of the earthquake then while spreading out the time and space of events represented.

Similarly, in the TV archive, the initial TV report about the crisis of Fukushima Dai-Ichi Nuclear Power Plant can be a record and memory in media environment. It becomes apparent that immaturity of the knowledge about nuclear power generation and atomic energy and the time and space of catastrophic situation of Fukushima lead to historical phases of the atomic energy development in Japan.

Keywords: TV archive, record and memory, Great East Japan Earthquake, crisis of nuclear power plant.

要旨

テレビアーカイブは、テレビ番組の「流れ」から番組を召喚することができる。そのとき、番組を構成する出来事の「流れ」も、出来事を表象している映像と音声の「流れ」も召喚される。そして、どのような出来事が、どのような映像と音声の「流れ」によって表象されていたのかを検証することができる。さらに、他の映像と音声の「流れ」を接続することによって、それらが表象する出来事の時間と空間が拡大し、出来事の記録と記憶としての可能性も広がっていく。

東日本大震災にかんするテレビの初報は、主に中継映像の「流れ」によって表象された津波の襲来という衝撃的な出来事であった。テレビアーカイブでは、そのような中継映像の「流れ」も、震災後の出来事を表

象する映像と音声の「流れ」と接続される。そのとき、接続された映像と音声の「流れ」が表象する出来事は、その時間と空間をひろげながら震災の記録と記憶となっていく。

同様に、福島第一原発の危機にかんする初期報道も、メディア環境における記録と記憶としての可能性がテレビアーカイブによって明らかになる。そこでは、原発と原子力にかんする知の未成熟、そして福島の破局的事態の時間と空間が、日本における原子力開発の史相へとつながっていることが浮き彫りになる。

キーワード：テレビアーカイブ 記録と記憶、東日本大震災、原発危機

1. 東日本大震災、福島第一原発危機とテレビ

巨大地震、巨大津波、そして放射能汚染によって生活の基盤を奪われた数多くの人びとが、今もなお東日本大震災と福島第一原発の危機を直接的に経験しつづけている。同時に、そのような被災者といわれる人びとも、復興へ向けての政治的支援の立ち遅れや、目に見えない放射能汚染の不安を、メディアによって少なからず経験している。

他方で、みずからを被災者とはいえない人びとも、多かれ少なかれ、メディア環境で表象される震災、原発危機を経験しつづけてきた。そうした人びとの日常的なメディア環境にあっては、時間の経過とともに、震災も原発危機も遠く隔たった出来事になりがちである。それでもときとして、生活上の困難を余儀なくされたり、放射能汚染への不安を募らせたりする人びとの姿が、メディアのもたらす映像や音声によって、「いま、ここ」の出来事として表象される。そしてそれらを、数多くの人びとが経験している。このような意味で、メディア環境に立ち現れ、経験される東日本大震災と原発危機には、時間と空間を越えたひろがりがあるといつてよい。

東日本大震災はインターネットやソーシャルメディアが普及したなかで発生した。政府、自治体、市民団体、あるいは被災者も、一人ひとりの市民も、震災と原発危機にかかわる情報を、ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどによって、みずからの手で発信したり、やりとりし

たりしてきた。それだけに、こうした情報行動とそれを可能にするメディアに注目が集まる。

これにたいして、マスメディアによる震災、原発危機の報道には少なからぬ批判が向けられてきた。例えば、被災規模の大きさに取材体制が追いつかないために被害の全体像が明らかにならず、逆に、報道が特定の被災地に集中してしまい、被害の多様さが伝わらないといった問題が指摘されている。原発危機の報道については、「政府や東京電力の発表の垂れ流しである」とか、「真実を伝えず、政府と東電の情報隠しに加担した」とまでいわれた。

とりわけ、福島第一原発1号機で水素爆発が起きた、2011年3月12日から1ヶ月ほどの間のテレビの報道にたいする批判は厳しい。もはや「事故」といった言葉では到底言い尽くせない危機的状況が進行していることは、テレビの断片的な映像によっても見て取れる。にもかかわらず、スタジオのキャスターと「専門家」は、原発の現にある状態を「想定外の事態」としか語らない。見馴れない原子炉の構造を描いたフリップと、耳馴れない原子力の専門的概念によって現状が解説されるが、最悪の事態を想定した技術的対策や周辺住民への支援策は見えてこない。大量の放射性物質が広範囲に撒き散らされたことが明らかになっても、政府の会見と同様に、「ただちに影響はない」といった発話が反復される。これが、この時期のテレビの原発危機報道の言説だった。そこからは、危機にたいする判断の材料も行動の指針も示唆されない。テレビの報道が厳しく批判されたのも当

然だろう。

ところが、発災後約1年が経過した2012年2月に、総務省情報通信政策研究所と東京大学の橋元良明との共同研究で実施された全国調査は意外な結果を示している。この調査では、いくつかの項目ごとに、震災後、どのような情報源からの情報が役に立ったのかを尋ねている。そのなかで、テレビの「地震速報」が「役に立った」と評価している人は93.8%と群を抜いて多い。さらに、「原発事故・放射能」にかんしても、テレビの情報が「役に立った」と評価する人は80.8%に達している。これにたいして、「原発事故・放射能」で「ネットのニュースサイト」が「役に立った」という評価は39.9%で、「ブログ」、「大学・研究機関・研究者のツイッター」、「その他のツイッター」、「ミクシィ、フェイスブック」、「政府・自治体のホームページ」の評価は、いずれも10%に満たない。また、「原発事故・放射能」についてテレビの情報が「信頼できた」と評価している人は67.2%で、逆に「信頼できなかった」とする人は26.1%である。「ブログ」、「その他のツイッター」、「ミクシィ、フェイスブック」では、どれをとっても、その情報が「信頼できた」という人より、「信頼できなかった」とする人の方が多い（橋元 2013：30-32）。

「テレビ離れ」が語られて久しく、とかく厳しい評価が向けられがちなテレビである。震災、原発危機をめぐるテレビの報道には厳しい眼差しが注がれてきた。しかも時間が経つにつれて、震災、原発危機はテレビニュースの項目としても背景に退き、「震災、原発危機の忘却、風化」が指摘されている。しかし他方で、テレビはその速報性によって優位な「地震速報」だけではなく、原発危機の報道でも役に立ち、しかも信頼できたと評価される。

テレビは、いったいどのような震災と原発危機をメディア環境に表象してきたのだろうか。この問いは、テレビがどのような震災と原発危機を記録してきたのかを解き明かすことを求めている。さらにそれは、人びとがテレビを見ることで、どのような震災と原発危機を経験し、「いま」、どの

ような記憶がありうるのかを問うてもいる。

2. テレビアーカイブで見る震災第一報

テレビアーカイブにおけるテレビ番組

震災後に人びとが「役に立った」と評価するテレビの地震速報のほかに、地震発生第一報、大津波警報、その後の巨大津波の報道は、国際的にも評価が高い。山田賢一は、2011年6月中旬から1ヵ月の間に、外国メディア（アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、ブラジル、中国、台湾）の駐日記者10名に、「東日本大震災をどのように取材し、何を感じたか」、「日本メディアの報道をどう評価したか」の2点について、ヒアリングを行っている。それによると、記者のすべてがテレビの第一報を評価し、8名の記者はNHKの第一報を高く評価している。その津波の中継映像には、「世界中のテレビが使った」、「この一報が多く命を救った」といったコメントも寄せられている（山田 2011）。テレビアーカイブでは、このような震災第一報を今でも反復して視聴することができる。

アーカイブとは、辞書的には公文書保管所、古文書記録保管所を意味するが、文書となった記録と、それによって可能となる記憶の集積もまた含意されている。アーカイブズ学者のM. B. ベルティーニによれば、アーカイブの文書には三つの段階があるとされる。その第一は、現在取り扱っている業務にかかわる現用文書である。第二の段階は、比較や研究のために請求される、一旦終結した業務にかかわる非現用文書である。そして第三の段階が、歴史的観点から重要と判断され、価値が与えられた文書、つまり史料である。アーカイブでは、文書がこのような三つの段階をたどるが、それは文書の誕生、発展、進化を意味する「文書のライフサイクル」とよばれる（Bertini 2008=2012：27-29）。

放送されている番組は現用文書とみなすことができるだろう。番組は放送されて初めて誕生する。放送と同時に番組を録画して保存するテレビアー

カイクでは、放送年月日、放送時間、放送局名といったメタデータによってテレビ番組の誕生が記録されていく。

放送後に保存されている番組は、一旦終了した放送という業務にかかわる非現用文書とみなされるだろう。テレビアーカイブは、こうした番組を、それが放送された時間的、空間的文脈から引き剥がし、反復して視聴することを可能にする。そうなることで、番組によって表象可能なさまざまな出来事が顕在化されたり、想起されたり、他の番組が表象する出来事と接続されたりするようになる¹⁾。そして、テレビアーカイブでは、テレビ番組がさまざまな出来事の記録、経験、記憶を可能にする史料としての重要性が判断され、価値が与えられ、集積されていく。このようにして、テレビ番組をメディア環境における出来事の記録と記憶として発展させ、進化させるのがテレビアーカイブなのだ。

震災後の「いま」、テレビアーカイブで東日本大震災の第一報が視聴される時、それらはどのような出来事の、どのような記録になりうるのだろうか。また、それらが反復して視聴される時、どのような出来事が、どのように経験され、どのような記憶が想起されるのだろうか。まずは、「いま」ありうる記録と記憶として、震災の第一報を考えてみよう。

震災第一報と中継映像

保存されている東日本大震災のテレビの第一報は、大規模地震の発生、大津波警報、巨大津波の襲来を広範囲に速報する、放送という業務が終わったのちの非現用文書に類する映像や音声といってよい。テレビアーカイブでは、このような速報という時間的、空間的な文脈から引き剥がされて、震災第一報が視聴される。

参議院決算委員会の中継映像に、震源地と東北各県の地図を配した緊急地震速報の図像が重ねて映し出されたところから、NHKの震災第一報は始まった。チャイム音とともに画面がスタジオの映像に切り替えられ、カメラに向かったアナウン

サーが「国会中継の途中ですが、地震津波関連の情報をお伝えします」と発話する。TBSでも、「今、番組の途中ですが、さきほど緊急地震速報が入りました」と発話するアナウンサーをとらえたスタジオ映像から震災報道が始まっている。テレビでは、「番組の途中ですが」といったごく短い発話によって、それまでの番組が打ち切られたところが震災第一報となった。

テレビというメディアにとって、この意味は大きい。なぜなら、テレビの「流れ (flow)」を、「番組の途中ですが」という発話が断ち切るからだ。テレビには三つの層の「流れ」が成立している。その一つが、間断なく放送される番組の「流れ」である。もう一つは、番組を構成する、いくつもの出来事の「流れ」である。三つ目の層が、出来事を表象する無数の映像や音声の「流れ」である (Williams 1975: 99)。それは、テレビに固有の方法で生成されるテレビ的時間でもある。「番組の途中ですが」という発話は、番組の「流れ」も、番組を構成する出来事の「流れ」も、出来事を表象する映像と音声の「流れ」も断ち切る。直後から、容易には番組を構成しえない出来事の「流れ」と、それを表象する映像と音声の「流れ」が現れ、東日本大震災の第一報としてのテレビ的時間が生成していく。

NHKでは、初報から約4分後には、宮城県の気仙沼港をとらえた固定カメラの映像が流れる。そこに、「この画面からは、海面の変化、潮位の変化、津波の有無は、確認することはできませんが、早く安全な高台に避難してください」という発話が重なる。これは、映像を説明する実況であると同時に、避難を促す災害情報である。その後、各地の津波到達予想時刻、予想される津波の高さが伝えられ、警戒と避難をよびかける発話が繰り返される。この間、気仙沼港の中継映像が、約9分間つづく。

さらに、地震発生時の各地の録画映像、宮城県石巻の中継映像、東京お台場で発生した火災や新橋駅付近をとらえた空撮による中継映像が流れ、ふたたび気仙沼港の中継映像に戻っていく。どの

映像も、比較的長く流れ、避難のよびかけも繰り返される。気仙沼港の中継映像は、第一報後約30分間のNHKの画面ではもっとも長く現れている。

テレビ朝日では、初報から約3分後に、岩手県宮古の中継映像が流れる。その後、東京お台場の火災をとらえた中継映像、地震発生時の東北放送の局舎内の様子をとらえた録画映像が断片的に交錯する「流れ」に、津波の情報と避難のよびかけが重なる。

TBSの初報では、約30分間、東京のスタジオ映像、東北放送、岩手放送のスタジオ映像、各地の中継映像が断片的に交錯して流れていく。そこには、気仙沼港、東京お台場の火災、宮古の光景などが現れる。気仙沼港の中継映像には、東北放送のアナウンサーのつぎのような発話が重なる。

こちらから確認できるかぎりでは、海面などに大きな変化は見られませんが、現在、宮城県に大津波警報が出されています。(中略)みなさん落ち着いて行動してください。沿岸部の方はただちに避難してください。急いで高台や、鉄筋コンクリートのビルの3階以上など、安全な場所に避難してください。

中継映像は、遠く隔たって見えない出来事を、その経過と同時に、数多くの人びとが居ながらにして見ることを可能にする tele-vision の技術であり、テレビというメディアが可能にする眼差しである。そのような中継映像の「流れ」とは、「現実の時間とテレビの時間の同一化」(Eco 1967=1990: 238)にほかならない。したがって、中継映像が表象する出来事の「流れ」は、「撮影された出来事の自律的な持続時間を短縮しえない」(同上)。

気仙沼港の中継映像には、たしかに海面の大きな変化は見られない。この現実の時間とテレビの時間とが同一化した映像の選択が、U. エーコのいう「構成と物語」(Eco 1967=1990: 239)になる。津波の到来が予想されていても、大きな変化の見られない気仙沼港の中継映像が選択されたこ

とで、予想される事態と対処の方法を語る発話が、半ば否応なく重ねられるからだ。出来事の自律的な持続時間を短縮できない中継映像の選択が、避難をよびかける発話による了解可能な物語としての災害情報を構成すると同時に、選択された中継映像が、そうした災害情報を表象する。

「今は海面に大きな変化は見られないが、大津波警報が出されているので、急いで高台や、鉄筋コンクリートのビルの3階以上に避難せよ」。震災後の「いま」、このような未来を予測した物語の言説を表象する気仙沼港の中継映像は、巨大津波の脅威という後知恵を、具体的な姿で先取りすることができる²⁾。それは、テレビアーカイブに保存されている、この中継映像から約30分後の同じ気仙沼港の中継映像を接続することである。放っておけば孤立した映像になってしまう、海面の変化の見られない気仙沼港の中継映像が、こうした接続によって、災害情報の速報という時間的、空間的な文脈から引き剥がれてもなお、震災の記録と記憶になるのだ³⁾。それこそが、地震の衝撃と被害のなかで、さらに津波の襲来にも備えなければならなかった気仙沼の、不安な時間の記録と記憶にほかならない。

3. 震災後半年の時間の記録と記憶

巨大津波の中継映像の衝撃

震災後20分ほどで、東日本の太平洋沿岸の各地は巨大津波に襲われた。NHK、民放の画面には、気仙沼、釜石、大船渡、宮古、石巻、小名浜、銚子、仙台、女川、大洗、相馬、南相馬、八戸、浦河町、広尾町、函館などの中継映像が流れつづけることになる。

初報から約26分でNHKの画面に現れたのは、岸壁を越えた海水が激しい勢いで魚市場の建物に流れ込んでいる岩手県釜石港の中継映像だった。瞬間に水位が増し、トラックが押し流される。直後に、中継映像はお台場の火災に切り替わる。さらにその後は、川が逆流し、海水も陸に押し寄せ、車が流され始めた岩手県大船渡の中継映像も

流れる。

ふたたび現れた釜石の中継映像は、津波が何台もの車、何隻もの漁船を押し流し、押し寄せる海水が、車の走行する高架道路の橋桁直下にまで迫り、さらに倉庫や住宅も飲み込んでいく衝撃的なものだった。大きな水しぶきをたてて、大音響とともに、猛烈な勢いで、車も、船も、建物も押し流し、街を飲み尽くす津波を、映像と音声の「流れ」が表象する。

アナウンサーの発話は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さを伝えもしなければ、避難のよびかけもしない。エーコはつぎのように述べている。

テレビの実況放送の場合、自然的出来事は、それらを予見させた形式的枠組の中へ挿入されるのではなく、枠組が出来事と同時に生じ、枠組が出来事によって規定されるまさにその瞬間に出来事を規定することを要求するのである (Eco 1967=1990: 248)。

選択された中継映像が表象する巨大津波の衝撃と同時に生じ、その瞬間に、この衝撃を規定する発話の枠組は、予見された事態を語ることを許さない。中継映像によって表象される出来事を、ただ叙述する発話だけが可能なのだ。

さらにNHKの画面では、宮古の中継映像が、大きく渦を巻く津波に、何台もの車や大きな建物が飲み込まれていくところを6分間にわたって映し出している。これにつづくのは、気仙沼港の中継映像である。それはもはや、「この画面からは、海面の変化、潮位の変化、津波の有り無は確認することはできません」といった映像ではない。押し寄せる津波が、白波を立てて渦を巻く。大型船が押し流され、岸壁に繋がれていた船は大きく傾き、住宅の屋根も流されていく。切り替わった千葉県銚子の中継映像では、押し流された船が岸壁に衝突する。ふたたび気仙沼の中継映像に替わると、水位はさらに増し、岸壁も陸地も見えず、大きなタンクが傾いて流されていく。こうした映像

の「流れ」に重なる発話は、いずれも、表象された事物や光景を名指し、叙述するだけにすぎない。

テレビ朝日でも、宮古の中継映像が流れている。当初のそれは、各地の津波の到達予想時刻と予想される津波の高さを一覧に示した文字情報の背景になっていて、詳細な様子は見えない。初報から31分35秒後、猛烈な勢いで陸に押し寄せる津波が、だれの眼にも明瞭になったところで、ようやく文字情報が消える。画面では、津波が渦を巻いて大量の木材や車を巻き込みながら建物を飲み込んでいく。それに、「画面から見るとかぎりでは、人の姿は見られないんですけど、沿岸部にお住まいの方は絶対に海には近づかないようにしてください」という緊迫した声の発話が重なる。これもまた、現に眼前にある津波の衝撃と同時に生じ、その瞬間にこの衝撃を規定する発話である。

初報後1時間以上が経過したNHKの画面には、宮城県の名取川河口付近の空撮による中継映像が流れていく。それは、津波が田畑も、車も、建物も押し流す映像である。土砂を巻き込んで黒く変色した海水が、建物をつぎつぎに瓦礫に変え、車や船を押し流しながら猛烈な勢いで広い平野を飲み込んでひろがる。逃れようと懸命に走る車も、避難した建物の屋上からこの凄まじい破壊を眼にしている人の姿もそこにはある。こうした映像の「流れ」に、スタジオの言葉にはならない驚愕の声も重なり、避難をよびかける声も緊迫の度合いを増す。発話も「大津波警報が出ている海岸や川の河口付近のみなさんは、早く安全な高台に避難すること」と変わっていく。これもまた、壊滅的な被害が眼前で繰り返されていく衝撃と同時に生じ、その瞬間にあって、現に目の当たりにしている事態を規定する声であり、発話なのだ。

巨大津波の中継映像は、そのとき遠く隔たったところでそれを見て発話をする者も、ただ見てだけの者も、驚愕させ、立ちすくませる。テレビの技術が可能にするこの映像と音声の「流れ」は、震災後の「いま」、災害の速報という時間的、空間的文脈から引き剥がされてもなお、巨大津波の衝撃を記録し、驚愕の記憶を想起させる。

東日本大震災は「未曾有」の災害といわれ、「甚大」な被害といわれつづけているが、そうした言葉によって何が意味されるのかが、当初から問われていた。震災後の時間が長くなるにつれて、「被災地」、「被災者」という言葉は流通しつづけても、それによって意味されるものの具体性は乏しくなっていく。震災報道も、毎年3月11日に集中する、いわゆるカレンダー・ジャーナリズムになりつつある。そうしたなかで、テレビアーカイブに保存されている巨大津波の中継映像と音声の「流れ」が表象する出来事は、それだけでも、「未曾有」の災害の「甚大」な被害、「被災地」の「被災者」の経験の具体的な記録と記憶の一端となりうる。

しかし、テレビアーカイブは、震災の速報となって流れ去っていった映像と音声の「流れ」を召喚して、それが表象する出来事を、「いま」、ふたたび到来させることができるだけではない。そこでは、召喚された映像と音声の「流れ」と、到来した出来事を、他の映像と音声の「流れ」と、それが表象する出来事と接続することもできる。そのとき、映像と音声の「流れ」は、震災後の出来事の時間を生成し、同時にその記録となり、ありうる記憶を想起するようになるのだ。

被災者の情動と時間

テレビアーカイブでは、巨大津波に襲われた気仙沼の中継映像と音声の「流れ」が、震災直後の、海面の変化が見られない中継映像と音声の「流れ」の後知恵となって先取りされる。そうなることで、どちらの映像と音声の「流れ」も、震災直後から巨大津波襲来までの気仙沼の記録としての重要性を高め、史料的价值も形成されていく。同時に、これらの映像と音声の「流れ」を召喚し、震災後の気仙沼を取り上げたテレビ番組の映像と音声の「流れ」に接続することもできる。そのとき、後に放送された番組では見えない、過去の気仙沼の出来事と時間が遅れて到来する⁴⁾。テレビアーカイブの映像と音声の「流れ」は、このようにして震災後の出来事と時間の記録となり、ありうる記憶、あるべき記憶を想起し、構成していく。

「震災から半年」となる2011年9月11日前後の、カレンダー・ジャーナリズムというにはやや早い時期に、震災関連のテレビ番組が数多く放送された。TBSでは、「報道の魂」のシリーズとして、オムニバスドキュメンタリー『3・11大震災 記者たちの眼差しⅡ』を、9月11日午前2時48分から放送している。この番組は、震災取材したJNNの記者たちが、みずからの心情も含めて構成した短いドキュメンタリーを、オムニバス形式で約2時間30分にわたって放送したもので、18のエピソードから構成されている。

そのなかの「episode 1」は、震災直後の気仙沼の人びとの姿を伝えている。避難所となった気仙沼市浦島小学校の3月12日の光景をとらえた映像が流れていく。前夜には避難所の裏山にまで火災が迫り、総出のパケツリレーで延焼を防いだという。避難所のストーブで暖をとる男たちの映像に、「家を失い、最後の砦となった避難所をなんとか守り抜いた顔には疲労の色が滲んでいました」という発話が重なる。

震災から1週間経った気仙沼市岩井崎には、明るい陽射しのなかで、瓦礫となった街を見渡す斜面に座る二人の高齢女性の姿がある。一人は孫を、もう一人は娘と孫を亡くした。「そこらにいれば、這ってでも来るんだけどね、1週間も経って来ないということは、何とも言いようがないんだよね」といって泣く老女の顔がクローズアップになる。

気仙沼市鮎立では女性たちが炊き出しをしている。「家がなくなっても食べなければいけないから、みなさんと一緒にいれば、なんとか明るくなるから」と語る女性には笑顔もある。記者が、その気丈さに思わず涙を流すと、つられて涙を流してしまう女性もいる。他の女性が大きな声で、「おたくが泣くと、みんな泣くから」、「みんな涙たらさないで頑張ってきたんだ」という。

顔一般のクローズアップのほとんどに見出されるのは感情イメージ (image-affection) であり、それは運動イメージを形成する情動 (affection) でもある (Deleuze 1983: 102 = 2008: 125)。避

難所の人びとの疲労した顔も、涙を流す老女の顔も、炊き出しをする女性の顔も、巨大津波に襲われた直後の気仙沼を生きる人びとの感情のイメージである。また、情動は、それを「表現する何らかのものからまったく区別されるにもかかわらず、情動を表現するその何らかのものから独立して存在しているわけではない」(Deleuze 1983: 138 = 2008: 173)。この短いテレビドキュメンタリーの映像の「流れ」のなかの避難所の人びとの顔も、老女の顔も、炊き出しをする女性の顔も、震災後の気仙沼を生きる人びとの情動であり、その記憶を表象し、記録する感情イメージである。

いうまでもなく、彼ら、彼女らが、何の理由もなく疲労の色を滲ませたり、涙を流したりするわけではない。テレビアーカイブでは、これらの感情イメージに、発災直後の気仙沼の中継映像と音声の「流れ」、さらに巨大津波に襲われる気仙沼の中継映像と音声の「流れ」を接続することができる。そこには、一連の中継映像と音声の「流れ」が表象する出来事が遅れて到来する。やって来るのは、発災直後には大きな変化のなかった海が大津波となって街を襲い、船もタンクも家も押し流し、家も家族も奪った時間の記憶である。そのとき、震災後の気仙沼を生きる人びとの情動とそれを生起する時間の記憶が、映像の「流れ」によって表象されるようになる。

同じ番組の「episode 6」では、夏を迎えて、魚市場も、養殖漁業も再開され、地元の祭りも開かれるようになった気仙沼の映像が流れる。そこには、人びとの明るい笑顔もある。しかし、今なお140人近い人びとが、気仙沼市民会館で避難生活を余儀なくされている。避難所の廊下には、身を寄せ合うように暮らす4人の高齢女性の姿がある。最年長で83歳になる小野寺良子は、経営していたスナックも、住まいも、津波で失った。更地になったかつての店の前で、小野寺は「残ったのは命だけだからね、命」、「何ていいましょかね、夢みたいだね。夢、夢ですよ」と語る。そう語る顔のクローズアップには、かすかな笑いも浮かぶ。もちろん、それは魚市場の再開を喜び、祭

りを楽しむ笑いとは異なる。

避難所を出て仮設住宅に入ることが小野寺の唯一の希望だが、市街地の仮設住宅の入居者はすでに決まっている。彼女は、「これから、熊の出るところさ、やられるんだと」、「山のなかさ、移されるの、今度」、「猟銃の免許もらって行くかって」と笑いながら語る。

街の中心部から車で15分かかり、買い物、通勤、通学などの日常生活が車なしでは成り立たない山間に建設されたプレハブの仮設住宅の映像が流れる。つづけて、いまだに水に浸かっている市街地の映像が現れる。気仙沼では街の中心部が地盤沈下し、満潮になると広範囲に浸水するため、仮設住宅の建設用地が確保できない。気仙沼市長の菅原茂は、「なかなか中心街には場所がありませんので、当座は少し不便かもしれませんが、車でせいぜい10分くらいの距離だと思います。そこは我慢をしていただく」という。

このテレビドキュメンタリーのなかの再開された魚市場の映像と音声の「流れ」に、気仙沼の発災直後の中継映像と音声の「流れ」と、巨大津波の中継映像と音声の「流れ」を接続してみよう。そこには、強い地震の後も、しばらくは大きな変化のなかった海に見えた漁船と、津波に押し流される数多くの漁船の記憶が遅れて到来する。そのとき、魚市場の人びとの笑顔は、死活的な打撃を受けた漁業が復興へ歩み始めた気仙沼の感情イメージになる。

同じ発災直後の映像と音声の「流れ」と、巨大津波の映像と音声の「流れ」は、半年前までの生活の場を前にして小野寺が浮かべるかすかな笑いにも接続できる。そこに到来するのは、地震の衝撃がまだ残るなかで襲った津波に、すべてを奪われた記憶であり、「残ったのは命だけ」になって、避難所生活をつづけている時間である。そのとき、接続された一連の映像の「流れ」は、生業も、住む家も奪われた高齢の女性が、「いま」を「夢みたいだね」と語る情動とそれを生起させる時間を表象し、記録する。

避難所生活を余儀なくされた小野寺にとって、

海の表情を一変させた津波に襲われてからの半年は、仮設住宅への入居を唯一の希望とさせる時間となった。これが、テレビアーカイブに表象される、「被災地」の「被災者」が経験している困難の具体的な姿のひとつだ。しかし、街の中心部が今なお浸水する気仙沼では、車がなければ日常の買い物もできず、高齢者の生活が成り立つはずもない山間の仮設住宅しか用意されていない。自治体の首長も、「当座の少しの不便は、我慢してもらおう」としかいえない。これは、テレビアーカイブに表象される「未曾有」の災害の「甚大」な被害の具体的な姿であると同時に、「被災地」の「被災者」にたいする支援の実情でもある。せめて避難所から出て仮設住宅に入居したいという高齢の被災者の希望さえかなえられない震災後半年の時間は、政治的支援が立ち遅れる時間として記録され、記憶されなければならないだろう。

4. テレビアーカイブとしての 原発危機の始まり

原発危機の初報に見る知の未成熟

東日本大震災は、それと同時に発生し、今日に至るまで危機でありつづけている福島第一原発事故によって原発震災ともいわれる。当初、この過酷事故は、最初の地震の後も頻発する強い地震と、巨大津波の速報がつづくテレビ報道のなかで、断片的に様相が伝えられるにとどまっていた。しかしこれらを記録として見ると、震災直後の原発にかんする報道は、地震や津波による衝撃的な被害の報道にまったく埋没してしまうものではない。むしろ、そこからは、この国における、原子力、原発を語る言説と知の未成熟が垣間見えてくる。問われなければならないのは、災害時の原子力施設をめぐる、何が、どのように語られていたのかということである。もう一度、2011年3月11日に立ち返って、原発危機がメディア環境に姿を現した足跡をたどってみよう。

テレビの震災報道にあって、地震による原子力施設の事故にかんする知が、まったく不在であっ

たわけではないようだ。それは、震災後約17分で、テレビ朝日が、宮城県の女川原発の全機自動停止を伝え、外見上はとくに変化の見られない原発の遠景の中継映像を流していたことからもうかがえる。その後も、テレビ朝日の震災報道では、東京駅に入線している新幹線の車両をとらえた中継映像に、ふたたび女川原発全機自動停止を伝える発話を重ねられている。さらに、青森県東通の原発について、「東京電力が、現在確認中」とも伝えられた。また、「青森県六ヶ所村の日本原燃の広報渉外室は、テレビ朝日の取材にたいして『避難命令が出たので』と電話を切りました」という発話も流れている。

TBSでは、初報から約29分後、参議院決算委員会の録画映像に、「東京電力によりますと、福島第一原発は1号機、2号機、3号機が地震直後に自動停止、福島第二原発は1号機から4号機が地震直後に自動停止しています」という発話を重ねている。その後も、福島第一原発と第二原発の自動停止は、テロップによって繰り返し伝えられた。

注目しておきたいのは、同じTBSの震災報道の映像の「流れ」のなかで、午後3時35分に、福島第一原発が津波に襲われたところが、富岡町の中継映像として現れていたことである。ところが、この映像をめぐるスタジオのつぎのような発話は、津波に襲われたのが福島第一原発であると認知さえされていないことを意味している。「鉄塔が見えますが、その鉄塔の上にまで、波が大きく打ち寄せられました」。

これより先に、福島第一原発の自動停止が語られている。にもかかわらず、選択された中継映像を福島第一原発と名指す枠組が生ずるのではなく、眼に見える鉄塔を津波の高さの目安として規定し、同時に、表象される出来事を津波の脅威として規定する枠組しか生じていないのである。これにたいしてNHKでは、午後4時30分頃の映像の「流れ」に現れた富岡町の中継映像を、地震に揺れるカメラがとらえた福島第一原発であると、ともかくも語る事ができていた。

いずれにしても、原子力施設の地震による事故

については、稼働中の原子炉の自動停止をひとまず確認するといった、原子力災害報道の知が形成されていたといえそうである。そう考えると、マスメディアの報道においても、原発が津波に襲われて電源を喪失し、原子炉の冷却ができなくて核燃料がメルトダウンするといった事態は、「想定外」とされていたのかもしれない。

福島第一原発をめぐる報道が変化し始めるのは、発災後約2時間が経った午後5時前からである。NHKでは、北海道広尾町の中継映像に、「今、原子力発電所にかんする情報が入ってきました」というアナウンサーの発話が重なる。東京電力が、原子力災害特別措置法（原災法）に基づいて異常事態を伝える、いわゆる「十条通報」を国に行ったことが、つぎのように伝えられたのである。

福島第一原子力発電所の情報です。経済産業省の原子力安全保安院によりますと、福島県にある東京電力の福島第一原子力発電所では、地震で停止した5機の原因で、原子炉を安全に冷やすために必要な非常用のディーゼル発電機の一部が使えなくなったということです。東京電力は、ただちに安全上の問題はないとしていますが、原子力災害特別措置法に基づいて、異常事態を伝える通報を国に行いました。

つづけて、周辺地域が停電になって、外部からの電気が使用できなくなったこと、午後4時に「十条通報」が原子力安全保安院に行われたこと、今のところ放射性物質が漏れるなどの外部への影響はないこと、「十条」通報は、原災法が2000年に施行されて以来、初めてであることが語られる。いみじくも、このとき、現在でも警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点が指定されている南相馬の空撮による中継映像が流れている。「この段階ではただちに安全にかかわるような状況ではない」というのが、スタジオの記者の説明である。その後、画面は、押し寄せる津波がトラックの走行する道路に迫る八戸の中継映像に替わり、福島第一原発の「十条通報」にかんする報道もこ

こで終わっている。

日本テレビでは、午後5時58分に、福島第一原発、第二原発の自動停止を伝えるとともに、「福島第一原発は外部電源が来ていない状態で、非常時の冷却系を使って炉内の温度と水位を保っている状態だということです」と報じている。この発話は、地震で揺れる檜葉町のカメラがとらえた地震発生時の福島第二原発の録画映像に重ねられていた。午後6時30分すぎには、TBSが、首相官邸前からの中継で、「福島県内の原子力発電所に何らかの被害が出ている可能性があり、現在、全関係が官邸内で待機しています」という記者レポートを伝えている。

そして、枝野幸男内閣官房長官が、午後7時30分過ぎの会見で、福島第一原発をめぐる「原子力緊急事態宣言」が午後4時36分に発せられたことを明らかにする。枝野は、放射能が現に施設外に漏れている状態ではない、万全を期すための措置であるという発話を繰り返す。そうしながら、停止した原子炉を冷やすための電力に対応が必要な状況になっていると語り、防災行政無線、テレビ、ラジオ等で最新の情報を得るようにして、落ち着いた対応をとるようよびかけた。

ところが、NHK、民放のいずれにあっても、各地の被害の報道に多くが割かれ、この会見の要旨をスタジオのキャスターや官邸前の記者が伝えたり、中継を流した場合でも、すべてを伝えてはいない。また、NHKでは、スタジオの記者が「原子力緊急事態宣言」と福島第一原発の状況を解説しているが、他局では、とくにコメントも解説もない。

福島第一原発3キロ圏内の避難指示、3キロから10キロ圏内の屋内退避指示が午後9時23分に発表されたことを明らかにする、枝野官房長官の午後9時52分からの会見は、NHK、民放のすべてで中継された。該当する地域にある自治体は大熊町と双葉町である。会見で枝野は、念のための指示という発話を繰り返す。そして、放射能は炉の外には漏れておらず、環境に危険は発生していないとした上で、安全な場所に移動するため

の時間は十分にあるので、慌てず冷静に、確実な情報だけに従って行動してほしいと語っている。

この会見を受けて、NHKではスタジオの記者が時間をかけて解説しているが、内容は会見の確認の域を出るものではない。民放各局でもとくに目立った解説がないなかで、日本テレビのスタジオで、まちづくり計画研究所の渡辺実が語ったコメントは注目されてよい。渡辺は、官房長官の会見では燃料棒の冷却ができないといっているの、原子炉は厳しい状況にあると明確に指摘している。また、国際原子力機関（IAEA）がモニタリングを始めるという情報があったことにも言及して、好ましい状況ではないともいう。それを受けて、スタジオのアナウンサーが、IAEAにかんする情報をつぎのように伝えている。

福島第一原発の第2号機で原子炉の水位が低下し、燃料棒の露出の恐れが出ていることについて、IAEA、国際原子力機関が国際緊急センターを立ち上げ、専門家による24時間体制のモニターを行うことを決めたということです。ウィーンにありますIAEA本部から、日本側と連絡を取り合いながら原子力安全や医療支援の専門家らが状況を見守り、緊急事態の発生時には必要なアドバイスやサポートを行うということです。

また、渡辺は、屋外では放射能を浴びてしまい、原子力災害では風向きや降雨はリスクの高い状況になるので、原則として屋内避難になると説明する。さらに、地震発生確率がこれほど高いところに原発があることが、このままでいいのかと、つねに問うてきた問題であると語った。

こうしたやりとりは、スタジオでの短いものだが、IAEAがモニタリングを始めるほどに福島第一原発が深刻な状態にあることを明らかにし、予想される、そしてその後、現実のものになった事態をかなりの程度で言い当てている。これは、原発が自動停止しても、その後に原子炉の冷却ができなければ危険な状態になることを語る言説であ

り、発災直後のメディア環境にも、そのような知がありえた記録と記憶といえるだろう。しかし、総じて、原発危機の初報でありながら、事態を危機として語れない原発震災報道の記録と、テレビを見ることとして経験された原発震災初日の夜の記憶がここにある。

原発危機の始まりの記録と記憶

「いま」、原発震災のテレビによる初期報道をふたたび視聴するとき、「いつか」眼にした映像や、「いつか」耳にした音声を後知恵として先取りしたり、遅れて到来させたりすることができるだろう。しかし、テレビアーカイブでは、そうした「心の映像とか鏡像といった潜在的映像」（Deleuze 1990: 75 = 1992: 90-91）ではなく、保存された番組や、番組を構成する出来事の「流れ」と、それを表象する映像と音声の「流れ」を召喚し、接続することができる。そこでは、接続された映像と音声の「流れ」によって、「ただちに影響はない」といわれた事態がすでに危機であり、それが重大化していく時間が表象される。そして、接続された映像と音声の「流れ」が、「いま」もつづく原発危機の記録となり、ありうる記憶、あるべき記憶を想起し、構成するようになる。

発災後約17分でテレビ朝日が自動停止を伝え、映像ではとくに変化の見られなかった女川原発のその後は、意外なかたちで先取りできる。震災後1年余りの2012年6月8日、国は福井県の大飯原発の再稼働を決めた。野田佳彦首相は、夏場の電力需要に備えて、国民生活を守るために再稼働を決断したと語り、「福島を襲ったような地震、津波が起こっても、事故を防止できる対策と態勢は整っている」という。

その日のテレビ朝日のニュース番組『報道ステーション』は、首相が整っているという「対策と態勢」の問題のひとつとして、事故時に重要な大飯原発のオフサイトセンターが、海岸沿いの海拔5メートルの位置にあることを指摘している。番組では、同じ海拔5メートルに立地していた女川原発のオフサイトセンターが津波の直撃で壊滅

し、原子力安全保安院の職員が死亡したことが語られ、廃墟と化したオフサイトセンターの映像が流れる。

震災直後の速報に現れた、外見上は変化の見られない女川原発の映像と音声の「流れ」に、このニュース番組の映像と音声の「流れ」を接続してみよう。そこでは、福島第一原発と同様の危機を引き起こしかねなかった、女川原発のその後が見て取れるだけではない。自動停止して、目立った変化のない原発に潜む危険、さらには、震災前後で変わらない、この国の原子力施設と原子力政策の危険な時間が表象される。そして、このようにして接続された一連の映像と音声の「流れ」が、この国に一貫して潜在する原発危機の記録となり、あるべき記憶を想起するようになっていく。

震災が発生した日、不安がつづくなかで、テレビでは、各地の中継映像や、官邸の会見場やスタジオの映像とともに、原災法施行後初の「十条通報」、「原子力緊急事態宣言」、避難指示、屋内退避指示が語られていた。そのような時間的、空間的文脈では、あたかも不安をやわらげるかのようになり、「ただちに安全上の問題はない」、「万全を期すため措置」、「念のための指示」といった楽観的な発話が反復される。

しかし、テレビアーカイブでは、こうした映像と音声の「流れ」と、それによって表象される出来事の「流れ」が、震災初日の災害報道という時間的、空間的文脈から引き剥がされる。そして、その後に放送された番組を構成する出来事の「流れ」と、それを表象する映像と音声の「流れ」に接続される。そこでは、どのような出来事が先取りされたり、到来したりするだろうか。そのとき、映像と音声の「流れ」は、原発震災、原発危機のどのような記録となり、どのような記憶を想起するようになるだろうか。

テレビの震災報道に原発危機の姿が現れつつあったころ、福島第一原発で、官邸で、避難指示が出された地域で、何が起きていたのかを検証したドキュメンタリー番組がいくつかある。そのひとつが、2011年10月16日にフジテレビで放送

された『3・11 あの時、情報は届かなかった』（以下、『3・11 あの時』と略記）である。

この番組では、3月11日午後4時45分には、1号機、2号機の注水状況が把握できなくなり、福島第一原発はメルトダウンの恐怖に直面していたことが明らかにされている。さらに、2012年9月16日にTBSで放送された『消えない放射能～最悪事故が残す汚染の実態～』（以下、『消えない放射能』と略記）を見ると、より詳細な経過が分かる。午後5時50分に1号機の原子炉建屋に入ろうとした作業員が、線量が高いために撤収していたのである。この番組では、元原子炉メーカー技術者の角南義男が、「放射線レベルが原子炉建屋で上がるということは、すでに何らかの炉心損傷が起きていると疑わなければいけない」と指摘している⁵⁾。

『3・11 あの時』に戻ろう。番組では、当時の首相補佐官寺田学が、経産大臣と原子力安全保安院長が深刻な顔で報告に来たことを語っている。首相も、すべての電源が失われていることが確認されたとき、深刻な顔になったという。そうしたなかで、午後9時23分に避難指示、屋内退避の指示が出された。しかし、直後の午後9時51分には、放射線量が10秒で0.8ミリシーベルトに達した1号機が入域禁止になった。番組では、それが、1号機中央制御室に残されたホワイトボードの映像とともに語られる。このときすでに、1号機ではメルトダウンが起っていたのだ。

NHKの震災報道には、津波に襲われた後の午後4時半頃の福島第一原発の遠景が現れていた。「十条通報」が伝えられるなかでは、南相馬の空撮映像とともに、「ただちに安全にかかわるような状況ではない」と語られる。その後もテレビでは、地震発生時の福島第二原発の映像に重ねて「非常時の冷却系を使って炉内の温度と水位を保っている」と語られたり、会見で官房長官が「放射能は漏れていない」と発話する映像が流れたりしている。

こうした映像と音声の「流れ」と、ここで取り上げたドキュメンタリー番組の映像と音声の「流

れ」を接続すると、そこには、発災後の報道の映像や発話ではおよそ表象されない出来事が先取りされたり、到来したりする。「十条通報」がされ、それがテレビで報道され、政治家たちが深刻な顔をしている間に、原発の建屋は立ち入りができない放射線量となり、メルトダウンへの時間が経過していた。官房長官が、「原子力緊急事態宣言」、避難指示、屋内退避指示が出されたことを明らかにしながら、「万全を期すための措置」、「念のための指示」、「放射能は外に漏れていない」と発話する会見がテレビで流れている間に、メルトダウンは起こった。テレビアーカイブで接続される映像と音声の「流れ」は、震災の不安がつづくなかでテレビが表象していた時間と空間を越えて立ち現れる、原発震災の始まりを決定づける出来事の記録と記憶にほかならない。

破局的事態の時間と空間

「原子力緊急事態宣言」、避難指示、屋内退避指示をテレビが伝えているころ、原発から4キロにある双葉町の双葉厚生病院には、地震と津波による負傷者がぞくぞくと運び込まれていた。しかし、原発の危機は病院に伝えられない。『3・11 あの時』では、双葉厚生病院の病院統合担当部長の横山泰仁が、一晩中救急対応をしていて、泥だらけの患者が運び込まれていたと証言している。病院の設備もほとんどが使いものにならなくなったなかで、ロビーが救急医療の現場になっていた。それが、病院職員の撮影した写真とともに語られる。同病院の看護部長の西山幸江は、原発があればほど逼迫している状況だったとは考えていなかったという。

そして、3月12日の午前5時44分には、避難指示が10キロ圏内にまで拡大された。しかし、その情報を大熊町長の渡辺利綱に伝えたのは、当時の首相補佐官細野豪志だった。大熊町にあるオフサイトセンターは、非常用電源が壊れて半日以上停電したために機能していない。オフサイトセンターも、避難指示の出た10キロ圏内にあったのだ。発災翌日のこうした出来事を、ドキュメンタリー番組は明らかにしていく。

双葉厚生病院に避難指示が伝えられたのは3月12日午前6時43分。それは、防護服を着た警察官の突然の来訪によってだった。番組では、この出来事が、やはり病院職員が撮影した、防護服姿の警察官の写真とともに語られていく。救急医療の最前線にいた西山は、「今、そこで人が溺れたり、けがをしているときに、自分は逃げていいのかという思いがあった」、「なんで、現場にいる者に、きちんと教えてくれなかったのか」という。

浪江町は、避難指示が拡大された10キロ圏内にある。しかし、ここにも避難指示は届かなかった。番組のなかで、浪江町長の馬場有は、避難指示は午前6時頃のテレビでしか分からなかったと証言している。浪江町と東京電力との間で結ばれていた協定では、事故発生時にはただちに連絡すると定められていたにもかかわらず、何の連絡もなかった。

浪江町も津波に襲われ、瓦礫の下で助けを求める住民が多かった。搜索や救助を打ち切って避難すれば、助かる命も助からない。救助を続行すれば救助隊員が放射線に曝される。引き裂かれる思いで一斉避難を決めた馬場は、つぎのように語っている。「助けてくれという声が聞こえるんだそうです。これは相当生存者がいると。だから、後ろ髪を引かれるように、私どもはこちらの方に避難してきていますよ。あれがなかったら、生存していた方はかなりいらっしやると思いますよ」。「いやあ、これは、本当につらかったですよ」と言葉を切って語りながら、声を詰まらせ、涙を流す馬場の顔がクローズアップになる。

じつは、「原子力緊急事態宣言」が出された後の午後8時過ぎ、NHKの震災報道は、スタジオと大熊町生活安全課長の荒木和治を電話でつないでいる。それによれば、大熊町では、津波による行方不明者2名、重体1名、さらに何名かの行方不明者がいるが、確かな情報がない。また、20戸すべてが水没した地区がある。さらに、通信網がまったくなくなっていること、停電のなかで暖をとるようにしていること、食事は少しずつ供給していることが伝えられる。地震と津波による大

きな被害が出ていて、しかも停電のなかでの夜の避難など、たとえ「安全な場所に移動するための時間は十分にある」にしても困難なことを容易に想像させる情報ばかりである。

発災以後の福島第一原発をめぐるテレビ報道の映像と音声の「流れ」と、『3・11 あの時』、そして『消えない放射能』のなかの映像と音声の「流れ」を接続してみよう。そこでは、接続された映像と音声の「流れ」によって表象される出来事が、さまざまに先取りされたり、遅れて到来したりしながら、原発震災の危機が始まる時間と空間をひろげていく。

そこかしこで、楽観的な発話が反復されている間に、原発ではメルトダウンが起り、避難指示区域が拡大していく。しかし、「放射能は現在、炉の外には漏れておりません」、「今の時点では環境に危険は発生しておりません」といわれる。ところが、避難指示区域は津波に襲われ、死者、行方不明者、負傷者が出ていて、懸命の搜索、救助、救援、医療活動がつづけられ、しかも通信網まで失われている。こうした、確実な情報が、確実に届くはずもない被災地に向けて、国は、「確実な情報だけに従って行動するようお願いをいたします」という。「落ち着いて速やかに避難を始めていただきたい」、「慌てず冷静に行動をしてください」ともいう。そして浪江町では、瓦礫の下で助けを求める人びとを残して、「念のための措置」といわれる一斉避難が決断される。これこそが、原発震災の始まりの破局的事態の記録と記憶のひとつなのだ。

5. 原発震災の史相への眼差し

東日本大震災のテレビによる初報も番組とみなすかどうかを別にすれば、ここで取り上げた番組は、震災初報から約1年半のテレビ番組の「流れ」のなかに散在している。そこから、番組を構成するいくつかの出来事の「流れ」と、それを表象する映像と音声の「流れ」を召喚し、それらを新たに接続しなおすことで、どのような震災、原

発危機の記録と記憶が可能になるのかを本稿では考えきた。

震災初報から召喚した、各地を襲った巨大津波の中継映像と音声の「流れ」の一つひとつは、10分近くに及ぶものも少なくない。とはいえ、震災後に経過している時間、あるいはテレビ番組の「流れ」となった時間からすれば、それらは一瞬といってもよいほど短い。そして、それぞれが映し出す空間のひろがり、たとえば空撮映像であっても広くはない。ドキュメンタリー番組から召喚した映像と音声の「流れ」の一つひとつとなると、さらに短く、映し出される空間のひろがりも乏しい。

テレビアーカイブでは、こうした映像と音声の「流れ」が、番組の「流れ」となった時間から解き放たれて召喚される⁶⁾。そして、どのような映像と音声の「流れ」によって、どのような出来事の「流れ」が、どのように表象されているのかが、いわば解体的に検証される。さらに、番組の「流れ」となった時間を解体して、いくつかの映像と音声の「流れ」を接続することで、新たな出来事の「流れ」が表象されていく。テレビアーカイブとは、このようにして、テレビというメディアの技術と不可分に結びつきながら、テレビの可能性を拓く技術とあってよいだろう。

震災初報のなかの巨大津波の中継映像と音声の「流れ」と、震災後半年で放送されたドキュメンタリー番組の映像と音声の「流れ」が召喚され、接続される。それによって、接続された一連の映像と音声の「流れ」が表象する出来事の時間と空間がひろがっていく。震災初報から召喚された福島第一原発の危機を表象する映像と音声の「流れ」と、その後放送されたドキュメンタリー番組やニュース番組から召喚された映像と音声の「流れ」についても同様である。

それでは、『3・11 あの時』から召喚された、声を詰まらせて涙を流す浪江町長の顔のクローズアップは、他のどのような映像と音声の「流れ」と接続され、どのような出来事の時間と空間がひろがっていくだろうか。たしかに、この感情イメージと、発災後に原発危機へと至る出来事を表象す

る一連の映像と音声の「流れ」を接続すると、浪江町長の情動は、それを生起させる発災後の時間と空間へと広がっていく。津波に襲われてメルトダウンを起こした福島第一原発、原発の危機的狀態を前にして楽観的な発話を繰り返す国、さらには、テレビの震災報道それ自体へもこの情動は向かっていく。しかし、官房長官の二度目の会見を伝えた日本テレビのスタジオの映像と音声の「流れ」と、この感情イメージを接続すると、出来事の時間と空間はより一層ひろがる。

日本テレビのスタジオで、まちづくり計画研究所の渡辺実は、「地震発生確率が高いところに原発があることが、このままでいいのかと問うてきた」と語っている。地震も津波も防げない。浪江町では、この不可抗の災害の被災者の捜索、救出が行われていた。しかし、地震と津波の襲ったところには原発も立地していて、それがメルトダウンを起こした。浪江町では助けを求める人びとを残して、一斉避難を余儀なくされた。これが、浪江町長の情動を生起させた破局的事態であり、その時間と空間は、この地震国の各地に原発を立地させ、経済発展を遂げてきた原子力政策の史相へとひろがろうとしているのだ。

テレビアーカイブでは、テレビ番組の「流れ」から、原子力政策や原発事故にかかわる出来事の「流れ」と、それを表象する映像と音声の「流れ」を召喚することができる。ここでさらに、2012年9月1日に放送された、テレビ朝日のニュース番組『報道ステーション』のなかで、朝日新聞論説委員の三浦俊章がつぎのように語っていることも考えておこう。「この規模の災害は初めてだが、その後抱えた問題は、医療も、過疎地の振興も、前から未解決の問題だった。それが、震災で一挙に先鋭化したのだと思う」。この問題提起も考えるなら、地域開発や地域社会、あるいは地域政策をめぐる出来事の「流れ」と、それを表象する映像と音声の「流れ」も召喚されなければならない。それらが、原発震災の破局的事態を表象する映像と音声の「流れ」に接続されるとき、原発震災の被災地と被災者の情動を生起させるに至った、戦

後のさまざまな出来事の記憶が想起されるにちがいない。

「テレビを見ることで、視聴者はテレビという制度に彼、彼女の眼差しを委託している」(Ellis 1982: 110)。そのようなテレビは、委託された「視聴者の眼差しの代理以上のものとなるように機能し、視聴者が世界を見ることができるとして機能する」(Abercrombie 1996: 11)。テレビアーカイブによって召喚される映像と音声の「流れ」は、テレビに委託された眼差しの代理以上となって世界を見ることを可能にしてきた「眼」である。震災後の「いま」、このようなくつもの「眼」によって、ありうる記憶、あるべき記憶を想起する技術、制度がテレビアーカイブである。それはまた、震災後の「いま」、原発震災の忘却に抗するテレビジャーナリズムが向き合うべき課題の集積態でもあるのだ。

注

- 1) B. スティグレールは、つぎのように述べている。「テキスト性を発見するのは、(中略)異なった文脈で同じテキストを読み反復する際、そのテキストの同一性を失い、みずからの同一性を危機に晒すからだ」。「同じテキストが、文脈化という散種において無際限に変化し、逸脱していくのを発見するとき、読み手は、今とここ、時間と空間が還元不能で、自分自身がテキスト的、すなわち過去の既現的な言表の織物であり、自分自身のもの、みずからが生きたものが、受け継ぎ、絶えず解釈すべきものであるのを発見するかぎり、還元不能な差延のプロセスに捉えられる」(Stiegler 1996 = 2010: 91-92)。
- 2) ある映像と音声の「流れ」より後の映像と音声の「流れ」によって表象されるものは、先にあるものからすれば後知恵になる。つまり、「遅延化された時間として経験されるテキスト性、それは後知恵(エピメテア)である。(中略)後知恵としての先取りは、本質的に遅延化された時間なのである」(Stiegler 1996 = 2010: 90)。そして、出来事を表象する映像と音声の「流れ」を保存し、反復させるアーカイブの技術をつぎのように考えることができる。「先取りが『過ぎ去ったもの』の事後における(脱固有化、忘却、失欠における、そして、それからの)固有化だとすれば、伝達

技術の根本的な再配置は、時間化そのものによって根源的な影響を有しているだろう。このような文脈で、時間性の本来的に技術・論理的な次元は、もはや無視できないだろう」(Stiegler 1996 = 2010: 99)。

- 3) 他の映像=イメージと、まったく関連性のないような映像でさえ、何らかの他の映像=イメージとの潜在的仮想的接続を成立させていることを、G. ドゥルーズはつぎのように指摘している。「ひとつの映像が孤立することはありえません。重要なのは映像相互間の関係です。では、知覚が純粋な視覚と純粋な音声にきりつめられたとき、もはや行動との関係を失った知覚は、いったい何と関連づけられるのでしょうか。そう、現実の映像は、運動という名の延長から切り離されて、心の映像とか鏡像といった潜在的映像と関係をもつようになるのです」(Deleuze 1990: 75 = 1992: 90-91)。
- 4) 表象された出来事が「最終的に保っている還元不能なもの」を到来させるのが、J. デリダのいう「差延 (différence)」にほかならない (Derrida et Stiegler 1996=2005: 21)。そして、この「差延」を可能にするのがアーカイブなのである。世界的なアーキビストにして、アーカイブズ学を専門とする E. ケテラールが、デリダを参照しながらつぎのように述べていることを、ここで確認しておこう。「デリダは、すべての意味を差異と遅延のふたつのプロセスから作られるものとして考えます。意味は完全に提示されることはありませんが、あるものとないもの、そして見えるものと見えないものの相互作用を通して構築されます。見えないものは過去の中に、そしてアーカイブズ、図書館、博物館の隠れた場所に置かれています」(Ketelaar 2004=2006: 42)。
- 5) 福島第一原発の過酷事故は、津波による非常用電源の喪失だけではなく、地震によるものでもなかったのかという指摘がある (山本 2011: 95)。
- 6) このようなテレビアーカイブを、「イメージの解体的分析」を可能にする記録の収蔵庫ということもできる。「イメージの解体的分析の可能性は、離散的技術としてのインデキシング技術、つまりイメージの諸要素に標柱を立てる操作」(中路 2006: 230) によって展開される。

引用文献

- Abercrombie, N. (1996) *Television and Society*, Polity Press.
- Bertini, M. B. (2008) *Che cos'è un archivio*, Carocci editore S.p.A. (= 2012 湯上良訳『アーカイブとは何か』法政大学出版局。
- Deleuze, G. (1983) *Cinéma 1 — L'Image-mouvement*, Les Éditions de Minuit. (= 2008 財津理、齋藤範訳『シネマ 1 * 運動イメージ』法政大学出版局)。
- Deleuze, G. (1990) *Pourparlers 1972-1990*, Les Éditions de Minuit. (= 1992 宮林寛訳『記号と事件——1972 - 1990年の対話』河出書房新社)。
- Derrida, J. et Stiegler, B. (1996) *Échographies de la télévision*, Galilée-INA. (= 2005 原宏之訳『テレビのエコグラフィ——デリダ〈哲学〉を語る』NTT出版)。
- Eco, U. (1967) *Opera Aperta*, Bonpiani. (= 1990 篠原資明訳『開かれた作品』青土社)。
- Ellis, J. (1982) *Visible Fictions*, Routledge.
- 橋元良明 (2013) 「調査から見た被災地におけるメディアの役割」、『マス・コミュニケーション研究』第82号。
- Ketelaar, E. (2004) *Time Future Contained in Time Past: Archival Science in 21st Century*, 『アーカイブズ学研究』No. 1. (= 2006 児玉優子訳「未来の時は過去の時のなかに——21世紀のアーカイブズ学」、記録管理学会、日本アーカイブズ学会共編『入門・アーカイブズの世界——記憶と記録を未来に——』日外アソシエーツ)。
- 中路武士 (2006) 「イメージとテクノロジー」(石田英敬編著『知のデジタル・シフト』弘文堂)。
- Stiegler, B. (1966) *La technique et le temp 2. La désorientation*, Galilée. (= 2010 石田英敬監修、西兼志訳『技術と時間 2 方向喪失 デイスオリエンテーション』法政大学出版局)。
- Williams, R. (1975) *Television: Technology and cultural form*, (Second edition published 1990) Routledge.
- 山田賢一 (2011) 「駐日特派員十人に聞く 外国メディアが見た東日本大震災」、『GALAC』2011年10月号。
- 山本義隆 (2011) 『福島原発事故をめぐって——いくつか学び考えたこと——』みすず書房。

小林 直毅 (コバヤシ・ナオキ)
法政大学社会学部

テレビが記録した「震災」「原発」の3年 —メタデータ分析を中心に

Three years of television records of the earthquake and nuclear power plant accident; Centered on metadata analysis

西 田 善 行
Yoshiyuki Nishida

Abstract

Soon four years will have passed since the Great East Japan Earthquake. Over this period, television has produced various news reports, documentaries, and other programming depicting the course of development of the earthquake and nuclear power plant accident. But few studies have analyzed these programs over a long time span. In light of this situation, this paper considers how television has recorded the earthquake and nuclear power plant accident over the three and one-half years since the disaster struck, particularly over the roughly three-year period from August 1, 2011, half a year after the earthquake, through August 31, 2014.

First, we analyzed metadata on these programs to examine what television reported on in communicating information on the earthquake and nuclear power plant accident over these three years and to analyze changes in regions reported on and in the content of such reporting. We analyzed what kinds of changes occurred when restricting the sample by region. Then, focusing on programs that reported on the city of Minamisoma, which saw enormous loss of life due to the tsunami and even now feels the effects of the nuclear power plant accident, we used metadata and actual images to examine how the story was covered over this three-year period.

Keywords: Memories and Records, Metadata, Minamisoma, the Great East Japan Earthquake, The Fukushima Dai-ichi nuclear power plant accident

要 旨

東日本大震災から4年が経過する。テレビはこの間様々な震災、原発事故に関わるニュースやドキュメンタリーなどを制作し、その経過を映し出してきた。しかしこれらの番組を、長期的なスパンで分析を行った研究は少ない。本稿ではこうした現状を踏まえ、震災後の3年半、とりわけ震災後およそ半年が経過した2011年8月1日から2014年8月31日までのおよそ3年間、テレビがどのように「震災」「原発」を記録してきたのかを考えていく。

まず番組に関する「メタデータ」の分析から、この3年間テレビが「震災」や「原発」を伝えるなかで「何を」

報じたのか、その内容と地域の変化を分析する。さらに地域を限定した上でその地域にどのような変化があったのか、分析を行った。そこで津波の犠牲を受けたうえで、原発の影響を今でも受けている「南相馬」を取り上げた番組にクローズアップし、この3年間何がどのように映し出されたのか、メタデータと具体的映像から考察を行った。

キーワード：記憶と記録 メタデータ 南相馬 東日本大震災 福島第一原発事故

1. 震災後4年一減少する報道と蓄積される放送番組

2011年の東日本大震災と福島第一原発の原発事故から4年となる。震災当時、連日トップニュースとして扱われ続けていた震災や原発に関する報道も、その量を徐々に減らしつつある。こうしたなか、テレビや新聞で震災や原発に関する報道のなかに、その「風化」を危惧するものも増えている¹⁾。このような状況は2011年からの時の流れを実感させるものといえる。

その一方で、日々放送されている震災、原発事故関連の特集番組やドキュメンタリーは、この4年間で多くの蓄積がなされてきた(原・山田・野口編, 2014)。こうした番組の視聴は、多くの視聴者にとって放送された一回限りのものに留まることだろう。しかし、なかにはこの未曾有の体験を描いたドキュメンタリーや特別番組を記録に残そうと、その番組を録画し、DVDやハードディスクなどの保存媒体へと蓄積している視聴者もいるだろう。そうでなくともYouTubeなどの動画共有サイトでは震災当初の放送の様子をはじめ、様々な震災や原発に関連する放送が散発的にアップロードされている。さらにはNHKオンデマンドなどのように放送局側が過去の震災関連番組をネット上に流す場合もある。

また震災や原発事故に関する放送を録画し、保存媒体へと蓄積してきた研究者や研究機関も少なくない²⁾。保存媒体の大容量化により、小規模な放送アーカイブであれば容易に設置可能な状況のなかで今回の震災・原発事故は発生した。

このようにたとえ断片的でも様々な形で放送された震災や原発事故の映像を「見直す」ことが可能なメディア環境が近年形成されている。一般投稿動画も含め、これほどの量の映像記録を蓄積し、分析することが可能となる状況はメディア史上・報道史上、初のことである。そしてまた、こうした映像の記録が震災・原発事故の記憶として残されていくことになる。

しかしこのように蓄積された番組について実際に「見直す」機会がどれくらいあるだろうか。もちろん震災や原発事故に関するテレビの報道内容に関する検証は、少なからず行われている。特に被災地への津波到達までの報道内容や、福島第一原発の電源喪失や爆発、その後の対応に関する報道について、ソーシャルメディアをはじめとする他のメディアとの比較なども含め、多くの検証が行われている(DAYS JAPAN編集部, 2012 遠藤, 2012 伊藤, 2012 日本災害情報学会デジタル放送研究会, 2013 2014 など)。またこうした報道における対象地域毎の報道量や、発言内容などを分析したものもみられる(田中・原, 2011 2012, 三浦, 2012 目黒・沼田, 2014 など)。しかし震災や原発事故のテレビ報道に関する分析は、震災から3日、あるいは1週間から10日程度を対象としたものが多く、長期的なスパンで分析を行った研究は非常に限られている(松山, 2013 三浦, 2012)。

しかし減少傾向にあるとはいえ、震災と原発に関する報道は今もおお継続している。そして、これからも原発危機と結びついたこの震災の記録と向き合い続けなければならない。それを踏まえ

ば、テレビはこの間、震災や原発事故の何を報じてきたのか、時間の経過のなかで報じられ続けてきたものと報じられなくなったもの、新たに報じられるようになったものについて、検証を行う時期に差し掛かっているのである。

本稿ではこうした現状を踏まえ、震災後の3年半、とりわけ震災後およそ半年が経過した2011年8月1日から2014年8月31日までのおよそ3年間、テレビがどのように「震災」「原発」を記録してきたのか、考えていく。

まず番組に関する「メタデータ」の分析から、この3年間テレビが「震災」や「原発」を伝えるなかで「何を」報じたのか、その内容の変化を分析する。さらに「震災」「原発」で取り上げられた地域とその変化についても分析を行う。

ここまでのマクロなメタデータ分析を踏まえ、地域を限定した上でそこでどのような変化があったのか、分析を行う。そこで津波の犠牲を受けたうえで、原発の影響を今でも受けている「南相馬」を取り上げた番組にクローズアップし、この3年間何がどのように映し出されたのか、メタデータと具体的映像から考えていく。

2. 法政大学環境報道アーカイブの取組と「SPIDER PRO」

法政大学環境報道アーカイブでは、震災直後か

ら複数のビデオデッキなどを用いて震災、原発関連番組の収集を行ってきた。さらに2011年の8月からPTP社の提供する「SPIDER PRO」の機器およびデータサービスを用いて震災以降の震災・原発に関する番組を、ニュースやドキュメンタリーを中心に、ドラマやバラエティ番組も含めて幅広く収集、蓄積してきた。2014年12月時点で、収集した番組は外部保存先であるDVDやブルーレイディスクが1000枚以上となっている。さらにSPIDER PROで収集した番組だけでも2TB～3TB容量のハードディスクに4台収められている³⁾。

ここでSPIDER PROでの収集内容について簡単に説明しておこう。法政大学環境報道アーカイブでは、SPIDER PROを用いて関東地区で受信可能な地上波のうち、NHK（総合、Eテレ）、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京の計7チャンネルを24時間、13日程度の期間で同時録画を行っている。撮りためた内容については、PTP社が配信する番組データを用いて検索することが可能である。

法政大学環境報道アーカイブでは「震災」「原発」のほか、「津波」「復興」といった震災関連の語句や、「原子力」「放射」など原発事故に関わる語句、さらに「温暖化」「水俣」「自然エネルギー」などの環境、エネルギー問題にかかわる言葉から番組情報について検索をかけ、その検索結果と内容に合

[放送局名] フジテレビ
 [番組開始日時] 2014/11/5 11:30
 [番組終了日時] 2014/11/5 11:55
 [番組名] FNNスピーク [字]
 [コーナー開始日時] 2014/11/5 11:43
 [コーナー長さ(秒)] 76
 [内容] <ニュース>「津波防災の日」で訓練▼今日11月5日は、東日本大震災を期に国が定めた津波防災の日。各地で津波を想定した訓練が行われた。和歌山県広川町にある広小学校などでおおよそ1000人が参加した。広川町では、南海トラフ巨大地震が起きた場合、最大9mの津波が予想されている。また、静岡県袋井市にある浅羽南幼稚園では、今後も津波への防災意識を高めていくとしている。 関連ワード：【住所・地域】広川町（和歌山）、【住所・地域】袋井市（静岡）、【企業】浅羽南幼稚園、【企業】広川町立広小学校（和歌山県有田郡広川町大字広631）、【時節・暦】津波防災の日、【用語】南海トラフ巨大地震、【用語】東日本大震災、【用語】緊急地震速報 カテゴリ：ニュース
 [出演者] 【レギュラー出演】 斉藤舞子（フジテレビジョン）

図1 SPIDER PRO メタデータ例

致する番組の収集を行っている。検索は番組の概要からだけでなく、より詳細な番組内のコーナーからも該当する言葉を引き出すことが可能になっている。メタデータにはニュースなどで述べられた内容だけでなく、関連ワードとしてキーワードとなる語句や、映像で映された地域や施設などの情報も入っている(図1)。

今回はこうしたメタデータを利用して分析を行った⁴⁾。

3. メタデータの推移から見る「震災」「原発」の3年

3-1. 「震災」「原発」報道量の推移

まず、「震災」「原発」と検索したメタデータの推移から、テレビが記録したこの3年間の「震災」「原発」の報道量の変化についてみていく。

分析を行った2011年8月1日から2014年8月31日の3年1か月のなかで、「震災」「原発」という言葉が含まれていた番組およびコーナーの

総数は、「震災」番組が5,581番組、「震災」コーナー54,139件、「原発」番組が2,431番組、「原発」コーナーが43,902件となっている。これらの番組やコーナーには重複しているものも多くある。

これを用いて「震災」「原発」に言及したコーナー数の月ごとの推移を図にしたのが図2である。まず「震災」の登場数の推移についてみていくと、毎年3月に山を作りつつなだらかに減少しているのがわかる。2011年9月以降、命日でもある3月に情報が集約化されており、まさに「カレンダージャーナリズム」へと震災報道が転換していることがうかがえる。こうした推移は一見、震災の被害が収束し、復興へと少しずつ進んでいることの現れであるかのようにもみえる。

一方で「原発」の登場数は、「震災」と異なる推移の仕方となっている。必ずしも3月だけに山があるのではなく、それ以外にも大飯原発の再稼働が問題となった2012年7月や、衆院解散総選挙が行われた時期の2012年11、12月、福島第一原発での汚染水漏れ問題が表面化する一方で、

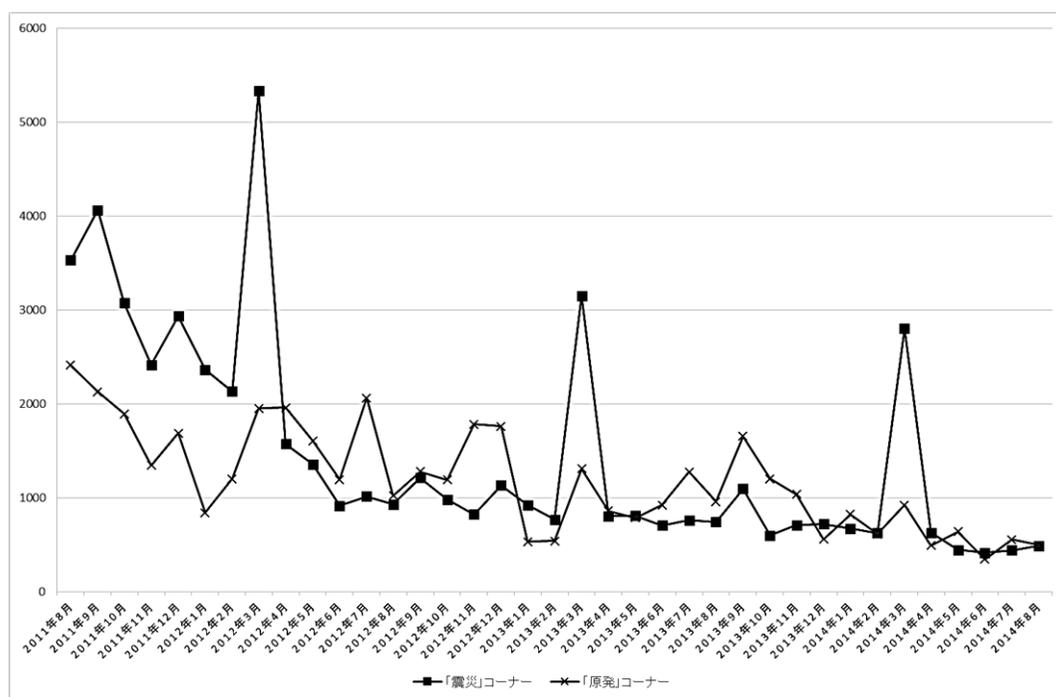


図2 「震災」「原発」に言及したコーナー数の推移

2020年のオリンピックの東京開催が決定するの
に際し、汚染水の「状況はコントロールされている」という安倍晋三の発言が問題となった2013
年9月など、原発に関連する問題が浮上するに
伴って山ができていくことがわかる。

3-2. 時間帯別に見た「震災」「原発」報道量の推移

次に時間帯別の報道量の推移をみていく。図3
と図4は「震災」「原発」の出現コーナー数の月
別推移を、メタデータの「コーナー開始日時」を
もとにそれぞれ6時間ごとに4区分し、放送時間
帯別の推移をみたものである。やや単純化して区
分における番組の特徴を説明すれば、「朝」(2時
～8時)は朝の情報番組、「昼」(8時～14時)
はワイドショー、「夕方」(14時～20時)は夕
方のワイドニュース、「夜」(20時～26時)は夜
のニュース番組がそれぞれ放送されている時間
帯である。それぞれの時間帯別コーナー数の合
計は、「震災」が「朝」15,389件、「昼」14,322
件、「夕方」14,895件、「夜」9,532件であり、「
原発」は「朝」

16,273件、「昼」10,255件、「夕方」9,761
件、「夜」7,612件となっている。

「震災」と「原発」で共通しているのは、「朝」
のコーナー数が他の時間帯に比べ多く、「夜」の
コーナー数が少ない点である。これは「朝」の
時間帯が3時間程度の長い時間で放送される情
報番組が多く配置され、しかもその内容も1時
間を区切りに繰り返し伝達される場合が多いの
に対し、「夜」の時間帯はニュース番組の多くが
1時間前後と短く、繰り返しが少ないといった、
時間帯別の番組編成上の特性が主な要因とし
て考えられる。

一方「震災」と「原発」で異なる傾向を示し
ているのは、「昼」と「夕方」のコーナー数の
推移である。図3の「震災」の時間帯別コー
ナー数の推移では、「昼」と「夕方」はともに
「朝」に近いコーナー数の推移となっており、
総数でも「夜」との差が大きくなっている。た
だし、「朝」も含め「夜」との差が顕著であつた
のは2012年5月頃までであり、その後は時間
帯別のコーナー数の

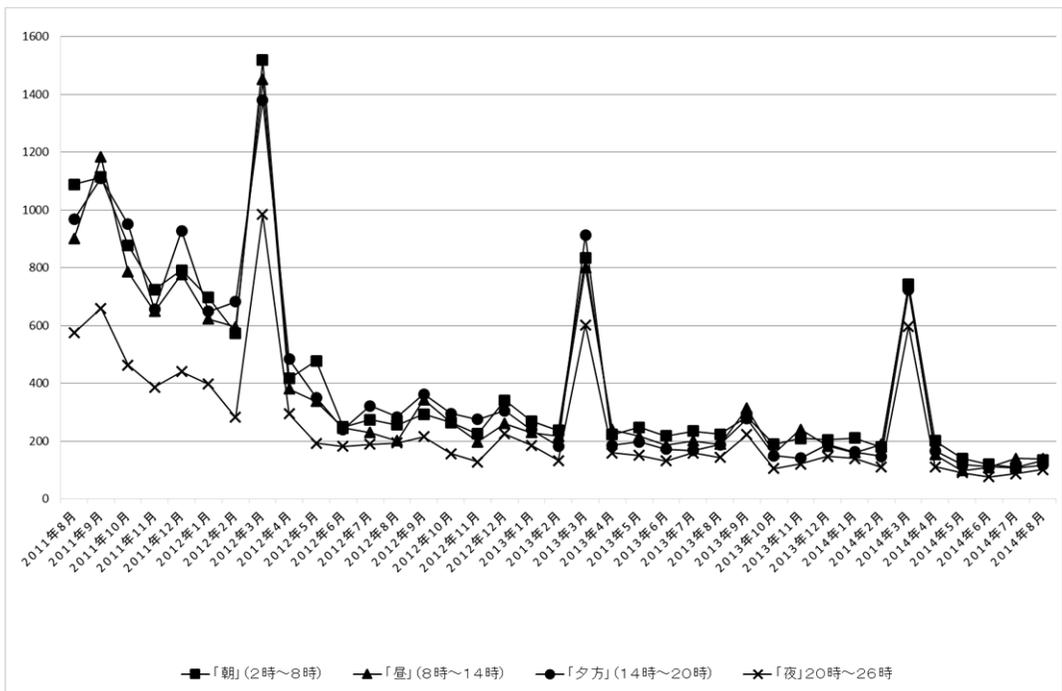


図3 「震災」の時間帯別コーナー数の推移

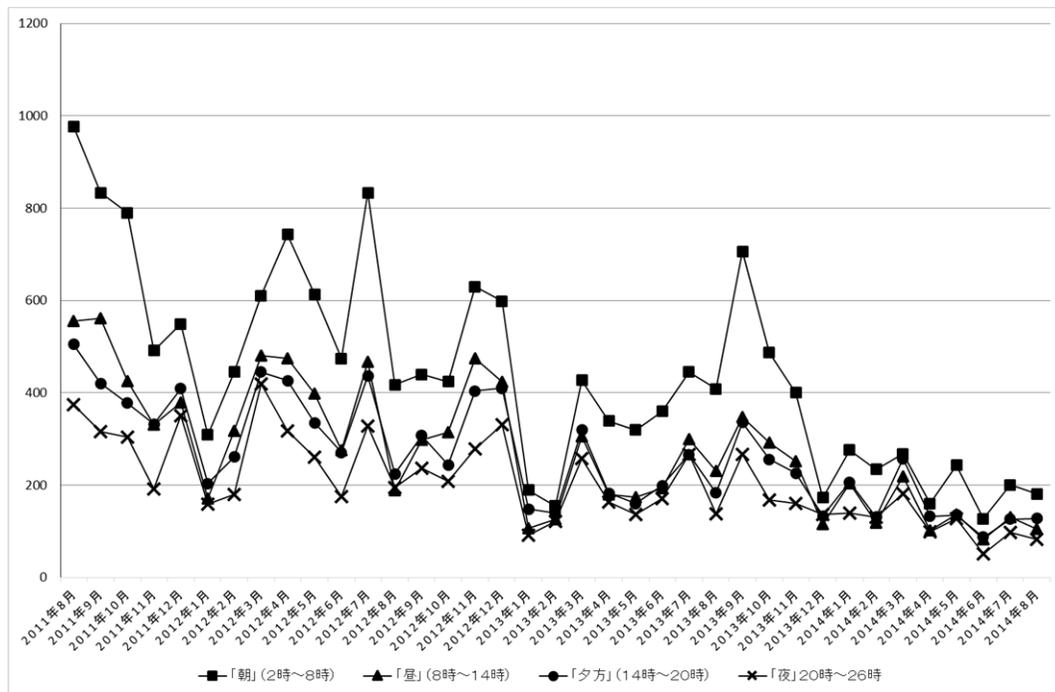


図4 「原発」の時間帯別コーナー数の推移

差は縮まっている。その意味で震災報道の減少が顕著なのは「夜」以外の時間帯ということになるだろう。これに対し図4の「原発」の時間帯別コーナー数の推移では、「昼」と「夕方」はともに「夜」に近いコーナー数の推移となっており、総数でも「朝」との差が大きくなっている。「朝」の時間帯には震災報道と同等かそれ以上の頻度で「原発」の話題が取り上げられている一方で、「昼」と「夕方」の時間帯においては、震災に関する報道に比べ原発事故に関する報道が回避される傾向にあると考えられる。

4. 計量テキスト分析から見える「震災」「原発」の3年

4.1. 頻出語からみた「震災」「原発」報道の特徴

ここからは言語計量ソフトの「KHcoder」(樋口, 2014)を用いた計量テキスト分析から得られた知見についてみていく。「KHcoder」は言葉を形態素まで分解し、その出現回数や特徴が分析可能

なソフトである。ここでは「震災」と「原発」でヒットしたもののうち、前項と同様に番組内コーナーのメタデータから「内容」の部分抜き出し、「ニュース」や「用語」といった項目名などを除いたうえで、「KHcoder」で形態素解析を行った。

表1は「震災」と「原発」でそれぞれ頻出した語句の上位30語である⁵⁾。表左の「震災」には「宮城」(3位)、「東京」(4位)、「福島」(7位)といった地名のほか、「被災」(5位)、「復興」(6位)、「津波」(10位)、「地震」(11位)、「避難」(17位)、「支援」(19位)など、震災関連のニュースで繰り返し語られた言葉が並ぶ。また「原発」(20位)も比較的上位に入っていて、今回の震災が「原発震災」と呼ばれる状況であることがここからも見えてくる。他に注目したいのが「年」(8位)や「月」(14位)など時間を表示する語句が頻用されていることである。これはもちろん一般的な語句だが、「原発」では必ずしも上位にこの語が入っていない(「年」が36位、「月」が40位)ことから、震災報道でより年月への言及が繰り返されていたことがわか

「震災」		順位	「原発」	
抽出語	出現回数		抽出語	出現回数
東日本大震災	65547	1	原発	74722
震災	43639	2	福島	45580
宮城	29381	3	事故	36719
東京	27997	4	福島第一原発	36179
被災	26874	5	東京電力	26139
復興	24343	6	東京	24439
福島	24340	7	原子力	22640
年	21775	8	民主党	18801
岩手	19586	9	委員	17371
津波	19069	10	字	16877
地震	15874	11	水	16579
行う	15454	12	日本	14378
話す	14430	13	汚染	13641
月	14272	14	双葉	13556
日本	11561	15	首相	12922
人	11445	16	安全	12421
避難	11010	17	大熊	12209
石巻	10266	18	千代田	12142
支援	10097	19	規制	11865
原発	9920	20	大字	11679
被害	9809	21	稼働	11481
語る	9115	22	行う	11146
事故	8077	23	野田	10923
民主党	7972	24	問題	10606
仙台	7846	25	夫沢	10570
街	7666	26	北原	10566
受ける	7511	27	話す	10380
番組	7454	28	避難	10260
前	7428	29	大飯原発	9982
気仙沼	7283	30	安倍	9459

表1 「震災」「原発」の頻出語句30語

る。

一方表右の「原発」では地名のほか、「東京電力」(5位)や「民主党」(8位)などの団体や、「野田」(23位)、「安倍」(30位)など「首相」(15位)の名前、「事故」(3位)、「汚染」(13位)など「福島第一原発」(4位)の事故とその処理問題にまつわる語句に加え、「安全」(16位)、「規制」(19位)、「稼働」(21位)などのように他の原発への規制と再稼働にまつわる語句が頻出している。

4.2. 対応分析で見た「震災」「原発」報道の推移

次に2011年9月から半年ごとに時期区分をもうけ、「震災」「原発」の頻出語について対応分析を行ったものをもとに、それぞれの頻用語句の特徴と推移についてみていく。図5と図6の2次元散布図は、「震災」と「原発」の「内容」から、それぞれ出現数が3000回以上あった頻用語（「震災」124語、「原発」149語）のうち、時期区分

との関連性が強く出ている60語を、時期区分との関係から配置したものである。四角が半年ごとの時期区分（ただし2011年8月のみの区分も含む）を示し、円（バブル）が頻用語を示している。それぞれの大きさは、円はその語句の使用回数に、四角は時期区分内で用いられた文書に含まれたすべての語数に対応している。また原点(0, 0)に近いものほど時期による頻用の差異が少ない語であることを示していて、原点から見て時期区分の近く、あるいは同一方向にある語句は、その時期に比較的多く用いられていることを示している。

まず図5の「震災」の頻用語と時期区分の対応分析をみると、首相の名前や、国会で震災復興予算が審議された秋から冬に登場する「予算」、2012年にその受け入れが問題となった「がれき」を除けば、多くの語句が原点周辺に置かれていることがわかる。これは頻出語句の使用頻度に時期的差異が比較的小さいことを示しているものと思われる。

その時々で「被災」した各地の「避難生活」や「復興」とその「支援」が語られ、時に「阪神淡路」などかつての震災と関連づけられ、時にスポーツ「選手」の活躍や天皇や「皇后」の慰問が震災とのかかわりでクローズアップされていることが読み取れる。

ただし、時間を表す「年」や「月」といった語句は、他の頻用語句より相対的に外部に位置していることもわかる。2011年の時期区分が置かれた中央左寄りに「月」や「今年」が、2012年の3月から8月の時期区分が置かれた中央下寄りに「去年」が、2013年以降の時期区分が置かれた中央右寄りに「年」が位置付けられている。このようにマクロなデータを見る限り、震災に関する報道の内容には、大きな変化が見られず、ただ時間だけが経過しているように思える。

一方図6が示す「原発」の頻用語句は、時期によって変わっていることが見えてくる。原点のやや上方に2011年9月から2012年2月の区分があり、そこから左に向かうと2012年3月から8月が、さらに2012年9月から2013年2月は下

方中央に、そして2013年3月以降は原点やや右手へと移っている。

こうした頻用語の移り変わりは、そのまま原発報道のイシューの変化を映し出すものといえる。2011年当初は「福島第一原発」の「放射線」の問題や「東京電力」による「賠償」などが問題の中心であった。また事故対応やその後の原発政策の転換に関する中心人物であった事故当時の「首相」、「菅」直人もこの時期に多く現れている。首相が「野田」「佳彦」へと変わった後、2012年に「関西電力」の「大飯原発」が再「稼働」し、自治体株主である「大阪」「市長」の「橋下」徹がこれに当初反対を訴えていたことも、ここから振り返ることができる。その後「自民党」が「安倍」晋三を総裁として、2012年12月の総「選挙」で圧勝したが、その際にも「原発」問題がテレビの中で大きく取り沙汰されていた。その一方で、「敦賀」原発の2号機直下に「活断層」の存在が原子力「規制」委員会の指摘により浮上し、問題となったのもこの時期である。また2013年9月から2014年2月と言えば、先述の福島第一原発の「地下」から海へと「汚染」「水」が漏れる問題が表面化したなかでの「安倍」首相の発言が繰り返し伝えられた一方で、「小泉」純一郎元首相による反原発の活動が活発化し、2014年2月の東京都知事選で元首相の細川護熙を支援したことが話題となった。

このように頻用語とその推移の対応分析から、2011年9月からの3年間、「震災」に関する報道内容に大きな変化が見られない一方で、「原発」報道はその対象を目まぐるしく変えていることが確認された。

5. メタデータから見る「震災」「原発」が映した地域

5-1. 「震災」「原発」報道に映る都道府県

つぎにこれまでと同様のメタデータのコーナーの内容欄を対象に、今度は分析の対象を地域に絞り、その頻度と変化を見ていく。この3年間でテ

レビがどこを映し出し、どこを映さなくなったのか、メタデータの推移から一定の傾向を見いだすことができるだろう。

まずは都道府県単位で「震災」「原発」それぞれにおける出現回数を見ていこう。表2は「KHcoder」を用いて都道府県名で強制抽出を行い、「震災」「原発」それぞれ都道府県名がデータ上で出現した回数をカウントしたものである。

「震災」「原発」ともに「東京都」が1位、2位と上位となっている。これは政府、官庁、そして東京電力などの関連の深い企業が東京にあること、そしてまた放送局も東京にあり、取材先として都内が選択されやすいことなどが要因として考えられる。

他に「震災」では、中心的被災県である「宮城県」

「震災」		順位	「原発」	
都道府県	出現回数		都道府県	出現回数
東京都	13437	1	福島県	22409
宮城県	13016	2	東京都	16523
福島県	10111	3	福井県	8139
岩手県	8589	4	北海道	3029
兵庫県	2327	5	新潟県	2593
千葉県	2308	6	大阪府	2191
茨城県	2143	7	茨城県	1673
北海道	2075	8	宮城県	1416
神奈川県	1498	9	千葉県	1029
埼玉県	1061	10	佐賀県	881
大阪府	804	11	滋賀県	879
青森県	748	12	鹿児島県	851
新潟県	710	13	福岡県	797
静岡県	683	14	青森県	769
栃木県	597	15	愛媛県	748
愛知県	559	16	埼玉県	747
群馬県	484	17	静岡県	695
京都府	439	18	栃木県	669
福井県	345	19	岩手県	560
長野県	344	20	神奈川県	498
沖縄県	341	21	京都府	494
福岡県	299	22	愛知県	371
高知県	283	23	石川県	337
山形県	261	24	沖縄県	301
三重県	222	25	群馬県	288
広島県	209	26	富山県	268
和歌山県	209	27	山口県	219
山梨県	201	28	長崎県	200
秋田県	170	29	広島県	196
愛媛県	169	30	香川県	180

表2 「震災」「原発」都道府県名の出現数（上位30）

(2位)、「福島県」(3位)、「岩手県」(4位)の東北三県に次いで、「千葉県」(6位)や「茨城県」(7位)など、関東の被災県が連なっていて、東北三県を中心として東日本の太平洋側沿岸に地域が広がっていることがわかる。

被災地域以外で出現回数が多かったのは「兵庫県」(5位)で、1995年の阪神淡路大震災との関連から多く取り上げられている。このほか1993年に奥尻島沖で津波に襲われた「北海道」(8位)や、2007年に中越沖地震のあった「新潟県」(13位)など、かつての地震・津波の被災地が東日本大震災との関連で取り上げられる傾向がみられる。

一方で同じ東北地方でも、被害は少ないものの観光などで損害を受けつつ、避難やガレキの受け入れなど様々な支援を行っている「秋田県」(29位)や「山形県」(24位)が、「福岡県」(22位)や「沖縄県」(23位)といった震災とは関連性の相対的に低い地域に比べても出現順位が低くなっている。これは報道に取り扱われるそもそもの地域的差異・格差といったものが関与している可能性がある。全国放送における報道量の地域偏差との関係性は、こうした災害報道のなかでも考慮する必要があるだろう。

「原発」の順位に目を向けると、原発事故の起きた「福島県」(1位)が圧倒的に多いが、それ以外の地域として「福井県」(3位)、「北海道」(4位)、「新潟県」(5位)、「茨城県」(7位)、「宮城県」(8位)、「佐賀県」(10位)と、原発立地県が上位を占めている。

このほか「大阪府」(6位)は先述の通り関西電力の本店設置地域であり、大飯原発の再稼働問題などにより多く登場している。また原発立地県ではない「千葉県」(9位)も上位に位置しており、2011年10月に柏市で放射線量の高い「ホットスポット」が確認されたことに関連する話題などが報じられていた。

「震災」「原発」とともに留意する必要があるのは、逆説的ではあるが、47都道府県で一度も「震災」あるいは「原発」関連の報道で映し出されなかった地域は一つもないということである。例え

ば「震災」で最も出現回数の少なかった「島根県」でも、2011年8月23日放送のNHK『ニュースウオッチ9』で「東日本大震災で被災した宮城県女川町の小中学生たちが、島根県隠岐の島町に招かれ、地元の郷土芸能を学んだ」というニュースが伝えられている。「原発」で最も少なかった「徳島県」も、2013年7月7日放送のフジテレビ『ザ・ノンフィクション・かえる物語～帰村宣言騒動記～』のなかで、原発事故により非難をしている福島県川内村の村民を徳島県で受け入れるよう訴える元川内村村議の姿が映されていた。これらはテレビが「震災」や「原発」事故をネーションワイドな事象として構成し、日本全土に関わるものとして意味づけを行っていることの証左であろう。

5.2. 「震災」「原発」報道に映る「被災地」とその推移

つぎに3年間でテレビが映した地域の推移について、より詳細に見ていこう。図7と図8は全国の市町村に東京23区を加えた市町村区のうち、「震災」と「原発」の「内容」から、「震災」は出現数が200回以上あった80市町村区のうち、時期区分との関連性が強く出ている60市町村区を、「原発」は出現数が100回以上あった83市町村区のうち、時期区分との関連性が強く出ている60市町村区を、時期区分との関係から配置したものである⁶⁾。

「震災」は原点(0,0)から見て右側が2011年から2012年の時期区分が、左側が2013年から2014年の時期区分が配置されているのがわかる。被災を受けた地域のなかで顕著に取り上げられなくなったのは長野県の「栄村」である。栄村は東日本大震災の翌日、2011年3月12日に震度6強の揺れがあり、地域全域で大きな被害を受けた。「栄村」はトータルの出現順位では46位となっているが、2013年9月から2014年2月には0回となるなど、2013年以降の出現回数に顕著な減少が見られる。

一方で2013年以降に比較的取り上げられる機会の増えた地域もある。2013年にNHK朝の連

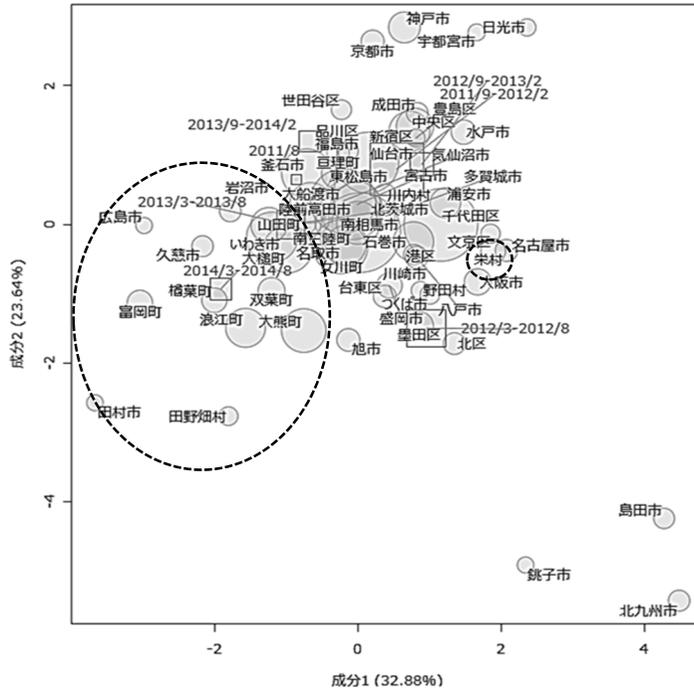


図7 「震災」時期別登場市町村区の推移 (対応分析)

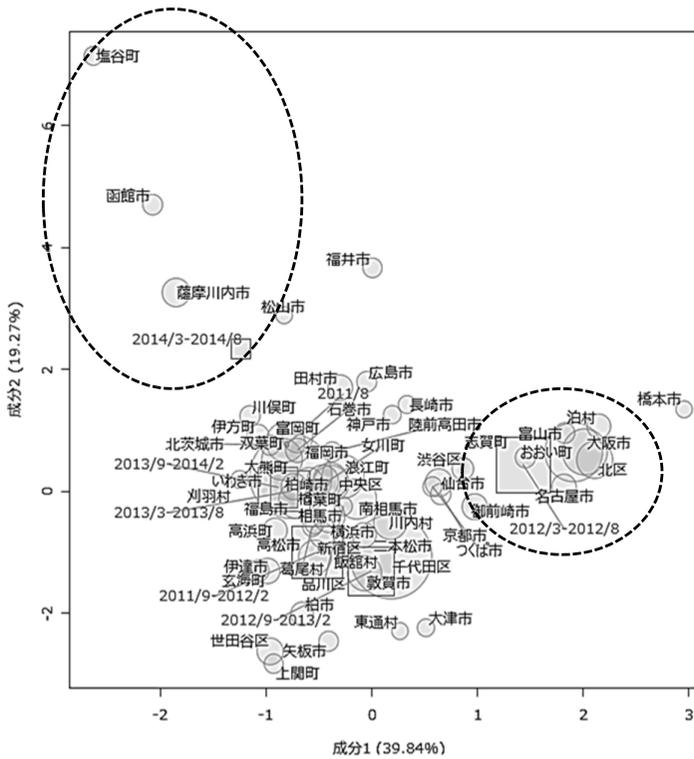


図8 「原発」時期別登場市町村区の推移 (対応分析)

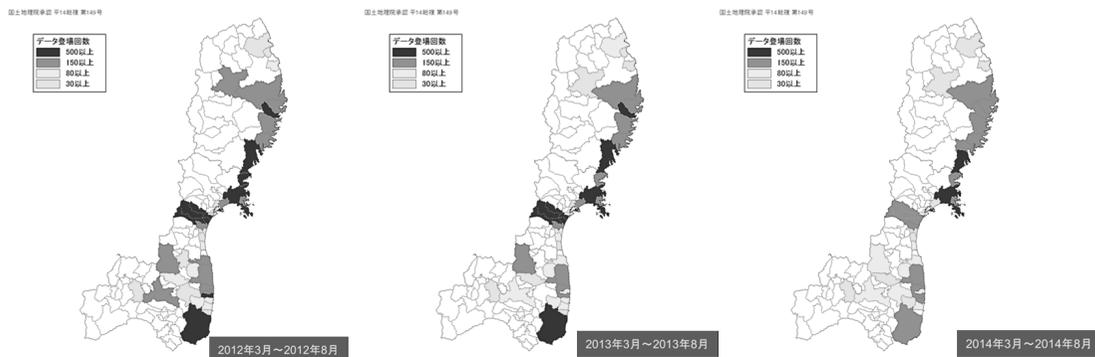


図9 「震災」東北三州市町村の登場頻度推移の地図
(3年間で200回以上データに登場した40市町村のみ)

続テレビ小説『あまちゃん』の舞台となった岩手県「久慈市」や、その『あまちゃん』でも取り上げられ、2014年に全線開通で注目された三陸鉄道沿線の岩手県「田野畑村」などがその一例であり、「千年希望の丘」が注目された宮城県「岩沼市」なども含め、2013年以降で増加傾向を示すのは復興の象徴的空間であることがわかる。

これ以外に「田村市」「双葉町」「大熊町」「浪江町」「楢葉町」など複数の福島県の地域が図の左側に位置していることもわかる。これは2013年以降、原発周辺地域で避難指示の解除やその準備段階に入る地域が徐々に増えていくなか、以前に比べ報道しやすくなったことで、こうした地域に住む人々の様子を描く機会が増えていることを表すものと思われる。

ただこうした形で取り上げられる機会が増える地域は必ずしも多くはない。図9の地図は2012年2月から8月、2013年2月から8月、2014年2月から8月という3つの期間において「震災」で登場した東北三州市町村名の登場頻度を示したものである。その傾向は松山秀明(2013, 84)による2011年3月から1年間の調査でのものと酷似しており、震災直後を除いたおよそ3年間に於いても「報道の地域偏在」に大きな変化が見られないことを示している。「石巻市」や「気仙沼市」、「陸前高田市」といった「報道過密地域」は依然として多くの機会に映し出されているが、震災報道それ自体の量が減っていくなか、「取材

過疎地域」の登場回数はさらに減少しているのである。

図8の「原発」の映し出す地域の変化を見ると、多くの地域と時期区分が原点の付近に配置されている一方で、2012年3月から8月と、2014年3月から8月については取り上げられた地域に特徴があることがわかる。2012年3月から8月は先述の大飯原発の再稼働関連で「おおい町」(福井県)、「大阪市」(大阪府)のほか、志賀原発1号機下への活断層の疑いから「志賀町」(石川県)と北陸電力本店のある「富山市」(富山県)、2012年5月に停止した泊原発のある「泊村」(北海道)、あるいは中部電力本店のある「名古屋市」(愛知県)など、福島以外の原発の停止や再稼働、それに関連する夏期の電力問題を巡って全国的にエネルギーに関する問題が顕在化したことがわかる。一方2014年3月から8月は、川内原発のある「薩摩川内市」(鹿児島県)のように、再稼働を巡る手続きのなかで浮上した地域がある一方で、青森県で建設中の大間原発の建設差し止めを訴えた「函館市」(北海道)や、原発事故の指定廃棄物の最終処分場候補として浮上し、町として反対の姿勢を見せている「塩谷町」(栃木県)のように、原発の立地自治体の周辺地域や、放射性廃棄物の処理場所などで、これまで周辺化されていた地域が原発問題のなかで新たに登場するようになっている。

これに対して福島県内の自治体はどうだろう

国土地理院承認 平14総復 第149号

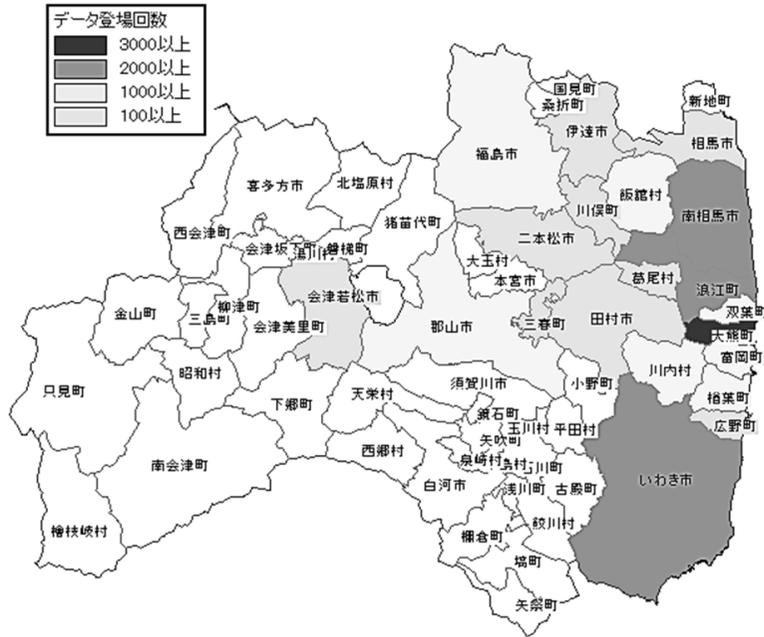


図10 「原発」福島県内市町村の登場頻度の地図
(3年間で100回以上データに登場した40市町村)

か。図10の地図は3年間の福島県内の市町村名の「原発」報道でのメタデータ登場頻度を示すものだが、福島第一原発のある「大熊町」の登場回数が圧倒的である。それ以外の頻度は大熊町から放射状に広がっているのではなく、「南相馬市」や「いわき市」が取材地の中心になっており、原発から20キロ圏内の地域は必ずしも多くない。むしろ放射能汚染地域の「浪江町」や「飯館村」が相対的に多く登場している。時期による変化については、ほぼ「震災」と同様大きな変化はみられず、当初は風評被害や避難区域からの避難者との関連で映し出されていた「猪苗代町」や「白河市」が映し出される機会は非常に少なくなっているなど、内陸部を中心に登場数は減少の一途をたどっている。このように「原発」をめぐる場所は、全国でみれば原発立地自治体を中心に時期によって変化している一方で、福島に限れば同じ場所が取材され続けているといえる。

6. 「震災」「原発」のなかの「南相馬」

6-1. メタデータから見る「南相馬」の3年

これまでメタデータから「震災」「原発」報道の全体的な傾向を見てきた。それではこれを一つの地域に絞って見た場合、どのようなことが見えてくるのだろうか。ここでは一つの地域に焦点を絞り、そこでの3年間、テレビは何を映し出したのか、その特徴を考えていく。

本節では福島県の南相馬市を対象として、同一の地域が「震災」「原発」という異なる報道のなかでどのように言語化されたのか、メタデータをもとにその特徴をみていく。南相馬市は636人と、福島県で最も多い津波による死者を出すなど、地震と津波による被害を大きく被った。しかもその多くが福島第一原発から30キロ圏内に位置していることから、原発事故当初は「屋内避難指示区域」として物資がほとんど入ってこないなどの困難に見舞われた。当初マスメディアも取材に入っ

てこなかったため、市長自らがYouTubeなどを介して窮状を訴えたこともよく知られている。その後も放射能の汚染状況によって「計画的避難区域」、「避難指示解除準備区域」、「住居制限区域」、「帰還困難区域」などとして、複数の「区域」に分けられ、避難生活を強いられる人々が現在も存在している。本稿で用いているメタデータにおける「南相馬市」の市町村区別出現頻度は「原発」で7位、「震災」でも12位と、非常に多く登場し、しかも時期による偏りが少なく、コンスタントにその名が登場している。同一の地域が「震災」「原発」という異なる報道のなかでどのように言語化されたのかを見るにあたり、南相馬は有意義な場と言えらる。

SPIDER PROのメタデータで「南相馬」に言及した番組内のコーナーは、「震災」では953件、「原発」では960件あった。このうち380件前後で重複するコーナーが存在した。これをそれぞれ「KHcoder」にかけ、対応分析をおこなった。図11と図12の2次元散布図は、これらのメタデータの「内容」のなかに、「震災」では出現数が120回以上あった頻用語73語のうち、時期区分との関連性が強く出ている60語を、「原発」では出現数が135回以上あった頻用語74語のうち、時期区分との関連性が強く出ている60語を、時期区分との関係から配置したものである。これをみると4節で取り上げた全体を対象とした図5と図6とは、出現する語句も、時期区分との配置も様相が異なっていることがわかる。

図11では原点からみて右側に2011年9月から2012年8月までの1年間が配置され、ほぼ中央に2012年9月から2013年2月を置きつつ、左寄りに2013年3月から2014年8月までの3つの時期区分が近い位置に配置されている。そして頻用語句も図5に比べ全体的に拡散し、時期により語られる内容に変化が見られる。2011年から2012年の南相馬における「震災」報道は、津波で大きな被害があったにもかかわらず、浮上する語の多くが原発問題に関わっていることがわかる。2011年10月に緊急時「避難」準備「区

域」の「解除」が行われたが、放射能の「影響」を排除すべく「除染」などが問題となっている。2013年以降も含め、「震災」報道のなかでは「家族」「子ども」「小学校」など放射能の影響などからどのように「生活」すべきか「考える」南相馬でのありようが見えてくる。一方で「野馬追」や「音楽」など、地域でのイベントや復興を願う、支援する活動も2013年以降、多くなっていることもわかる。

図12の「原発」報道における「南相馬」の推移をみると、図6の「原発」報道全体としては明確にあった時期による変化があまりみられず、放射能による「子ども」への影響や「除染」などが常に問題になっていることがわかる。それでも「汚染水」問題の浮上した2013年秋や、「セシウム」が稲から検出された理由が「福島第一原発」の解体作業であるとわかった2014年など、原発の処理にかかわる問題にことあるごとに翻弄される様子も見えてくる。

このように「南相馬」という一つの空間に目を向けると、全体的なメタデータの分析では見えてこなかった、「震災」報道における変化と、「原発」報道のなかの変わらない地域の実態、そしてそこに生きる人々のありようが多少具体的な形で見えてくることになる。

6.2. 「野馬追」の映像から見える「南相馬」の3年

ここまで「南相馬」について、この3年間、テレビがどのように描いていたのかをメタデータから読み解いてきた。しかし三浦伸也(2012)も指摘している通り、こうしたメタデータを用いた分析は、テレビが映し出したマクロな様相は見られるが、実際には頻出する語句を用いて何を描いてきたのか、その詳細な部分が見えてこない。テレビが「震災」や「原発」の何を描いたのかを問うのであれば、当然実際の映像の視聴・分析を通して、そこで映し出されたものについて考えるべきである。メタデータを介したマクロな分析と、そこから見いだされる構図をもとに、実際の映像を見返すミクロな分析の往還こそ、その全体像に

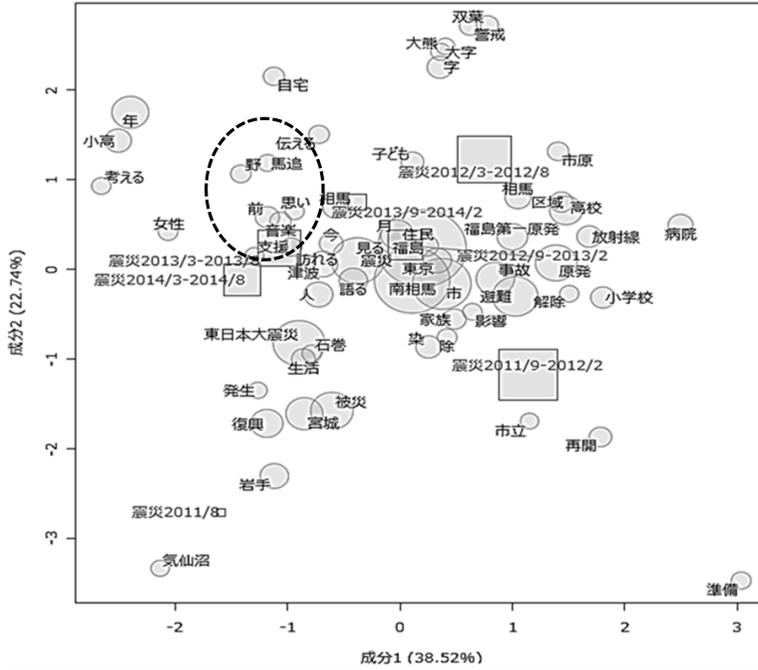


図 11 「南相馬」の「震災」時期別頻用語句の推移 (対応分析)

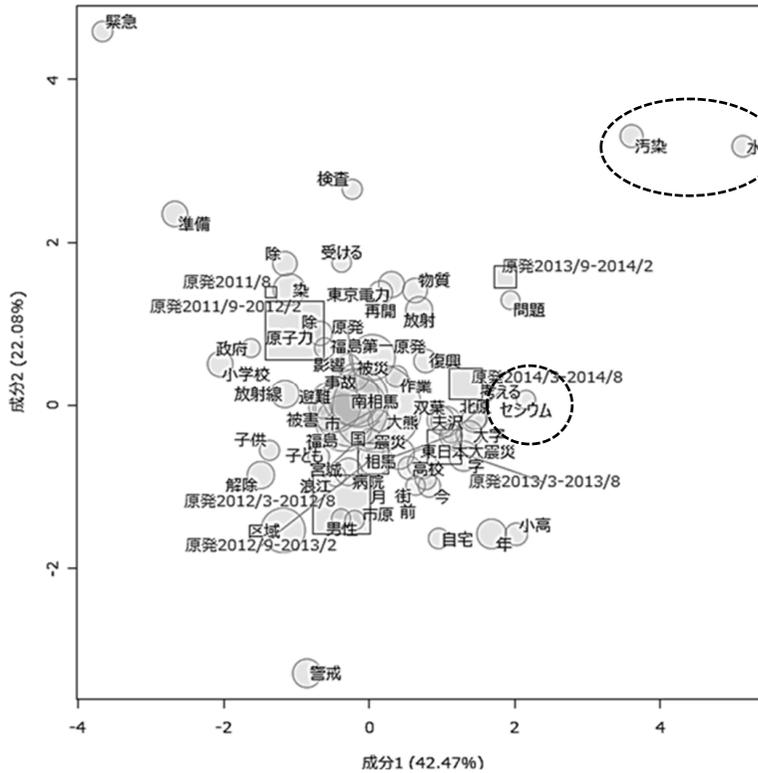


図 12 「南相馬」の「原発」時期別頻用語句の推移 (対応分析)

迫ることを可能にするのである。

本稿ではメタデータによるマクロな全体像から見えることを仮説的に提示することに重心があるため、本格的な映像の分析は別の機会に譲ることとしたいが、その一端として、ここでは「南相馬」の「震災」のメタデータで登場した「野馬追」にまつわる報道から、実際の映像の視聴を通してわかることを提示していきたい。

相馬野馬追とは福島県の相馬地方、福島県沿岸部の原発周辺地域以北で1000年以上も続く伝統行事であり、その会場の多くは南相馬市にある。戦時下においても中断されることのなかったこの祭りは、2011年、震災と原発事故により開催を危ぶまれた。しかし「鎮魂と復興への祈りを込め」て、規模を縮小しつつも開催した。翌2012年には、野馬追の行事の一つの「野馬懸」会場となる相馬小高神社の、修復や除染作業を行うなどして、例年並みの規模で開催した（南相馬市復興企画部危機管理課、2013）。

「震災」のメタデータで「南相馬」「野馬追」で該当したのはのべ42件あった。ここでは2011年8月11日に放送された『カンブリア宮殿 特別版「祭りで“地域”を取り戻せ!」』（テレビ東京）と、2013年9月7日放送の『目撃!日本列島「明日に向かって駆ける～父と娘の“相馬野馬追”～』』（NHK）を中心に見ながら、震災後の変化をテレビはどのように映し出したのか、考察を行なう。

2011年8月11日の『カンブリア宮殿』は相馬野馬追を含め、開催が危ぶまれた東北地方での夏祭りの模様を描いている。そのなかで震災の津波で家と家族を亡くした、50代後半の郵便局員の男性がクローズアップされている。男性は津波で家族を亡くしたことに「なんで俺だけ生きてるんだろうって」と語る。その後、男性が流された自宅の跡に赴く姿が映し出される。そこには建物が全て流され、平坦な空間が荒涼と広がる津波の被害地域と、無機質に積み上げられたガレキの山が登場する。こうした映像は、震災から数か月経過後の被災地の描き方として、しばしば目にして

いたものであった。そこで男性はひっくり返った自動車を次々と指差し、それらが死亡した家族が乗っていた車であり、車の中で家族を発見した様子を矢継ぎ早に語りだし、沈黙する。そして「自分の身内の痕跡がここにあるんですよ」と語り、大破した自動車の前で手を合わせ、佇む。このような失われた家族について語り、悼むためのグリーンワークも、やはり2011年から2012年にかけて、震災を描くテレビのなかで繰り返し描かれていたものではなかっただろうか。この男性はこの番組以外にも他局も含めて複数回取材されているが、その際にも同様にグリーンワークが描かれ、男性が体を震わせて失った家族について語る描写がみられた。

番組はこの後流された自宅近くの海で「家族の協力があったから（野馬追が）できた」「（野馬追に）出ることが家族への供養だと思っている」と語る男性を映している。そして男性はガレキのなかから出てきた家族の写真を身に付け、野馬追に参加する。甲冑を身にまとい、馬で闊歩する町には、稲作ができない田園と、至る所に打ち上げられた船が映る。そこに「変わり果てた街を、千年変わらぬ武者たちが進む」とナレーションと勇壮な音楽が流れる。まさに野馬追による「鎮魂と復興への祈り」という言説がこうした言葉や映像、音楽により構成されていたのである。

次にその2年後、2013年9月7日放送の『目撃!日本列島』を見ていこう。このドキュメンタリーでは、津波で妻を失った父と娘が野馬追に出場するまでのおよそ半年間が描かれている。番組の冒頭、クレーンの操縦士である父親が、沿岸部の復旧工事を行う様子が映し出される。また番組の中盤では、野馬追の練習のために来た海岸を映している。どちらの映像にも2年前の『カンブリア宮殿』に映し出されていた高く積まれたガレキは見られない。また当日の野馬追の武者行列にも、2年前にあった震災の爪痕は最早残されていない。これらの映像から、南相馬においても復旧・復興が着実に進んでいることが垣間見ることができ。ただし、父が娘を連れてかつての自宅にあ

る妻の墓へと連れていく場面では、ガレキが撤去され、草木は生えているものの、いまだに建物はほとんどなく平坦で荒涼とした空間が映し出される。そして妻の墓へと向かう父親から「ものは治ってもな、心の穴は埋めらんねえよ、何年たっても」と、津波に流されいまだ行方不明である妻への喪失感が、震災から2年を経ても残り続けていることが口にされる。このような、ガレキは撤去されても何も新たに作り出されることのない荒涼たる被災地と、今なお残る失った家族への喪失感といった描写もまた、震災後数年を経た被災地の描かれ方の一例と言えるだろう。

野馬追を描く際、宮城や岩手の被災地の描写と何が違うかといえば、やはり原発事故による放射能の問題である。『目撃！日本列島』のなかでも、娘に小中学生を対象にした放射線の検査結果が届いた様子が映され、父親は南相馬を出ることも考えたと言っている。この親子は2013年3月放送の『小さな旅』（NHK）にも登場しており、その際に震災後、娘が半年間南相馬から避難していたことが語られていた。野馬追を描く番組では、しばしば親子が登場し、親から子、子から孫へと、伝統行事が代々受け継がれていく家族の絆を描くことが多い。困難に負けずに祭りが引き継がれていく伝統的コミュニティそれ自体が、復興への象徴的存在になっているといえる。しかし、野馬追では原発事故による放射能の影響により、離れて暮らす家族の様子もしばしば描かれている。また

この番組の親子のように、再び一緒に暮らすことができても、放射能への不安に晒されながら生活を送ることになることも、汚染された地域で暮らす人々の描かれ方として、一つの定型となっている。放射能への不安はこれからも浮上すると思われる。南相馬を映す際にも原発や放射能にまつわる問題は今後も色濃く影を落とし続けることになるだろう。

このように南相馬の野馬追という一つのトピックから映像を見てみると、「震災からの復興」を描きつつ、それが必ずしも順調には進んでいない現状、そして原発周辺地域の「放射能による復興の妨げ」という「震災」「原発」報道における実際の一端が見えてくる。こうした特徴が時間とともにどのようになるのか、他の地域も含めてテレビが映す経過を今後も追っていく必要があるだろう。

7. 分析から見えた「震災」「原発」の3年

ここまで主に3年間の「震災」「原発」関連番組のメタデータを使用して、テレビが映した「震災」「原発」の3年間について考えてきた。ここから見えてくるのは「震災」「原発」報道の明らかな質の違いである。これをまとめると表3のようになる。表は次の5つの観点からまとめている。1点目が「原発」「震災」の話題としての自立性の問題であり、2点目が「時間」の経過とトピッ

「震災」	「原発」
○「原発震災」としての位置付け	○「震災」からの乖離
○時間の経過と「3月」への強い意味づけ	○日々変化する「問題」と「原発」（「福島第一」「放射線」「汚染水」「大飯」「再稼働」・・・）
○変わらない報道内容（「復興」は半ばであり状況はあまり変わらない）	○「選挙」への争点化（衆院選、参院選、都知事選・・・）
○慰問と復興の象徴としてのセレブリティ	○登場し続ける政治家
○「忘却」の進行	○「変わらない」汚染地域と「終わらない」原発問題

表3 テレビに映る「震災」「原発」の違い

クの変化、3点目が内容の変化と焦点、4点目が頻繁に登場する有名人、5点目が今後の問題ということになるだろう。

今後はここから見えたことを一つの仮説としてとらえ、より詳細な分析を行う必要があるだろう。繰り返しになるがメタデータでわかるのはその報道内容の概要であり、テキストマイニングはそのメタデータから特徴を理解するための「採掘（マイニング）」の作業なのである。深層を知るには個別のメタデータの確認とさらなる番組分析が必要になる。

また言うまでもなく、こうした作業を継続するためには、アーカイブが継続的、安定的に運用されていることが必要であり、こうしたメタデータやそこから導き出された結果の共有は様々な場でなされるべきであろう。

注

- 1) 例えば朝日新聞の記事検索で「風化」という言葉がある記事数を調べると、2011年は416件（うち「震災」も含むのは159件）であったが、2012年には690件（同312件）、2013年は775件（375件）、2014年は12月21日までで804件（375件）となっている。
- 2) 例えばNHK放送文化研究所や日本大学法学部新聞研究所など。ただし、こうした番組は権利処理の関係上、視聴の範囲は限定的なものとなっている（林, 2013）。
- 3) なお、これらの番組・メタデータの収集作業は、法政大学サステナビリティ研究教育機構環境アーカイブズ（現法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ及び法政大学サステナビリティ研究所）の協力のもとで行われた。
- 4) このような受信可能な全番組を同時録画する形で番組を保存し、そのメタデータを取得することが可能なものはほかにもある。JCC社による「ドキュメントアナライザー」などのサービスがその一例であり、本サービスを用いた震災報道に関する分析も既に行われている（目黒・沼田, 2014）が、SPIDER PROのメタデータの特徴は発言内容などが略され、概要的なものとなっている一方で、映像に映る場所に関する詳細や、キーワードが機械的ではなく、人が見て入力されているこ

とにある。

- 5) この頻出語句の検証については、いくつか留意する点がある。ここでいう「出現回数」とはメタデータ内での言葉として何回出現したかという意味であり、放送の中で述べられた、あるいは映し出された回数でもない。またSPIDERのメタデータには「関連ワード」という形で地域（その住所）や施設、用語、あるいは人名などがピックアップされている。今回の分析ではこうした語も含めて分析しているため、内容との重複によりこうした語が上位となりやすくなっている。
- 6) ただし「中央区」や「北区」、「港区」など他の道府県の特別区と同名のものが重複して扱われているため、必ずしも東京都の特別区のそれを指していない場合もある。例えば図8右下で「大阪市」と「北区」が近い位置にあるのは、この「北区」が多くの場合で大阪市北区を意味しているからである。

文献

- DAYS JAPAN編集部, 2012, 『検証 原発事故報道—あの時伝えられたこと (DAYS JAPAN4月号増刊号)』デイズジャパン。
- 遠藤薫, 2012, 『メディアは大震災・原発事故をどう語ったか—報道・ネット・ドキュメンタリーを検証する』東京電機大学出版局。
- 原由美子・山田健太・野口武悟編, 2014, 『3.11の記録—東日本大震災資料総覧 テレビ特集番組篇』日外アソシエーツ。
- 林香里, 2013, 『震災後のメディア研究, ジャーナリズム研究—問われる「臨床の知」の倫理と実践のあり方 (〈特集〉震災後のメディア研究, ジャーナリズム研究)』『マス・コミュニケーション研究』82:3-17。
- 樋口耕一, 2014, 『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版。
- 伊藤守, 2012, 『ドキュメントテレビは原発事故をどう伝えたのか』平凡社。
- 松山秀明, 2013, 「テレビが描いた震災地図—震災報道の「過密」と「過疎」」丹羽美之・藤田真文編『メディアが震えた—テレビ・ラジオと東日本大震災』東京大学出版会, 73-117。
- 目黒公郎・沼田宗純, 2014, 「「現象先取り・減災行動誘導型報道」を実現する方法」『放送メディア研究』11:69-110。
- 南相馬市復興企画部危機管理課, 2013, 「震災の記録—南相馬市」『南相馬市ホームページ』(2014年10月20日取得, <http://www.city>.)

- minamisoma.lg.jp/index.cfm/10,15930,c,html/15930/16.pdf).
- 三浦伸也, 2012, 「311 情報学の試み—ニュース報道のデータ分析から」高野明彦・吉見俊哉・三浦伸也『311 情報学—メディアは何をどう伝えたか』岩波書店, 33-118.
- 日本災害情報学会デジタル放送研究会, 2013, 「検証～東日本大震災～命を支える情報はどうなっていたのか」日本災害情報学会ホームページ (2014年9月3日取得, http://www.jasdis.gr.jp/_userdata/06chousa/dttv/dttv5_report.pdf).
- 日本災害情報学会デジタル放送研究会, 2014, 「～東北地方太平洋沖地震～命を救う情報はどうなっていたのか」日本災害情報学会ホームページ (2014年9月3日取得, http://www.jasdis.gr.jp/_userdata/06chousa/dttv/hbf-report_dttv4.pdf).
- 田中孝宜・原由美子, 2011, 「東日本大震災 発生から24時間 テレビが伝えた情報の推移」『放送研究と調査』61(12): 2-11.
- 田中孝宜・原由美子, 2012, 「東日本大震災 発生から72時間 テレビが伝えた情報の推移～在京3局の報道内容分析から～」『放送研究と調査』62(3): 2-21.

西田 善行 (ニシダ・ヨシユキ)
法政大学大原社会問題研究所

生活情報番組における「放射」報道の変化
～報道番組アーカイブのメタ・データよりみる人為時事性の考察～

Shift of The News Reports of Radiation in Lifestyle Information Programs
— Thinking about “Artificiality” from Meta Data of News Programs Archive

加 藤 徹 郎
Tetsuro Kato

Abstract

This paper uses metadata on terrestrial broadcasting programs in the greater Tokyo area collected and stored by the Hosei University Environmental Media Archive to analyze reporting on radiation in lifestyle information programs. Our analysis used the KH Coder text-mining software to analyze content by the terminology used in the metadata.

First, the results of studying data split into half-year segments showed that while the topics reported on in each period did show some changes over time, when viewed from an overall perspective there were no sudden changes in the topics themselves. Rather, it could be pointed out that the structure of reports on radiation was formed through various coexistent topics increasing and decreasing in volume. At the same time, a look at the interrelations between words and phrases in monthly data shows that sporadic topics not directly related to the earthquake that was a topic of interest at the time, such as the criteria for choosing foods, issues related to resumption of operation or accidents at other nuclear power plants, and issues related to leakage of radioactive water, were reported in ways loosely connected to reporting on the accident at the Fukushima Dai-ichi Nuclear Power Plant. Lastly, this paper reconsiders the results of the above analysis within a theoretical interpretive framework, pointing out the importance of such an analysis for elucidating how the sequence of the flow of reporting on television forms what Derrida called an “artificiality.” We also discuss the limitations and possibilities of media theory analytical methods in the handling of archive data as case studies.

Keywords: Lifestyle Information Programs, News Reports on Radiation, text-mining, flow, Artificiality (L’artefactualité)

要 旨

本稿は、法政大学環境報道アーカイブが収集・保管している関東地上波放送番組のメタ・データを使用し、

生活情報番組における「放射」報道について分析したものである。分析にあたっては、テキストマイニング・ソフト、KH Coder を使用し、メタ・データにおいて使用される語彙についての内容分析を行った。

まず、半年ごとに区切ったデータについて検討した結果、ここでは各期間に取り上げられるトピックは、その時々によって変化はみられるものの、全体的にみるとトピックそのものが突然入れ替わるわけではなく、むしろ並立する様々なトピックがそのボリュームの増減を変えていることで、「放射」報道の構成が成り立っていることが指摘できる。一方、月ごとのデータにおける語句の相関関係を見ると、食品の選定基準や他の原発における再稼働・事故問題、汚染水漏れ問題など、その時々で話題となっている震災とは直接に関係のない散発的なトピックが、福島第一原発の事故報道と緩く結びつけられて報道されていることが分かった。本稿では最後に、以上の分析結果を理論的な解釈枠組みのなかで捉えなおし、テレビの「流れ」としてのシーケンスが、J・デリダのいう「人為時事性」をどのような形で構築しているかを明らかにするためにも、こうした分析の重要性を指摘している。併せて、アーカイブデータを事例として取り扱う際の、メディア論的な分析手法の限界と可能性についても言及している。

キーワード：生活情報番組，放射報道，テキストマイニング，流れ，人為時事性

1. はじめに

私たちは普段、テレビを視聴するという行為と、時事問題を知ることとのあいだに、どのような距離感を保っているのだろうか。もちろん、その仕方は多様であり、人によっては、その日にあった出来事を確認するために、夕食時にニュースを見ることが日課であったり、さらに遅い時間帯のイブニング・ニュースを、ゆっくりチェックしたりするという場合もあるだろう。また、さらに問題を深く知りたい時には、そのテーマに沿ったドキュメンタリーや特集を丹念に追うということなどもあるかもしれない。

一方、出勤・登校前の朝の時間帯や、昼食時の休憩室で、何気なく流れているテレビのフラッシュニュースから、当座の世の中について知る、という場合もある。朝のせわしい時間帯に、(言い方は悪いが)時計代わりにつけていたテレビから、あるいは、昼の休憩中に仕事仲間や友人とお喋りをしつつ、気散じ的につけていたテレビから流れてくる短いニュースに、ふっと気を止めてしまうということはおそらく誰にでも経験があるのではないだろうか。

ところで、2011年に起きた東日本大震災と福島第一原発の事故から、もうすぐ4年が過ぎようとしている。この間、筆者の暮らしている関東圏内においても、テレビ各局はことあるごとに様々な形態で報道を行ってきた。一方、それらの番組を視聴する側も、録画機器の進化によって、現在では個人レベルから、研究機関などの団体レベルまで、多量の番組の保存・収集が可能になってきている。

こうした経緯から、件に関する番組をアーカイブしていくことの意義は、震災以来さかんに議論されてきたし、じっさい、法政大学環境報道アーカイブにおいても、相当数の番組を収集してきている。しかしそうして収集された番組および、そこに付与されたメタ・データを用いながら、長期的なパースペクティブで報道内容を検証していく研究となると、まだまだボリュームが薄いと考えられる¹⁾。ニュースやドキュメンタリーのような「正統的」な報道番組はもちろん、冒頭で示したような、それ以外のケースで報道される震災・原発問題のあり方と、その意味についても論考が必要だろう。

暮らしの隙間にふいに飛び込んでくるニュー

ス、その総体を俯瞰して眺めてみたとき、出来事の構成はどのようなものとして現れてくるのか。本稿では、こうした問題関心にもとづき、いわゆる「生活情報番組」を事例として、法政大学環境報道アーカイブが収集した番組メタ・データを分析してみたい。具体的には、震災・原発報道の中でも、特に私たちの生活と密接に関わっている「放射」能に関するトピックに焦点を当てる。3・11よりこれまで、長い時間の中で培養されてきた、原発にたいする私たちのアクチュアリティとは何か、それを問いたいのである。

2. 分析の射程と分析素材の概要

2-1. 「生活情報番組」とはなにか

ここではまず、「生活情報番組」というカテゴリーについて確認しておこう。本論が取り上げる「生活情報番組」とは、具体的には、いわゆる“広義のワイドショー”をさす。石田佐恵子によれば、ワイドショーは、アメリカのNBCテレビにおける『TODAY』をモデルとして、1964年に現在のテレビ朝日が『木島則夫モーニング・ショー』を放送したのが嚆矢とされる。番組の成功にともない、その後NHKをはじめ民放各局が追随し、1970年代のはじめには各局が朝・昼2つの時間帯にこうした形式の番組を定着させていったという(石田、1998、pp106-109)。

その後のワイドショーの変遷を、石田は60年代後半から70年代にかけての「定着期」、80年代における「飛躍期」、90年代における「拡大期」と、3つの区分に分けて論じている。「定着期」は、視聴者を主に《主婦》や《奥様》といった対象に限定し、そうした層に「特有の関心、特有のテレビの見方というものが存在するという認知枠組みを広く一般に広めていった」時代であるとされる。情報の「新奇性」——つまり、見た目の斬新さと意外性のある情報を矢継ぎ早に盛り込み、その流通と消費こそが番組の性格を決めるという、ワイドショー独特の情報提供のあり方も、この頃、確立された。

「飛躍期」は、VTRカメラの軽量化と小型化が進んだことで、いわゆる“レポーター”の役割が増し、「突撃取材」という取材形式が主要なものとなっていく時期である。そこでのレポーターの語りは、「現実におこったことを(時に過剰なまでに)感情喚起的な〈物語〉として」構成し、映像のスペクトルも加わりながら、「魅了されるような、奇妙な、不思議な、驚くべき、恐怖をあたえる、悲惨な〈物語〉」として表出されるようになっていった。したがって、この時代はまだ「報道ニュース一般」と「ワイドショーの〈物語〉」は、対比的に区別されていたという。当時のニュースが客観的に「直接的に私たちの住む生活世界を《現実》として言及」していたのに対し、ワイドショーが提供する情報は、あくまで「〈有名人〉といった人々の〈世界〉」を中心に〈物語〉化され、それらがきわめてセンセーショナルに取り上げられていたのだった。

ところが、「拡大期」に入ると両者は接近し、報道ニュースの語る《現実》と、ワイドショーが表現する〈物語〉の境界は、しだいに曖昧なものになっていく。背景には、報道に効果音やBGMを多用してドラマ仕立ての表現形式を取り入れた「ニュースショー」と呼ばれる番組が登場しはじめたこと、一方、ワイドショーの側も徐々に、これまでの感情喚起的〈物語〉以外のものとして、取り扱う題材に「社会関連ニュース」の割合を増やして行ったことなどが挙げられる。それは「情報の見せ物化」ともいえる現象でもあったが、しかしこの時期は同時に、ワイドショーそのものが自らの立ち位置を失っていく時期でもあった。石田によれば、1995年の「阪神・淡路大震災」と「オウム真理教サリン事件」、さらにその後明らかになった1996年の「オウム・ビデオ問題」を通じて、世間では「ワイドショー＝俗悪文化論」が大きく噴出していったという。このような経緯を通じて、事件の当事者でもあったTBSが、ワイドショー番組を打ち切ってしまったのである。結局、この時期をターニング・ポイントに、報道とワイドショーは、その境界を再編する動きに転じ

ていく（以上 石田、同、pp106-115）。

こうした一連の流れからは、「情報の見せ物化」に肥大した報道機関としてのテレビ局のあり方を、是正しようとする動きがうかがえる。「ワイドショー＝俗悪文化論」の噴出は、情報の「新奇性」に偏りつつあったテレビの立ち位置を問い直すものだったからだ。ところが、現実とは違ったようである。むしろこうした、ワイドショーがもたらす情報のスキャンダラスな側面がこのころ問題化しはじめたために、逆にワイドショー枠の中に、報道系の内容が「よりわかりやすい」かたちで入ってくるようになったのである。

よくよく考えてみれば、昨今、「ワイドショー」という言葉はあまり耳にしない。むしろそれらは「情報系」とか「情報バラエティ」などという名で呼ばれるようになった印象がある。ワイドショーとしての時間枠は残されつつも、放送されている内容からは、ワイドショー的な奇抜さや過激なイメージはあまり感じられず、より人口に膾炙する、エンターテインメント性の強い内容になったような印象をうける。現在のこうした状況を、山田健太は、以下のようにまとめている。

報道という概念を少し広げてみるとどうなるか。すなわち、古典的〈報道〉の周縁には一時「ニュースショー」などと呼ばれた〈報道系〉が存在し、さらにそれと一部重なる形で多くの〈情報系〉番組が放送されている。さらにこの情報系は、エンターテインメント的要素を増し、いわゆるワイドショーも包含するし、旅・グルメ番組などの情報提供問題にもウイングをのばしている。（山田、2006 = 2014、pp803-804）

先に論じた石田の整理に山田の指摘を付け加えると、現在、ワイドショーは《主婦》《奥様》向けの番組というカテゴリーを抜け出し、より一般的なエンターテインメントを目指していること、また報道の分野においても、80年代に登場した「ニュースショー」が定着して〈報道系〉となり、

両者の融合がより推進されていると考えられる。

山田によれば、現在では「情報系番組のニュースコーナーを報道局が担当したり、報道番組に制作局スタッフが協力するなどの『相互乗り入れ』も一般的」であり、また「情報系番組に『記者』という名のタレントリポーターが登場し、『××報道特集』という企画モノのコーナーが設けられることで、テレビで伝えられるニュース的なものを、丸ごと『報道』と認識する事態」が生じているという。その理由としては、テレビ各局において、かつては歴然と区別されていた報道系制作部門と情報・ワイド系制作部門が、組織改編によって統合されていったことが挙げられる。そしてそれは、ある意味テレビの「宿命」でもあると山田はいう。つまり、こうした境界の「希薄化」と「同質化」は、テレビ局が報道黎明期において、新聞をモデルとして番組制作をしていた時代から、広く受容される、よりテレビ的な「わかりやすさ」を追求していったことの帰結であると、山田は指摘するのである（山田、同、pp807-809）。

今日の視聴者からすれば、多少の硬軟のちがいはあれ、〈報道系〉も〈情報系〉も、ほぼ同じ認識のなかで見ているというのが実情なのではないだろうか。実はここに、本稿が「生活情報番組」を“広義のワイドショー”とする理由がある。かつて「朝の情報番組」と呼ばれていた早朝枠のニュース番組も、現在ではストレートニュースのみで構成されているとは言いがたく、フラッシュニュースや芸能・エンタメ等、様々なジャンルの複合で構成されている。一方で、午前中から夕方にかけて放送されることが一般的であった「ワイドショー」枠においても、石田が指摘していた有名人をセンセーショナルに取り扱う〈物語〉は相対的に少なくなり、むしろ注目を集めているニュースを、パネルなどを使用しながら「わかりやすく」解説する番組が多くなってきている。番組構成や扱うニュースの数など、細かいことを検討する余地はあるが、概して両者の内容は似通ってきていると考えられる。

こうした観点から、本稿では早朝4～5時台か

ら夕方4時までに放映される報道系・情報系番組を「生活情報番組」ということにしたい。もちろん、番組によっては、ニュースに近いもの、エンターテインメント性を多く取り入れているもの、それぞれ構成は様々ではある。しかしこれまでのまとめを考慮すれば、そうした状況こそがむしろ「生活情報番組」というカテゴリーを特徴づけているのだと本稿では考えたい。そしてそうした番組枠の中での報道のあり方、ひいては「放射」能報道のあり方を、ここでは問いたいのである。報道、芸能、グルメに旅行、お得なまめ知識まで、雑多なトピックが矢継ぎ早に流れてくる番組枠のなか、「放射」能に関する情報は、いったいどのような量と質をもって、私たちに届けられているのだろうか。

3. 分析

3-1. PTT 社 SPIDER_PRO のメタ・データについて

以降は実際に、先の定義にもとづいて、生活情報番組における放射能の扱いがどのようにになっているのか、分析を行っていきたいと思う。分析にあたって、素材はPTT社 SPIDER_PRO が提供する、番組メタ・データを使用した。SPIDER_PRO とは、約2週間分の地上波デジタル放送が全録可能なハードディスク・レコーダーのことで

あり、かつすべての番組に関するメタ・データがPTT社よりオンラインで提供される。法政大学環境報道アーカイブでは、この SPIDER_PRO を用いて、2011年8月から現在まで、震災・原発問題に関連したニュース、ドキュメンタリー、バラエティなどの各種番組、および全てのメタ・データを収集・保存している。

メタ・データの種類には番組全体の概要を示したものと、CMのデータ、さらに番組を細かく内容ごとに区切った“コーナー”と呼ばれるものがある。また、全てのメタ・データには「放送局」「開始日時」「終了日時」（コーナーに関してはそれぞれの開始・終了日時も記述される）「番組内容」「出演者」の各項目が付与され、放送された番組全てのデータが配信される。さらに、こうしたメタ・データの中から、検索キーワードを用いて放送内容を絞り込むことも可能である。

本稿は3・11以後、生活情報番組の中で放射能がどのように扱われてきたかを問うものであるから、環境報道アーカイブが所有しているメタ・データのうち、2011年8月から2014年7月までのデータについて、まずは「放射」というキーワードで絞り込み、番組を抽出していった。また、先に述べたように、生活情報番組は多様なジャンルの総合体として番組が成立している以上、番組単位のメタ・データを検討しても意味がない。そ

【表1：取り扱った主要な生活情報番組一覧】

NHK	おはよう日本	TBS	早ズバツ！ナマたまご
	あさイチ		(みのもんだの)朝ズバツ！
	こんにちは いっと 6けん		はやちゃん
	お元気ですか 日本列島		あさちゃん
	情報まるごと		はなまるマーケット
日テレ	Oha! 4 NEWS LIVE	テレ東	いっぷく！
	ZIP!		ひるおび！
	ウェークアップ! ぶらす	フジ	L4YOU プラス
	スッキリ!!		めざにゅ～
	PON!		めざましテレビ
ヒルナンデス!	とくダネ!		
テレ朝	情報ライブ ミヤネ屋	ノンストップ!	
	グッド! モーニング	知りたがり	
	モーニングバード!	アゲるテレビ	
	ワイド!スクランブル		
	やじうまテレビ!		

ここで、コーナーに関するメタ・データのみを対象とした。具体的な番組名は【表1】に示してある。ここでは、体裁としてはニュース番組に近いと思われるものでも、番組HPなどを参照し、「報道・情報系」などと記述してあったものに関しては、すべてピックアップするようにした。また番組によっては週末、例えば『めざましどようび』など、タイトルを若干変えて放送する番組もある。しかしこれらの番組は、内容的にみてウィークデーに放送されるものとはその構成をかなり変えている。そうした点から、今回は対象を月～金曜日の、早朝5時から夕方4時までの生活情報番組だけを分析対象に絞り込んだ。

その総数をグラフにしたのが、【表2】となる。SPIDER_PRO から提供されたメタ・データのうち、点線がキーワード「放射」を含む全ての番組を示し、実線が生活情報番組のみに対象を絞ったものを示している。見ると、両者のラインの軌道は、ほぼ平行に動いていることがわかる。従って、全体的な世相の中で「放射」という言葉が注目を集める時期に応じて、生活情報番組もそれを追っていることがうかがえる。また、西田(2014)は、本稿と同じメタ・データを用いて、「震災」「原

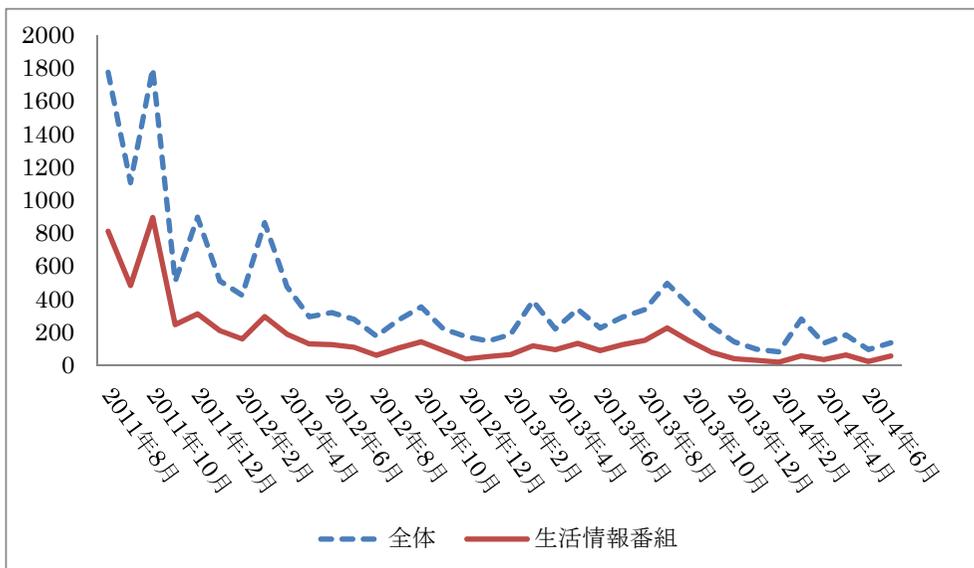
発」というタームをキーワード検索し、その内容を分析しているが、そこでは震災のあった2011年から現在にかけて徐々に報道件数が減少してきていること、また震災のあった3月と半年後の9月、それから一年をふりかえる年末に集中的に記事が増えるという、カレンダージャーナリズムの傾向があることが指摘されている。これは本稿が対象とする「放射」においても、同様の指摘ができるだろう。

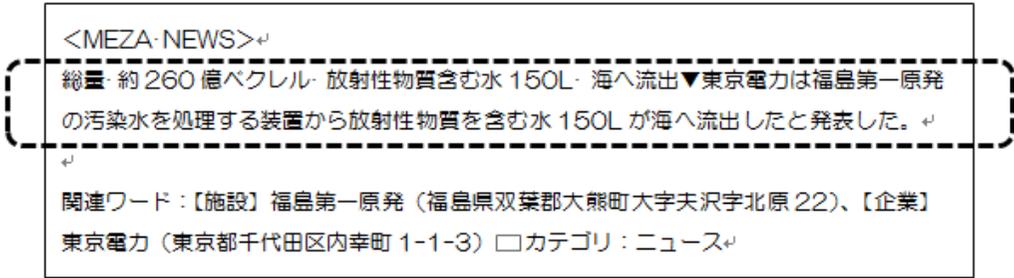
3.2. KH coder について

次に、このように生活情報番組にのみ絞ったデータを、KH Coder というテキストマイニングソフトにかけて解析を行った。KH Coder は、分析対象全ての語句を「形態素」という単位で分節化し、使用された用語の数や、それぞれの用語の連関を分析するソフトである。

ただしここでも、メタ・データの調整をおこなった。具体的に、メタ・データは【図1】のように示される。まず、「タイトル」が山カッコでくくられ、「本文」、「関連ワード」と続く。【図1】の例でいえば、このままの状態では分析にかけてしまうと、本文にある用語と「関連ワード」の項目に

【表2：「放射」で抽出されたメタ・データ数】





【図1：SPIDER PROによるメタ・データの記述例】

ある用語 — この例では‘福島第一原発’と‘東京電力’ — が重複して計上されてしまう。そこで、本稿においてはこのような「関連ワード」に関しては全てを削除し、本文のみを分析対象とした。なお、山カッコでくくられているコーナーのタイトルに関しては、見出しとしてそのまま残している。KH Coderは、それぞれの用語について見出しか本文かを設定することができ、それぞれの階層に応じて分析の対象・範囲を選択することができるからである。なお、メタ・データの内容に関しては、番組内で流されるフラッシュニュース、コーナー特集、解説、コメントなど、「放射」検索で引っかかったものに関しては、全て採用している。

3-3. 対応分析

それでは、実際の分析に移っていこう。本稿ではまず、上記メタ・データを2011年9月より半年ずつ区切ってコーディング・シート作成し²⁾、対応分析をおこなった。対応分析とは、それぞれのフェイズ（本稿でいえば半年ごとの区切り）の中で特徴的な語句が、どのような頻度で使用されているのかを分析する手法である。

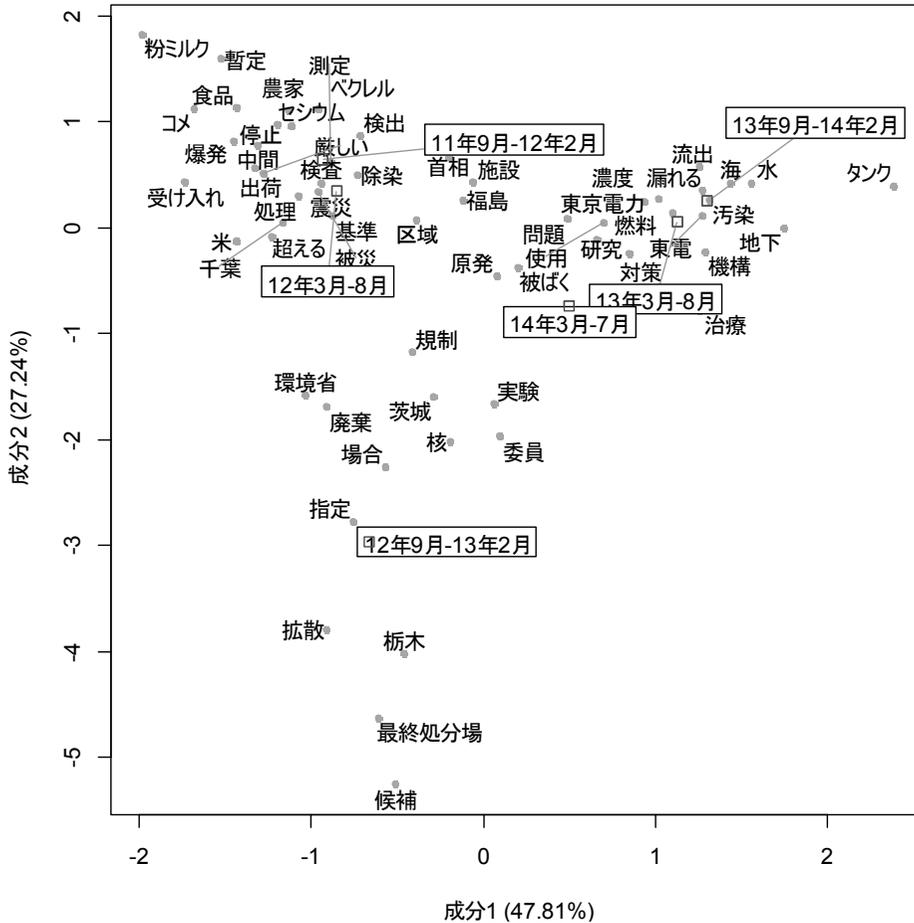
今回は最小出現数を上位60語に絞って分析をおこなった。それが【図2】である。

縦軸と横軸、それぞれ0の交差点を中心とし、それぞれのフェイズで共通して使用される語句ほど中心に集まり、各フェイズに特徴的な語句は、その期間に特有であればあるほど、中心から離れて表示される。また、それぞれの語句の距離は、

近ければ近いほど緊密な関係があることを示す。なお、縦軸横軸の目盛りと各語句の配置は、あくまで中心を起点にKH Coderが自動作成するものであり、特に意味はない。

見ると、「福島」「原発」は当然中心に位置し、全期間にわたって使用されている。その一方で、各フェイズを細かく見ていくと、それぞれの時期で話題とされる内容が違っていることがわかるだろう。【図2】は時系列的には、図の左上から反時計回りに進んでいる。左上には「11年9月－12年2月」のブロックと、「12年3月－8月」のブロックが重なって表示され、この時期は1年を通じて関心をあつめるトピックが重なっていたことがわかる。そこでは「除染」や「処理」「受け入れ」「中間」など、汚染廃棄物や中間貯蔵施設に関係する語句が並ぶのはもちろん、「コム（米）」「食品」「農家」「出荷」「超える」「検出」など、放射線物質と食に関するトピックに関心が高まっていたことがうかがえる。

「12年9月－13年2月」のフェイズになると一転、取り上げられるトピックの量も減り、それぞれの語句の緊密度も低くなる。中心の「福島」「原発」に関連して「環境省」「規制」「委員」などの政策関連のトピックがある一方、「栃木」「最終処分場」「指定」「候補」など、最終処分場の候補地をめぐる問題がこの時期議論されていたことがわかる。また、「拡散」という語句も見られ、SPEEDIの是非をめぐる議論が取り上げられていたことがわかる。総じてこの時期は、原発をめぐる当座の問題や、私たちの生活に直接関連する



※総抽出語数（使用）541,365(233,313), のうち、出現数 180 以上の 177 語から特徴のある 60 語を表記

【図2：対応分析表（半年ごと）】

食に関するトピックは後退し、むしろ事故の事後処理に関心が集中していったことを示していると考えられる。

ところが、「13年3月－8月」「13年9月－14年2月」のフェイズになると、再び「福島」「原発」に密接に関連したトピックが持ち上がる。「海」「流出」「水」「漏れる」「汚染」「地下」「タンク」などの語句が非常に強く関連し合い、汚染水貯蔵タンクに水漏れが発覚し、海に漏れ出ている事案が盛んに取り上げられている様子が読み取れる。

「14年3月－7月」は、最も「福島」「原発」から近いが、反面特徴的な語句は少ない。先の報道件数のグラフからいっても、この時期はほとん

ど「放射」について取り上げられることが少なくなっている時期でもある。それらを考慮すると、この時期は逆に報道内容じたいが馴致され、形骸化されたものが中心になり、特徴的な事例はあまり取り上げられなくなると推察することができる。

3.4. コード出現率とバブルプロット

では次に、対応分析で得られた知見から、あるコードを複数設定し、それらが3年間という時間の流れのなかでどのような推移をしていったかを見てみよう。前節で分析した事例が、使用されている語句をいわば俯瞰的に把握するものであると

すれば、今度はそれらが、どのようにかたちで関連し合っているのかを見ていきたい。

KH Coderには、任意であるコードを設定し、テキスト全体のなかで、そのコードに付与された語句がどのようなボリュームで使用されているか、分析する機能がある。言葉単体というよりも、もう少し大きな「概念・コンセプト・事柄」といったものが、全体の中でどのように推移しているのかをみるのにこの分析は適している(樋口、2014、p44)。

前節の分析から、ここではまず「放射性物質と食」に関するもの、「汚染」に関するもの、「地理」に関するものと焦点を大きく3つに絞り、KH Coder内にある文書検索機能を用いて、その用例を調べた。その上で、これら3つのキーワードに付随して多く用いられている語句を複数ピックアップし、ひとまとめの「概念」を示すコーディング・シートを作成した。概要を示すと、以下のようになる。

- ・放射性物質…「セシウム」「ストロンチウム」「ベクレル」「シーベルト」など、具体的な放射性物質やその値などを指す語句の集まり
- ・食…「米」「農産物」「ミルク」「魚」「飲料水」など、私たちの基本的な食生活に関わるもの。
- ・地理1(避難区域全般)…「避難地域」「特別警戒区域」「帰宅困難区域」など、被災地に関わる語句の集まり
- ・地理2(広域または廃棄物関連)…「拡散」「予想」「指定廃棄物」「がれき」「最終処分」など、

広域な範囲で放射能の影響に関わってくる語句の集まり

・汚染1(除染に関連)…「汚泥」「汚染土」「汚れ」「取り除」など、除染に関連する語句の集まり

・汚染2(水のみ)…「汚染水」「汚水」

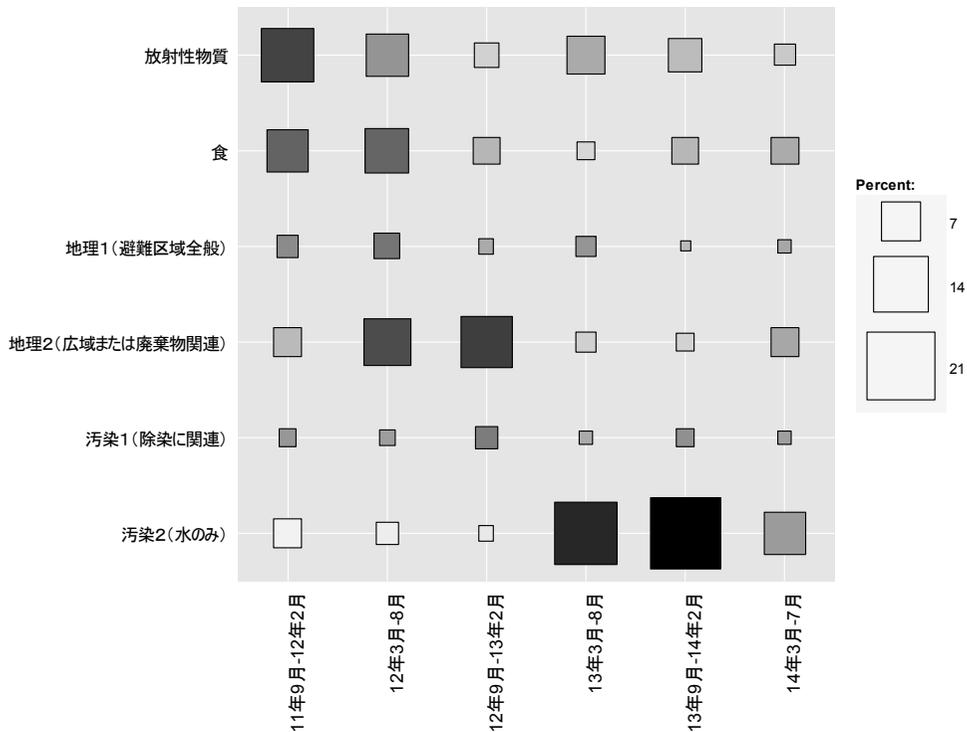
ここでは、先に大きく3つに絞った焦点から、抽出したい概念に合わせて、さらにそれぞれ2つのコードを形成している。まず、「放射性物質と食」に関しては、これだと用例が多すぎて抽出したいポイントがぼやけてしまう可能性があることから、両者は別々のコードとして設定した。同じカテゴリでまとめるよりも2つに分け、それぞれの相関を見た方が良いと判断したからである。次に「地理」についても、被災地、特に避難地域や警戒地域に言及している語句と、拡散予測や最終処分場をめぐる議論に現れる語句とは別のコードに設定した。同様に「汚染」に関しても、13年の汚染水漏れ問題は分けて分析する必要があると考え、汚染土やその除去をめぐる語句とは別にした。

結果は【表3】と【図3】の通りである。具体的な数値を用いての解釈は煩雑となるので、ここでは【図3】のバブルプロットを用いて説明していこう。見ると、3-3で見えてきた半年ごとのフェイズで区切られたテキストと、筆者が設定した6つのコードがクロス集計されている。それぞれの四角(バブル)の大きさは、それぞれのフェイズで使用されている語句全体に対する、コーディングに用いた語句の割合を示している。またバブルの色の濃淡は、コードごとに見た横の連関同士の偏差を現し、色が濃いほどその時期に特徴的な語

【表3：対応コード分析】

	放射性物質	食	地理1 (避難区域全般)	地理2 (広域または廃棄物関連)	汚染1 (除染に関連)	汚染2 (水のみ)	ケース数
11年9月-12年2月	720 (12.87%)	452 (8.08%)	119 (2.13%)	206 (3.68%)	71 (1.27%)	197 (3.52%)	5594
12年3月-8月	264 (8.17%)	279 (8.64%)	97 (3.00%)	318 (9.84%)	36 (1.11%)	74 (2.29%)	3231
12年9月-13年2月	56 (2.81%)	64 (3.21%)	19 (0.95%)	246 (12.34%)	45 (2.26%)	19 (0.95%)	1993
13年3月-8月	186 (6.48%)	46 (1.60%)	54 (1.88%)	51 (1.78%)	20 (0.70%)	522 (18.18%)	2871
13年9月-14年2月	120 (4.91%)	83 (3.39%)	11 (0.45%)	34 (1.39%)	37 (1.51%)	552 (22.57%)	2446
14年3月-7月	23 (2.02%)	40 (3.51%)	10 (0.88%)	42 (3.69%)	10 (0.88%)	90 (7.90%)	1139
合計	1369 (7.93%)	964 (5.58%)	310 (1.79%)	897 (5.19%)	219 (1.27%)	1454 (8.42%)	17274
カイ2乗値	352.481**	262.467**	68.904**	519.922**	26.255**	1466.114**	

(** P<.01, * P<.05)



【図3：対応コード分析（バブルプロット）】

句として使用されていることを示している。

まず「放射性物質と食」に関しては、縦軸に対しても横軸に対しても、これらの語句が取り上げられる割合は、ほぼ似たようなパーセンテージで推移しており、両者が互いに相関し合っていることが読み取れる。放射性物質に関しては、「13年3月－8月」の汚染水漏れ事件が浮上した時期に、一度割合が増えてはいるものの、両者は原発事故が起こった年の11年から12年の8月くらいまでは強い関心を集め、その後はある程度の割合を維持しながらも、当初の騒ぎよりも沈静化していることが読み取れるだろう。

「地理」に関していえば、被災地である避難区域全般に関するトピック（汚染1）は、比較的似たような割合で推移していることがわかる。しかし、廃棄物関連の語句（汚染2）については、特に最終処分場候補地についての議論が活発になり、栃木県がそのひとつに選定されると、取り上げられる割合は一気に増加していく。

しかし、それでも福島第一原発で汚染水タンクの水漏れが判明すると、最終処分場問題の割合は忘れ去られたかのように急に小さく、色も弱くなってしまふ。逆に「汚染水」に関する「汚染2」は、もちろん事故直後から汚染水の海水流出問題は報道されているわけだが、タンク漏れという重大事件が発生したとたん、急激に割合が増え、盛んに取り上げられるようになっていく。

こうして見ていくと、それぞれのトピックは、3-3節で見たように、「放射性物質と食」の問題から、「最終処分場」の選定、そこから「汚染水問題」へと、その時期によって特徴的な話題が存在し、突出して目立ってはいるものの、ある時期に顕著な特定の事項のみをひたすら扱っているわけではないことがわかるだろう。「放射」報道はその内容をドラスティックに変化させているわけではない。むしろ様々なトピックが同時進行的に取り扱われながら、その時々々の注目や関心度によって、扱われる振れ幅が変わってきているのである。

もうひとつ、ここでは留意しておきたい事項がある。それは取り扱われる事項が帰属するアジェンダが、関東に帰属するか、被災地に帰属するかによっても、報道の量に差が出ているということである。「地理1」「汚染1」は、コードの性質からいって被災地の実情に言及しているトピックであることにも注意しておこう。これらは、一定程度は扱われながらも、ほかのコードに比べ総じて低い割合で動いている。ここから、関東キー局の生活情報番組に限っていえば、自分たちの暮らしに関連するトピック（放射性物質と食）、関東圏に放射能の影響が起ころえそうなトピック（最終処分場問題）、全国的な社会問題となりうる政治的トピック（汚染水問題）は、メディア・アジェンダとして表出しやすい傾向があることがわかる。その一方で、事故の現場である被災地やそこでの取り組みは、他のトピックに比べると極めて少なく、一定の割合でしか取り上げられていないのである。

3-5. 共起ネットワーク分析

3-3、3-4節では、期間を半年ごとに区切りながら、3年という時間の流れのなかで、生活情報番組が「放射」に関連してどのようなトピックを付与しているのかをみてきた。俯瞰的にみれば、取り上げられるテーマは時期ごとに変化しているように見えるが、コードを付してそれぞれの流れを追っていくと、それぞれのトピックはボリュームを増やしたり減らしたりしながら、意外にも共存しながら取り上げられていることがわかった。

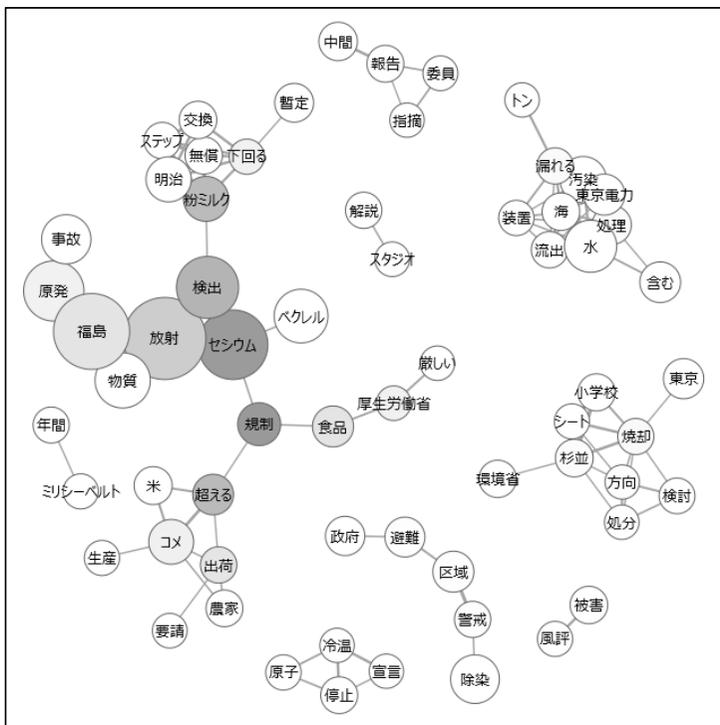
では、もっと細かい単位で見てみるとどうだろうか。これまでの事例は、福島第一原発の事故に対する、放射能汚染や食に対する不安といった、いわば3・11以降の日本社会で、「放射」という言葉に向けられる全般的な、大きな関心事項を取り扱ってきたに過ぎない。もちろん、大きな視野で問題を眺めるさいには、こうした動きを確認することは重要だと思われる。しかし、もっと局所的にこの問題にアプローチしたとき、そこにおける語句の連関は、どのように変化しているのだら

うか。

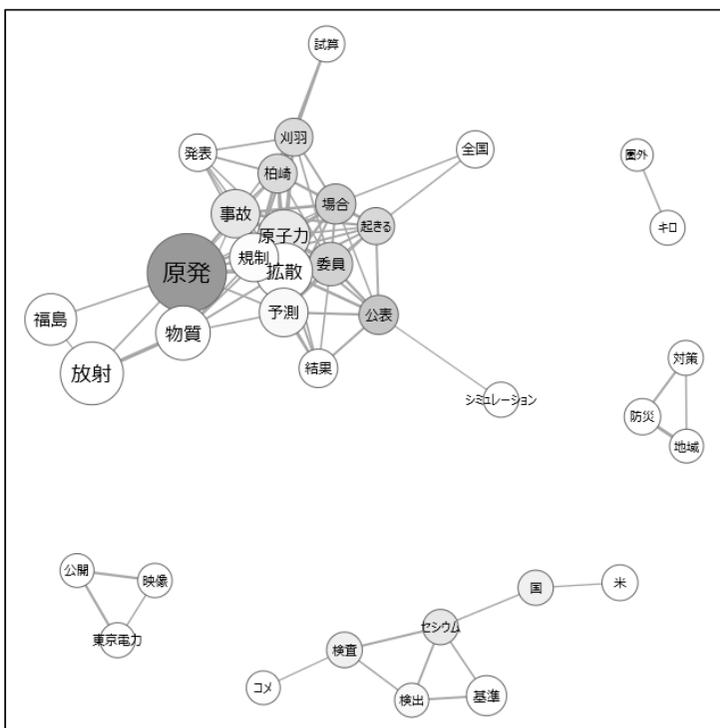
以下では、これまで半年に区切って見てきた語句の連関を、さらに細かく月ごとに分けて分析していく。手法としては、共起ネットワーク分析を使用する。この手法を用いると、「出現パターンの似通っている語、すなわち共起の程度が強い語を線で結んだネットワーク」で結ぶことができる（樋口、同、p155）。ただし全ての月についてこれを検討するわけにもいかないの、ここでは特集の組まれやすい3月と年末12月以外で件数の多かった月、すなわち「2011年10月」「2012年10月」「2013年5月」「2013年9月」をケース・スタディとして検討してみよう。なお、分析をするにあたっては、月によって語数に開きがあるので、最小出現数については利用する言葉の数が大体100語前後に収まるように調整した。同様に、その月によって出現する言葉も違ってくるので、一度分析をかけたのち、併合して使用した方が良い語句（例えば「野田」「首相」など）については、その月ごとにできるかぎり強制抽出をかけている。また、描画する共起関係（線のつながり）はすべて60にして分析をおこなった。

・2011年10月

この月は、震災後まだ半年という事情を反映してか、比較的さまざまな共起関係が出現している。左側の福島原発と緊密に関係している語句としては、「放射」「検出」「セシウム」がブリッジとなり、「検出」には明治乳業の粉ミルク問題が強く関連しており、「セシウム」には「規制」を経由してコメの出荷問題、それから厚生省の食品選定基準が結びついている。一方、この時期は汚染水問題も取り上げられているが（右上）、ここにおける共起関係は、福島原発に強く関連しているというよりも、事故の責任主体である東京電力とともに共起している点が特徴的である。また、関東ローカルのニュースとして、杉並区の小学校校庭において放射性物質が確認され、その処理にあたった事例も浮上している。



【図4：2011年10月】



【図5：2012年10月】

・2012年10月

先の対応分析ならびに対応コード分析においては、「放射」問題が当座の福島原発問題から、それ以後に生じた諸問題に移行した時期でもあった。この月の共起関係も、それを反映した結果が出たといえるだろう。いぜん、中央下にコメの出荷基準に関するブロックがあるものの、むしろ注目したいのは右上のブロックである。見ると、「原発」という語が強く現れているが、「福島」はむしろ外縁へと押しやられており、中心的な事項は「原子力」「規制」「委員会」や「拡散」「予測」となっている。また、それらと強く結びついているのは「柏崎」「刈羽」原発再稼働問題である。従ってこの時期の「放射」報道は、完全に原発事故を直接取り扱っているのではなく、むしろ再稼働問題や SPEEDI の是非をめぐる問題といった、全国をとります政治的アジェンダへと議論が傾いていたことがわかる。

・2013年5月

この時期は、汚水タンク漏れ事件がまだ発覚する直前の時期である。したがって「福島」「原発」に関する語句の結びつきは弱く、また汚染水問題も分析結果に現れてはいるものの、それほど強く共起を見せていない。それにもかかわらずこの月に「放射」の報道件数が増えているのは、茨城県東海村の J-PARC において、実験中に放射性物質が漏洩し、作業員・研究員あわせて 34 人が被ばくしたという事故が起きたからである。【図 2】で示したように、2013 年は明らかに「放射」に関する報道が減少し、そのまま安定していく時期にあたる。しかし原発関連の事故が起これと、それがたとえ福島第一原発に関するものでなくても、関心は集まるのである。本稿の趣旨に即して言えば、社会的関心事項として「放射」問題は、いぜんナーバスなものを抱え込んでいたと指摘できるかもしれない。福島第一原発に関する直接的な報道は少なく、関心はやや薄まったかのように見えても、それでも潜在的不安は通底にあり、ひとたび刺激が加えられると、とたんにトピック数

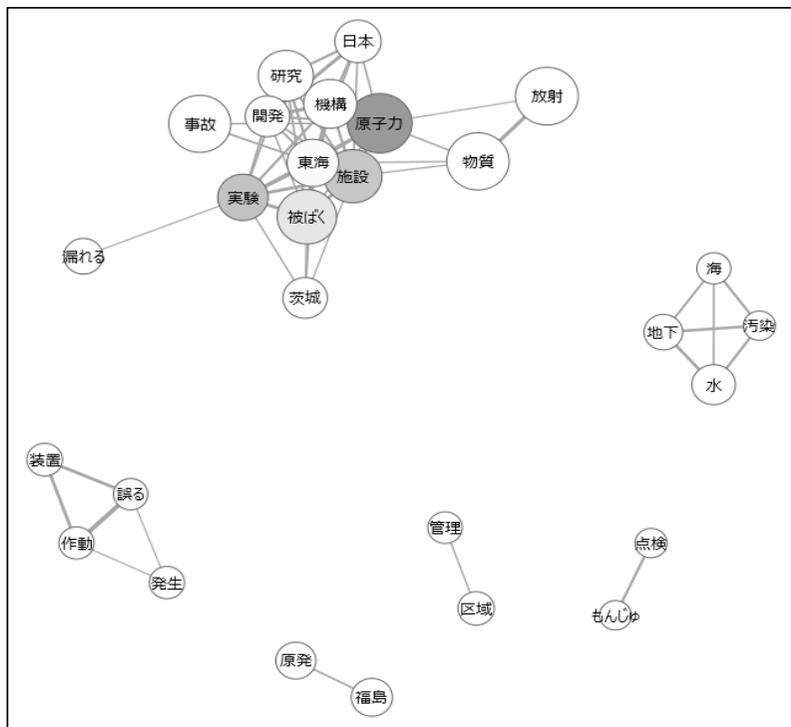
が急浮上する様子うかがえる。

・2013年9月

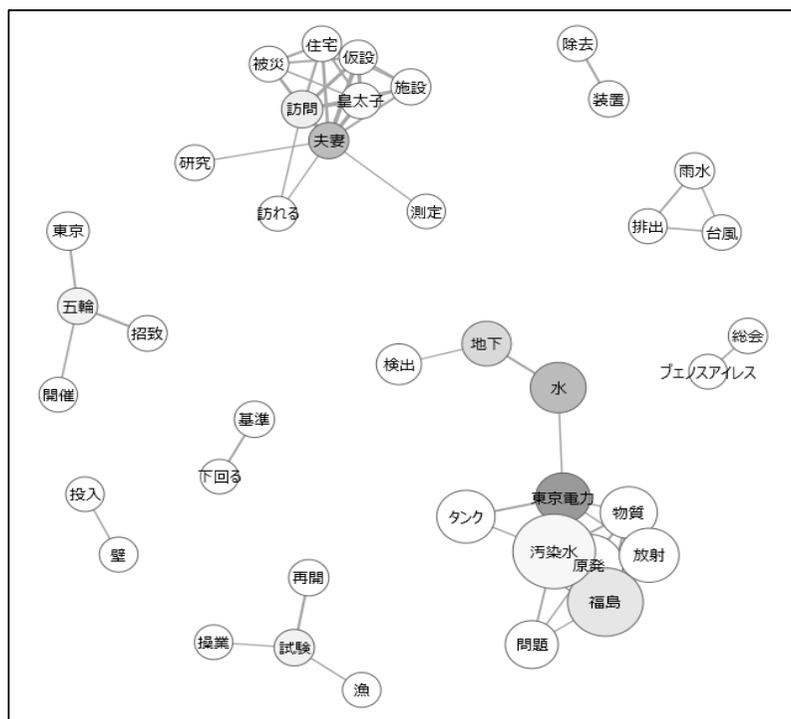
前節で確認してきたように、この前の月に福島第一原発における汚水タンク漏れ事件が発覚する。したがって、この件に関するトピックが増えているのは当然であろう。またこの月は季節柄もあつたか、汚水タンクの漏洩における台風の影響もトピックとして浮上している。しかし、ここで重要なのは、「放射」というキーワードに絡んでこれまでとは違った語句が浮上してきていることであろう。左上には、東京五輪招致に関するブロックと、皇太子夫妻が被災地を訪問したことを示すブロックが浮上している。共起関係のブロックの数は多いものの、内容的に見ればこれまでとはその質が明らかに違っていることは一目瞭然である。つまり、原発報道に関するトピックも、この時期になるとかなり「ワイドショー」的なものに近づいていくのである。原発事故に直接関連する「放射」問題はむしろ背景化し、話題性のある時事的関心事項に、逆に「放射」がぶら下がっているような構図として解釈できるかもしれない。

以上、件数の多かった月をケース・スタディとして、そこで用いられている語句の変化を見てきた。対応分析、対応コード分析とは違い、細かい期間で別の手法を用いてみると、単に「放射」をキーワードにしたといっても、福島第一原発事故に直接関係していたものから、事故以降の原発のこれからを問う問題系へ、さらには別の箇所で行った原発事故のピックアップ、あるいはかなり与件の話題へと共起関係が変化してきていることがわかる。つまり、3年間という期間を全体としてみれば、震災・原発を取り巻く全般的な事項は一貫して取り上げられ、大きな流れの中で変化していく傾向にあり、一方、月別に細かく見ていくと、その時々に応じて取り上げる事項も細かく変化していることがわかる。

この変化はおそらく、取り上げるトピックの、質的な意味でのレイヤーに関係していると思われる



【図 6：2013 年 5 月】



【図 7：2013 年 9 月】

る。対応分析ならびに対応コード分析で抽出された語句群は、いわば3・11以降、人々が原発問題に関連して一般的に抱く関心事といっても良いものだろう。それらはある意味、問題系を共有しながら、時節と時々のある出来事に応じてゆっくりとシフトする。一方、その下位層にある月ごとのトピックは、社会を取り巻くアップ・トゥ・デートな出来事と関心事に、否応なく結びつく。つまり生活情報番組における「放射」報道は、全体としては3・11以降の原発アジェンダを継承しつつも、より個別な局面で検討していくと、その時々によって話題性のある関心事に強く相関しながら、内容を微妙に変えつつ取り上げられているのである。

4. おわりに — テレビ・アーカイブの可能性と課題

ところで、このような分析の意義は、どのようなどころに見出せるのだろうか。以下では理論的な側面からもう一度これらをまとめ、さらにアーカイブを分析することのもつ可能性と課題について、指摘しておきたいとおもう。

R・ウィリアムズはその著書“Television”において、テレビ特有の番組形式のことを「混合された新しい形式 (mixed and new forms)」と呼んでいる。テレビのプログラムには、ニュースをはじめ、ディスカッション、教育、映画、スポーツ、気晴らしや娯楽など、様々な形式が存在していることは自明であろう。しかしその構成の仕方は、新聞や雑誌のように、それぞれのトピックが単独で配置されるよう構成されているわけではない。むしろこうした既定の形式に多くを依りつつも、それらを混合させた形式が、量的に質的にも拡張しており、それこそがテレビ特有の番組形式となっているわけである (Williams, R, 1975, pp69-76)。

さらにそれは、テレビ特有の「流れ (flow)」のなかで構成されていく。テレビのプログラムは、新聞や雑誌の記事、あるいは映画のように、それぞれが単独で成立しているわけではない。むしろ

内容的にも時間的にも、あるいは放送局それぞれのあいだにあっても、一連の情報の束となって、家に居ながらにしてそれらを利用するということになる。したがってテレビにおけるプログラムのシーケンスは、どの番組がどの時間枠に「分配」されているかという固定的概念として捉えるべきでなく、むしろ動的な一連の「流れ」の中で捉えることが必要となる (Williams, R, 同, pp87-96)。

そしてそれはとりもなおさず、「人為時事性」の問題へと結びつく。J・デリダは現代の情報テクノロジーとアクチュアリティの相関について、以下のように指摘する。

アクチュアリティは所与ではなくて、能動的に生産され、選り分けられ、投資されているし、人造の (factice)、つまり人為的な (artificiel) たくさんの装置によって遂行的に解釈されている。… (略) …「アクチュアリティ」が参照する「現実 (性)」が、いかに単独的で、還元不能な、頑固で、つらいもの、悲劇的なものであり続けようとも、「アクチュアリティ」は虚構の送り状を通して私たちのもとに到来する (Derrida & Stiegler, 1996 = 2005, p10)

こんにち、複雑な現実を理解しようとする上では、メディアの存在は切っても切りはなせない。だから、ここでいわれるようなアクチュアリティが、デリダの言うように、たとえ「虚構の送り状を通して私たちのもとに到来する、能動的に生産され、選り分けられ、投資されているもの」だとしても、人はある程度のステレオタイプを受け入れざるを得ないだろう。しかし、そのアクチュアリティをそのまま受け入れてしまうことと、一体どのような構造を伴って現前しているかを問うこととは、まったく別の問題である。

小林はデリダのこうした「人為時事性」を、ウィリアムズの「流れ」と重ね合わせながら、「出来事をめぐる支配的な政治的経済的状況、あるい

は世論や価値観などと結びついたニュースの物語を作り出すような、広範に共有可能で、しかも完結した運動イメージ」として再定義する（小林：2010:p172）³⁾。「人為時事性」のアクチュアリティは、その時々でしか通用しないような、単発的な出来事なのではない。むしろそのひとつひとつは、ウィリアムスのいうテレビ的「流れ」の中で、やがて束となり、大きな物語を生み出す契機となるものとして存在しているのだ。

時事的に重要な出来事であればあるほど、束の間に経験されても不可抗的な意味としての出来事となって一瞥の眼差しに生成し、しかも反復されなければならない。逆に、一瞥の眼差しに生成する不可抗的な意味としての出来事が、反復して表象されることで、その時事的な重要性は増す。（小林、同）

様々なジャンルの情報が矢継ぎ早に盛り込まれることで成立している生活情報番組は、まさにウィリアムスの言う意味での「混合された様式」として定位できるだろう。芸能・エンタメ・グルメなどの様々な情報に混じって、報道はフラッシュニュースとして現れる。そしてそれは、各テレビ局のプログラム・シーケンス、そして放送時間という「流れ」の中に係留し、反復される。さらには小林の言うように、まさに人々の「一瞥の眼差し」によって認知され、記憶としてとどまることで、その重要性を増していくのである。

ただしここで言われる「反復」は、単純にまったく同一なものを繰り返しているわけではない。「反復」と「人為時事性」の関係について、デリダは以下のようにも指摘している。

ひとびとは類似のもの (l'analogue) と同一的なもの (l'identique) を混同する。「反復するものはちょうど同じものだ、まったく同じことだ」というわけである。否。ある繰り返し可能性（反復のなかの差異）によって、回帰するものはそれでもやっぱりまったく別

の出来事でありつづけるのだ（p42）

本稿がこれまで検討してきた事例は、最終的に、このデリダの指摘にたどり着く。「放射」というキーワードひとつとってみても、生活情報番組のなかで日々流れるフラッシュニュースの内容は変化していたのであった。半年という時間枠においては、関心を集める事項は大きな流れのなかでゆったりと変化し、一方月ごとに見ればその時々特徴的な、突発的な事例に重ね合わされながらトピックが形成されていた。たしかに、生活情報番組の中で流れるフラッシュニュースは散発的であり、「一瞥の眼差し」のなかで、何気なく印象に残る感は否めない。しかし、だからといってそれを単に「原発事故関連のニュース」として視聴することは、出来事における差異の抽象化と概念化、ひいては同一化を招いてしまうだろう。「反復のなかの差異」に気づくこと、そこに眼を向けること、さらにはそうした差異が「同一的なもの」と見なされてしまうロジックを究明すること。こうした作業の積み重ねが、まさに出来事と、報道におけるアクチュアリティの人為時事性をつきとめる、端緒になっていくのだと考える。

* * *

以上、本稿は生活情報番組における「放射」報道をキーワードに、分析を進めてきた。若干まわりくどい表現になるが、本稿の内容を端的にいうと、震災報道番組のアーカイブ・メタ・データを利用し、生活情報番組の中から「放射」というキーワードに的を絞って、そこで取り上げられる内容的な偏差を、使用される語句のレベルで見てきたことになる。

これまで、テレビのコンテンツ研究というものは、一般的に番組単位でおこなうのが主流であった⁴⁾。それは、録画機器のキャパシティに限界があり、たとえその限界をクリアしてきたとしても、研究者が個人で全ての番組を閲覧・分析し、研究として成立させるにはコンテンツの量が多すぎたからである。

しかし、メタ・データは違う。ひとつのプロジェクトとして、放送された全ての番組内容を言語化し、保存していくことが可能ということは、それを素材に大きな時間枠の中で、テレビが取り上げた内容を検討することが可能となる。番組を保存し、アーカイブとして残し、そこに言語情報をインデックスとして残すこと、そしてその言語情報を頼りに分析を進めることは、まさにウィリアムスのいう「流れ」の中で、テレビが多様な出来事に対してどのような内容を構成しているのか検討する手がかりとなるだろう。

一方、ここには課題もある。メタ・データはあくまで番組・コーナーの要約であって、番組そのものではない。また、そうしたデータを分析することは、語句の抽出過程を通じ、トピックの変遷を追うことは可能だが、そうした語句がそれぞれの場面で、どのようなコンテキストの中で語られたのかについては究明できない。筆者が今回、本稿で「言説」というタームをいっさい使用しなかった（できなかった）のは、そのためである。したがってここまでの分析段階では、映像として何が映され、誰が何を語り、そうした映像が他の何と接合され、あるいは分断しているのか、そこまでは追求できないのである⁵⁾。

ただしこうしたことも含めて、分析の視野を広げていくことが、アーカイブを構築することの意味なのだと思う。比較的大きな時間の経過のなかで、使用される様々な語句の位相を措定すること、そしてそこから、実際の映像と、そこにおける「語り」を検討し、それぞれの言説がどのような連関のなかで発動されているかを考察すること。両者が合わさったときにはじめて、テレビ的「流れ」の中で、一体何が語られたのかが指摘できるのだと考える。後者の論点を今後の課題とすうえで、本稿を閉じたいとおもう。

注

- 1) 筆者が確認したものとして、初期報道における研究として遠藤（2012）、伊藤（2012）など、比

較的ながいスパンでの研究は三浦（2012）、松山（2012）をあげておく。

- 2) ただし、2014年の最終期間は、7月までのデータを使用している。
- 3) 小林はこの論文において、本論が示したウィリアムス、デリダの議論からドゥルースの議論を接合し、映像の運動イメージ、時間イメージにまで言及している。しかし、のちに本論で述べるように、本稿においては、今回はメタ・データのみを対象として取り扱っており、映像そのものまでの分析には至っていない。このような理由より、本稿では小林の指摘する映像の運動イメージ、時間イメージについては取り扱わなかった。これについては今後の課題とし、映像分析をおこなう際、改めて検討したい。
- 4) 本稿が影響を受けた震災映像の分析として、遠藤（2012）を挙げておきたい。遠藤は、『「正統的」ドキュメンタリー以外での震災の語り』に注目し、いわゆるリアリティテレビ（バラエティとドキュメンタリーが折衷したもの）を分析している。リアリティテレビは、番組の登場者が市井の人々であるところに特徴があり、制作者の視点だけではなく、人々との双方向性を基盤として構成されている。それは素人である「出演者たちの、素のままの振る舞いや感情の動きを提示し、視聴者の興味や関心と呼ぼうとするもの」（p222）であり、そこから「視聴者が自分の問題として災害をとらえ直す契機になる可能性も拓いている」（p226）ということになる。それは「正統なドキュメンタリー」から漏れてしまいそうな言説をすくいあげるという意味で、極めて重要であるということなのだろう。その意味で、結論として遠藤は『「ジャンル」は作品の質を決定しない』と述べている。この遠藤の指摘に本稿はかなり刺激を受けているが、遠藤の分析はウィリアムスのいう「混合された様式」としてのプログラムは分析射程には入っているものの、本稿の指摘する「流れ」の分析までには至っていないと思われる。これも、これまでのコンテンツ研究の限界を示すものであろう。
- 5) この課題の指摘は、筆者が西田善行とともにおこなった、マス・コミュニケーション学会 2014年度秋期研究発表会 ワークショップ 13 『テレビが記録した「震災」「原発」の3年 — 震災関連放送アーカイブの可能性と課題』（於：東洋大学）において、東海大学の水島久光先生、帝京大学の山口仁先生より頂いた指摘にもとづいている。この場をお借りして、お礼を述べておきたい。

文献

- ・ 遠藤薫, 2012, 『メディアは大震災・原発事故をどう語ったか: 報道・ネット・ドキュメンタリーを検証する』, 東京電機大学出版局
- ・ Derrida, J et Stigler, B. 1996 = 2005, "Echographies de la Television", 原宏之訳, 『テレビのエコグラフィー』, NTT 出版
- ・ 樋口幸一, 2014, 『社会調査のための計量テキスト分析 内容分析の継承と発展を目指して』, ナカニシヤ出版
- ・ 石田佐恵子, 1998, 『有名性という文化装置』, 勁草書房
- ・ 伊藤守, 2012, 『ドキュメント テレビは原発事故をどう伝えたのか』, 平凡社
- ・ 小林直毅, 2010, 「メディア表象の不可抗性とテレビ的イメージ」, 『社会志林』, 法政大学社会学部学会, pp163-176
- ・ 松山秀明, 2013, 「テレビが描いた震災地図 — 震災報道の「過密」と「過疎」」, 丹羽美之・藤田真文編, 『メディアが震えた The Media Quaked: テレビ・ラジオと東日本大震災』, 東京大学出版, pp73-117
- ・ 三浦伸也, 2012, 「311 情報学の試み — ニュース報道のデータ分析から」, 高野明彦 吉見俊哉 三浦伸也, 『311 情報学 メディアは何をどう伝えたか』, 岩波書店, pp33-114
- ・ 西田善行, 2014, 『テレビが記録した「震災」「原発」の3年 — 震災関連放送アーカイブの可能性と課題』, マス・コミュニケーション学会 2014 年度秋期研究発表会 ワークショップ 13 レジューメ
- ・ Williams, R., 1975, "Television Technology and cultural form, (Second edition published 1990)", Routledge
- ・ 山田健太, 2006 = 2014, 「揺れる! パラエティと報道の境界」, NPO 法人 放送批評懇談会編, 『放送批評の50年』, 学文社, pp803-810

加藤 徹郎 (カトウ・テツロウ)
法政大学兼任講師

『サステナビリティ研究』 投稿規定・執筆要領

2010年5月1日施行
2010年7月20日改訂
2013年7月31日改訂
2014年8月6日改訂

1. 学術誌『サステナビリティ研究』について

本誌は横書き・B5サイズの体裁をとり、i) 編集委員会の企画によるもの、ii) 投稿論文からなるもの、の二部構成をとる。前者(i)は主に“特集論文”の形式をとり、編集委員会が執筆を依頼するものや、「サステナビリティ研究所」が主催するシンポジウムなどの記事などが収録される。後者(ii)は、“投稿論文”の形式をとる。

2. 投稿論文について

a) 投稿条件

投稿論文の著者に関する条件は、特に設けない。

b) 投稿可能な記事区分

① 研究論文

「研究論文」とは、“サステナビリティ”に関わる研究をまとめた論文である。研究の目的、方法、結果などが明示され、学術的価値あるいは応用的価値が高く、記事に実証性や独創性が認められるものとする。

② 総説論文（レビュー）

「総説論文（レビュー）」とは、“サステナビリティ”に関わる知見をまとめた論文であり、議論の前提、論理展開、結論が明示されたものである。その対象は学術論文のみならず、特定の課題に対する研究・政策の動向、市民活動や地域の動向なども対象とする。

③ 研究ノート・報告

「研究ノート」、「報告」とは、“サステナビリティ”に関わる学術研究、調査、技術開発、計画・設計、社会的実践などを、必ずしも学術的記述にとらわれず自由なスタイルで展開するものである。これらは研究や実践の中間報告、あるいは構想段階での問題提起の性格を有し、記事に独創性や将来性が認められ、速報することで学術的、社会的意義を伴うものとする。

c) 投稿記事の執筆に際しての注意

投稿については特に分野の制限を設けないが、本誌が“サステナビリティとは何かを考究する”という学術誌として、多様な人々に幅広く読まれることを想定した執筆を求める。

また「サステナビリティ研究所」では、ニュースレターやワーキングペーパーも発行している。内容に応じて、これらの媒体の利用も検討されたい。

3. 投稿要領

a) 提出方法

法政大学「サステイナビリティ研究所」の編集委員会事務局 (sus.edit@ml.hosei.ac.jp) 宛に Eメールで提出すること。図表などの情報量が多い場合は、ファイル転送サービス等の利用も検討すること。

b) 投稿期限：9月30日

期限までに投稿された原稿でも、審査の結果次第では収録が見送られる可能性がある。

c) 提出物

以下、3点の提出を求める。

① 投稿論文

※ Microsoft 社の Word で提出すること。Word で提出できない場合は、編集委員会に相談すること。
※ 英文要旨は、英語に長けた者のチェックを受けること。

② 図・表・写真

※ レイアウトは印刷業者が行うため、十分な解像度と画質を持ったオリジナルファイルも提出すること。
※ 図、表、写真のファイル名は、“図 1 (著者名)”、“写真 1 (著者名)” などとすること。
※ 図、表、写真は、Jpeg、Ai、Psd など汎用性の高いファイル形式 (拡張子) で提出すること。
これらに変換ができない時は、編集委員会に問い合わせること。

③ 投稿者情報カード

※ 「サステイナビリティ研究所」のホームページに掲載されたフォーマットに記載すること。

d) 査読プロセス

編集委員会が選定した査読者 2 名が査読を原則 2 回行い、査読結果に基づいて編集委員会が採録を決定する。採録決定後は内容の変更は原則的に認めず、誤植の修正程度にとどめる。

4. 投稿における諸注意

a) 二重投稿の禁止について

投稿は未発表のものに限る。また他の学術雑誌で査読中であるものの投稿を禁ずる。ただし以下(①-③)については、投稿記事とともに、それに関わる一連の発行物を提出した上で、編集委員会の判断により投稿を認める。

- ① 他学会、各種シンポジウムや研究発表会、国際会議などで発表されたもので、査読付きでないもの。
- ② 大学の紀要、研究機関の研究所報告など、部内発表されたもの。
- ③ 国、自治体、各種団体における委託調査・研究の成果報告書として発表されたもので、かつ著作権上支障がないもの。

b) 論文の採否について

原稿の採否は、本誌の編集委員会が選定する審査員の査読を経て、編集委員会が決定する。

c) 著作権について

掲載論文の著作権は原著者が保有する。他の媒体に転載 (外国語訳を含む) する時は編集委員会に連絡すること。

d) 論文の別刷りについて

著者グループに別刷りは 30 部を進呈する。なお増刷には応じない。

e) 掲載紙の Web 公開について

論文の掲載誌は、PDF 等のかたちで Web で公開することがある。この場合、当該公開について承諾されたものとする。

5. 執筆要領

a) 書式

本文は横書きとする。1頁は40列×25行（1頁：1000文字）とし、本文は、図、表、写真、参考文献、注釈を含めて20頁（20,000字）以内とする。

b) 論文構成

論文構成は“節・項”立てとし、半角数字を用いて、見出しを付けること。

c) 投稿論文の頁構成

1頁目 「和文タイトル」、「著者名」、「著者の所属機関」、「e-mail アドレス」を記載する。

「謝辞」を載せる場合は、本文に記載せず、1頁目の末尾に入れる。

2頁目 「英文タイトル」、「英文要旨」（300語程度）、「英語キーワード」（5個まで）を記載する。

3頁目 「和文タイトル」、「和文要旨」（600文字程度）、「和文キーワード」（5個まで）を記載する。

4頁目 「本文」は4頁目から記し、本文は20頁以内（23頁目まで）とする。

d) 表、図、写真について

※ 図、表、写真は、それぞれ“通し番号”と“タイトル”を付ける。表では“上”に明記し、図、写真で“下”に明記する。

※ 図、表、写真のファイル名は、“図1（著者名）”、“表1（著者名）”、“写真1（著者名）”などとする。

※ 本版は通常モノクロ・B5サイズで刊行されることを留意し、解像度、白黒の濃淡、コントラストなどに注意する。

※ なお写真や図表のカラー出力を希望する場合は、編集委員会と問い合わせること。カラー印刷に伴う費用、著者に実費程度の負担を求める。

※ 図、表はモノクロで提出する。

※ 写真はカラーで提出すること。写真のモノクロ化・調整は印刷業者が行う。

e) 脚注について

脚注は章毎に分割せず、論文末尾で一括して記載し、1)、2)…と通し番号をつける。

f) 文献の引用について

本文中での引用文献は、「著者名（年号）」と記すこと。ただし文末に引用する場合は、“本文（著者名，年号）句点”とする。同一著者の文献は、刊行年順に並べ、同じ年号の引用文献が複数ある場合は、“著者名（年号 a）”などと小文字のアルファベットを補うこと。

文献リストは和洋混在の形式とし、著者のファミリーネームの“アルファベット順”とする。和文文献のみ の場合は、“あいうえお順”とする。

g) 引用文献のまとめ方

①論文の引用文献の書き方

【海外文献】著者名，発行年，“論文名，” 掲載雑誌名(イタリック体)，巻(号): 掲載開始頁 - 終了頁 .

o Nishiumi, H. and T. Kubota, 2007, "Fundamental Behaviour of Benzene-CO₂ Mutual Diffusion Coefficients in the Critical Region of CO₂," *Fluid Phase Equilibria*, 261: 146-151.

【和文】著者名，発行年，「論文名」『掲載雑誌名』 巻(号) : 掲載開始頁 - 終了頁 .

・ 牧野英二, 2006, 「カントと崇高の哲学」 『思想』 990: 4-29.

②著書の引用文献の書き方

【海外文献】著者名，発行年，書名(イタリック), 出版都市名 : 出版社名 .

o Kawamura, Tetsuji, 2010, *The Hybrid Factory in the United States The Japanese-Style Management and Production System under the Global Economy*, New York: Oxford University Press.

【和文】著書名，発行年，『書名』出版社名．

・陣内秀信，1992，『東京の空間人類学』 筑摩書房．

③単行本に収録された論文の引用文献の書き方

【海外文献】著者名，発行年，“論文名，”編著者名 ed.，書名（イタリック），出版都市名：出版社名，掲載開始頁 - 終了頁．

0 Nagata, T., F. Kumagai, and T. Sano, 2001, ‘ ‘The regulation of the cell cycle in cultured cells,’ ’ Francis, D. ed., *Plant Cell Cycle Interface*, Sheffield: Sheffield Academic Press, 74-86.

【和文】著者名，発行年，「論文名」編者名編『書名』出版社名，掲載開始頁 - 終了頁．

・船橋晴俊，1999，「環境問題の社会学的研究」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊編著『講座環境社会学 第1巻 環境社会学の視点』有斐閣，29-62.

④インターネットの情報の引用の仕方

【外国語サイト・和文サイト】著者・サイト運営者名，最新更新年，「記事のタイトル」，サイト名，（参照年月日，URL）

・法政大学サステナビリティ研究所，2010，「設立記念シンポジウム サステナビリティ 研究のフロンティア」，法政大学サステナビリティ研究所のホームページ，（2010年5月11日参照，<http://research.cms.k.hosei.ac.jp/sustainability/node/86>）.

6. 付則

a) 投稿規定・執筆要領の改訂について

本投稿規定は、法政大学「サステナビリティ研究所」の編集委員会の審議に基づき、改訂 することができる。

b) 問い合わせ先

本投稿規定・執筆要領について問い合わせ事項がある場合は、法政大学サステナビリティ研究所の編集委員会事務局（sus.edit@ml.hosei.ac.jp）に問い合わせること。

投稿規定・執筆要領 2010年5月1日施行
2010年7月20日改訂
2013年7月31日改訂
2014年8月6日改訂

『サステナビリティ研究』編集委員会

委員長：長谷部 俊治（サステナビリティ研究所兼任研究員／法政大学社会学部 教授）

事務局：松尾 隆佑（サステナビリティ研究所 リサーチアシスタント）

ISSN 2185-260X

サステナビリティ研究
Vol.5

2015年3月15日 発行

発行 法政大学サステナビリティ研究所 所長 増田正人
編集 法政大学サステナビリティ研究所 編集委員会事務局
〒194-0298 東京都町田市相原町 4342
法政大学 多摩キャンパス 図書館・研究所棟（3号館）5階
sus.edit@ml.hosei.ad.jp（担当：長谷部俊治、松尾隆佑）
印刷 朝川印刷株式会社